LOCA 時注水機能喪失

1. 事故シーケンスグループの特徴、炉心損傷防止対策	
(1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス	
(2) 事故シーケンスグループの特徴及び炉心損傷防止対策の基本的考え方	2. 6–4
(3) 炉心損傷防止対策	
2. 炉心損傷防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	2. 6–26
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b.操作条件...................................	
(3) 操作時間余裕の把握	2. 6–33
4. 必要な要員及び資源の評価	
5. 結論	2. 6–36

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(炉心損傷防止対策の有効性評価:LOCA時注水機能喪失)

- 1. 事故シーケンスグループの特徴、炉心損傷防止対策
- (1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの妥当性について	
1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンスは、「I 事故シーケン	1)事故シーケンスグループ「LOCA時注水機能喪失」における事故シーケンスは、以下の4つであり、PRA側の評価結果と一致していることを確認した。
スグループ及び重要事故シーケンス等の選定について」においてに示	· 小破断 LOCA + 高圧注水失敗 + 低圧 ECCS 失敗
されている各事故シーケンスと一致していることを確認する。	· 小破断 LOCA+高圧注水失敗+原子炉自動減圧失敗
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	· 中破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· 中破断 L0CA+HPCS 失敗+原子炉自動減圧失敗
	また、事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」について、LOCA を起因とする事故シーケンスとして以下の 2 つがあり、PRA 側の評価結果と一
	致していることを確認した。
	· 小破断 LOCA+崩壞熱除去失敗
	· 中破断 LOCA+崩壞熱除去失敗
	· 大破断 LOCA + 崩壞熱除去失敗
	なお、大破断 LOCA を起因とする事故シーケンスについては、炉心損傷を防止することができないため、格納容器破損防止対策を講じて、その有効性を確認
	することを確認した。

(添付書類十 追補 2 Ⅰ 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 1-8 表 重要事故シーケンス等の選定」)

事故シーケンス	事故シーケンス	対応する主要な炉心損傷防止対策	重要事故シーケンスの選定の考え方	選定した重要事故シーケンスと選定理由
グループ	(◎は選定した重要事故シーケンス)	(下線は有効性を確認する主な対策)	a b c d 備考 (a:系統間機能依存性, b:余裕時間, c:設備容量, d:代表性)	速化した里安争収シーケンへと速ル項田
	①小破断LOCA+高圧注水失敗 +低圧ECCS失敗		低 低 高 低 <aの観点> LOCAについては、系統間機能喪失の依存性が低いことから、「低」とした。</aの観点>	【重要事故シーケンスの選定】 着眼点 b, c の評価結果より, ③の事故シーケンスが最も「高」が多いことから, ③「中破断LOCA+HPCS失敗+低圧ECCS失敗」
LOCA時	②小破断LOCA+高圧注水失敗 +原子炉自動減圧失敗	・手動減圧・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系・原子炉補機代替冷却水系	(bの観点>中破断LOCAを起因とする事故シーケンスは、破断面積が大きいことより流出流量が多く、事象進展が早いことから「高」とした。また、小破断LOCAを起因とする事故シーケンスについては、中破断LOCAに比べて破断面積が小さいため「低」とした。	を重要事故シーケンスとして選定した。 なお、以上に加え、審査ガイド記載の解析条件 (「低圧注水機能として低圧ECCSの機能喪失を 仮定する」)、また、原子炉自動減圧失敗及び 崩壊熱除去機能喪失の重畳を考慮し、有効性評 価においては、 ③「中破断LOCA+HPCS失敗+低圧ECCS失敗」 +原子炉自動減圧失敗+崩壊熱除去機能喪失 について対策の有効性を確認する。
注水機能喪失	◎ ③中破断LOCA+HPCS失敗+低 圧ECCS失敗	・原子炉格納容器フィルタベント系・常設代替交流電源設備・所内常設蓄電式直流電源設備	減圧に用いるSRVは十分な台数が備えられている一方、低圧注水の代替となる設備は、注水設備容量が低圧ECCSに比べ少ないため、低圧ECCS失敗を含むシーケンスを「高」とし、原子炉自動減圧失敗を含むシーケンスを「中」とした。 <dの観点> 事故シーケンスグループの中で最もCDFの高い事故シーケンスについて、「高」とした。また、</dの観点>	【重要事故シーケンスの包絡性】 ・配管破断規模の大きさの観点では、中破断 LOCAの方が水位の低下が早く、厳しい事象と考 えられるため、①の事故シーケンスは、重要事 故シーケンスに包絡されている。 ・②、④の事故シーケンスについては、原子炉 自動減圧に失敗している点が、③の事故シーケンスと異なる。「原子炉自動減圧失敗」につい
	④中破断LOCA+HPCS失敗+原子炉自動減圧失敗		事故シーケンスグループのうち最もCDFの高い事故シーケンスのCDFに対して10%以上の事故シーケンスについて、「中」とし、10%未満の事故シーケンスについて、「低」とした。	ては、重要事故シーケンスにおいて重畳を考慮しているため、重要事故シーケンスに包絡されている。

(2) 事故シーケンスグループの特徴及び炉心損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性	
について 1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとなっているか。 (i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要となる対策の観点から、事故シーケンスグループ全体の特徴を代表していることを確認するとともに、対策を講じない場合の炉心損傷に至る事象進展を確認する。	1) (i) 本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、中小破断 LOCA の発生後、高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失し、破断箇所からの原子炉冷却材の流出により原子炉水位が低下し、炉心損傷に至ることを確認した。具体的には、「原子炉の出力運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の中小破断の発生後、高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失することを想定する。このため、破断箇所から原子炉冷却材が流出し、原子炉水位が低下することから、緩和措置がとられない場合には、原子炉水位の低下により炉心が露出し、炉心損傷に至る」ものであり、事故シーケンスグループ全体の特徴を代表したものとなっていることを確認した。また、低圧注水機能喪失を想定することから、あわせて残留熱除去系機能喪失に伴う崩壊熱除去機能喪失等を想定することを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、事故シーケンスグループの特徴を踏ま えて必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態 に向けた対策を分けているか確認する。	(ii) 上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、 <mark>炉心損傷を防止するためには、原子炉圧力容器を強制的に減圧するとともに、代替注水設備により低圧注</mark> 水を行い、炉心を冷却する必要がある。さらに、原子炉格納容器内を冷却し、原子炉格納容器からの除熱を行う必要があるとしていることを確認した。 本事故シーケンスグループの特徴を踏まえた対策に必要な機能は、原子炉圧力容器を減圧する機能、炉心を冷却する機能であり、具体的な初期の対策として、逃がし安全弁の手動開操作により原子炉を減圧し、原子炉減圧後に低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)により炉心を冷却する対策により、炉心損傷を防止する必要があることを確認した。また、安定状態に向けた対策としては、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却及び原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系による原子炉格納容器除熱を実施する必要があることを確認した。

(3) 炉心損傷防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ全体における対策(設備及び手順)の網羅性	
及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について	
1)事故シーケンスグループ内のその他のシーケンスでの対策も含めて、	1)
手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基	
準への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。	
(i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するま	(i) 本事故シーケンスグループでは、LOCA の発生及び高圧・低圧注水機能の喪失を判別する必要があるが、これを判別するための計装設備として、対策に
での時間遅れ等を考慮していることを確認。	必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7.1.6-1 表「LOCA 時注水機能喪失」の重大事故等対策について」にお
	いて、LOCA 発生及び高圧注入機能の喪失に係る計装として、原子炉水位(広帯域)、高圧炉心スプレイ冷却系ポンプ出口流量等が挙げられていること
	を確認した。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発生から 10 分間としていることを確認した。
(ii) 初期の炉心損傷防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii)本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴を踏まえ、初期の炉心損傷防止対策として、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器
	の減圧及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却を実施する。このため、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タン
	ク、軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ及び復水貯
	蔵タンクを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の対策である逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧に係
	る手順については、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心
	の冷却に係る手順については、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において整備されてい
	ることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タン
	クローリ、逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ及び復水貯蔵タンクが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬
	設備及び関連する計装設備は「第 7. 1. 6-1 表「LOCA 時注水機能喪失」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、
	計装設備については(iv)で確認する。
(iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	
	冷却を継続するとともに、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を実施する。その後、原子炉格納容器からの
	除熱を実施する。この場合、低圧注水機能を有している残留熱除去系が機能喪失していることから、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベ
	ント系のいずれかを用いる。このため、大容量送水ポンプ(タイプI)、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タンク
	ローリ、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系を重大事故等対処設備として新たに整備することを確認した。具体的な確認結果は以
	下のとおり。
	① 安定状態に向けた対策である原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器フィルタベント系又は
状態へ導くための対策が整備されていることを確認。	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱については、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び「技術的能力 1.5 最
	終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、大容量送
	水ポンプ(タイプ I)、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タンクローリ、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	圧強化ベント系が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7. 1. 6-1 表「LOCA 時注水機能
	喪失」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
② 炉心の冷却状態、原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持	
されるものであることを確認。最終ヒートシンクへの熱の輸	態を維持できることを確認した。また、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱を開始することで、
送手段が整備されていることを確認。	原子炉格納容器の安定状態を維持できることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
③ さらなる対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定	③ 代替循環冷却系を用いて又は残留熱除去系機能を復旧して除熱を行うことにより、安定状態のさらなる除熱機能の確保及び維持が可能となることが補
状態を維持するための手順や方針が示されていることを確	足説明資料 (添付資料 2.1.1 (別紙 1)) に示されている。
認。	補足説明資料(添付資料 2.6.3)には、本重要事故シーケンスにおける安定状態の定義が次の通り示されている。
	· 原子炉安定停止状態:
	事象発生後、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備を用いた炉心冷却により、炉心冠水が維持でき、また、冷却のための設備がその後も
	機能維持できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合
	· 原子炉格納容器安定状態:
	炉心冠水後に、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備を用いた原子炉格納容器除熱機能(原子炉格納容器フィルタベント系等、残留熱除
	去系又は代替循環冷却系)により、格納容器圧力及び温度が安定又は低下傾向に転じ、また、原子炉格納容器除熱のための設備がその後も機能維
	持できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合
	│ ┃ (iv) 対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第7.1.6-1表「LOCA時注水機能喪失」の重大事故等対策につい
マイン 初州のか心損傷的正列東設備及び女足状態に同じた列東設備を 稼働するための状態監視ができることを確認する。	(W) 対象に必要な常設設備、可識設備及びこれらに関連する計製設備が記載されている「第7.1.0 T 役「LOOM 時径小機能投入」の重大事故等対象につい て」より、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
(BWR LOCA 時注水機能喪失の場合)	C]より、以下の状態血抗に味る設備を手げていることを確認した。
① 原子炉圧力容器の減圧及び炉心の冷却に係る計装設備を確	│ │ ① 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却に係る計装設備として、│
で	・
DIÇY ◇	確認した。
② 原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器からの除熱に係	 ② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却並びに原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原
る計装設備を確認。	子炉格納容器からの除熱に係る計装設備として、ドライウェル圧力、原子炉格納容器代替スプレイ流量、格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)等が挙
	げられていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確	│ │
に示しているか確認する。	(*/ 物類の対象がう文定状态に向けた対象に切り自える末件は以下のとおうであることを確認した。
(BWR LOCA 時注水機能喪失機能喪失の場合)	
① 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	 ① 格納容器圧力が 0.384MPa[gage]に到達した場合、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を実施し、格納容器圧
① 政権に 「フラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一
	れており、初期対策から安定状態に向けた対策への切り替える条件が明確となっていることを確認した。
	10 03 7 、 物物内収が う女足状態に同じた対象 への勢が自える末片が物能となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備して	
いる項目を確認する。	
① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う	① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。
対策が網羅的に記載されていることを確認。	・・・高圧代替注水系起動操作
	· 高圧/低圧注水機能回復操作
	・ 原子炉補機冷却系水及び原子炉補機冷却海水系機能回復操作
	・ 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)以外の注水
	・ 可搬型代替直流電源設備による原子炉減圧
	・ 高圧窒素ガス供給系(非常用)による原子炉減圧

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
	・ 代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧
	・ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による原子炉減圧
	· 原子炉満水操作
	・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却
	・ 原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱(ドライウェル側)
	・ 耐圧強化ベント系による格納容器除熱(サプレッションチェンバ側)
	・ 耐圧強化ベント系による格納容器除熱(ドライウェル側)
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	②「技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	するための手順等」、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.5 最終ヒートシン
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	クへ熱を輸送するための手順等」、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水
に含めていることを確認。	の供給手順等」において、①の実手順が整理されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と整合していることを確 認した。
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操	③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。
作を実施することになっている場合には、回復操作も含めて	
いることを確認。	
(vii)上記の対策も含めて本事故シーケンスグループにおける手順及	
びその着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必	な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備
要な措置を実施するために必要な技術的能力」と整合している	(常設、可搬、計装)については、対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第7.1.6—1表「LOCA時注水機
ことを確認する。	能喪失」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第37条 解釈)	
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	
(炉心の著しい損傷の防止)	
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内	
外の先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2) 対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	2) 追補2「I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について 別紙3表1米国・欧州での重大事故対策に関係する設備例の比較」に
	おいて、炉心冷却、最終ヒートシンク、格納容器注水(格納容器スプレイ)、給水源の各項目について、米国・欧州での対策との比較を行っており、女
	川2号炉の対策は国内外の先進的な対策と同等であることを確認した。
3) 対策の概略系統図は整理されているか。	3)
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	(i)逃がし安全弁による原子炉圧力容器の減圧及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水に関連する設備として逃が
弁が明示されているか確認する。	し安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に示されていることを確認した。また、安定 状態に向けた対策に関連する原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)及びこれらを接続
記載要領(例)	する配管や弁が概略系統図に示されていることを確認した。
・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。	
・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記	

確認結果(女川2号)

原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱実施時に、残留熱除去系等による格納容器の除熱が可能であること、水素・酸素濃度監視が可能

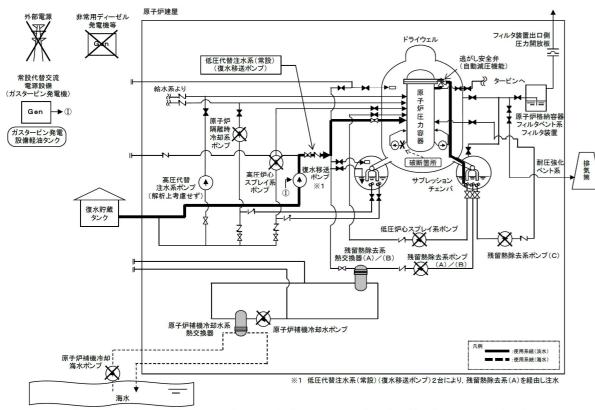
番鱼の税点及の唯総事項	性認結果(女川2号)
載。なお、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概 略系統図で点線囲みされていなくてもよい。	
4) 対応手順の概要は整理されているか。 (i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 ① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わないように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。 記載要領(例) ・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上の設定と解析上の設定がわかるように記載。 ・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等についても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価上は考慮しないことが明確であるように記載。	4) (i) 対応手順の概要フローについて、以下のとおり確認した。 ① 「第7.1.6-4 図「LOCA 時注水機能喪失」の対応手順の概要」の対応手順の概要」において、想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操作確認項目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応手順の概要が整理されていることを確認した。
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていることを確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。	(ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり「第7.1.6-4図「LOCA 時注水機能喪失」の対応手順の概要」及び「7.1.6.1(3) 炉心損傷防止対策」において明確にされていることを確認した。 (i) 事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」に係る判断基準・確認項目等 高圧注水機能喪失: 中央制御室盤にて状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力、ポンプ出口流量等にて機能喪失を確認する。 低圧注水機能喪失及び除熱機能喪失: 中央制御室盤にて状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力等にて機能喪失を確認する。 逃がし安全弁(自動滅圧機能)による原子炉急速滅圧: 高圧・低圧注水機能喪失確認後及び常設代替交流電源設備による交流電源供給後、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)を2台運転とし、中央制御室にて逃がし安全弁(自動滅圧機能)6弁を手動開操作し、原子炉を急速滅正する。 低圧性替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉急速滅圧により、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統圧力を下回ると原子炉注水が開始され、原子炉水位が回復する。原子炉水位は原子炉と速滅圧により、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統圧力を下回ると原子炉注水が開始され、原子炉水位が回復する。原子炉水位は原子炉水位低(レベル3)から原子炉水位高(レベル8)の間で維持する。原子炉格納容器に対り、384MPa[gage]により、格納容器冷却所始:格納容器に対り、384MPa[gage]により、格納容器冷却所始:格納容器に対り、384MPa[gage]により、格納容器冷却所始:格納容器圧力計指示 0.427MPa[gage]到達(格納容器冷却開始:格納容器圧力計指示 0.427MPa[gage]到達(格納容器除熱的開始:格納容器圧力計指示 0.427MPa[gage]到達(格納容器除熱的開始:人原子炉格納容器フィルタベント系格納容器ペント操作を開始する。原子炉格納容器フィルタベント系格納容器ペント操作を開始する。原子炉格納容器フィルタベント系格納容器ペント操作を開始する。原子炉格納容器フィルタベント系格納容器ペント操作を開始する。原子炉格納容器フィルタベント系格納容器除熱停止:

審査の視点及び確認事項

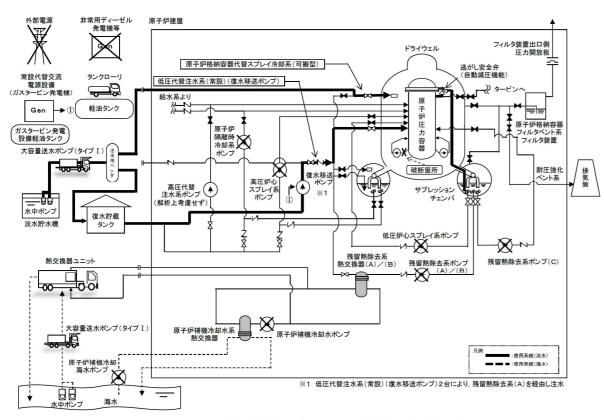
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	であること、及び可搬型窒素ガス供給装置を用いた格納容器内への窒素封入が可能であることが確認された場合は、格納容器ベントを停止する。
5)本事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの対応に必要な要員 について整理されているか。	5)
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時 系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」等を踏まえ、以下のとおり整理されていることを確認した。
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的 に整理されていることを確認。	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と 整合していることを確認。	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していない作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	③ 有効性評価においては、高圧/低圧注水機能喪失に係る調査、復旧操作等には期待しないが実際には行う操作である。このため、これらの操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上されていることを確認した。
④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕 等)を確認。	④ 本重要事故シーケンスの対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理されており、実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。
⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。
記載要領(例)	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)
・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記	6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定
載。 · タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については,原則として,中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点 として,確実な実施のための時間余裕を含め,以下に示す時間で実施するものとして考慮する。
間を含んでいること。	(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。
	a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。
	b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は 手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な時間に基づき 設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
	c. 現場で実施する操作については、個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお、有効性評価における解析の条件設定においては、操作場所までの アクセスルートの状況、操作場所の作業環境等を踏まえて、現場操作に必要な時間を設定する。

(2) 有効性評価における操作時間は、「技術的能力に係る審査基準への適合状況説明資料」で示している操作時間と同一若しくは時間余裕を踏まえて設定す

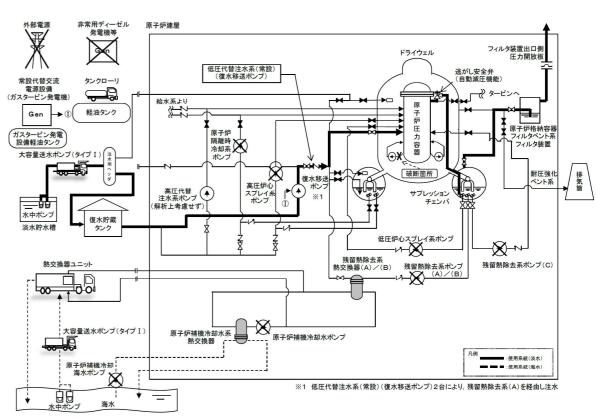
新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)



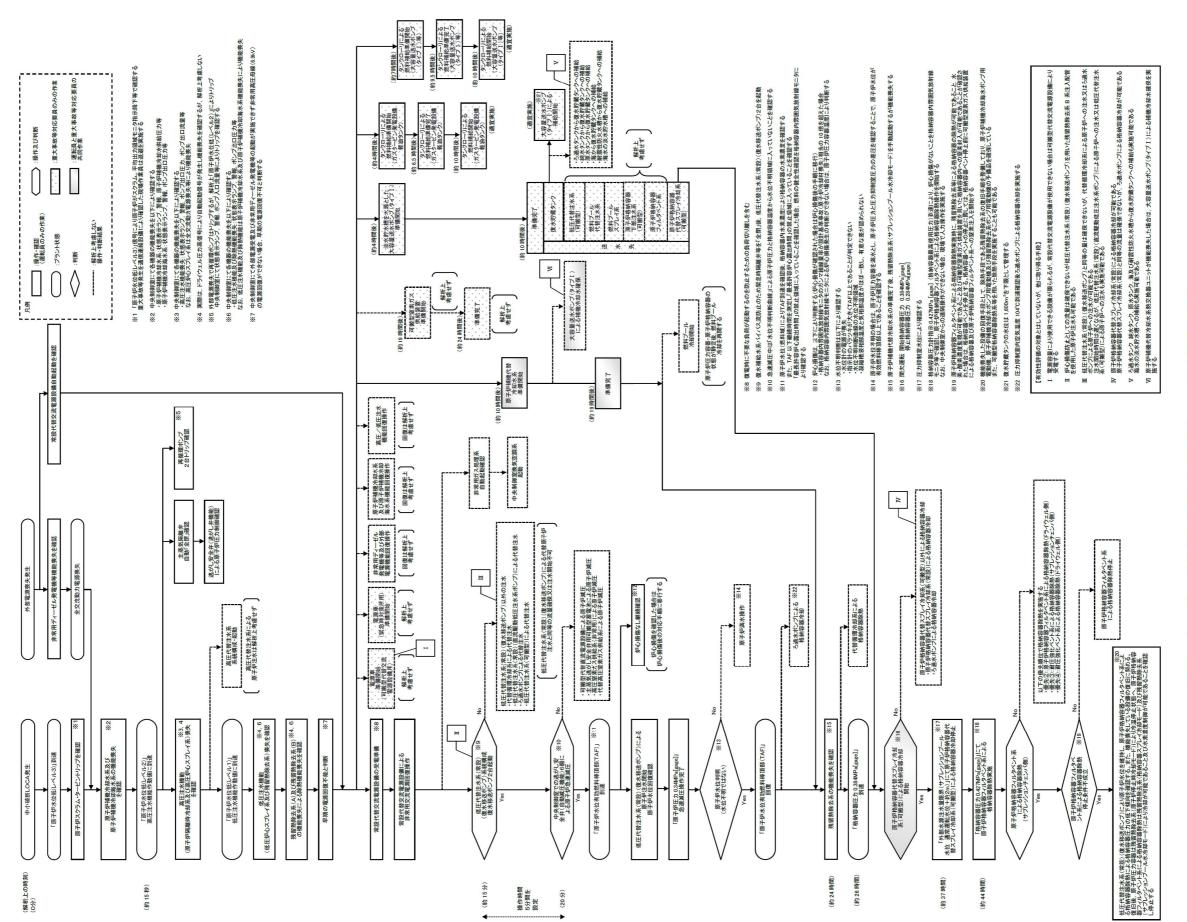
第7.1.6-1 図 「LOCA時注水機能喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (1/3) (原子炉急速減圧及び原子炉注水)



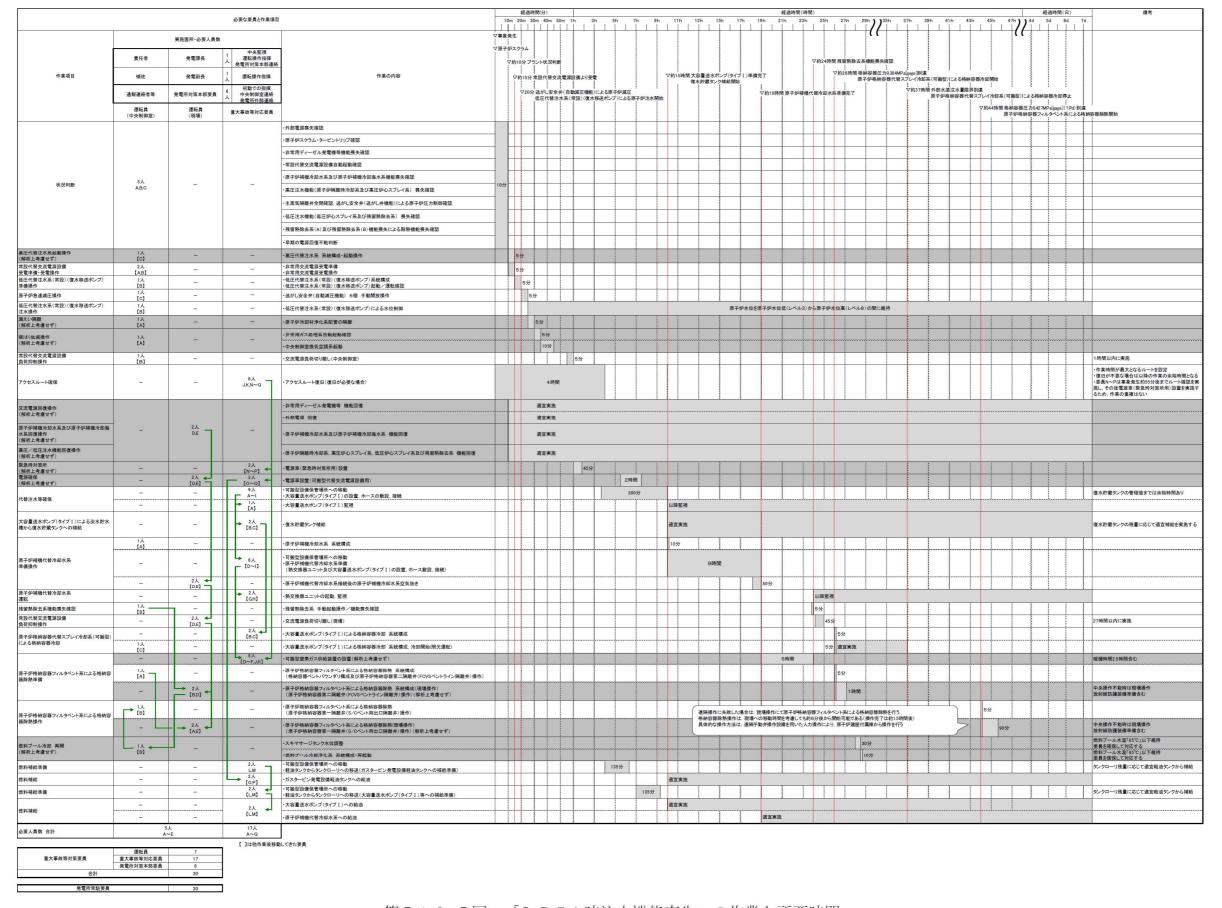
第7.1.6-2 図 「LOCA時注水機能喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (2/3) (原子炉注水及び格納容器冷却)



第7.1.6-3 図 「LOCA時注水機能喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (3/3) (原子炉注水及び格納容器除熱)



第7.1.6-4図 「LOCA時注水機能喪失」の対応手順の概要



第7.1.6-5 図 「LOCA時注水機能喪失」の作業と所要時間

2. 炉心損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

(有効性評価ガイド)

- 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲
- (5) 複数の対策(例えば、常設設備と可搬型設備)がある場合には、 各々の対策について有効性を評価することを基本とする。ただ し、評価条件の包絡性が示すことができれば、包絡条件による有 効性評価で代表してもよい。(例えば、起動に多くの人手及び時 間を要し、かつ、容量が少ない可搬型設備の条件で常設設備の条件 件を包含させる場合。)
- 2.2.3 事故シーケンスグループの主要解析条件等

事故シーケンスグループごとに、炉心の著しい損傷に至る重要な事 故シーケンス(以下「重要事故シーケンス」という。)を選定し、評 価対象とする。重要事故シーケンス選定の着眼点は以下とする。

- a. 共通原因故障又は系統間の機能の依存性によって複数の設備が機 能喪失し、炉心の著しい損傷に至る。
- b. 炉心損傷防止対策の実施に対する余裕時間が短い。
- c. 炉心損傷防止に必要な設備容量(流量又は逃がし弁容量等)が大 きい。
- d. 事故シーケンスグループ内のシーケンスの特徴を代表している。
- 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について
- 1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケン スが適切に選定されているか。
 - (i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した 理由を確認する。
 - 要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も 厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確認。
 - されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故シ ーケンス選定の妥当性を確認している。

- (i) 重要事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
- ① 重要事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重 | ① 選定された重要事故シーケンスは PRA で選定されたシーケンスと同一であることを確認した。
- ② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選定 ② 本事故シーケンスグループの重要事故シーケンスは、「中破断 LOCA + HPCS 失敗 + 低圧 ECCS 失敗」を選定する。(ここで、逃がし安全弁の再閉は成功し ている。)これは、対策の実施に対する余裕時間の観点では、原子炉冷却材の流出流量が多いことから、より厳しい事故シーケンスとして選定すること を確認した。重要事故シーケンスの選定にあたっては、有効性評価ガイド 2.2.3 の着眼点を踏まえ、原子炉注水開始までの時間余裕が短い中破断 LOCA を起因とし、低圧非常用炉心冷却系の機能喪失が重畳する場合である「中破断 LOCA + HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗」を重要事故シーケンスとすることを 確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
 (有効性評価ガイド) 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。 2) 有効性評価ガイド 2.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コードは適切か。(→解析コード審査確認事項へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 	2) (i) 本重要事故シーケンスにおける重要現象として、炉心における崩壊熱、燃料棒表面熱伝達、気液熱非平衡、沸騰遷移、燃料被覆管酸化、燃料被覆管変形、沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、三次元効果、原子炉圧力容器における沸騰・凝縮・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、冷却材放出(臨界流・差圧流)、ECCS 注水(給水系・代替注水設備含む)並びに原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、構造材との熱伝達及び内部熱伝導、気液界面の熱伝達、スプレイ冷却、格納容器ベントが挙げられていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析 する能力があることを確認する。	(ii) 上記(i)で確認した重要現象である炉心における崩壊熱、燃料棒表面熱伝達等を取り扱うことができる SAFER を用いる。また、本重要事故シーケンスでは、炉心露出時間が長く、PCT が高くなるため、この評価に当たっては、輻射による影響が詳細に考慮できる CHASTE を用いる。さらに、原子炉格納容器における各領域間の流動、構造材との熱伝達等を取り扱うことができる MAAP を用いることを確認した。SAFER、CHASTE 及び MAAP の適用性についての具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(有効性評価ガイド) 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「2.2.2 有効性 評価の共通解析条件」及び「2.2.3 事故シーケンスグループの主要 解析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定するものではない。 (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を 適切に考慮する。 3) 有効性評価ガイド 2.2.1(1)及び(3)の要求事項を踏まえ、解析コード及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	3)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本重要事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員等の操作時間に与える影響を評価する方針が示されていることを確認した。
(有効性評価ガイド) 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (6) 格納容器圧力逃がし装置を使用する事故シーケンスグループの有効性評価では、敷地境界での実効線量を評価し、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと(発生事故当たり概ね5mSv以下)を確認する。 1. 被ばく評価について	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1) 有効性評価ガイド 2.2.1(6)の要求事項を踏まえ、対策において格納	1)
容器圧力逃がし装置を使用する場合の敷地境界における被ばく線量	
評価を適切に実施しているか。	
(i) 放射性物質の原子炉格納容器への放出量及びサプレッション・	(i)放射性物質の原子炉格納容器への放出量は、MAAP コード資料に示されていることを確認した。
プールや格納容器圧力逃がし装置の除染係数が適切に設定され	
ていることを確認する。	
(ii) 耐圧強化ベントを使用する場合、その評価も実施していること	(ii) 耐圧強化ベント系の使用による敷地境界での実効線量の評価も実施していることを確認した。
を確認する。	

(2) 有効性評価の条件 確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (有効性評価ガイド) 2.2.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 2.2.3 事故シーケンスグループの主要解析条件等 (1) BWR f. LOCA時注水機能喪失 (a) 大破断LOCA時 a) 重要事故シーケンスの例 i. 大破断LOCAの発生後、高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失 し、炉心の著しい損傷に至る。 b) 主要解析条件(「2.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項 目を除く。) i. 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する配管の破断を想定す ii. 高圧注水機能としてIC、RCIC及び高圧ECCSの機能喪失を、低 圧注水機能として低圧ECCSの機能喪失を仮定する。 iii. 原子炉冷却材バウンダリの破断口径及び破断位置は、低圧 注水系による注水のために原子炉の減圧を必要としない範囲 とする。 c)対策例 i. 代替注水設備等による炉心冷却機能の確保 (b) 中小破断LOCA時 a) 重要事故シーケンスの例 i. 中小破断LOCAの発生後、「高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失 する場合」、又は「高圧注水機能及び原子炉減圧機能が喪失する場 合」に、炉心の著しい損傷に至る。 b) 主要解析条件(「2.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項 目を除く。) i. 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する配管の破断を想定す ii. 高圧注水機能としてIC、RCIC及び高圧ECCS の機能喪失を、 低圧注水機能として低圧ECCSの機能喪失を、原子炉減圧機能 として自動減圧系の機能喪失を仮定する。 iii. 原子炉冷却材バウンダリの破断口径及び破断位置は、低圧 注水を行うために原子炉の減圧又は高圧注水系による炉心冷 却を必要とする範囲とする。 c)対策例

i. 代替注水設備等による炉心冷却機能の確保

審査の視点及び確認事項

- ii. 逃がし安全弁の手動作動による原子炉の減圧及び低圧注水に よって炉心冷却機能を確保(代替注水設備の動作に原子炉の 減圧が必要となる場合)
- 1. 主要解析条件の設定の根拠の妥当性について
- 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故 条件の設定は妥当か。
 - (i) 外部電源の有無を確認する。
 - ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていることを 確認。
 - (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。
 - ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。

- (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。
- 小部電源はないものとする。これは、外部電源が喪失することにより、原子炉圧力容器への給水が行えなくなるため、原子炉水位の低下が早くなり、 炉心冷却の観点では、厳しい設定となることを確認した。

確認結果(女川2号)

- (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。
- ① 起因事象として、中破断 LOCA が発生するものとし、破断面積は、1.4cm²とする。これは、破断を想定する配管に対して、低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)を用いた炉心の冷却等による炉心損傷防止対策の有効性の確認を行う範囲として設定したものであることを確認した。また、破断位置 |は、原子炉圧力容器に接続された配管の中で接続位置が低く最大口径である原子炉再循環配管(出口ノズル)(最大破断面積:約 2, 100cm²) とする。こ |の場合、大きな水頭がかかるとともに液相状態での流出となるため、気相状態での流出に比べて原子炉冷却材の流出量が大きいことにより、炉心の冷 |却の観点では、厳しい設定となる|ことを確認した。安全機能喪失の仮定として、高圧注入機能、低圧注水機能及び原子炉減圧機能が喪失するものとし ており、起因事象や安全機能喪失の仮定は、PRA の評価で選定した重要事故シーケンスと一致した内容であることを確認した。

補足説明資料「添付資料 2.6.1「LOCA 時注水機能喪失」の事故条件の設定ついて」において、起因事象である配管の破断の想定について、低圧代替注 水系(常設)(復水移送ポンプ)を用いた炉心の冷却等による炉心損傷防止対策の有効性の確認を行うとの観点から、燃料被覆管の破裂を回避できる範 囲(※1)を考慮し、破断面積及び破断位置を設定していることが示されている。具体的には、以下のとおり。

- > 解析条件の設定においては、SAFERにおける PCT 評価結果を参考に燃料被覆管破裂の発生を回避できる範囲として、燃料有効長頂部以下の配管にお ける破断(破断面積 1.4 cm²)を事故条件として選定した。
- > なお、SAFER による当該の破断の評価に対し、感度解析の結果として 3. 2cm² (※2) の破断面積まで燃料被覆管の破裂の回避が可能である。
- ightarrow 本重要事故シーケンスにおいて、破断面積 1.4cm 2 m と 3.2cm 2 の事象進展の比較により、これらに大きな差は生じず(ightarrow3)、破断面積 1cm 2 が本重要事 故シーケンスの特徴を代表できる条件である。
- ▶ なお、破断面積より大きい場合には、炉心損傷の回避が困難であり、その場合の格納容器破損防止対策の有効性については、大破断 LOCA での原子 炉格納容器の過圧・過温防止のシナリオ(「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の評価)にて包絡する整理としている。 ※1 燃料被覆管の破裂が生じた場合、敷地境界での実効線量の目安(発生事故当たり概ね5mSv以下)を満足できなくなる。
 - ※2 液相状態での流出となるため、気相状態での流出に比べて原子炉冷却材の流出量が大きく、気相部配管(主蒸気配管(出口ノズル))における 破断面積約318 cm²に相当する。
 - ※3 破断面積 1.4cm²の場合では、事象発生から約 20 分後に原子炉圧力容器の減圧を開始し PCT は約 872℃となり、破断面積 3.2cm²の場合では、事 象発生から約 20 分後に原子炉圧力容器の減圧を開始し PCT は約 875℃となる。
- ② 「第 7.1.6-2 表 主要解析条件(LOCA 時注水機能喪失)」において、初期条件、事故条件について原子炉停止後の崩壊熱、原子炉圧カ/水位、安全機 能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確認した。
- ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている かを確認。
- (BWR LOCA 時注水機能喪失の場合)
- ・ 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する配管の破断を想定

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
すること、また、破断口径及び破断位置は、低圧注水を行う	
ために原子炉の減圧又は高圧注水系による炉心冷却を必要	
とする範囲とすることを確認。	
· 高圧注水機能として IC、RCIC 及び高圧 ECCS の機能喪失を、	
低圧注水機能として低圧 ECCS の機能喪失を、原子炉減圧機	
能として自動減圧系の機能喪失を仮定することを確認。	
有効性評価ガイド)	
2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「2.2.2 有効性 📗	
評価の共通解析条件」及び「2.2.3 事故シーケンスグループの主要 📗	
解析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条	
件の適用を否定するものではない。	
2.2 有効性評価の共通解析条件	
3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する	
場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に	
ついて計装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当	
性(原子炉の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、その	
機能を期待できる。	
c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
炉心損傷防止対策の実施時間	
(a) 炉心損傷防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の利用	
可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。	
(b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温	
度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設	

(c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、

b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様

c. 炉心損傷防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考慮す

温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき

定する。

設定する。

に基づき設定する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
る。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさがある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。	2)
(i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。 その際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載されていることを確認する。	(i)機器条件として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水流量は、原子炉圧力に応じた復水移送ポンプ2台の注水 特性に従うものとし(設計値として最大199m³/h)、原子炉水位回復後は炉心の冠水を維持する流量とする。原子炉圧力容器の減圧には、逃がし安全弁
 ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を使用している場合には、その考え方を確認。 (BWR LOCA 時注水機能喪失機能喪失の場合) ・減圧に用いる逃がし安全弁の数及び流量 ・高圧代替注水系又は低圧代替注水系の流量 ・代替格納容器スプレイ系の流量 ・最終ヒートシンクへの熱輸送設備の流量 	① 「第7.1.6-2表 主要解析条件 (LOCA 時注水機能喪失)」より、本重要事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとおりであることを確認した。 逃がし安全弁: 逃がし安全弁(逃がし弁機能)にて、原子炉冷却材圧力パウンダリの過度の圧力上昇を抑えるものとする。また、原子炉減圧には自動減圧機能付き逃がし安全弁(6個)を使用するものとし、容量として、1個あたり定格主蒸気流量の約8%を処理するものとする。(逃がし安全弁の設計値に基づく蒸気流量及び原子炉圧力の関係から設定) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ): 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉減圧後に、最大199㎡/hにて原子炉に注水し、その後は炉心を冠水維持するように注水する。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型): 格納容器圧力及び温度抑制に必要なスプレイ流量を考慮し、88㎡/hにて原子炉格納容器内にスプレイする。原子炉格納容器フィルタベント系等: 原子炉格納容器フィルタベント系等により、流路特性(0.427MPa[gage]において、10.0kg/sの流量)に対し、原子炉格納容器第一隔離弁(S/C ベント用出口隔離弁)を全開操作(※)にて格納容器除熱を実施する。 ※耐圧強化ベント系を用いた場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いた場合と比較して、排出流量は大きくなり、格納容器圧力の低下傾向は大きくなることから、原子炉格納容器フィルタベント系を用いた場合の条件に包絡される。
(ii) 有効性評価ガイド2.2.2(3) c. にしたがって、解析上、 故障を想定した設備の復旧には期待していないことを確認す る。	(ii) 本重要事故シーケンスは、中破断 LOCA を起因事象とし、中破断 LOCA は、破断高口からの原子炉格納容器への蒸気の流出に伴う原子炉圧力の低下により、原子炉隔離時冷却系の運転に期待できない規模の LOCA と定義していることから、原子炉隔離時冷却系の運転に期待しないことを確認した。また、その他の安全機能の喪失を仮定している高圧注水機能として高圧炉心注水系、低圧注水機能として残留熱除去系(低圧注水モード)及び原子炉減圧機能としての自動減圧系について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)

審査の視点及び確認事項

- i) 重大事故等対策に関連する操作条件(原子炉格納容器からの除 熱の開始時間等)を確認する。
 - ① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*による時間内であることを確認。
 - ※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説 明資料」により確認する。

② 主要な対策の操作条件を確認するとともに、操作余裕時間を確認。

確認結果(女川2号)

- (i) 重大事故等対策に関連する操作条件(原子炉格納容器からの除 │(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。
 - ① 本重要事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャートと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。本重要事故シーケンスにおける重大事故等対策のうち、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の冷却については中央制御室からの操作であり、現場操作はないことを確認した。

高圧/低圧注水機能回復操作:

有効性評価の解析上期待しない操作であり、対応可能な要員により、適宜実施としていることを確認した。

代替注水等確保及び大容量送水ポンプ(タイプ I)による淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給:

「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手段等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名及び重大事故等対応要員9名であり、ホースの敷設、大容量送水ポンプ(タイプ I) の起動等に約380分以内を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

原子炉代替補機冷却水系準備操作・運転:

「技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名、運転員 (現場)2名及び重大事故等対応要員6名であり、ホースの敷設、大容量送水ポンプ(タイプ I) の起動等に取水口から海水を取水する場合は540分以内、海水ポンプ室から海水を取水する場合は485分以内を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

常設代替交流電源設備負荷抑制操作:

「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(現場)2名であり、不要交流負荷切離しに約45分を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却:

「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名及び重大事故等対応要員9名であり、ホースの敷設、大容量送水ポンプ(タイプ I)の起動等に約385分を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

<u>燃料補給準備</u>:

「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、タンクローリ 1 台当たり重大事故等対応要員 2 名であり、移動、補給準備等に約 135 分を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

② 重大事故等対処設備の操作条件として、原子炉圧力容器の減圧の開始時間は、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の準備時間等を考慮し、事象発生から 20 分後とすることを確認した。具体的には、高圧・低圧注水機能喪失の事象判断時間を考慮して、事象発生から 15 分後に低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の中央制御室における準備操作を実施し、原子炉急速減圧操作を事象発生から 20 分後とすることを「第 7. 1. 6-2 表 主要解析条件(LOCA 時注水機能喪失)」により確認した。

また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却は、原子炉格納容器内の圧力が、0.384MPa[gage]に到達した場合に実施する。サプレッションプール水位が真空破壊装置下端-0.4m(通常運転水位+約2m)に到達後、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を停止し、原子炉格納容器内の圧力が0.427MPa[gage]に到達した場合に、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱を実施することを確認した。具体的には、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却操作は、設計基準事故時の最高圧力を踏まえて格納容器圧力0.384MPa[gage]到達時に実施すること、原子炉格納容器フィルタベント系等による原子炉格納容器除熱操作は、格納容器最高使用圧力を踏まえて、0.427MPa[gage]に到達した場合に実施することを「第7.1.6-2表主要解析条件(LOCA時注水機能喪失)」により確認した。なお、操作余裕時間の評価については、「3.(3)操作時間余裕の把握」で確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 原子炉急速減圧操作は、解析上は事象発生から 20 分後で実施する条件であるが、手順上は低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) の起動及び系統
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	構成等の原子炉急速減圧の条件が揃えば開始することを確認した。
の理由が妥当なものであることを確認。	

(3) 有効性評価の結果 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-3 上記1-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の 評価項目を概ね満足することを確認することをいう。 (a) 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉 心を十分に冷却できるものであること。 (b) 原子炉冷却材圧カバウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の1.2 倍又は限界圧力を下回ること。 (c) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界 圧力を下回ること。 (d) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界 温度を下回ること。 1-5 上記 1-3 (a) の「炉心の著しい損傷が発生するおそれがない ものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること」と は、以下に掲げる要件を満たすものであること。ただし、燃料被覆 管の最高温度及び酸化量について、十分な科学的根拠が示される場 合には、この限りでない。 (a) 燃料被覆管の最高温度が1、200°C以下であること。 (b) 燃料被覆管の酸化量は、酸化反応が著しくなる前の被覆管厚さの 15%以下であること。 1-6 上記1-3及び2-3の評価項目において、限界圧力又は限界 温度を評価項目として用いる場合には、その根拠と妥当性を示すこ 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から炉心損傷防止対策とその効果 │(i) 事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡応 答が適切であるかを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 ① 「7.1.6.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、炉心損傷に至る恐れのあるプロセス、初期の炉心損傷防止対策とその効果に ついて時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.1.6-17 図より、LOCA 事象発生と同時に破断流量が確認できることを確認した。また、第7.1.6-6 図より原子炉圧力が低下していること、第7.1.6 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。

- 7 図及び第 7.1.6-8 図より原子炉水位が低下していること、第 7.1.6-11 図より原子炉圧力容器内の保有水量が減少していることを確認した。

審査の視点及び確認事項

- 動を確認。
- ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 (BWR LOCA 時注水機能喪失の場合)

起因事象に関連するパラメータ:

- 原子炉水位

動的機器の作動状況:

- 原子炉注水量
- ・ 逃がし安全弁からの蒸気流量
- · 原子炉格納容器圧力
- 原子炉格納容器温度
- サプレッション・チェンバ・プール水位

対策の効果:

- 原子炉圧力
- 原子炉水位
- 原子炉圧力容器内の保有水量
- 燃料被覆管温度
- · 原子炉格納容器圧力

記載要領(例)

- トレンド図の変曲点等については、説明を加えること
- トレンド図に関連する操作や機器動作のタイミングが示され ていること
- ・ 図示されたパラメータの定義が明確であること(平均値と最 高値の区別、2相水位とコラプス水位の区別など)

確認結果(女川2号)

- ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙|③ 第 7.1.6-9 図より、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) の注水流量を確認できること、第 7.1.6-10 図より、逃がし安全弁からの蒸気流量を 確認できること、第7.1.6-19 図及び第7.1.6-20 図より、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系が作動していること、原子炉格納容器フィルタベント 系が作動していることを確認した。また、第7.1.6-21図より、真空破壊装置が水没しないことを確認した。
 - ④ 第7.1.6-7図及び第7.1.6-8図より、原子炉圧力容器への注水開始後に、原子炉水位が回復し、以降、原子炉水位が維持されていることを確認した。 また、第7.1.6-7図より、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の注水流量の増加に伴い、原子炉圧力容器内の保有水量は回復傾向にあること、 - 第 7. 1. 6-12 図より燃料被覆管温度の上昇は抑制されていることを確認した。また、第 7. 1. 6-19 図及び第 7. 1. 6-20 図より、原子炉格納容器代替ス プレイ冷却系(可搬型)の作動により原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇が抑制されていること、格納容器ベントにより原子炉格納容器内の圧力 及び温度が低下していることを確認した。

- (ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、以下のとおり確認した。
 - a. 事象発生後、外部電源喪失による原子炉水位の低下に伴い、原子炉水位低(レベル2)による主蒸気隔離弁の全閉により、原子炉圧力容器内が高圧状 態となるが、逃がし安全弁(逃がし弁機能)の作動により原子炉冷却材圧力バウンダリの最高圧力は約 7.69MPa[gage]に抑えられる。また、逃がし安 全弁(自動減圧機能)の中央制御室からの手動遠隔開操作による原子炉圧力容器の減圧に伴い、原子炉水位が低下し、炉心が露出することにより燃料 |被覆管温度は上昇するが、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却により、PCT は約 872℃に抑えられる。また、燃料被覆管の酸 |化量は酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの1%以下となる。
 - b. 原子炉圧力容器内で発生する水蒸気が原子炉格納容器内に流入することで原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、原子炉格納容器代替スプ レイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱(事 |象発生から約44時間後)を行うことにより、原子炉格納容器の最高圧力は約0.427MPa[gage]、最高温度は約155℃に抑えられる。
 - c. 原子炉格納容器フィルタベント系を用いた場合の敷地境界での実効線量は約 8.3×10°mSv となり 5mSv を下回る。また、耐圧強化ベント系を用いた場

(ii) 評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。

	新規制基準 週 台性番食 傩認事項(女川原于刀発電所2号炉)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
① 燃料被覆管温度、燃料被覆管酸化量	合でも約7.9×10 ⁻² mSv となり5mSv を下回る。 具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 燃料被覆管の最高温度は、第7.1.6−12 図より、原子炉水位が回復するまでの間に炉心が一時的に露出するため燃料被覆管の温度が上昇し、約872°Cに到達するが、1,200°C以下となる。燃料被覆管の最高温度は、高出力燃料集合体にて発生している。また、燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しくなる。燃料被覆管の機能が変質原本の1%以下で表し、15%以下となる。
② 原子炉圧力	る前の燃料被覆管厚さの 1%以下であり、15%以下となることを確認した。 ② 原子炉圧力は、第 7.1.6-6 図より、逃がし安全弁の作動により、約 7.39MPa[gage]以下に抑えられる。原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力は、原子炉圧力と原子炉圧力容器底部圧力との差(高々約 0.3MPa) を考慮しても、約 7.69MPa[gage]以下であり、最高使用圧力の 1.2 倍(10.34MPa[gage])を十分下回ることを確認した。
③ 原子炉格納容器圧力、原子炉格納容器温度	③ 崩壊熱除去機能を喪失しているため、原子炉圧力容器内で崩壊熱により発生する蒸気が原子炉格納容器内に流入することによって、格納容器圧力及び温度は徐々に上昇するが、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却及び原子炉格納容器フィルタベント系等による原子炉格納容器除熱を行うことによって、原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び温度の最大値は、約 0. 427MPa[gage]及び約 155℃に抑えられ、原子炉格納容器の限界圧力及び限界温度を下回ることを確認した。
④ 敷地境界の実効線量(格納容器圧力逃がし装置を使用する場合)	④ 原子炉格納容器フィルタベント系等による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は、約8.3×10 ⁻² mSv であり、5mSv を下回ることを確認した。また、評価結果が厳しくなる耐圧強化ベント系を用いた場合でも約7.9×10 ⁻² mSv であり、5mSv を下回ることを確認した。無機よう素の除染係数について、LOCA 時注水機能喪失においては、破断口より原子炉格納容器内に直接蒸気が排出されるものの、原子炉格納容器内での自然沈着や格納容器スプレイによる除去に期待できるため、サプレッションチェンバ内でのスクラビング等による除染係数と同じ5としている。
(iii) 初期の炉心損傷防止対策により、炉心の著しい損傷を防止できていることを確認する。	(iii) 上記(ii) にあるとおり、解析結果は炉心損傷防止対策の評価項目を満足していることを確認した。具体的には、第7.1.6-7 図、第7.1.6-8 図及び第7.1.6-12 図にあるとおり、初期の炉心損傷防止対策である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)により、注水開始後水位が回復し、燃料被覆管の温度は1,200℃以下に抑えられていることから炉心の著しい損傷は防止できていることを確認した。また、上記(ii)④にあるとおり、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないことを確認した。具体的には、原子炉格納容器フィルタベント系等による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は、約8.3×10⁻mSvであり、また、耐圧強化ベント系を用いた場合でも約7.9×10⁻mSvであり5mSvを下回り周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないことを確認した。
(有効性評価ガイド) 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定停止状態(高温停止状態又は低温停止状態)に導かれる時点までを評価する。(少なくとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できることを示すこと。) 2. 評価期間の妥当性について 1) 評価期間は、有効性評価ガイド 2.2.1(4)を踏まえたものとなって	1)

(i) 安定状態になるまでの評価について、

逃がし安全弁(自動減圧機能)の開維持、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却を継続

子炉格納容器からの除熱により原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。

し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原

(i) 原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価して

いることを確認する。

審査の視点及び確認事項
① 低温停止状態まで解析を実施していない場合には、燃料被覆
管温度及び原子炉圧力が低下傾向となるまでは解析結果を示
した上で、その後低温停止状態まで導くための対策が整備さ
れていることを確認。

確認結果(女川2号)

① 第7.1.6-6 図及び第7.1.6-12 図にあるとおり、事象発生後40分時点においても原子炉圧力及び燃料被覆管温度は低下傾向を示し、炉心は安定して冷却されている。その後は、炉心を冠水維持するように注水し、安定停止状態を維持することを確認した。また、事象発生から約44時間後に原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱を開始することで、安定状態が確立し、安定状態を維持できることを確認した。

補足説明資料 (添付資料 2.6.3) において、事象発生から 7 日後において、格納容器温度は 7 日以降の格納容器閉じ込め機能の維持が確認されている 150℃を下回るとともに、ドライウェル温度は、低圧注水継続のための逃がし安全弁の機能維持が確認されている 126℃を下回ること、代替循環冷却を用いて又は残留熱除去系機能を復旧させ、原子炉格納容器の除熱を行うことにより、安定状態後の長期的な状態維持のための冷却が可能となることが示されている。

補足説明資料(添付資料 2.1.1 別紙 1 安定状態後の長期的な状態維持について)において、サプレッションプール水温、残留熱除去系の復旧に関する 定量評価に関する長期間解析が示されている。

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

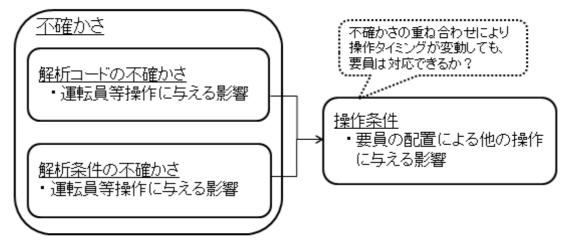
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等の操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの	
適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に	
考慮する。	
1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針	
1) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。	1)
(i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解	(i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。
析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針であるかを確認。	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。なお、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員等の操作時間に与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.5 有効性評価における解析の条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設の有効性評価の評価項目となるパラメータ及び運転員等の操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行うことを前提に設定する。」としていることを確認した。参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	(参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとする。 不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がないと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 員等操作が特定されているか確認する。	(ii) 不確かさにより影響を受ける運転員等操作は以下のとおりであることを確認した。
① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受ける影響を確認。	① 本重要事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、事象発生から 12 時間程度までの短時間に期待する操作及び事象進展に有意な影響を与えると考えられる操作として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作(原子炉急速減圧操作を含む)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却操作及び原子炉格納容器フィルタベント系等による原子炉格納容器除熱操作であることを確認した。低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作は、ECCS機能喪失の認知に係る確認時間等の不確かさによって、操作のタイミングが影響を受ける(早くなる)。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却操作は、格納容器圧力 0.384MPa[gage]到達時刻の不確かさによって、操作のタイミングが影響を受ける(遅くなる/早くなる)。原子炉格納

くなる/早くなる)。

容器フィルタベント系等による格納容器除熱操作は、格納容器圧力 0.427MPa[gage]到達時刻の不確かさによって、操作のタイミングが影響を受ける(遅

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響 1)解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響の内容は 妥当か。 (i) 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響について、燃料被覆管温度を起点としている操作はないことから、解析コードにおける特有の傾 (i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさが運転員操作等に与 |向| (SAFER が試験データと比較して燃料被覆管温度を高く評価する傾向) |が運転員等の操作時間に与える影響はない|ことを確認した。解析コードが有す える影響を確認する。 る重要現象の不確かさとその傾向、運転員等操作に与える影響の具体的な確認内容は以下の通り。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて · SAFER 及び CHASTE について、炉心における燃料棒表面熱伝達の不確かさとして、TBL、ROSA-Ⅲの実験解析において、熱伝達係数を低めに評価する いるか確認。 可能性があり、他の解析モデルの不確かさともあいまってコード全体として、実験結果の燃料被覆管最高温度に比べて+50°C高めに評価すること を確認した。 · SAFER、CHASTE について、炉心における燃料被覆管酸化の不確かさとして、解析コードは酸化量及び発熱量の評価について保守的な結果を与えるた め、解析結果は燃料被覆管酸化を大きく評価する可能性があることを確認した。 · MAAP について、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、構造材との熱伝達および内部熱伝導、気液界面の熱伝達の不確かさとして、HDR 実験解析では区画によって格納容器雰囲気温度を十数℃程度、格納容器圧力を1割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWR の格納容器内 の区画とは異なる等、実験体系に起因するものと考えられ、実機体系においてはこの解析で確認された不確かさは小さくなるものと推定される。し かし、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることを確認した。 以上のとおり、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。 具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け│② 上記の不確かさのうち、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、構造材との熱伝達及び内部熱伝導、気液界面の熱伝達の不確かさを考慮し る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を た場合には、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることから、運転員等操作に与える影響は小さいことを確認した。その 確認。 他の不確かさについては、運転員等操作に与える影響はないことを確認した。 ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の 有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」 においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等 対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ いて」において整理されている。 2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響 1)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響の内容は妥当か。 1) (i) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、SAFER 及び CHASTE は、試験データと比較して燃料被覆管温度を高く評価する傾向がある。 (i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影 | 響を確認する。 このため、実際の燃料被覆管温度は解析結果より低くなり、評価項目に対する余裕は大きくなる。MAAPの原子炉格納容器の熱水カモデルについて、HDR |実験解析の検証結果では、領域によって原子炉格納容器内の雰囲気温度を十数℃程度、圧力を 1 割程度高めに評価する傾向が得られているが、全体と| しては、原子炉格納容器内の圧力及び温度の傾向を適切に再現することが確認されている。したがって、MAAP の不確かさが評価項目となるパラメータ

に与える影響は小さいことを確認した。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータに対する影響の具体的な確認

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	内容は以下のとおり。
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や ①) 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	· SAFER、CHASTE について、炉心における燃料棒表面熱伝達の不確かさとして、TBL、ROSA-Ⅲの実験解析において、熱伝達係数を低めに評価する可能
いるか確認。	性があり、他の解析モデルの不確かさともあいまってコード全体として、実験結果の燃料被覆管最高温度に比べて+50℃高めに評価することを確
	認した。
	· SAFER、CAHSTE について、炉心における燃料被覆管酸化の不確かさとして、解析コードは酸化量及び発熱量の評価について保守的な結果を与えるた
	め、解析結果は燃料被覆管酸化を大きく評価する可能性があることを確認した。
	· MAAP について、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動等の不確かさとして、HDR 実験解析では区画によって格納容器雰囲気温度を十数℃
	程度、格納容器圧力を1割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWR の格納容器内の区画とは異なる等、実験体系に起因するものと考えら
	れ、実機体系においてはこの解析で確認された不確かさは小さくなるものと推定される。しかし、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切
	に再現できていることを確認した。
	以上のとおり、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。
	具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる ②	② 上記の不確かさのうち、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、構造材との熱伝達および内部熱伝導、気液界面の熱伝達の不確かさを考慮
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)に	した場合には、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを
ついて確認。	確認した。その他の不確かさについては、評価項目となるパラメータに対する余裕が大きくなることを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、その機能を	
期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条	1)
件の違いが <u>運転員等の操作時間</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 解析条件が運転員等操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、
いる条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響	原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることを確認した。具体的な確認内容は以下のとおり。
(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	
(BWR LOCA 時注水機能喪失機能喪失の場合)	
① 最大線出力密度	① 初期条件の最大線出力密度は、解析条件の 44.0kW/m に対して最確条件は約 42.0kW/m 以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、 燃料被覆管温度上昇が緩和されるが、操作手順(速やかに注水手段を準備すること)に変わりはなく、燃料被覆管温度を操作開始の起点としている運
	転員等操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 炉心崩壊熱	② 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条
	件の不確かさとして、最確条件とした場合には、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位の
	低下は緩和され、また、炉心露出後の燃料被覆管温度上昇は緩和され、それに伴う原子炉冷却材の放出も少なくなることから、格納容器圧力及び温度
	の上昇が遅くなるが、操作手順(速やかに注水手段を準備すること)に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認し た。
③ 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量等	③ 初期条件の原子炉圧力、炉心流量、原子炉水位、サプレッションプール水位、格納容器圧力及び格納容器温度は、ゆらぎにより解析条件に対して変動
	を与え得るが、事象進展に与える影響は小さいことから、運転員等の操作時間に与える影響は小さいことを確認した。
④ 外部電源の有無	④ 事故条件の外部電源の有無については、事象進展を厳しくする観点から、給復水系による給水が無くなり、原子炉水位の低下が早くなる外部電源がな
	い状態を解析条件に設定している。なお、外部電源がある場合は、給復水系による原子炉圧力容器への給水機能は維持されることから、運転員等の操
	作時間に与える影響はないことを確認した。
⑤ 高圧代替注水又は低圧代替注水の流量	⑤ 機器条件の低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) は、解析条件の不確かさとして、実際の注水量が解析より多い場合(注水特性(設計値)の保守
	性)、原子炉水位の回復は早くなる。冠水後の操作として冠水維持可能な注水量に制御するが、注水後の流量調整操作であることから、運転員等の操作
	時間に与える影響はないことを確認した。
⑥ 配管の破断の想定	⑥ 事故条件の起因事象である配管の破断の想定については、炉心冷却の観点で厳しい液相部配管の中で最大口径である再循環配管を選定し、破断面積は、
	炉心損傷防止対策の有効性を確認する上で、事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」の事象進展の特徴を代表できる破断面積 1.4cm² を設定し
	ている。なお、CHASTE 解析によれば、破断面積が 3.2cm²までは、燃料被覆管破裂を回避することができる。原子炉急速減圧の開始時間は、状況判断の

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	時間、高圧・低圧注水機能喪失の確認時間及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の準備時間を考慮して設定しており、破断面積の違いの影響
	を受けないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。なお、破断面積が大きく、炉心損傷(燃料被覆管破裂を含む)に至る
	場合については、「7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の対応となることを確認した。
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条	1)
件の違いが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 解析条件が評価結果に与える影響について、最大線出力密度は、解析条件の 44.0kW/m に対して最確条件は約 42.0kW/m 以下である。このため、実際
いる条件が抽出され、その違いが評価結果に与える影響(余裕が	の燃料被覆管温度の上昇は、緩和されることから、評価項目に対する余裕は大きくなることなどを確認した。
大きくなる/小さくなる)を確認する。	なお、破断面積が大きく、炉心損傷(燃料被覆管破裂を含む。)に至る場合については、「3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破
(BWR LOCA 時注水機能喪失機能喪失の場合)	損)」において格納容器破損防止対策の有効性を確認した。
	具体的な確認内容は以下のとおり。
① 最大線出力密度	① 初期条件の最大線出力密度は、解析条件の 44.0kW/m に対して最確条件は約 42.0kW/m 以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、
	燃料被覆管温度上昇が緩和されることから、評価項目となるパラメータに対する余裕が大きくなることを確認した。
② 炉心崩壊熱	② 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条
	件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位の低
	下は緩和され、また、炉心露出後の燃料被覆管温度の上昇は緩和され、それに伴う原子炉冷却材の放出も少なくなることから、格納容器圧力及び温度
	の上昇は遅くなるが、格納容器圧力及び温度の上昇は格納容器ベントにより抑制されることから、評価項目となるパラメータに与える影響はないこと を確認した。
③ 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量等	│ │③ 初期条件の原子炉圧力、炉心流量、原子炉水位、サプレッションプール水位、格納容器圧力及び格納容器温度は、ゆらぎにより解析条件に対して変動
	を与え得るが、事象進展に与える影響は小さいことから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。
④ 外部電源の有無	│ ④ 事故条件の外部電源の有無については、事象進展を厳しくする観点から、給復水系による給水がなくなり、原子炉水位の低下が早くなる外部電源がな
	 い状態を設定している。なお、外部電源がある場合は,給復水系による原子炉圧力容器への給水機能は維持されるため、事象進展が緩和されることか
	ら、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。
⑤ 高圧代替注水又は低圧代替注水の流量	│ ⑤ 機器条件の低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) は、解析条件の不確かさとして、実際の注水量が解析より多い場合(注水特性(設計値)の保守
	性)、原子炉水位の回復が早くなることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。
⑥ 配管の破断の想定	 ⑥ 事故条件の起因事象については、炉心冷却の観点で厳しい液相部配管の中で最大口径である再循環配管を選定し、破断面積は、炉心損傷防止対策の有
	効性を確認する上で、事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」の事象進展の特徴を代表できる破断面積 1.4cm²を設定していることを確認し
	た。なお、CHASTE 解析によれば、破断面積が 3. 2cm² までは、燃料被覆管破裂を回避することができ、燃料被覆管の最高温度は約 875℃となる。破断面
	積が大きく、炉心損傷(燃料被覆管破裂を含む)に至る場合については、「7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の対
	応となることを確認した。
	補足説明資料 (添付資料 2.6.4 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価について (LOCA 時注水機能喪失)) において、不確かさ評価を検討した
	解析コードのモデル及び解析条件の一覧が示されている。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響 1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさを考慮しても要 員は対応可能か。また、要員の配置は前後の操作を考慮しても適切か。 また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。 (i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	
を確認する。 ① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	① 原子炉急速減圧操作、原子炉補機代替冷却水系準備操作及び原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱準備、低圧代替注水系(常設)(復水 移送ポンプ)による原子炉注水操作及び原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱操作並びに常設代替交流電源設備負荷抑制操作及び原子 炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却は、中央制御室において同一運転員が行う操作であるが、事象進展上重複する操作では
	ないことから、解析コード及び解析条件の不確かさにより操作のタイミングが変動しても対処可能であることを確認した。 また、大容量送水ポンプ(タイプ I)による淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給、原子炉代替補機冷却水系準備操作・運転、常設代替交流電源設備負荷抑制操作、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却のうち系統構成、燃料補給準備・燃料補給は、現場で行う操作であるが、中央制御室で操作を行う運転員等とは別の運転員又は重大事故等対応要員による操作を想定しており、作業の重複はないことから、解析コード及び解析条件の不確かさにより操作のタイミングが変動しても対処可能であることを確認した。
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	② 現場操作を行う要員は作業完了後、移動して他の操作に着手するが、操作の完了から次の操作への着手までに時間的な重複はないこと、中央制御室で操作を行う運転員についても、操作に関する時間的な重複はないことから、要員の配置は適切であることを確認した。③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価 1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさによる操作条件の変動が <u>評価結果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	1)操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、具体的な確認結果は、以下のとおり。 ・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作(原子炉急速減圧操作を含む)は、運転員等の操作時間に与える影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定よりも早まる可能性があり、その場合には燃料被覆管温度は解析結果よりも低くなり、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却操作は、運転員等の操作時間に与える影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。 ・原子炉格納容器フィルタベント系等による原子炉格納容器除熱操作は、運転員等の操作時間に与える影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。仮に、格納容器ベント実施時に遠隔操作に失敗した場合は、現場操作にて対応するため、約1.5時間程度操作開始時間が遅れる可能性がある。格納容器ベント操作開始時間が遅くなった場合、格納容器圧力は0.427MPa [gage] より若干上昇するため、評価項目となるパラメータに影響を与えるが、原子炉格納容器の限界圧力は0.854MPa [gage] であることから、原子炉格納容器の健全性という点では問題とはならないことを確認した。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価について	
1)操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i) 操作の時間余裕について、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱は、原子炉格納容器内の圧力が
(BWR LOCA 時注水機能喪失機能喪失の場合)	0. 427MPa[gage]に到達した時(事象発生から約 44 時間後)に中央制御室からの遠隔操作で開始する。当該操作に失敗した場合は、現場操作にて対応する
	こととなり、約 1.5 時間操作開始が遅れる可能性がある。その場合であっても、原子炉格納容器の限界圧力の 0.854MPa[gage]に至る時間は、過圧の観点
	で厳しい「3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」においても事象発生から約 51 時間後であり、約 6 時間以上の余裕がある
	ことから十分な時間余裕があることを確認した。
	具体的な確認結果は、以下のとおり。
① 低圧代替注水系等による原子炉注水操作の開始時間余裕を確	① 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作については、事象発生から25分後(操作開始時間5分程度の遅れ)に原子炉急速減
記。	圧操作を実施した場合、燃料被覆管の最高温度は約877℃となり1,200℃以下となることから、炉心の著しい損傷は発生せず、評価項目を満足すること
	から時間余裕があることを確認した。
② 代替格納容器スプレイ等の原子炉格納容器内の冷却操作の開	② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却操作については、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の運転開始
始時間余裕を確認。	までの時間は、仮にアクセスルートの被害があった場合の仮復旧操作を想定しても、事象発生から約 10 時間あり、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系
	(可搬型)による格納容器冷却操作開始までの時間は事象発生から約 26 時間あり、準備時間が確保できることから、時間余裕があることを確認した。
③ 格納容器圧力逃し装置等の原子炉格納容器からの除熱操作の	③ 原子炉格納容器フィルタベント系等による原子炉格納容器除熱操作については、格納容器ベント開始までの時間は事象発生から約 44 時間あり、準備
開始時間余裕を確認。	時間が確保できるため、時間余裕がある。また、遠隔操作の失敗により、格納容器ベント操作開始時間が遅れる場合においても、格納容器圧力は 0.427MPa
	[gage] から上昇するが、格納容器圧力の上昇は緩やかであるため、原子炉格納容器の限界圧力 0.854MPa [gage] に至る時間は、過圧の観点で厳しい
	「7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」においても事象発生約51時間後であり、約6時間以上の準備時間が確保でき
	ることから、時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条 解釈、有効性評価ガイド) 第37条(重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-2 第 1 項に規定する「炉心の著しい損傷を防止するために必要な措 置を講じたもの」とは、以下に掲げる要件を満たすものであること。 (a) 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原 子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、炉心の著しい損傷 を防止するための十分な対策が計画されており、かつ、その対策が想定 する範囲内で有効性があることを確認する。 有効性評価ガイド 2.2 有効性評価に係る標準評価手法 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定 停止状態(高温停止状態又は低温停止状態)に導かれる時点までを評価 する。(少なくとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、 7 日間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき ることを示すこと。) 1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について 1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当 か。 (i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。 (i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていることを 確認する。 ① 本重要事故シーケンスにおいて、対応及び復旧作業に必要な要員は、30名である。これに対して中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事 ① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な要員数と重 |故等対応要員は30名であり対応が可能である。|ことを確認した。 大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認 する。 ② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考慮 | ② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉及び3 号炉の運転員等も対処可能であることから、2 号炉 の重大事故等への対処と1号炉及び3号炉のSFPへの対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。 しても作業が成立するか確認。 (ii) 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な電力供給量 (ii) 電源供給量の充足性について、重大事故等対処設備全体に必要な電力供給量に対して、常設代替交流電源設備からの電力供給量が十分大きいため、 は、外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認 対応が可能であることを確認した。具体的な確認内容は以下のとおり。 する。 ① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電装 1 ① 本重要事故シーケンスの評価では、外部電源は使用できないものと仮定し、常設代替交流電源設備によって給電を行うものとする。重大事故等対策時

に必要な負荷として約4,485kW必要となるが、常用連続運用仕様である約6,000kW未満となることから、必要負荷に対しての電源供給が可能である。

また、緊急時対策所への電源供給を行う電源車についても、必要負荷に対しての電源供給が可能であることを確認した。

置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を上

回っているか確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認す	(iii) 水源の充足性について、以下のとおり確認した。
る。	
① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な水源と保有	① 本重要事故シーケンスにおいて、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ
水量から、安定状態まで移行できることを確認する。	る原子炉格納容器内の冷却を事象発生から7日間行った場合に必要となる水は、約3,770m³である。これに対して、復水貯蔵タンクに約1,192m³、淡水
	貯水槽に約 10,000m³、合計約 11,192m³の水を保有しており、対応が可能であることを確認した。
	なお、初期の対策である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) の水源は復水貯蔵タンクであり、事象発生約 10 時間以降に淡水貯水槽の水を、大
	容量送水ポンプ(タイプI)により復水貯蔵タンクへ給水することで、復水貯蔵タンクを枯渇させることなく復水貯蔵タンクを水源とした7日間の注
	水継続実施が可能となることを確認した。
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、燃料が確保され	(iv) 発災から 7 日間の資源の充足性について、本重要事故シーケンスにおいて、 ガスタービン発電機を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約
ているか確認する。	414kL、原子炉補機代替冷却水系用の大容量送水ポンプ(タイプ I)を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 42kL、大容量送水ポンプ(タイ
	プI)により復水貯蔵タンクへの給水及び格納容器代替スプレイを 7 日間継続した場合に必要となる軽油量は約 32kL であり、合計約 488kL 必要であ
	る。これに対して、軽油タンクに約 755kL、ガスタービン発電設備軽油タンクに約 300kL、合計約 1, 055kL の軽油を備蓄しており、対応が可能であるこ
	とを確認した。

5. 結論

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

記載要領(例)

- ・ 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。
- ・ 具体的には、事故シーケンスグループの特徴、特徴を踏まえた炉 心損傷防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを 踏まえても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点 から炉心損傷防止対策は有効であることの概要が示されているこ と。

事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」に対して申請者が炉心損傷防止対策として計画している逃がし安全弁(自動減圧機能)の中央制御室からの手動遠隔開操作による原子炉圧力容器の減圧、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却等が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。

重要事故シーケンス「中破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗」において炉心の損傷を回避するための低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却等を行い、さらに、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ導くために、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱等を行った場合に対する申請者の解析結果は、炉心損傷防止対策の評価項目をいずれも満足しており、また、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないことを確認した。

さらに、申請者が使用した解析コード及び解析条件の不確かさを考慮しても、解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりがないことを確認した。 なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な炉心損傷防止対策となり得る。

さらに、規制委員会は、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

より厳しい事故シーケンスとして選定した重要事故シーケンス「中破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗」における対策の有効性を確認したことによ

り、その対策が本事故シーケンスグループに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」に対して申請者が計画している炉心損傷防止対策は、有効なものであると判断した。

格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)

1. 事故シーケンスグループの特徴、炉心損傷防止対策	2. 7–7
(1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス	
(2) 事故シーケンスグループの特徴及び炉心損傷防止対策の基本的考え方	
(3) 炉心損傷防止対策	
2. 炉心損傷防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	2. 7–22
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	2. 7–2
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b.操作条件	2. 7–29
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	2. 7–3°
5. 結論	2. 7–33

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(炉心損傷防止対策の有効性評価:格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA))

- 1. 事故シーケンスグループの特徴、炉心損傷防止対策
- (1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンスは、「I 事故シーケンス	1) 事故シーケンスグループ「格納容器バイパス」における事故シーケンスは、以下の1つであり、PRA 側の評価結果と一致していることを確認した。
グループ及び重要事故シーケンス等の選定について」においてに示さ	· ISLOCA
れている各事故シーケンスと一致していることを確認する。	
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選	
定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	

(添付書類十 追補 2 I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 1-8表 重要事故シーケンス等の選定」)

格納容器 バイパス (ISLOCA)	⊙ ①ISLOCA	・手動減圧・発生箇所の隔離・原子炉隔離時冷却系・低圧炉心スプレイ系・残留熱除去系				ろい(1-) とした。	①「ISLOCA」を重要事故シーケンスとして選定。 格納容器バイパスに至る事故シーケンスは①のシーケンスのみであり、対策により炉心損傷防止が期待できる。
--------------------------	-----------	--	--	--	--	---------------	---

(2) 事故シーケンスグループの特徴及び炉心損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性に	
ついて	
1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとな	1)
っているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要となる	(i) 本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、原子炉冷却材圧カバウンダリ機能の喪失に伴い、原子炉冷却材の原子炉格納容器外への漏え
対策の観点から、事故シーケンスグループ全体の特徴を代表している	いが継続することで、保有水量が減少し、炉心損傷に至ることを確認した。具体的には、「原子炉冷却材圧力バウンダリと接続された系統で、高圧設
ことを確認するとともに、対策を講じない場合の炉心損傷に至る事象	計部分と低圧設計部分のインターフェイスとなる配管のうち、隔離弁の隔離失敗等により低圧設計部分が過圧され破損することを想定する。このた
進展を確認する。	め、破断箇所から原子炉冷却材が流出し、原子炉水位が低下することから、緩和措置がとられない場合には、原子炉水位の低下により炉心が露出し、
	炉心損傷に至る。」ものであり、事故シーケンスグループ全体の特徴を代表したものとなっていることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、事故シーケンスグループの特徴を踏まえ	(ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、炉心損傷を防止するためには、炉心の冷却を行うとともに、原子炉冷却材圧カバウンダリの減圧を行
て必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた	うことで、原子炉格納容器外への漏えいを抑制する必要があること、破断箇所の隔離を行うことで、原子炉格納容器外への漏えいを停止する必要が
対策を分けているか確認する。	あることを確認した。本事故シーケンスグループの特徴を踏まえた対策に必要な機能は、原子炉圧力容器に注水する機能、原子炉冷却材圧力バウン
	ダリを減圧し漏えい量を低減する機能及び破断箇所を隔離する機能であり、具体的な初期の対策として、原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧
	注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水を確保するとともに、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の
	減圧を行うことによって漏えいを抑制し、インターフェイスシステム LOCA(以下「IS-LOCA」という。)の発生箇所を隔離することによって、炉心損
	傷を防止する必要があることを確認した。また、安定状態に向けた対策としては、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子
	炉格納容器除熱を実施する必要があることを確認した。

(3) 炉心損傷防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ全体における対策(設備及び手順)の網羅性及	
び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について	
1) 事故シーケンスグループ内のその他のシーケンスでの対策も含めて、	1)
手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基	
準規則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。	
(i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備の時間遅れ等を考慮	(i) 本事故シーケンスグループでは、IS-LOCA の発生を判別する必要があるが、これを判別するための計装設備として、対策に必要な常設設備、可搬設
していることを確認。	備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7.1.7-1 表「格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)」の重大事故等対策につい
	て」において、原子炉圧力(SA)、原子炉水位(SA 広帯域)、ドライウェル温度、ドライウェル圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力等が挙げら
	れていることを確認した。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発生から 10 分間としていることを確認した。
(ii) 初期の炉心損傷防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii)本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴を踏まえ、初期の炉心損傷防止対策として、原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系及び残留
	熱除去系(低圧注水モード)により、炉心の冷却を維持する。また、逃がし安全弁(自動減圧機能)により原子炉圧力容器の減圧を実施する。その
	後、破断箇所の隔離を行う。このため、軽油タンクを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、逃がし安全弁(自動減圧機能)、原子炉隔
	離時冷却系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、復水貯蔵タンク、サプレッションチェンバ、非常用ディーゼル発電機、HPCS
	注入隔離弁及び原子炉建屋ブローアウトパネルを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の対策である逃がし安全弁(自動減圧
	機能)による原子炉圧力容器の減圧、原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注
	水並びに破断箇所の隔離に係る手順については、「技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技
	術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」及び「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷
	却するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として軽油タンク、逃がし安全弁(自
	動減圧機能)、原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、復水貯蔵タンク、サプレッションチェンバ、非常用デ
	ィーゼル発電機、HPCS 注入隔離弁及び原子炉建屋ブローアウトパネルが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及
	び関連する計装設備は「第7.1.7-1表「格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)」の重大事故等対策について」において、整理されてい
	ることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、 <mark>低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)による炉心の冷却を継続しつつ、残留熱除</mark>
	去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱を実施する。このため、軽油タンクを重大事故等対処設備として新た
	に整備するとともに、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)、サプレッションチェンバ及び非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処
	設備として位置付けることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 炉心の損傷を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器を安定状	① 安定状態に向けた対策である残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による注水継続については、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧
態へ導くための対策が整備されていることを確認。	カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧後の残留熱除去系(サプ
	レッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」におい
	て整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)及び
	サプレッションチェンバが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備はこれらの設備以外の常
	設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7.1.7-1 表「格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)」の重大事故等対策について」にお
	いて、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
② 炉心の冷却状態、原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持さ	② 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水を継続し、高圧炉心スプレイ系の破損箇所を隔離すること

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
れるものであることの確認。最終ヒートシンクへの熱の輸送手	により、炉心の冷却状態を維持できることを確認した。また、サプレッションプール水温が 32℃を超えた時点で、残留熱除去系(サプレッションプ
段が整備されていることを確認。	ール水冷却モード)の運転を開始することで、原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び温度は、限界圧力及び限界温度を下回り、原子炉格納容
	器安定状態を維持できることを確認した。
③ さらなる対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定状	③ 補足説明資料(添付資料 2.7.2)において、②の対策を継続することにより、安定状態の維持が可能であることが示されている。
態を維持するための手順や方針が示されていることを確認。	補足説明資料(添付資料 2.7.2)には、本重要事故シーケンスにおける安定状態の定義が以下のとおり示されている。
	原子炉安定停止状態:
	事象発生後、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備を用いた炉心冷却により、炉心冠水が維持でき、また、冷却のための設備がその後
	も機能維持できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合
	原子炉格納容器安定状態:
	炉心冠水後に、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備を用いた原子炉格納容器除熱機能(原子炉格納容器フィルタベント系等、残留熱
	除去系又は代替循環冷却系)により、格納容器圧力及び温度が安定又は低下傾向に転じ、また、格納容器除熱のための設備がその後も機能維持
	できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合
(iv) 初期の炉心損傷防止対策設備及び安定状態に向けた対策設備を	(iv) 対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7. 1. 7-1 表「格納容器バイパス(インターフェイスシステム
稼働するための状態監視ができることを確認する。	LOCA)」の重大事故等対策について」より、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
(BWR インターフェイスシステム LOCA)	
① 原子炉の減圧及び炉心の冷却に係る計装設備を確認。	① 原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系及びによる原子炉圧力容器への注水に係る計装設備として、原子炉水
	位 (SA 広帯域)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量等が挙げられていることを確認した。また、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容
	器の減圧に係る計装設備として、原子炉圧力(SA)等が挙げられていることを確認した。
② 原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器からの除熱に係	② 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱に係る計装設備として、サプレッションプール水温度及び残留
る計装設備を確認。	熱除去系ポンプ出口流量が挙げられていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確	(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り替える条件は以下のとおりであることを確認した。
に示しているか確認する。	
① 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	① 原子炉急速減圧によりサプレッションプール水温度が 32℃を超えた時点で、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の運転を開始する
	ことが示されており、初期対策から安定状態に向けた対策への切り替える条件が明確となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備してい	(vi)有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。
る項目を確認する。	
① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う対	① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。
策が網羅的に記載されていることを確認。	・・高圧代替注水系系統構成・起動操作
	・・代替自動減圧機能の逃がし安全弁作動回路動作
	・ 中央制御室からの遠隔操作による高圧炉心スプレイ系ポンプ復水貯蔵タンク吸込弁及び高圧炉心スプレイ系ポンプサプレッションプール吸込弁

② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 ② 「技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減

圧するための手順等」において、①の実手順が整理されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と整合してい

「全閉」

ることを確認した。

「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま

え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
含めていることを確認。 ③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。	③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「5.重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第7.1.7-1表「格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第37条 解釈) 第37条(重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。 2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	2) 追補 2「I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について 別紙 3 表 1 米国・欧州での重大事故対策に関係する設備例の比較」において、炉心冷却、格納容器バイパス防止の各項目について、米国・欧州での対策との比較を行っており、女川 2 号炉の対策は国内外の先進的な対策と同等であることを確認した。
 3)対策の概略系統図は整理されているか。 (i)対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・弁が明示されているか確認する。 記載要領(例) 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。なお、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で点線囲みされていなくてもよい。 	3) (i) 初期の対策である原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子力圧力容器の減圧並びに高圧炉心スプレイ系の隔離に係る設備として、原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、逃がし安全弁(自動減圧機能)、高圧炉心スプレイ系の隔離弁及びこれらを接続する配管又は弁が概略系統図に示されていることを確認した。また、安定状態に向けた対策である残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱に係る設備として、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に示されていることを確認した。
4) 対応手順の概要は整理されているか。 (i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判断基準、判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 ① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わないように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。 記載要領(例)	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上の設定と解析上の設定がわかるように記載。 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等についても網羅的に記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価上は考慮しないことが明確であること。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及び その根拠や妥当性を確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に 含めていることを確認。	(ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり「第 7.1.7-5図「格納容器バイバス(インターフェイスシステム LOCA)」の対応手順の概要」及び「7.1.7.1(3) 炉心損傷防止対策」において明確にされていることを確認した。 事故シーケンスグループ「格納容器パイパス」に係る判断基準・確認項目等 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力上昇: 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力が直常値を超えたことで「系統過圧」であると判断する。 原子炉スクラム・ターピントリップ: 平均出力領域モニタ指示値降下等で確認する。 原子炉隔離時冷却系自動起動: 状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力、ポンプ出口流量等により確認する。 低圧注水機能(残留熱除去系/低圧炉心スプレイ系)自動起動: 状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力、ポンプ出口症力をにより確認する。 [S-1004 発生・確認した高圧炉心スプレイ系が上の性認する。 [S-1004 発生・確認した高圧炉心スプレイ系がよりは健認する。 「第 1-004 発生・確認した高圧炉心スプレイ系がよりは操作スイッチにより自動起動を阻止する。 「原子炉水位有効燃料棒頂部(TAF)到達: 原子炉水位(燃料域)により TAF 到達を確認後、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度により水素濃度及び酸素濃度を確認する。また、TAF 以下線焼時間を測定し「最長許容炉心露出時間」の禁止領域に入っていることを確認した場合、燃料の健全性確認を格納容器内雰囲気放射線モニタにより確認する。 低圧注水機能(残留熱除去系(低圧注水モード)/低圧炉心スプレイ系)による原子炉注水開始、原子炉水位回復確認: 原子炉圧力、原子炉水位、各ポンプ出口圧力、各ポンプ出口流量で確認する。 残理熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系により原子炉水位を確認し、原子炉水位を高圧炉心スプレイスパージャ以下で維持・ IS-1004による漏えい抑制のため、隔離操作が完了するまで原子炉水位を確認し、原子炉水位を高圧炉心スプレイスパージャ以下で維持する。 原子炉水位をレベル3からレベル8で維持・ 原子炉水位をレベル3からレベル8が高速し、原子炉水位を高圧炉心スプレイスパージャ以下で維持する。
5) 本事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの対応に必要な要員に ついて整理されているか。 (i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて 作業項目 時系	5) (i) タイムチャートは、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」等を踏まえ、以下のとおり整理されていることを確認し
(1) 個別の子順を踏まえたダイムテヤートにおいて、1F素項目、時系 列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	(1) ダイムナヤートは、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力パワンダリを減圧するための子順寺」寺を踏まえ、以下のとおり登埋されていることを確認した。
	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。

整理されていることを確認。

審査の視点及び確認事項

- 合していることを確認。
- い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。
- ④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕等) を確認。
- ⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。

記載要領(例)

- · 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。
- タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を含 んでいること。

確認結果(女川2号)

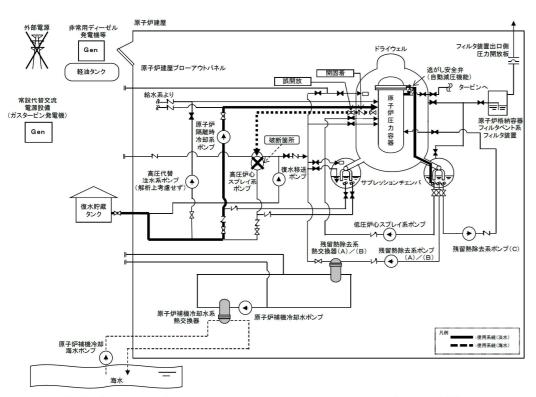
- ② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整 | ② (3)1)(ii)、(iii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」等と整合してい ることを確認した。
- ③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していな|③ 有効性評価においては、中央制御室からの高圧炉心スプレイ系ポンプ水源側からの漏えい停止操作等には期待しないが実際には行う操作である。こ のため、これらの操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上されていることを確認した。
 - ④ 本重要事故シーケンスの対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理 されており、実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、現場において異なる作業を連続して行うことはないことを確認した。
 - ⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。

(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)

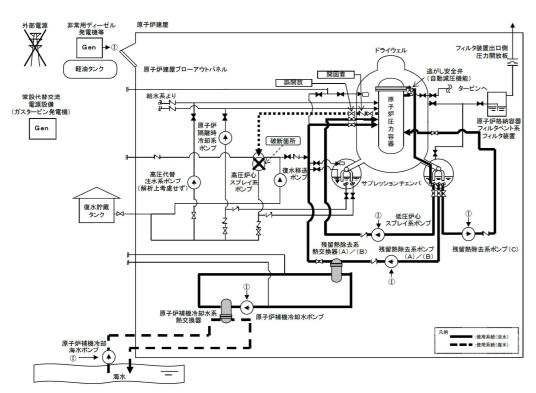
6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定

事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点 として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。

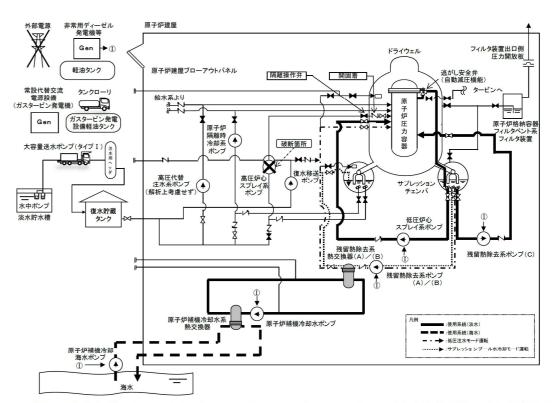
- (1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。
 - a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとす る。
 - b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は 手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な時間に基づき 設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
 - c. 現場で実施する操作については、個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお、有効性評価における解析の条件設定においては、操作場所までの アクセスルートの状況、操作場所の作業環境等を踏まえて、現場操作に必要な時間を設定する。
- (2) 有効性評価における操作時間は、「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で示している操作時間と同一若 しくは時間余裕を踏まえて設定する。



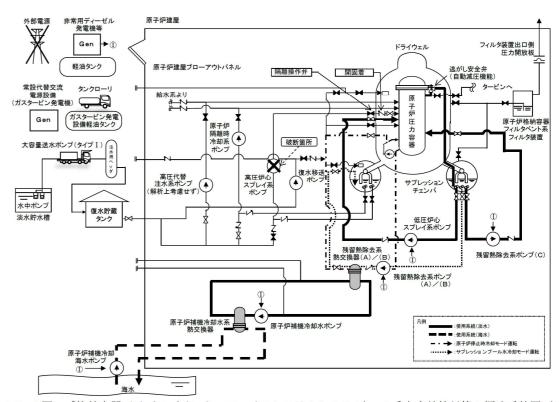
第7.1.7-1 図 「格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)」の重大事故等対策の概略系統図 (1/4) (原子炉注水)



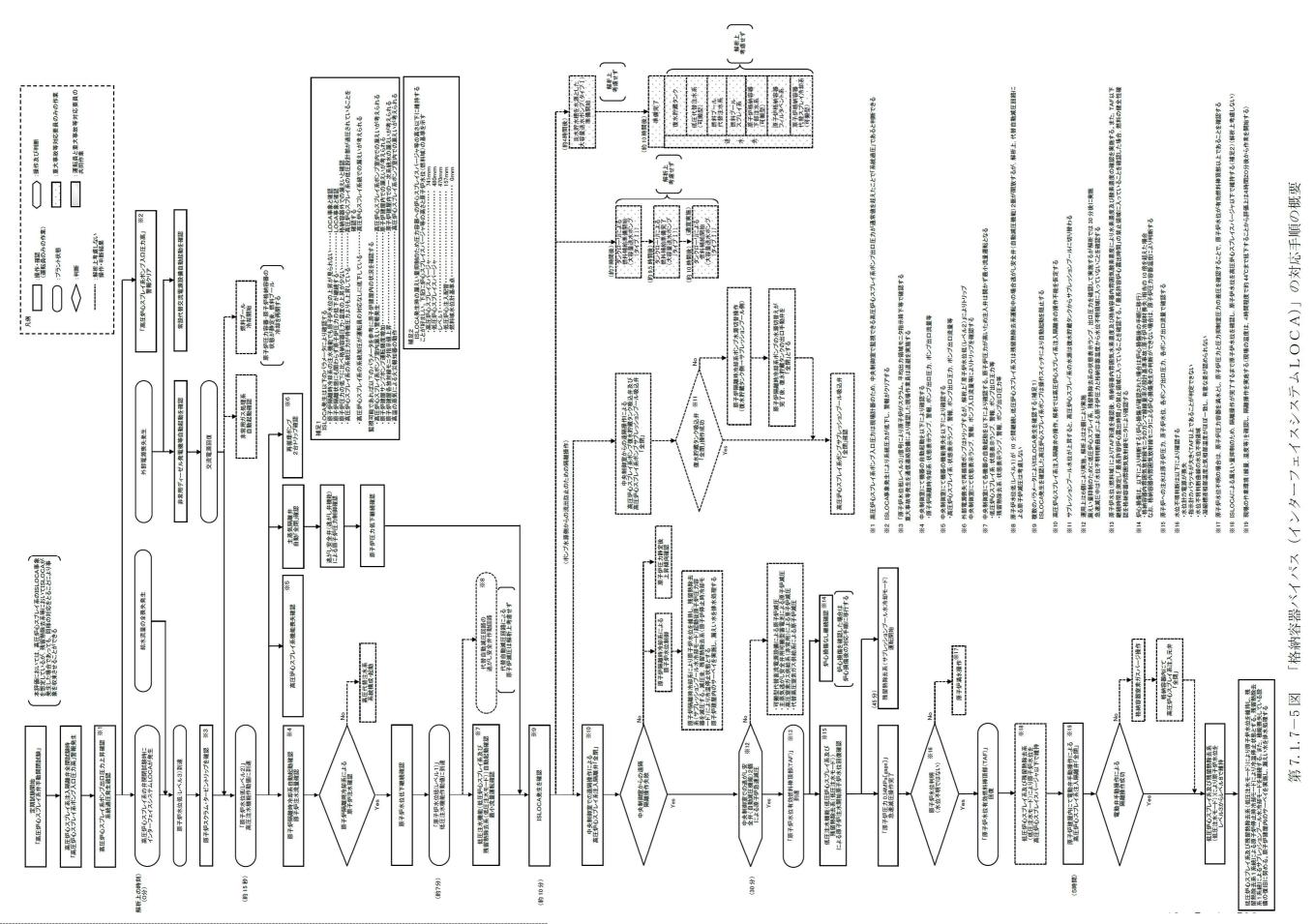
第7.1.7-2 図 「格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)」の重大事故等対策の概略系統図 (2/4) (原子炉急速減圧及び原子炉注水)



第7.1.7-3 図 「格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)」の重大事故等対策の概略系統図 (3/4) (原子炉注水及び格納容器除熱)



第7.1.7-4図 「格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)」の重大事故等対策の概略系統図 (4/4) (原子炉注水、格納容器除熱及び原子炉冷却)



2.7-11

								善時間(分)								経過時	間(時間)						備考
	_	必要な要員と	作業項目	1		10m	20m	30m	40m	50m	1h	2h	3h	4h	5h	6	Sh 	7h	8h	91	1	10h	
		実施箇所·必要人員数	t		▽事象発生 ▽原子炉スクラム			▽30分 逃がし安全	弁(自動滅圧機能)によ	る原子炉減圧開始													
	責任者	発電課長	1 中央監視 運転操作指揮 発電所対策本部連絡		▽約15秒原子炉水	位低(レベル2)到達 離時冷却系による原	子炉注水開始				***************************************				▽5時I	特間 高圧炉心スプレイ	(系からの漏えい停止					上 ▽約10時間 大容量並 復水貯蔵	 水ポンプ(タイプ I)準備完了 タンク補給開始
作業項目	補佐	発電副長	1 運転操作指揮	作業の内容		- 7分原子炉水位低(レ -	1																
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	6 人 初動での指揮 中央制御室連絡 発電所外部連絡]		▽約10分プラント状	況判断				2000000	***********											
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	重大事故等対応要員								***************************************												
				・給水流量の全喪失確認							***************************************												
				·外部電源喪失確認																			
				・原子炉スクラム・タービントリップ確認																			
				・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認																			
				·常股代替交流電源股備自動起動確認																			
可断	3人	_	_	- 再循環ポンプトリップ確認	10分																		
7PI	A.B.C	_	_	・高圧炉心スプレイ系機能喪失確認	1073						000000000000000000000000000000000000000												
				·原子炉隔離時冷却系自動起動確認							-									-			
				·主蒸気隔離弁全閉確認。原子炉圧力低下継続確認							-												
				・低圧注水機能(低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系 (低圧注水モード)) 自動起動確認							***************************************	***************************************											
				・ISLOCA発生を確認							***************************************												
				・非常用ガス処理系自動起動確認 (解析上考慮せず)																			
炉注水操作	1人 [A]	-	-	·原子炉隔離時冷却系 原子炉注水確認	適宜実施																		
代替注水系起動操作 「上考慮せず)	1人 [c]	-	-	· 高圧代替注水系 系統構成·起動操作																			
自動滅圧回路動作確認(解析上考慮せ	1人 [B]	-	-	・逃がし安全弁 2個, 自動開放確認																			
プール冷却 再開	14	_	_	・スキマサージタンク水位調整													30分						燃料ブール水温「65°C」以下維持 要員を確保して対応する
斤上考慮せず)	[B]			・燃料ブール冷却浄化系 系統構成・再起動													105	•					燃料プール水温「65℃」以下維持 要員を確保して対応する
炉心スプレイ系からの漏えい停止操作 R制御室操作)	1人 [c]	-	-	・HPCS注入隔離弁閉操作		5分					***************************************												注入隔離弁全閉失敗を想定
炉心スプレイ系ポンプ水源側からの漏え 止操作 f上考慮せず)	1人 [0]	-	-	・高圧炉心スプレイ系ポンプ復水貯蔵タンク吸込弁閉操作		5分																	
戸急速滅圧操作	1人 [c]	-	-	・送がし安全弁(自動減圧機能) 2個 手動開放操作				5分			***************************************												
CCS系注水	1人 [B]	-	=	・低圧注水機能(低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系 (低圧注水モード))による原子炉注水開始。原子炉 水位制御		innetana		適宜実	拖								隔離後は原子	戸水位を原子炉水位仮	ま(レベル3)から原	(アンダイ) (ベル8)の間に維持		
戸水位調整(解析上考慮せず)	1人 [B]	-	-	・漏えい量抑制のため原子炉水位を高圧炉心スプレイ スパージャ以下で維持				適宜実	额														
热除去系1系統	1人	_	_	・残留熱除去系 低圧注水モードからサブレッションブール 水冷却モードへ切替え(1系統)					5分														
レッションプール水冷却モード) 運転	[A]			・残留熱除去系(サブレッションブール水冷却モード) によるサブレッションブール冷却状態の監視											3	適宜確認							
炉心スプレイ系からの漏えい停止操作	4人 [A,C]D,E	-	-	·保護具装備/装備補助										30分									
楊操作)	-	2 Å [D,E]	-	・現場移動 ・HPCS注入隔離弁閉操作							**************************************	***************************************			40分								
スルート確保(解析上考慮せず)	=	-	6人 J.K.N~Q	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)					4時間	ij													作業時間が最大となるルートを設定 復旧が不要な場合は以降の作業の余裕時間
	-	-	7 9人 A~I	・可搬型設備保管場所への移動 ・大容量送水ポンプ(タイプ I)の設置、ホースの敷設、接続													380	分					復水貯蔵タンクの管理値までは余裕時間あり
確保 i上考慮せず)	-	-	→ 1人 [A]	・大容量送水ポンプ(タイプ I)監視																		以降監視	
	i—	-	2A [0,0]	・復水貯蔵タンク補給																		適宜実施	復水貯蔵タンクの残量に応じて適宜補給を実施
痛給準備 - 上考慮せず)	i—		LM LM	・可搬型設備保管場所への移動 ・ガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの 移送(大容量送水ポンプ(タイプI)への補給準備)															135分				タンクローリ残量に応じて適宜ガスタービン発 油タンクから補給
痛給 [上考慮せず]	-	-	2人 [LM]	・大容量送水ポンプ(タイプ I)への給油																		適宜実施	
人員数 合計		5人 \~E	17人 A~Q																				

第7.1.7-6 図 「格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)」の作業と所要時間

2. 炉心損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

(有効性評価ガイド)

2.2.1 有効性評価の手法及び範囲

(5) 複数の対策(例えば、常設設備と可搬型設備)がある場合には、各々 の対策について有効性を評価することを基本とする。ただし、評価 条件の包絡性が示すことができれば、包絡条件による有効性評価で 代表してもよい。(例えば、起動に多くの人手及び時間を要し、か つ、容量が少ない可搬型設備の条件で常設設備の条件を包含させる 場合。)

2.2.3 事故シーケンスグループの主要解析条件等

事故シーケンスグループごとに、炉心の著しい損傷に至る重要な事故 シーケンス(以下「重要事故シーケンス」という。)を選定し、評価 対象とする。重要事故シーケンス選定の着眼点は以下とする。

- a. 共通原因故障又は系統間の機能の依存性によって複数の設備が機能 喪失し、炉心の著しい損傷に至る。
- b. 炉心損傷防止対策の実施に対する余裕時間が短い。
- c. 炉心損傷防止に必要な設備容量(流量又は逃がし弁容量等)が大き い。
- d. 事故シーケンスグループ内のシーケンスの特徴を代表している。
- 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について
- 1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス 1) が適切に選定されているか。
 - (i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理 | 由を確認する。
 - 要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も 厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確認。
 - されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故シ ーケンス選定の妥当性を確認している。

(i) 重要事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。

① 重要事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重 | ① 選定された重要事故シーケンスは PRA で選定されたシーケンスと同一であることを確認した。

② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選定 ② 本事故シーケンスグループの重要事故シーケンスは、「インターフェイスシステム LOCA」を選定する。PRA の手法により抽出され、炉心損傷防止対策 の有効性を確認する必要があるとされた本事故シーケンスグループにおける事故シーケンスは「インターフェイスシステム LOCA」のみであることを確 認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。	
2) 有効性評価ガイド 2.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コード	2)
は適切か。(→解析コード審査確認事項へ)	
(i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 本重要事故シーケンスにおける重要現象として、炉心における崩壊熱、燃料棒表面熱伝達、気液熱非平衡、沸騰遷移、燃料被覆管酸化、燃料被覆管変形、沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、三次元効果並びに原子炉圧力容器における沸騰・凝縮・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、冷却材放出(臨界流・差圧流)、ECCS 注水(給水系・代替注水設備含む)が挙げられていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析す	(ii) 上記(i)で確認した重要現象である炉心における崩壊熱、燃料棒表面熱伝達、気液熱非平衡等を取り扱うことができる SAFER を用いることを確認し
る能力があることを確認する。	た。SAFERの適用性についての具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(有効性評価ガイド)	
2.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「2.2.2 有効性評	
価の共通解析条件」及び「2.2.3 事故シーケンスグループの主要解	
析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件	
の適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの 適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切 に考慮する。	
	 3) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本重要事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラ
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	メータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要員が運転員等の操作時間に与える影響を評価する方針が示されていることを確認した。

(2) 有効性評価の条件

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 2.2.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 2.2.3 事故シーケンスグループの主要解析条件等 (1) BWR g. 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA) (a) 重要事故シーケンスの例 i. インターフェイスシステムLOCAの発生後、破断箇所の隔離に失敗し、 ECCSによる原子炉水位の確保に失敗することによって炉心の著しい損 傷に至る。 (b) 主要解析条件(「2.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目を 除く。) i. 原子炉冷却材圧カバウンダリと接続された系統の配管において、高圧 設計部分と低圧設計部分を分離するための隔離弁の誤開又は内部破損 によって、低圧設計部分が過圧され、破断する事象を想定する。 ii. 低圧設計部分の破断箇所は、原子炉圧力が加わることによって、耐 圧性が最も低い機器、配管等の部位とする。 (c) 対策例 i. インターフェイスシステムLOCA発生個所の隔離対策 ii. 逃がし安全弁の手動作動による原子炉の減圧及び代替注水設備等に よる炉心冷却機能の確保 1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i)外部電源の有無を確認する。 ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する ① 外部電源はないものとする。これは、外部電源が喪失することにより、給復水系による原子炉圧力容器への給水が行えなくなるため、原子炉水位の 低下が早くなり、炉心冷却の観点では、厳しい設定となることを確認した。 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていることを 確認。 (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事① 起因事象として、高圧炉心スプレイ系から原子炉格納容器外への漏えいが発生するものとし、原子炉冷却材圧力バウンダリと接続された系統の隔離 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。 |弁の故障等により、開閉試験中にインターフェイスシステム LOCA が発生するものとする。原子炉冷却材の漏えい箇所は、高圧炉心スプレイ系の吸込 配管とする。これは、他の系統(※)では隔離弁の開閉試験が行われないか又は開閉試験中に2 弁以上で隔離機能が維持されることに対して、高圧

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

確認した。

|炉心スプレイ系は開閉試験時に隔離弁が 1 弁となることから漏えいが発生する系統として想定する。破断面積は、低圧設計部の耐圧バウンダリとな る箇所において、保守的に約35cm²とすることを確認した。具体的には、低圧設計部の耐圧バウンダリとなる箇所に対して、実耐力を踏まえた評価を 行った結果、破断面積は 25cm² を超えないものの、保守的に約 35cm²とすることを確認した。また、安全機能の喪失の仮定として、インターフェイス システム LOCA が発生した側の高圧炉心スプレイ系が機能喪失することを確認した。

- (※) 具体的には、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系が挙げられている。低圧炉 |心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)は低圧設計配管まで 3 弁設置されている。また、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は低 圧設計配管まで2弁であるものの、運転中の開閉試験は行われない。
- ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている 🕽 ② 「第 7.1.7-2 表 主要解析条件(格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA))」において、初期条件、事故条件について原子炉圧力、炉心入 口温度、原子炉水位、原子炉停止後の崩壊熱、安全機能の喪失に対する仮定等、解析で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを

かを確認。

(BWR インターフェイスシステム LOCA の場合)

・IS-LOCA の破断面積と設定の考え方を確認。

(有効性評価ガイド)

2.2.1 有効性評価の手法及び範囲

- (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「2.2.2 有効性評 価の共通解析条件 | 及び「2.2.3 事故シーケンスグループの主要解 析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。
- 2.2.2 有効性評価の共通解析条件
- (3) 設計基準事故対処設備の適用条件
- a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場 合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等につい て計装上の誤差は考慮しない。
- b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性 (原子炉の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、その機能 を期待できる。
- c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。
- (5) 重大事故等対処設備の作動条件
- a. 炉心損傷防止対策の実施時間
- (a) 炉心損傷防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の利用可 否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。
- (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温度、 湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設定する。
- (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況 (現場の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設定 する。
- b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様に基

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
びき設定する。 c. 炉心損傷防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考慮する。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさがある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。 (i)使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載されていることを確認する。 ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を使用している場合には、その考え方を確認。 (BWR インターフェイスシステム LOCA の場合)・炉心注水に用いる系統の流量・減圧に用いる逃がし安全弁の数及び流量	2) (i) 原子炉隔離時冷却系は原子炉水位低 (レベル 2) で自動起動し、原子炉圧力容器の減圧と同時に停止するものとする。原子炉圧力容器への注水流量は設計値である 90.8㎡/h とする。原子炉圧力容器の減圧には、透がし安全弁 (自動減圧機能) 2 個を使用するものとし、1 個当たりの容量は設計値とする。原子炉圧力容器への注水流量である。原子炉圧力容器への注水流量は、原子炉水位低 (レベル 1) で自動起動するものとする。低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水流量は、原子炉上の応じた注水特性 (最大 1,135㎡/h) に従うものとし、原子炉水位回復後は、原子炉水位低 (レベル 3)から原子炉水位高 (レベル 8)の間で維持する。残留熱除去系 (低圧注水モード)による原子炉上力容器への注水流量は、原子炉水位低 (レベル 3)から原子炉水位高 (レベル 8)の間で維持する。残留熱除去系 (低圧注水モード)による原子炉上力容器への注水流量は、原子炉水位低 (レベル 3)で、原子炉水位の機器条件も含め、具体的な確認結果は以下のとおり。(1) 「第 7.1.7 一名表主要解析条件 (格納容器パイパス (インターフェイスシステム LOCA))」より、本重要事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとおりであることを確認した。原子炉水位低 (レベル 2)で自動起動し、90.8㎡/h (7.86~1.04MPa[gage]において)の流量で注水するものとする。残望熱除去系 (低圧注水モード):原子炉水位低 (レベル 1)で自動起動し、1,136㎡/h (0.14MPa[dif]において)(最大 1,191㎡/h)の流量で注水するものとする。低圧炉心スプレイ系:原子炉水位低 (レベル 1)で自動起動し、1,050㎡/h (0.78MPa[dif]において)(最大 1,135㎡/h)の流量で注水するものとする。逃がし安全弁(自動減圧機能):
(ii) 有効性評価ガイド 2. 2. 2(3) c. にしたがって、解析上、故障を想 定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	原子炉急速減圧は、逃がし安全弁(自動減圧機能)の2個を使用するものとし、逃がし安全弁(自動減圧機能)の容量は設計値を用いる。 (ii) 本重要事故シーケンスにおいて、安全機能の喪失を仮定している高圧炉心注水系の隔離弁の誤開又は破損が発生した側の高圧炉心スプレイ系につい て、機器条件として設定されていないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件(逃がし安全弁による原子炉 圧力容器の減圧の開始時間等)を確認する。	3) (i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。

① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接 ① 本重要事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャー トと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。 本評価事故シーケンスにおける重大事故等対策のうち、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧、残留熱除去系(サプレッショ ンプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱、原子炉水位調整については中央制御室での対応であり、現場操作はない。

IS-LOCA 発生時の対応手順:

「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)3 名

近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*によ

※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資

る時間内であることを確認。

料」により確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、IS-LOCA発生から破断箇所の現場での隔離完了まで約300分と想定しており、有効性評価のタイム
	チャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。なお、中央制御室からの隔離操作は有効性評価上、考慮しない。
② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場	② 重大事故等対処設備の操作条件として、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の開始時間は、インターフェイスシステム LOCA の発生確認、中央制御室
操作を必要とするもの等)については、その操作余裕時間を	からの遠隔操作による破断箇所の隔離操作及び隔離操作の失敗判断を考慮し、事象発生から30分後とする。中央制御室からの遠隔操作による破断箇
確認。	所の隔離は失敗することとし、破断箇所隔離操作は、原子炉冷却材漏えいにより温度が上昇した原子炉建屋内のアクセスルート及び現場操作場所が
	作業可能な温度まで低下するまでの時間を考慮して、事象発生から 4 時間 20 分後に開始するものとし、現場操作場所への移動時間と現場での隔離操
	作時間の合計約40分を考慮し、事象発生から5時間後に終了するものとすることを確認した。また、操作余裕時間の評価については、「3.(3)操作
	時間余裕の把握」で確認する。
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作は、中央制御室における破断箇所の隔離操作失敗の判断時間及び逃がし安全弁(自
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	動減圧機能)の操作時間を考慮して解析上の操作開始時間を設定していることを確認した。高圧炉心スプレイ系の破断箇所隔離操作は、原子炉建屋
の理由が妥当なものであることを確認。	内の現場作業環境を考慮し、運転員の現場移動時間及び操作時間等を踏まえて解析上の操作開始時間を設定していることを確認した。なお、本操作
	は解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間に差異が考えられるため、操作条件に対する不確かさの影響評価を行うことを確認した。

(3) 有効性評価の結果

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条 解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-3 上記1-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価項目 を概ね満足することを確認することをいう。 (a) 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を 十分に冷却できるものであること。 (b) 原子炉冷却材圧カバウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の1.2 倍 又は限界圧力を下回ること。 (c) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧 力を下回ること。 (d) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温 度を下回ること。 1-5 上記1-3(a)の「炉心の著しい損傷が発生するおそれがないもので あり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること」とは、以下に 掲げる要件を満たすものであること。ただし、燃料被覆管の最高温度 及び酸化量について、十分な科学的根拠が示される場合には、この限 りでない。 (a) 燃料被覆管の最高温度が1,200°C以下であること。 (b) 燃料被覆管の酸化量は、酸化反応が著しくなる前の被覆管厚さの15% 以下であること。 1-6 上記 1-3 及び 2-3 の評価項目において、限界圧力又は限界温度 を評価項目として用いる場合には、その根拠と妥当性を示すこと。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解釈 1) における評価項目に対する基準を満足しているか。 (ⅰ)事象進展の説明は事象の発生から炉心損傷防止対策とその効果 |(ⅰ)事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡応答が 適切であるかを確認する。 ① 「7.1.7.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、炉心損傷の恐れに至るプロセス、初期の炉心損傷防止対策とその効果につ ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 いて時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.1.7-7図より、原子炉冷却材の漏えいに伴って原子炉圧力が低下していることから、想定した起因事象に沿った解析結果が得られていることを ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 確認した。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙 🕄 第 7.1.7-11 図より逃がし安全弁(自動減圧機能)の開操作に伴う逃がし安全弁の蒸気流量が確認できること、第 7.1.7-10 図より、残留熱除去系

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
動を確認。	(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水流量を確認できることから、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧並びに原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水に関する動的機器が意図通り作動していることを確認した。
④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 (BWR インターフェイスシステム LOCA の場合) 起因事象に関連するパラメータ: ・ 原子炉水位 ・ 原子炉圧力 動的機器の作動状況: ・ 原子炉注水量 ・ 原子炉格納容器圧力 ・ 逃がし安全弁流量 対策の効果: ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ 燃料被覆管温度 ・ 原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器圧力	④ 第 7.1.7-8 図、第 7.1.7-9 図、第 7.1.7-10 図、第 7.1.7-12 図及び第 7.1.7-13 図より、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器内への注水により、原子炉水位及び原子炉圧力容器内の保有水量が回復していること、燃料被覆管温度の上昇は抑制されていることを確認した。
記載要領(例) ・トレンド図の変曲点については、説明を加えること ・トレンド図に関連する操作や機器動作のタイミングが示されていること ・図示されたパラメータの定義が明確であること(平均値と最高値の区別、 2 相水位とコラプス水位の区別など)	
(ii) 評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。	(ii) 上記 (i) の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、IS-LOCA の評価項目となるパラメータについては、高圧炉心スプレイ系の破断箇所からの原子炉冷却材の流出により、原子炉建屋ブローアウトパネルが開放するとともに、原子炉水位が低下するが、原子炉隔離時冷却系により、炉心の冷却は維持される。また、炉心の冷却を継続しつつ、逃がし安全弁(自動減圧機能)により原子炉圧力容器を減圧することで、破断箇所からの原子炉冷却材の漏えいが抑制される。逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧に伴い、原子炉水位が低下し、炉心が露出することにより燃料被覆管温度は上昇するが、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)による炉心の冷却により、PCT は約 357℃に抑えられる。原子炉冷却材圧力バウンダリの最高圧力は、約7.68MPa[gage]に抑えられる。また、燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの 1%以下となる。さらに、現場における弁操作により高圧炉心スプレイ系の破断箇所の隔離を行うことで、高圧炉心スプレイ系からの漏えいが停止する。また、逃がし安全弁の作動による原子炉格納容器内への水蒸気の流入により、原子炉格納容器内の圧力及び温度が上昇するが、原子炉格納容器の限界圧力及び温度を下回ることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 燃料被覆管温度、燃料被覆管酸化量	① 燃料被覆管の最高温度は、第7.1.7−13図より、原子炉水位が回復するまでの間に炉心が一時的に露出するため燃料被覆管の温度が上昇し、約357℃

なる前の燃料被覆管厚さの1%以下であり、15%以下となることを確認した。

に到達するが、1,200℃以下となる。燃料被覆管の最高温度は、高出力燃料集合体にて発生している。また、燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しく

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
② 原子炉圧力	② 原子炉圧力は、第7.1.7-7図より、逃がし安全弁の作動により、約7.38MPa[gage]以下に抑えられる。原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力は、原子炉圧力と原子炉圧力容器底部圧力との差(高々約0.3MPa)を考慮しても、約7.68MPa[gage]以下であり、最高使用圧力の1.2倍(10.34MPa[gage])を十分下回ることを確認した。
③ 原子炉格納容器圧力、原子炉格納容器温度	③ 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び温度は、原子炉減圧及び破断箇所隔離後の原子炉格納容器内への蒸気流入により上昇する。一方、設計基準事故「原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化」の「原子炉冷却材喪失」においては、事象開始から原子炉格納容器内に冷却材が流出し続ける事故を想定し解析しており、この場合でも原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び温度の最大値は、それぞれ約 0.33MPa[gage]及び約 146℃にとどまる。このため、本事象においても原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び温度は、限界圧力及び温度を下回ることを確認した。
(iii) 初期の炉心防止対策により、炉心の著しい損傷を防止できている	
ことを確認する。	子炉圧力容器の減圧による漏えい量の低減及び高圧炉心注水系による原子炉圧力容器への注水により評価期間を通じて炉心は冠水状態を維持してい
	ること、燃料被覆管の温度は 1,200℃以下であることから炉心の著しい損傷は防止できていることを確認した。
(有効性評価ガイド)	
2.2 有効性評価に係る標準評価手法	
2.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定停	
止状態(高温停止状態又は低温停止状態)に導かれる時点までを評価	
する。(少なくとも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただ	
し、7 日間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持	
できることを示すこと。)	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド 2.2.1(4)を踏まえたものとなってい	1)
るか。	 (i)安定状態になるまでの評価について、IS-LOCA の場合については、 <mark>残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器から</mark>
ことを確認する。	の除熱を開始することで、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができること確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 低温停止状態まで解析を実施していない場合には、燃料被覆	
管温度及び原子炉圧力が低下傾向となるまでは解析結果を示	
した上で、その後低温停止状態まで導くための対策が整備さ	モード)及び低圧炉心スプレイ系による注水継続により炉心が冠水し、炉心の冷却が維持され、原子炉の安定停止状態が維持できることを確認した。
れていることを確認。	また、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱を開始することで、原子炉格納容器の安定状態が確立
по со о — с с предио	し、安定状態が維持できることを確認した。

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

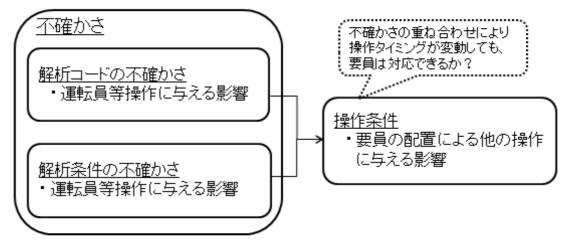
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等の操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

(有効性評価ガイド)

- 2.2 有効性評価に係る標準評価手法
- 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲
- (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。
- (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの適 用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮 する。
- 1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
- 1)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。
 - 析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針で あるかを確認。

(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解 │(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。

解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の 範囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響及び操作時間余裕を 評価するものとしていることを確認した。なお、操作にかかる不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操 作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員等の操作時間に与える影響を評価するものといていることを確認した。また、「6.5有効性評 価における解析の条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設 の有効性評価の評価項目となるパラメータ及び運転員等操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行うこ とを前提に設定する。」としていることを確認した。

参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小 さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。

(参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針)

6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針

解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余 裕を評価するものとする。

不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子が ないと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象 が複雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。

- (ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転員 等操作が特定されているか確認する。
 - る影響を確認。
- (ii) 不確かさにより影響を受ける運転員等操作は以下のとおりであることを確認した。
- ① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受け↓① 本重要事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、事象発生から12時間程度までの短時間に期待する操作及び事象 進展に有意な影響を与えると考えられる操作として、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作及び高圧炉心スプレイ系の破 断箇所隔離操作であることを確認した。逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作は、破断箇所の隔離操作の失敗の認知によ り操作開始時間は変動する可能性があるが、原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉注水によ り、炉心は冠水維持されるため、原子炉水位維持の点では問題とならないことを確認した。高圧炉心スプレイ系の破断箇所隔離操作については、高 圧炉心スプレイ系の電動弁の開閉試験にて発生した事象であるため、隔離操作を実施すべき弁を容易に認知でき、現場での操作場所は漏えい箇所と 異なる場所にあり、漏えいの影響を受けにくいため、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であり、操作開始時間に与える影響は小さいこ

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	とを確認した。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響 1)解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響の内容は妥 1) (i)解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響について、燃料被覆管温度を操作開始の起点としている運転員等操作はないことから、解析コー (i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさとその傾向が挙げられ | ているか確認する。 ドの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響はない。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、運転員等操作に与える影響の具体的な 確認内容は以下のとおり。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他 │ ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されている · SAFER について、炉心における燃料棒表面熱伝達の不確かさとして、炉心が冠水維持する場合では燃料被覆管温度は上昇しないため不確かさは小さ か確認。 いことを確認した。 · SAFER について、炉心における燃料被覆管酸化の不確かさとして、解析コードは酸化量及び発熱量の評価について保守的な結果を与えるため、解析 結果は燃料被覆管酸化を大きく評価する可能性があることを確認した。 以上のとおり、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受ける 1 ② 上記の不確かさを考慮した場合、いずれも運転員等の操作時間に与えることはないことを確認した。 運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確 ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の有 効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」にお いてランク付けされており、ランクH、ランクMに該当する物 理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コードの 重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等対策の 有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」に おいて整理されている。 2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響 1)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響の内容は妥当か。 (i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影 │(i) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、SAFER の燃料被覆管温度の評価結果は、炉心が冠水維持される場合、試験データと概ね一 響を確認する。 |致する。有効性評価解析においても、炉心は冠水維持され、PCT は事象発生前の値を上回ることがないことから、評価項目となるパラメータに与える| 影響はないことを確認した。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータに対する影響の具体的な確認内容は以下 のとおり。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他 │ ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 · SAFER について、炉心における燃料棒表面熱伝達の不確かさとして、炉心が冠水維持する場合では燃料被覆管温度は上昇しないため不確かさは小さ コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されている か確認。 いことを確認した。 · SAFER について、炉心における燃料被覆管酸化の不確かさとして、解析コードは酸化量及び発熱量の評価について保守的な結果を与えるため、解析 結果は燃料被覆管酸化を大きく評価する可能性があることを確認した。 以上より、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。

② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となるパー② 上記の不確かさを考慮した場合、いずれも評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
ラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)につ	
いて確認。	

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

a. 初期余件、事故余件及ひ里天事故寺对束に関連する機器余件	it T
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性(原	
子炉の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、その機能を期待	
できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>運転員等の操作時間</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i)解析条件が運転員等操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、
いる条件が抽出され、その違いが運転員等の操作時間に与える影響	原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる最大線出力密度等に
(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	ついて影響評価を行うことを確認した。
(BWR インターフェイスシステム LOCA の場合)	
① 最大線出力密度	① 初期条件の最大線出力密度は、解析条件の 44.0kW/m に対して最確条件は約 42.0kW/m 以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合、 燃料被覆管温度の上昇は緩和されるが、操作手順(速やかに注水手段を準備すること)に変わりはなく、燃料被覆管温度を操作開始の起点としてい る運転員等操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。
② 炉心崩壊熱	② 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析 条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位 の低下が緩和され、また、炉心露出後の燃料被覆管温度の上昇は緩和されるが、操作手順(速やかに注水手段を準備すること)に変わりはないこと から、運転員等の操作時間に与える影響はない。
③ 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量等	③ 初期条件の炉心流量及び原子炉水位は、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与えうるが、事象進展に与える影響は小さいことから、運転員等の操作時間に与える影響は小さい。
④ 外部電源の有無	④ 事故条件の外部電源の有無については、事象進展を厳しくする観点から、給復水系による給水がない外部電源を喪失した状態を解析条件に設定している。なお、外部電源がある場合は、外部電源から電源が供給されることから、原子炉圧力容器への給水機能は維持され、運転員等の操作時間に与える影響はない。
⑤ 炉心注水に用いる系統の流量	⑤ 機器条件の残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の注水量は、本解析条件の不確かさとして、実際の注水量が解析より多い場合 (注水特性の保守性)、原子炉水位の回復は早くなる可能性がある。冠水後の操作として冠水維持可能な注水量に制御するが、注水後の流量調整操作 であるため、運転員等の操作時間に与える影響はない。
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i)解析条件が評価結果に与える影響について、最大線出力密度は、解析条件の44.0kW/mに対して最確条件は約42.0kW/m以下である。このため、実際
いる条件が抽出され、その違いが評価結果に与える影響(余裕が大	の燃料被覆管温度の上昇は、解析結果よりも緩和されることから、評価項目に対する余裕は大きくなることを確認した。具体的な確認内容は以下のと
きくなる/小さくなる)を確認する。	おり。
(BWR インターフェイスシステム LOCA の場合)	
① 最大線出力密度	① 初期条件の最大線出力密度は、解析条件の 44.0kW/m に対して最確条件は約 42.0kW/m 以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合、
	燃料被覆管温度の上昇が緩和されることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
② 炉心崩壊熱	② 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析
	条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位
	の低下は緩和され、また、炉心露出後の燃料被覆管温度の上昇は緩和され、それに伴う原子炉冷却材の放出も少なくなるが、本重要事故シーケンス
	は格納容器バイパス事象であることから、評価項目となるパラメータに与える影響はない。
③ 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量等	③ 初期条件の炉心流量及び原子炉水位は、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与えうるが、事象進展に与える影響は小さいことから、評価項目に与
	える影響は小さい。
④ 外部電源の有無	④ 事故条件の外部電源の有無については、事象進展を厳しくする観点から、給復水系による給水がなくなり、原子炉水位の低下が早くなる外部電源が
	ない状態を設定している。なお、外部電源がある場合は、給復水系による原子炉圧力容器への給水機能は維持されるため、事象進展が緩和されるこ
	とから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
⑤ 炉心注水に用いる系統の流量	⑤ 機器条件の残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の注水量は、解析条件の不確かさとして、実際の注水量が解析より多い場合(注
	水特性(設計値)の保守性)、原子炉水位の回復が早くなることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
	補足説明資料 (添付資料 2.7.3 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価について (インターフェイスシステム LOCA)) において、不確かさ評
	価を検討した解析コードのモデル及び解析条件の一覧が示されている。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	1)
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違によ	
り、操作タイミングが変動しても <u>要員は対応可能</u> か。また、 <u>要員の配</u>	
<u>置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。
確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	① 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉急速減圧は、解析上の操作開始時間として事象発生から30分後を設定している。運転員等操作時間に与える影響として、破断箇所の隔離操作の失敗の認知時間は、時間余裕を含めて設定されていることから、その後に行う原子炉減圧の操作開始時間は解析上の設定よりも早まる可能性があることを確認した。高圧炉心スプレイ系の破断箇所隔離操作は、解析上の操作開始時間として事象発生から4時間20分後を設定している。運転員等操作時間に与える影響として、隔離操作を実施すべき弁を容易に認知でき、現場での操作場所は漏えい箇所と異なる場所にあり、漏えいの影響を受けにくいため、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であり、操作開始時間に与える影響は小さいことから、運転員等操作時間に与える影響も小さい。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。	② 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作は、中央制御室からの操作であり、事象進展上重複する操作ではないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した、また、高圧炉心スプレイ系の破断箇所隔離操作は現場で行う操作であり、中央制御室で操作行う運転員とは別の運転員による操作を想定していることから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。これらのことから要員の配置が適切であることを確認した。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
 2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	1)操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作開始は事象発生から30分後としている。原子炉圧力容器の減圧により、原子炉隔離時冷却系が機能喪失するものの、減圧操作の開始前に低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)が自動起動していることから炉心の冷却が維持されるため、操作開始が変動したとしても、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。また、高圧炉心スプレイ系の破断箇所の隔離操作は、運転員等の操作時間に与える影響として、隔離操作の有無に関わらず、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の原子炉注水継続により、炉心は再冠水することから、評価項目となるパラメータに与える影響はないことを確認した。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
2.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価の妥当性について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i)逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作については、事象発生から30分後に操作を開始した場合でも、炉心損傷を回避する
(BWR インターフェイスシステム LOCA の場合)	ことが可能であり、10分以上の時間余裕がある。破断箇所の隔離操作は事象発生から5時間後に終了するとしているが、隔離の有無に関わらず、低圧
	炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)により、炉心は再冠水することから、操作時間には余裕があることを確認した。具体的な確認結
	果は、以下のとおり。
① 逃がし安全弁による原子炉圧力容器の減圧操作の開始時間余	① 逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧操作については、事象発生から 30 分後に操作を開始した場合でも、炉心損傷を回避する
裕を確認。	ことが可能であり、10分以上の時間余裕があることを確認した。
② 破損箇所の隔離操作の開始時間余裕を確認。	② 高圧炉心スプレイ系の破断箇所の隔離操作は、隔離操作の有無に関わらず、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉注
	水継続により、炉心は再冠水することから、時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

第37条 (重大事故等の拡大の防止等)

(設置許可基準規則第37条 解釈、有効性評価ガイド)

(炉心の著しい損傷の防止)

1-2 第1項に規定する「炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置 を講じたもの」とは、以下に掲げる要件を満たすものであること。

(a) 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原子 炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、炉心の著しい損傷を防 止するための十分な対策が計画されており、かつ、その対策が想定する 範囲内で有効性があることを確認する。

有効性評価ガイド

- 2.2 有効性評価に係る標準評価手法
- 2.2.1 有効性評価の手法及び範囲
- (4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定停 止状態(高温停止状態又は低温停止状態)に導かれる時点までを評価す る。(少なくとも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できるこ とを示すこと。)
- 1. 要員及び資源の評価の妥当性について
 - 1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。
 - (i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていることを │(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。 確認する。
 - 大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認 する。
 - しても作業が成立するか確認。
 - (ii) 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な電力供給量 は、外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認す
 - ① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電装 置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を上 回っているか確認する。

- ① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な要員数と重 1 本重要事故シーケンスの対応及び復旧作業に必要な要員は、30名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等 対応要員は30名であり対応が可能であることを確認した。
- ② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考慮 | ② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉及び3 号炉の運転員等も対処可能であることから、2 号 炉の重大事故等への対処と1号炉及び3号炉のSFPへの対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
 - (ii) 電源供給量の充足性について、
 重大事故等対処設備全体に必要な電力供給量に対して、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機からの電力供給量が十分大きいため、対応が可能であることを確認した。具体的な確認内容は以下のとおり。
 - ① 外部電源は事象発生と同時に喪失することとし、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によって給電を行うものとする こと及び重大事故等対策時に必要な負荷は非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の負荷に含まれることから非常用ディ ーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による電源供給が可能であることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認す	(iii)水源の充足性について、本重要事故シーケンスにおいて、炉心の冷却を行った場合に必要となる水は、約 450m³となる。これに対して、復水貯蔵タ
る 。	ンクに約 1, 192m³の水を保有しており、対応が可能である。残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器からの除熱につ
① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な水源と保有	いては、サプレッションプール水を水源とし循環させることから、水源が枯渇することはないため、対応が可能であることを確認した。また、インタ
水量から、安定状態まで移行できることを確認する。	ーフェイスシステム LOCA により復水貯蔵タンクが使用できない場合においても、サプレッションチェンバに約 2,800㎡の水を保有しており、残留熱除
	去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉注水は、サプレッションチェンバのプール水を水源として注水することから、水源が枯
	渇することはない。これにより、必要な水量が確保可能であり、7日間の継続実施が可能である。
(iv)発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	(iv)発災から 7 日間の資源の充足性について、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を最大負荷で 7 日間運転した場合に必
保されているか確認する。	要となる軽油量は約 735kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)による復水貯蔵タンクへの給水を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 32kL、
	外部電源喪失に伴い自動起動するガスタービン発電機について緊急用電気品建屋に 24 時間給電を想定した場合に必要となる軽油量は約 25kL であり、
	合計約 792kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 755kL、ガスタービン発電設備用軽油タンクに約 300kL、合計約 1, 055kL の軽油を備蓄して
	おり、対応が可能であることを確認した。水源の充足性については、上記(iii)で確認している。

5. 結論

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 事故シーケンスグループ「格納容器バイパス」に対して申請者が炉心損傷防止対策として計画している原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系及 記載要領(例) び残留熱除去系(低圧注水モード)による炉心の冷却等が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。 |重要事故シーケンス「インターフェイスシステム LOCA」において、原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード) 具体的には、事故シーケンスグループの特徴、特徴を踏まえた炉心損 による炉心の冷却等を行った場合に対する申請者の解析結果は、炉心損傷防止対策の評価項目をいずれも満足しており、さらに申請者が使用した解析 傷防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえて |コード及び解析条件の不確かさを考慮しても、解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりがないことを確認した。なお、申請者が行った解析で| も評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から炉心損傷 |は、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(高圧炉心スプレイ系)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれ| 防止対策は有効であることの概要が示されていること。 らの設備の機能回復も重要な炉心損傷防止対策となり得る。 |また、原子炉隔離時冷却系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)による炉心の冷却、逃がし安全弁(自動減圧機能)による原 |子炉減圧及び運転員の破断箇所隔離により炉心の損傷を回避した後、残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) による原子炉格納容器から の除熱等の対策をとることにより、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ導くことができることを確認した。 |さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。 重要事故シーケンス「インターフェイスシステム LOCA」におけるその有効性を確認したことにより、対策が本事故シーケンスグループに対して有効 であると判断できる。

以上のとおり、事故シーケンスグループ「格納容器バイパス」に対して申請者が計画している炉心損傷防止対策は、有効なものであると判断した。

雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)

1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策	3. 1–2
(1)格納容器破損モード内のプラント損傷状態	
(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方	
(3) 格納容器破損防止対策	
2. 格納容器破損防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2)有効性評価(事象進展解析、Cs-137 の放出量評価)の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b.操作条件...................................	
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	
5. 結論	3 1–38

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(炉心損傷防止対策の有効性評価:格納容器過圧・過温破損)

1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策

(1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態は、「I 事故シーケンスグ	1) 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」におけるプラント損傷状態(PDS)は、以下の 9 つであり、PRA
ループ及び重要事故シーケンス等の選定について」において示されて	側の評価結果と一致していることを確認した。
いる各プラント損傷状態と一致していることを確認する。	· TQUV
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選	· TQUX
定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· 長期 TB
	· TBD
	· TBU
	· TBP
	· AE
	· S1E
	· S2E

(添付書類十 追補 2 Ⅰ 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 2-3 表 評価対象とする PDS の選定」)

第2-3表 評価対象とするプラント損傷状態 (PDS) の選定について (1/3)

解釈で想定する格納容器 破損モード	破損モード別 CFF (/炉年)	該当する PDS	破損モード内 CFF に対する割合(%)	最も厳しいPDSの考え方	評価対象と 選定した PDS
NADA C		TQUV	0.0%	【事象進展緩和の余裕時間の視点】 ・LOCA は一次系冷却材の流出を伴うことから、水位低下が早く事故進展が早いため、緩和操作のための時間余裕が短い。 ・ これに ECCS 機能喪失及び全交流動力電源喪失 (SBO) を加えることで、電源の復旧、注水機能の確保等必要となる事故対処設備が多く、格納容器破損防止対策を講じるための時間が厳しくなる。 ・ またこのことにより、格納容器の注水・除熱対策の有効性を網羅的に確認可能なシナリオとなる。 【事象進展の厳しさの観点】	22.00000
		TQUX	100.0%		
雰囲気圧力・温度 による静的負荷 (格納容器渦圧破槽)		長期 TB	0.0%		
		TBD	0.0%	 LOCA は破断口から格納容器ドライウェルへ直接冷却材のブローダウンが起こるため、圧力上昇が厳しい。 LOCA は炉心水位の低下・炉心露出が早いため、早期のジルコニウムー水反応による大量の水素発生により、圧力ト昇が厳しい。 	
	1. 3E-09	TBU	<0.1%	1.17mmにい。 1.0CA は格納容器圧力が高く推移すること等、環境に放出される放射性物量の観点でも厳しい事故シーケンスとなると考えられる。	AE+SBO
		TBP	<0.1%	なお、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」の破損モードに対する寄与割合の大きい PDS	
		AE	0.0%	は、TQUX であり、寄与割合は約 100%であるが、LOCA と比較して圧力上昇が遅く格納容器破損防止対策を講じる時間余裕があると考えられることから、本破損モードの評価対象として選定していない。なお、TQUX については、「高圧溶融物放出) 格納容器雰囲気直接加熱」の破損モードに対して微定しく、評価対象として選定している。	
		S1E	0.0%	以上より、炉心損傷防止対策が困難な事故シーケンスである AE に全交流動力電源喪失 (SBO) を加え、過圧への対策の有効性を総合的に評価するための PDS とする。なお、いずれの PDS を選定しても必要な監視機能を維持可能である。	
		S2E	0.0%		
	9. 4E-13	TQUV	0.0%	【事象進展緩和の余裕時間の競点】	
		TQUX	97.7%		
		長期 TB	0.0%		
		TBD	0.0%		
雰囲気圧力・温度 による静的負荷		TBU	1.1%		AE+SB0
(格納容器過温破損)		TBP	1.1%		
		AE	0.0%		
		S1E	0.0%		
		S2E	0.0%		

ハッチング:格納容器破損モードの発生の観点で事象進展が最も厳しくなると考えられるPDS

(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モードの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性につ	
いて	
1) 事象進展の概要は、以下のとおり対策の必要性としての論点を明確に	1)
するものとなっているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな	(i) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴は、配管破断等により流出した高温の原子炉冷却材、崩壊熱及びジルコニウムー水反応の熱により発
る対策の観点から、格納容器破損モード全体の特徴を代表している	生した水蒸気並びにジルコニウムー水反応及び水の放射線分解による非凝縮性ガスによって、原子炉格納容器内の圧力及び温度が上昇する。事故発
ことを確認するとともに、対策を講じない場合の格納容器破損に至	生から数時間後には最高使用圧力又は最高使用温度に到達し、その後、放置すれば原子炉格納容器の破損に至ることを確認した。具体的には、「運転
る事象進展を確認する。	時の異常な過渡変化、原子炉冷却材喪失事故(LOCA)又は全交流動力電源喪失が発生するとともに、ECCS 等の安全機能の喪失が重畳する。このため、
	緩和措置がとられない場合には、格納容器内へ流出した高温の原子炉冷却材や溶融炉心の崩壊熱等の熱によって発生した水蒸気、ジルコニウムー水反
	応等によって発生した非凝縮性ガス等の蓄積によって、格納容器内の雰囲気圧力・温度が徐々に上昇し、格納容器の過圧・過温により格納容器の破損
	に至る。」ものであり、本格納容器破損モードの特徴を代表したものとなっていることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、格納容器破損モードの特徴を踏まえて	(ii) 上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉格納容器の破損を防止するためには、原子炉格納容器内の圧力の上昇を抑制する観点及び原子炉
必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた	格納容器雰囲気の過熱を防止する観点から、炉心へ注水する必要がある。さらに、原子炉格納容器内を冷却し、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する
対策を分けているか確認する。	ことによって、原子炉格納容器からの除熱を行う必要があることを確認した。本格納容器破損モードの特徴を踏まえ、初期に必要な機能として、炉心
	へ注水する機能、原子炉格納容器内を冷却する機能、原子炉格納容器内を減圧する機能を挙げていること、安定状態に向けた対策として、最終的な熱
	の逃がし場へ熱を輸送し、原子炉格納容器雰囲気の除熱を行う機能が必要であることを確認した。

(3) 格納容器破損防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
審査の視点及び確認事項 1. 格納容器破損モード全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 格納容器破損モード内のその他のシーケンスでの対策も含めて、手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準規則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するまでの時間遅れ等を考慮していることを確認。	
(ii) 初期の格納容器破損防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴を踏まえ、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却を実施する。このため、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、復水移送ポンプ及び復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の格納容器破損防止対策として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水に係る手順については、「技術的能力1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「技術的能力1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、代替交流電源設備による給電に係る手順については、「技術的能力1.14 電源の確保に関する手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク、ガスタービン発電機等が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第7.2.1.2-1表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系を使用する場合)」及び「第7.2.1.3-1表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系が使用できない場合)」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii)安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(代替循環冷却系を使用する場合) (iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱を実施する。このため、代替循環冷却ポンプ、原子炉 補機代替冷却水系、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、サプレッションチェンバを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 格納容器の破損を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器が 安定状態に導かれることを確認。	① 安定状態に向けた対策である代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱については「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、代替循環冷却ポンプ、ガスタービン発電機、原子炉補機代替冷却水系等が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第7.2.1.2-1表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系を使用する場合)」に整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
② 原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持されるものである ことを確認。最終ヒートシンクへの熱の輸送手段が整備され ていることを確認。	② 炉心の冷却状態の維持については低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水継続により炉心が冠水し、事象発生から 24 時間後に代替循環 冷却系による注水に切り替えることから、炉心の冷却状態を維持できることを確認した。また、原子炉格納容器の冷却及び除熱については、事象発生 から 24 時間後に代替循環冷却系による原子炉格納容器除熱を開始することで、格納容器圧力及び温度は安定又は低下傾向になり、格納容器温度は 150℃

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
③ さらなる対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定状態を維持するための手順や方針が示されていることを確認。	を下回り、原子炉格納容器の安定状態を維持できることを確認した。 ③ 補足説明資料(添付資料3.1.2.2)において、代替循環冷却系を用いて又は残留熱除去系機能を復旧して除熱を行うことにより、安定状態の更なる除熱機能の確保及び維持が可能となることが示されている。
	(代替循環冷却系が使用できない場合) (iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、[低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水により、炉心の冷却を継続す] るとともに、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を実施する。その後、原子炉格納容器フィルタベント系に よる原子炉格納容器からの除熱を実施する。このため、大容量送水ポンプ(タイプI)、軽油タンク、タンクローリ及び原子炉格納容器フィルタベント ※を重大事故等対処設備として新たに整備する]ことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。 (1) 安定状態に向けた対策である原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却について、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器からの除熱について、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイプI)、原子炉格納容器フィルタベント系等が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7.2.1.3-1表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系が使用できない場合)」に整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。 (2) 炉心の冷却状態の維持については低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水継続により炉心が冠水することから、炉心の冷却状態を維持できることを確認した。また、原子炉格納容器の冷却及び除熱については、事象発生から約 29 時間後に原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却、事象発生から約 45 時間後に原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器の合除熱を開始することで、格納容器圧力及び温度は安定又は低下傾向になし、格納容器温度は 150℃を下回り、原子炉格納容器の安定状態を維持できることを確認した。 (3) 補足説明資料(添付資料 3.1.3.5)において、代替循環冷却系を用いて又は残留熱除余系機能を復旧して除熱を行うことにより、安定状態の更なる除熱機能の確保及び維持が可能となることが示されている。
(iv) 初期の格納容器破損防止対策設備及び安定状態に向けた対策設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。 (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合) ① 原子炉の減圧及び注水に係る計装設備を確認。	圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系を使用する場合)」及び「第7.2.1.3-1表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系が使用できない場合)」より、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。 ① 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水に係る計装設備として、原子炉圧力計(SA)、残留熱除去系洗浄ライン流量
② 原子炉格納容器の冷却及び除熱に係る計装設備を確認。	計(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)等が挙げられていることを確認した。 ② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器へのスプレイに係る計装設備として、ドライウェル温度計、ドライウェル圧力計、圧力抑制室圧力計、原子炉格納容器代替スプレイ流量計等が挙げられていることを確認した。代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱に係る計装設備として、ドライウェル温度計、サプレッションプール水温度計、圧力抑制室水位計、残留熱除去系洗浄ライン流量計(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)等が挙げられていることを確認した。原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱に係る計装設備として、ドライウェル圧力計、圧力抑制室圧力計、圧力抑制室水位計、フィルタ装置水位計(広帯域)、フィルタ装置入口圧力計(広帯域)、フィルタ装置出口放射線モニタ等が挙げられていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確に示しているか確認する。 (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)	(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を以下のとおり確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
① 代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の冷却から格納容器代替循環冷却系又は格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器の除熱への移行条件を確認。	① 代替循環冷却系を使用する場合は、原子炉補機代替冷却水系の準備時間を考慮し、事象発生から 24 時間後に代替循環冷却系による格納容器からの除熱を開始し、代替循環冷却系が使用できない場合は、サプレッションプール水位が真空破壊装置下端 - 0.4m(通常運転水位 + 約2m)に到達した後に、原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器からの除熱を開始することが示されており、初期対策から安定状態に向けた対策へ切り替える条件が明確となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している項目を確認する。	
① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。	① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。 原子炉格納容器内 pH 調整 電源車(緊急時対策所用)による給電 可搬型代替交流電源設備による給電 ドライウェル冷却系による原子炉格納容器内の除熱 原子炉格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプ I)による復水貯蔵タンクへの補給等 原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系機能回復操作 非常用ディーゼル発電機等及び外部電源機能回復操作 高圧注水/低圧注水機能回復操作
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的 に含めていることを確認。	
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作 を実施することになっている場合には、回復操作も含めてい ることを確認。	③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本格納容器破損モードにおける手順及び その着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを 確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本格納容器破損モードにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第 7.2.1.2-1 表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系を使用する場合)」及び「第 7.2.1.3-1 表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)の重大事故等対策について(代替循環冷却系が使用できない場合)」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第 37 条 解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	※「格納容器破損防止対策の有効性評価」では要求されていない。

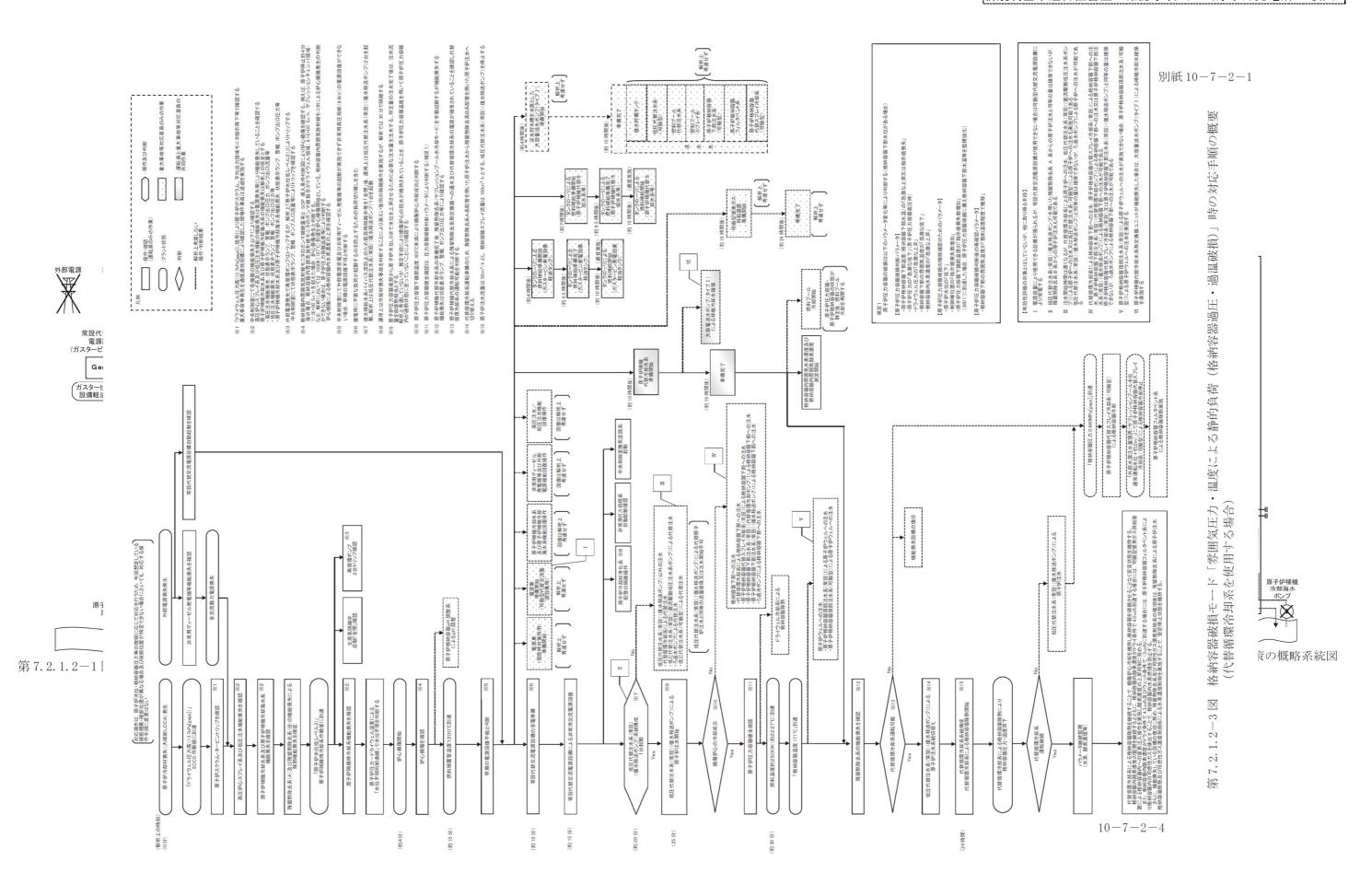
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
(炉心の著しい損傷の防止)	
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の	
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2) 対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	
3)対策の概略系統図は整理されているか。	3)
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	(i) 代替交流電源に関する設備としてガスタービン発電機等及びこれらを接続する設備等が概略系統図に示されていることを確認した。低圧代替注水に
弁が明示されているか確認する。	関連する設備として復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク等及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に示されていることを確認した。原子炉格納容器代
	替スプレイ冷却系に関連する設備として大容量送水ポンプ(タイプΙ)、淡水貯水槽等及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に示されていることを
記載要領(例)	確認した。また、安定状態に向けた対策に関連する代替循環冷却系、原子炉格納容器フィルタベント系等及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に
・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。	示されていることを確認した。
・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。な	
お、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で	
点線囲みされていなくてもよい。	
4)対応手順の概要は整理されているか。	4)
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判	(i) 対応手順の概要フローについて、以下のとおり確認した。
断基準、判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認	
する。	
① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな	① 「第7.2.1.2-3 図 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の対応手順の概要(代替循環冷却系を使用する場合)」及び「第
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていること	7.2.1.3-4 図 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の対応手順の概要(代替循環冷却系が使用できない場合)」において、
を確認。	想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操作確認項目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応 手順の概要が整理されていることを確認した。
記載要領(例)	」 頂の 対象 女が 主生 これが この ことで 唯品 のた。
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上	
の設定と解析上の設定がわかるように記載。	
・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ	
いても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価	
上は考慮しないことが明確であるように記載。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及	
びその根拠や妥当性を確認する。	よる静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の対応手順の概要(代替循環冷却系を使用する場合)」、「第 7. 2. 1. 3-4 図 「雰囲気圧力・温度による
	静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)」時の対応手順の概要 (代替循環冷却系が使用できない場合)」、「7.2.1.2.1 格納容器破損防止対策」、「7.2.1.3.1
	格納容器破損防止対策」において明確にされていることを確認した。
① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	① 評価事故シーケンス「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に係る判断基準・確認項目等
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	<u>原子炉スクラム・タービントリップの確認</u> :中央制御室にて平均出力領域モニタ指示降下等で確認
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	高圧炉心スプレイ系/低圧注水機能喪失、原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系機能喪失、原子炉隔離時冷却系機能喪失の確認:中央制御室に

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
に含めていることを確認。	て状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力等にて機能喪失を確認
	<u>炉心損傷の確認</u> :格納容器内雰囲気放射線モニタのガンマ線線量率と SOP 導入条件判断図により炉心損傷を確認
	<u>早期の電源回復不能の判断</u> :中央制御室にて外部電源受電及び非常用ディーゼル発電機等の起動ができず、非常用高圧母線 (6.9kV) の電源回復がて
	きない場合
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)系統構成・1台起動の判断:復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、
	原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合
	<u>損傷炉心の冷却成功の判断</u> :原子炉圧力容器下鏡部温度 300℃未満により損傷炉心冷却成功と判断
	<u>代替循環冷却系運転可能の判断</u> :原子炉補機代替冷却水系による残留熱除去系熱交換器への通水及び代替循環冷却系の電源が確保されていることを確
	認
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却開始の判断: 格納容器圧力 0.640MPa[gage]に到達した場合
	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱開始の判断:外部注水量限界(サプレッションプール水位通常運転水位+約
	- Zm)に到達した場合
5)本格納容器破損モード内の事故シーケンスの対応に必要な要員につい	5)
て整理されているか。	
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.6 原子炉格納容
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶刷
	炉心を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」、「技術的能力 1.10 水素爆発によ
	る原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵層の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収
	東に必要となる水の供給手順等」、「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」、「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」、「技術的能力
	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」等を踏まえ、以下の通り整理されていることを確認した。
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に 整理されていることを確認。	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための
合していることを確認。	手順等」、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「技
	術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手
	順等」、「技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵層の冷却等のための手順
	等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」、「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」、「1.16 原子炉制御室の原
	住性等に関する手順等」、「技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」等と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していな	③ 復旧操作等は、有効性評価においては期待しないが実際には行う操作である。このため、これらの操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上され
い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	ていることを確認した。
④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕	④ 本格納容器破損モードの対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理さ
等)を確認。	れており、実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。
⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。
己載要領(例)	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)

6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定

要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。

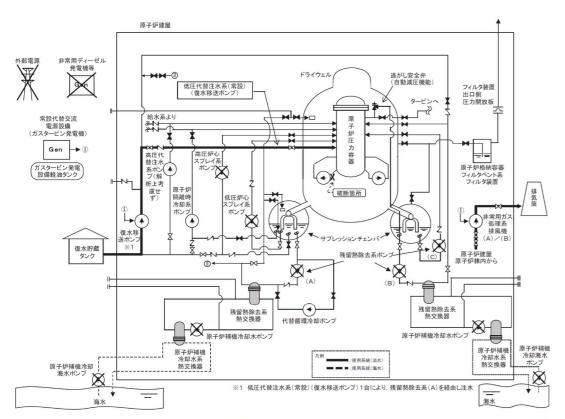
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点と
ヘノブロスート	して,確実な実施のための時間余裕を含め,以下に示す時間で実施するものとして考慮する。
含んでいること。	(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は,実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し,以下の考え方に基づき設定する。
	a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については,事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。
	b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は手
	順書に従い,各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし,有効性評価における解析の条件設定においては,各操作に必要な時間に基づき設定す
	る。なお,事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
	c. 現場で実施する操作については,個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお,有効性評価における解析の条件設定においては,操作場所までのア
	クセスルートの状況,操作場所の作業環境等を踏まえて,現場操作に必要な時間を設定する。
	(2) 有効性評価における操作時間は,「技術的能力に係る審査基準への適合状況説明資料」で示している操作時間と同一若しくは時間余裕を踏まえて設定する。



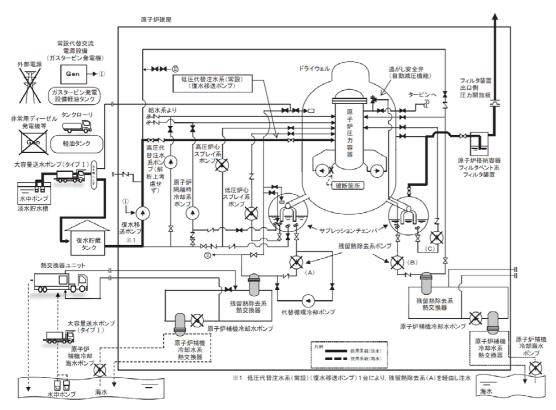
3. 1–10

						经通時間(間(時間)									债务
			必要な要員と作業項目			m 30m	40m 5	50m 1h	3h	5h	7h	9h	11h	13h	15h	17h	19h	21h	22h	23h 2	4h 25)	1 27	h 29h	31h	33h	35h	
		実施箇所・必要人員数			▽事象発生 ▽原子炉スク	54							▽約10時	間大容量	水ポンプ(4	タイプ I)準値	完了						-				
	責任者	発電課長	中央監視 運転操作指揮	1	▽約4分炉	心損傷							1	復水貯蓄	タンク補給	開始		時間 原子炉	補機代替內	却水系準備	完了					9	
作業項目	補佐	発電副長	へ 発電所対策本部連絡 1 運転操作指揮	作業の内容	∇#910 :	分プラント燃料被	·状況判断 優管温度 :	1200°C	達																		
IF#WEI		900,000	へ 初動での指揮	THE WATER			:	1 :		(移送ポンプ)に	よる原子	炉注水開始	kis								▽24時間 ff	替循環冷 圧代替注	却系による 水系(常設	格納容器除熟)(復水移送水	B開始 シブ)による	原子炉注水	· 《停止
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	ウ 中央制御室連絡 発電所外部連絡]		▽約	燃果		始 2500K(約2	227°C) 到建																	
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	重大事故等対応要員			7	735分非	常用ガス	処理系自動	起動確認																	
		Access to the second		- 冷却材喪失確認																							
				・外部電源喪失確認 ・原子炉スクラム・タービントリップ確認	+				-	-	+	-	++	-	-	-	+	╫	1			-	-	-	-	-	1
				・原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系機能喪失確認	1																						4
状況判断	3人	_	-	・非常用ディーゼル免電機等機能喪失確認・常設代替交流電源設備自動起動確認	1057																					-	 → 状況判断後も事故対応に必要なパラメータを適宜監視する。
	A,B,C			高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失確認・残留熱除去系(A)及び残留熱除去系(B)機能喪失確認			-		-	-	-	-		+	-	-	-	+	-			-	-	-	-	-	
				・原子炉隔離時冷却系機能喪失確認	-																						1
				・主蒸気隔離弁全閉確認・再循環ポンプトリップ確認	+				-	-	+	-		+	-	-	_	+	1			-	-	-	-	-	1
	1人			- 早期の電源回復不能判断	-			1 1					1			-										***************************************	
各納容器内水素濃度監視 常設代替交流電源設備	1人 [B] 2人 [AB]	-	-	格納容器內水素濃度監視非常用交流電源受電準備	適宜実施	,	;	1 1	:	-	-	-		-	-				1	1		:	3	-	-	3	
受電準備・受電操作	[AB]		_	- 非常用交流電源受電操作	1 1 57		1	1	- 1	T	+	-		-	-	-		-	-			-		-	-	-	・作業時間が最大となるルートを設定
アクセスルート確保	-	-	sk Jkn~o ☐	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)			4時間	1												-			***************************************			***************************************	 ・復旧が不要な場合は以降の作業の余裕時間となる ・要員N~Pは事象発生約55分後までルート確認を実施しの後電源車(緊急時対策所用)設置を実施するため、作業重複はない
交流電源回復操作 解析上考慮せず)				・非常用ディーゼル発電機等 機能回復	適宜多																						
高圧炉心スプレイ系及び低圧注水系		2A		-外部電源 回復	適宜多																						
機能喪失調査, 復旧操作 (解析上考慮せず)	_	D,E	-	- 高圧炉心スプレイ系及び低圧注水系 機能回復	適宜等	EM																					
原子炉補機冷却水系及び原子炉補機 令却海水系機能喪失調査, 復旧操作 (解析上考慮せず)				・原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系 機能回復	適宜多	EM																					
緊急時対策所 解析上考慮せず)	=	-	3人 [N~P] ◆	- 電源車(緊急時対策所用)設置					45分																		
皇源確保 解析上考慮せず)	=	2 Å [D.E.]	[0~0] +	・電源車設置(可搬型代替交流電源設備用)						2	2時間																
※料ブール冷却 再開 解析上考慮せず)	1人 [B]	-	-	・スキマサージケンク水位調整																		30					燃料ブール水温「65°C」以下維持 要員を確保して対応する 燃料ブール水温「65°C」以下維持
1 To			_	・燃料ブール冷却浄化系 系統構成・再起動		Δ.										-						1	0分				取料ノール水温105 UJ以下程持 要員を確保して対応する
抜ばく低減操作	[c] \(\frac{1}{2}\)	-	-	・中央制御室挽気空間系事故時運転モード起動・中央制御室挽気空間系モード切替え・非常用ガス処理系自動起動確認	15	適		運転モー	ド(少量外	気取入)		i								1							
非常用ガス処理系自動起動確認	[A]	-	-	(原子炉建屋ブローアウトバネル開閉状態確認含む) ・原子炉建屋原子炉棟差圧監視 ・原子炉建屋原子炉棟差圧調整			5分 宜実施	.ll.	i																		
原子炉建屋ブローアウトパネル部の開 上操作(解析上考慮せず)	1人 [A]			・原子が建原ホナディをは調整 ・原子が建屋ブローアウトバネル部の関止操作			5分																				原子炉建屋ブローアウトパネルが開放し原子炉建屋ブローウトパネル部の閉止操作が必要な場合に実施する
E圧代替注水系(常設)(復水移送ポン ブ)準備操作	1人 [B]	-	-	・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)系統構成 ・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)起動/運転確認		5;}																					
E圧代替注水系(常設)(復水移送ポン が)注水操作	1人[8]	-	-	・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による水位制御		適宜多	E施																-			***************************************	
層えい隔離	1人 [A]	-	-	・原子炉冷却材浄化系配管の隔離		55	}									*******										-	
原子炉格納容器pH調整系による pH調整 (解析上考慮せず) 常設代替交流電源設備	IA [A]	=	-	・原子炉格納容器pH調整系によるpH調整	10	分																					
R 設代替交流電源設備 員荷抑制操作 各納容器頂部冷却	1人 [B]	-	-	・交流電源負荷切離し(中央制御室)				5		F54	ウェルの	雲田気温5	全研下本	419									-				1時間以内に実施
解析上考慮せず)	[B]	-	9人	・原子炉格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェル注水 ・可搬型設備保管場所への移動					905		による水位			期的に注水		-	_		1				1				
代替注水等確保(解析上考慮せず)	-	-	A~!	・大容量送水ポンプ(タイプ I)の設置、ホースの転設、接続	-			1		L	380分							.i	.i		ļ						復水貯蔵タンクの管理値までは余裕時間あり
大容量送水ポンプ(タイプ I)による淡	-	-	[A]	- 大容量送水ポンブ(タイブ I)整視									以降監視														Table house
k貯水槽から復水貯蔵タンク への補給(解析上考慮せず)	= 11	=	[B,C]	- 復水貯蔵9ンク補給									適宜実施	R.	-	3		-		1			1	-		3	復水貯蔵タンクの残量に応じて適宜補給を実施する
	[A]	-	-	-原子炉補機冷却水系 系統構成	-		-	₩					10分	L				-	-	-							
至子炉補機代替冷却水系 車備操作	-	-	→ 6人 — [D~I]	- 可搬型設備保管場所への移動 ・原子沖接機代替冷却水系準備 (熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホース敷設、接続)											9時間								-			-	
	_	→ 2人	_	(所文授献ユーアルスリ人が重述ホルンノ(アイノエ)の飲息、ホースが成、技術/ ・原子炉補機/付替冷却水系接続後の原子炉補機/や却水系空気抜き	+			-						ĭ		T	50分		·								
F子炉補機代替冷却水系		(D.E)	→ 2人 [GH]	・原ナ炉機構で留市却不糸埋骸使の原ナ炉機構市却不糸足及抜き ・筋交換器ユニットの起動。監視					-	-	+	-		-	-		5075			leg to	監視		1				
I転 E留熱除去系	1人 [B]	-	[GH] —	・ 熱欠機器ユニットの起動。監信・ 残留熱除去系 手動起動操作/機能喪失確認					-	-	+	-		-	-	-		-		55	200	-	1	1	-	****	
黄能喪失確認	[8]			・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水系統切替え				H	-	-	+	-	H	-	-					5分			-			-	
代替循環冷却系による格納容器除熱	1人 [B]	-	-	- 代替福電冷却系系終構成 - 格納容器除熱開始(携度熱除主系A系配管を用いた格納容器スプレイ及び 接雷除終五系尼配管を用いた原子炉注外 ・低圧代整注水(常定)(復水発力やプ)停止																2057			-			***************************************	
S納容器内の水素濃度及び酸素濃度	1.K [A]	_	_	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度測定開始																	5分						
提 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	LAJ			・格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度による 水素濃度及び酸素濃度監視												-					適宜実施						
子炉格納容器フィルタベント系による 納容器除熱準備 解析上考慮せず)	-	-	D~FJK]	・可樂型窒素ガス供給装置の設置(解析上考慮せず)														. 5	5時間	Ļ							暖機時間2.5時間含む
設代替交流電源設備 荷抑制操作	-	L→ 2人 [DE]	- 2 Å	・交流電源負荷切離し(現場)・可樂型設備保管場所への移動							4					***************************************				1			45分	_		-	27時間以内に実施
料補給準備	-	-	2人 LM 2人	・軽油タンクからタンクローリへの移送(ガスタービン発電投債軽油タンクへの補給準備)					-	135分	4	-	-													-	タンクローリ残量に応じて適宜軽油タンクから補給
料補給	_		2A [OP] 2A [LM]	- ガスタービン発電設備軽油タンクへの給油 - 可勝型設備保管場所への移動						-			適宜実	R.		-										-	タンクローリ残量に応じて適宜軽油タンクから補給
料補給準備	-	-		・転油タンクからランクローリへの移送(原子炉補機代替冷却水系等への補給準備) ・大容量送水ボンブ(タイブ1)への輸油(解析上考慮せず)							13	35分	適宜実施							*						-	アンティーリス 重に心して 超直転 ボタンクから 稀給
料補給			2.X [LM]	 ・ 不容量述水ボンフ(タイフ1)への報道(解析上考慮せず) ・原子炉補機代替冷却水系への給油 	-		-	H			-	-	EEX!		<u>-</u>		適宜実	施									
5要人員数 合計	5.		17人 4~0	The same additional and presentation of the same of th	1 :		-	: !	i			- : -				***	-42										
	A-	*E	A~Q 【】は他作業後移動	■ めしてきた要員																							
重大事故等対策要員	運転員 重大事故等対応要員	7 17																									
	発電所対策本部要員	6	ı																								

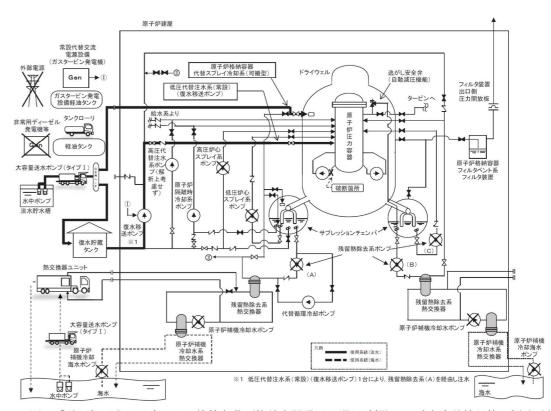
第7.2.1.2-4 図 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の作業と所要時間 (代替循環冷却系を使用する場合)



第7.2.1.3-1図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の重大事故等対策の概略系統図(1/3) (代替循環冷却系を使用できない場合)(原子炉注水)

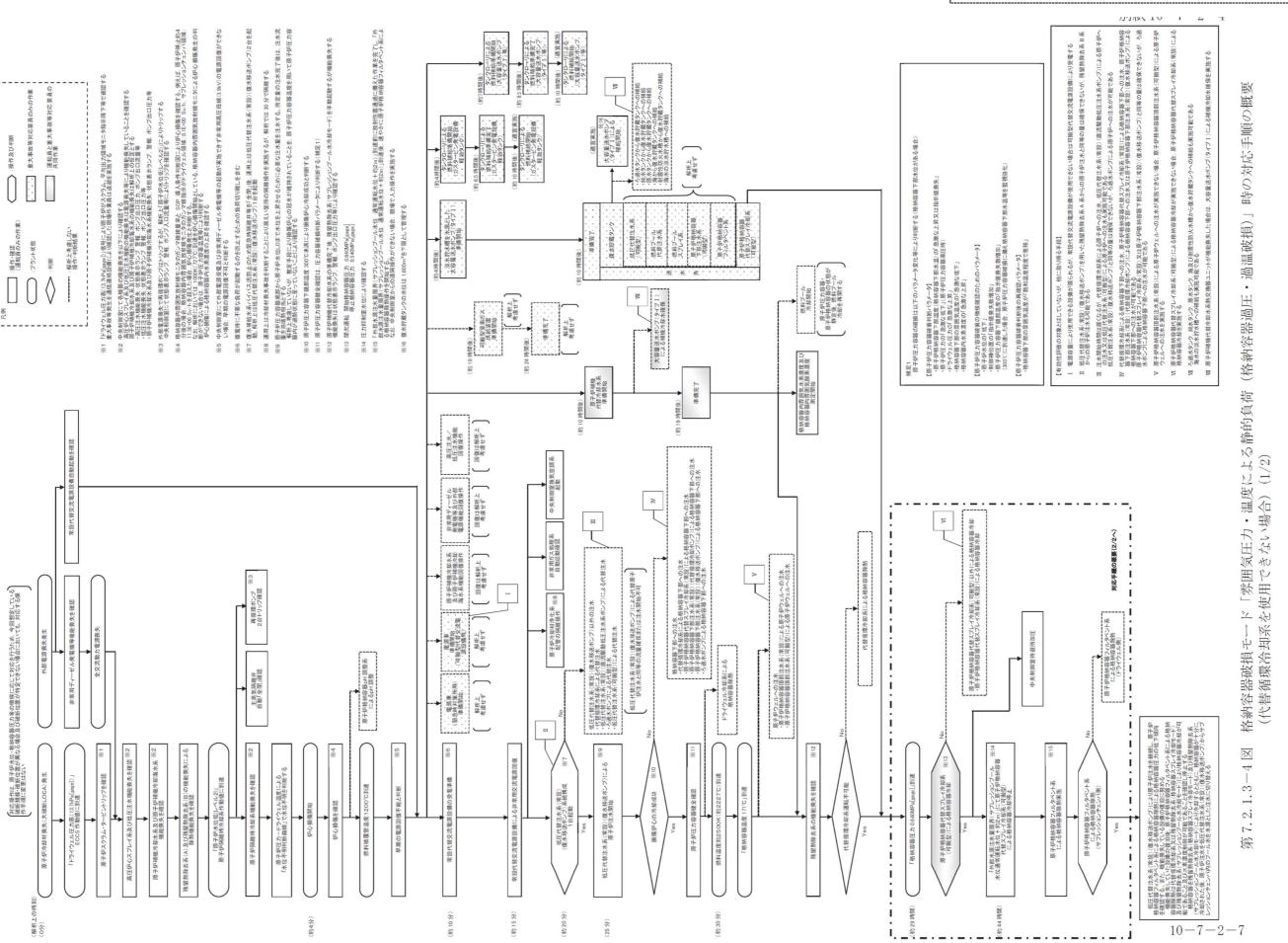


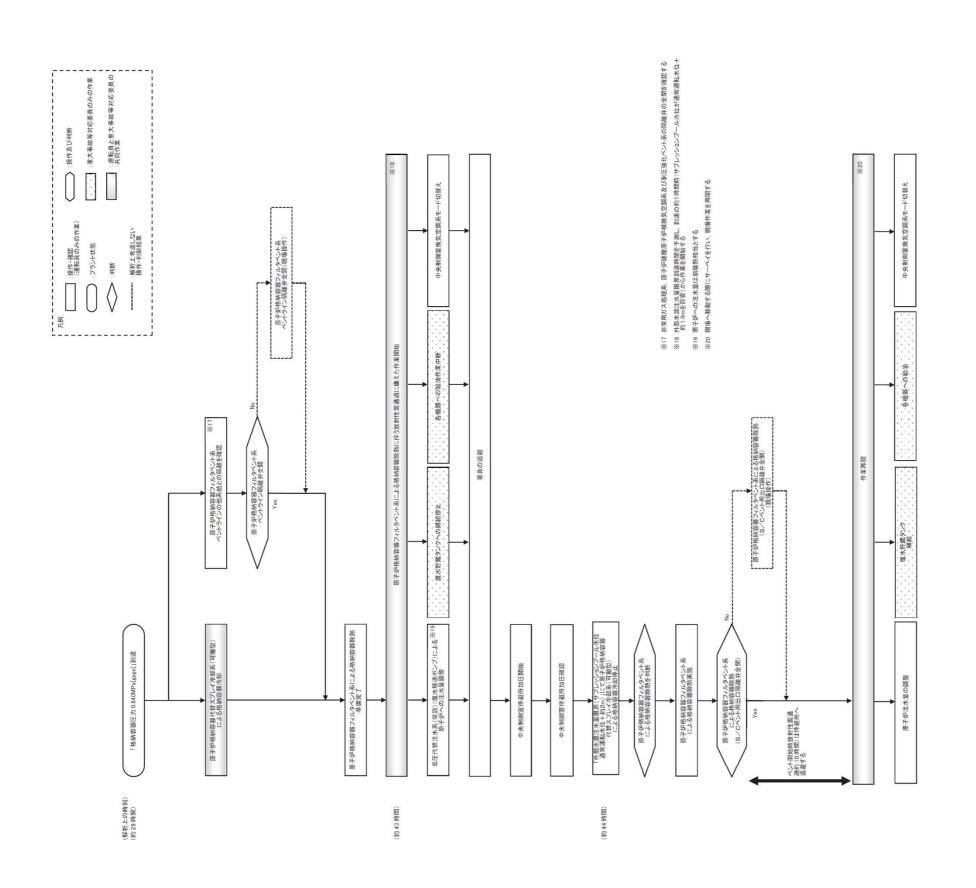
第7.2.1.3-3 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の重大事故等対策の概略系統図(3/3) (代替循環冷却系を使用できない場合)(原子炉注水及び格納容器除熱)



第7.2.1.3-2 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の重大事故等対策の概略系統図(2/3) (代替循環冷却系を使用できない場合)(原子炉注水及び格納容器冷却)

新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)





格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の対応手順の概要 (代替循環冷却系を使用できない場合)(2/2) 第7.2.1.3-4 図

						経過時間(分)										经通時間(時間)										经通知	間(日)	領市
			必要な要員と作業項	1	10m 2i	lm 30m 40	n 50m 1h	3h 5h	7h 9h	11h	13h 15h	17h 19h	21h 23	h 25h 2	7h 29h	31h 33h	43h 44h	45h 46h	47h 48h	49h 50h	51h 5:	2h 53h	54h 5	55h 56h	1 57h	3d 5d	7d	200.00
		実施箇所・必要人員数			▽原子炉スク	34		-		文約10時間大	を 容量送水ポンプ(9イブ1)準備完了	. 3 3			製 格納容器圧力 0.540Mi				放射性雲通過	約10時間		$\overline{}$	1 1	3	(ント系による格)		
	責任者	発電課長	1 中央監視 運転操作指揮 免電所対策本部連絡		▽約4分分	○損傷分プラント状!	20(8)			(**	水貯蔵タンク補料	6 6	的19時間原子炉補		2	F間 格納容器圧力 0.6-40Mi 原子炉格納容器代替2 による格納容器水却原	プレイ冷却系(可養	1 0					-	▽原子炉格納: 約10時間経	A容器フィルター 経過後作業再制	Cント来による格は 関指示	MERSHAMA (I	
作業項目	補佐	発電副長	1 運転操作指揮	作業の内容		燃料被覆幣	温度1200℃到達	() (資水移送ポンプ)	こよる原子信律水	Mak			9	-		***************************************	∇#3438 \$	間 緊急時対策所	3 3		200		-		-			
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	6 人 初動での指揮 中央制御室連絡	1		V#930	かい 学 心溶 動開始	OK (#)2227°C) 1164		-				-		-	-		水源注水量服界到		***************************************		***************************************	nanananan	***************************************	-	nanonana.	
	運転員	運転員(現場)	へ 発電所外部連絡 重大事故等対応要員	4				SINGS OF S		1							-			プレイ冷却系(可要型 タベント系による格納		令部停止	-		-			
	(中央制御室)	(現場)	五 八字以 字 // 心 文 A	- 冷却材養失確認	H		-	1 1	1 1				- 1 1	-		1 1		A Bite obelief 16	Tremedia	- CIRIL GORD	FEFFER IN BURNING		-		-	+ +		
				・外部電源喪失確認 ・原子炉スクラム・ターピントリップ確認										-							-						=	
				・原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却淘水系機能喪失確認																								
状況判断	3.4			・非常用ディーゼル発電機等機能長失確認・常設代替交流電源設備自動起動確認	100														1		-		-					状況判断後も事故対応に必要なパラメータを適宜監視する
9.3.HBI	AB.C	-	_	- 裏圧炉心スプレイ系及び低圧注水機助喪失確認- 機関熱除去系(A)及び機留熱除去系(B)機能喪失確認	1033								-	-			-				and a second		-				-H	以近刊前後も季年3月ルルの要はハファーラと地景版代する
				- 原子切隔離時冷却系機能喪失確認 - 主蒸気隔離弁全開確認	1																							
				・再復環ポンプトリップ確認																	30							
格納容器內水素濃度監視	1.A [8]	-	_	- 早期の電源回復不能判断 - 格納容器内水素濃度監視	適宜実施			1 :	1 1	1			1 1	34		1 1	2		1 1	1 :	9		-		1	1 1	- 1	
常設代替交流電源設備 受電準備・受電操作	2.A. [AB]	-	-	- 非常用交流電源受電準備 - 非常用交流電源受電操作	5:			***	1 1	-							-				*******		***************************************					
受電停備・受電操作	[AB]			· 非常用交流電源交電操作		-		T						-							-		-					作業時間が最大となるルートを設定
アクセスルート確保	-		6Å JKN~Q ☐	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)		4	時間										-				-		-		-			復旧が不要な場合は以降の作業の余裕時間となる - 要員N~Pは享象発生的55分後までルート確認を実施し、そ の後電源車(緊急時対策所用)設置を実施するため、作業の
				AARS J. ABAY MADA	1 200				1 !	***************************************		1									-						-	重複はない
交流電源回復操作 (解析上考慮せず)				- 非常用ディーゼル角電磁等 機能回復	通常								~~~~~					-					j	通宜実施	~~~~			
高圧炉心スプレイ系及び低圧注水系 機能喪失調査。復旧操作	-	ZA DE	_	- 外部電源 回復		-																						
(解析上考慮せず)		DE		・高圧炉のスプレイ系及び低圧注水系 機能回復	適宜	ESL.																		適宜実施				
原子炉補機冷却水系及び原子炉補機 冷却海水系機能喪失調査, 復旧操作 (解析上考慮せず)				- 原子伊補機冷却水系及び原子伊補機冷却淘水系 摄影回復	適宜	ESE																		適宜実施				
緊急時対策所 (解析上考慮せず)	-	-	3Å [N~P] ◆	- 電源車(緊急時対策所用)設置				45分																				
電源確保 (解析上考慮せず)	-	2 A - [D.E.]	3A [0~0]	- 電源率設置(可樂型代替交流電源設備用)					2時間														-					
燃料ブール冷却 再開	1人 [8]	_		- スキマサージタンク水位調整											30分													思料ブール水温「65°C」以下維持 要員を確保して対応する
(解析上考慮せず)				・燃料ブール冷却浄化系 系統構成・再起動											10分													思料ブール水道「65℃」以下維持 要員を確保して対応する
被ばく低減操作	[0]	-	-	中央制御室換気空調系事故時運転モード記動		59									<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>						
	[c]	-	-	- 中央制御室換気空間系モード切替え - 非常用ガス処理系自動紀動確認	\perp		故時運転モード	少量外気取入)	3 :	1			£ 3		3	3 2	59	1 2	3 7	事故時運転モー	Ę.	, ,	1	適宜事故時達	運転モード(少	量外気取入)	1	
非常用ガス処理系自動起動確認	IA [A]	-	-	・非典性の人物理索目制造制機能 (原子伊護屋原プローアウル(ネル関係状態確認含む) - 原子伊護屋原子伊護是在教授		55					<u> </u>				L		<u></u>					<u> </u>						
原子炉建屋ブローアウトパネル部の関	1 1.			- 原子炉建屋原子炉模差圧調整	++	通宜失	# ·				1 1			-	1	1 1	1 1	1		§ 1		: :	- 1		- 1	-		原子炉建屋ブローアウトパネルが開放し原子炉建屋ブローア
止操作(解析上考慮せず) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポ	[A]	-	-	・原子切譲間プローアウトバネル部の関止操作 ・仮圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)系統構成 ・仮圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)記載ノ連転確認		59	597												+++				-		-			ウトバネル部の関止操作が必要な場合に実施する
ンプ)準備操作 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポ	[8] 1人	_	-	・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)起動ノ運転確認・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による水位制御	+		N OFFICE	上昇させるために必要	***	EDBARON	750 750		- I	260			59		1 1	注水總統	200		-	適宜実施	-	1 1		
ンプ)注水操作 漏えい隔離	[B] 1.k [A]		-	・原子伊か却村浄化系配管の隔離	H	59	i i	LACE VILLIES) I)	I MIN. IZ FINE	1	1 1	3	}	1 1	}		1 1	27466	3	: 1	3	MAXIE	1	1 1	- }	
原子炉格納容器pH調整系による pH調整(解析上考慮せず)	IA IA IAI	(=)	-	・原子炉格納容器pH開整系によるpH開整	10																							
pH調整(斯斯工考達世子) 常設代替交流電源設備 負荷抑制操作	1A fal	-	-	- 交流電源負荷切離L(中央制御室)			59			1				-			-		1 1		-					1		1 時間以内に実施
具列が可採TP 格納容器頂部冷却 (解析上考慮せず)	1A [8]	-	-	・原子炉格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェル注水				90分 ドラ	イウェル内雰囲気	温度低下を確認を考慮して定期的に	3*										-							
	-	-	_ 9Å _ A~I	 可薬型設備保管場所への移動 大容量送水ポンプ(タイプ1)の設置、ホースの敷設、接続 					380分					2			-				2		-					度水貯蔵タンクの管理値までは余裕時間あり
代替注水等確保	-	-	1.A. [A]	- 大容量透水ポンプ(タイプ I) 監視						以降監視					A		R				-	8	動時間	7 以降監书	視			
大容量送水ポンプ(タイプ I)による淡水貯水槽から復水貯蔵タンク	-	1-0	→ 2A [B,C]	- 復水貯蔵タンク補給				-		適宜実施								退避時間		復水貯蔵タンク補料	給停止	時	間含む)	通宜実施	ж			度水貯蔵タンクの残量に応じて適宜補給を実施する
への補給	IA (A)		- 11	-原子炉補機冷却水系 系統模成	Ħ					1057			3 3	1000		3 3					-		and					
原子炉補機代替冷却水系			↓ 6人	- 可搬型設備保管場所への移動							985								777				_		_	1		
準備操作	-		_ [D~I]	- 原子炉補機代替冷却水系準備 (際交換器ユニット及び大容量送水水ンブ(タイプ I)の設置、ホース整設、接続)							989										-							
	-	2人 ← [DE]	-	- 原子炉補機代替冷却水系接続後の原子炉補機冷却水系空気抜き								5	059	unanna		-		退避時間			vocana		-					
原子炉補機代替冷却水系運転	-	-	→ 2人 [QH]	・勢交換器ユニットの起動。監視										以降監視	,		_	ļ.,		運転組統	,		,	以降監視	視	3 3	-,	残留熱除去系機能喪失確認後、流量調整を実施する
残留熟除去系 機能喪失確認	1人 [B]	-	-	· 残留熱除去系 子動起動操作/機能喪失確認	\perp			1	-			-		59					-		-			-			*Lancadore	
格納容器内の水素濃度及び酸素濃度 監視	I.A. [A]	- [-	・格納容器の雰囲気水素達度及び格納容器の雰囲気酸素達度測定開始・格納容器の管開気水素差度及び格納容器の管開気酸素差をによる							ļļ			59	<u> </u>		-					ļļ						
常設代替交流電源設備		2人 4		 ・格納容器内界回気水素濃度及び格納容器内界回気酸素濃度による 水素濃度及び酸素濃度監視 	+			-				-		適宜実施			***************************************				-							
負荷抑制操作	-	[DE]	2A -	- 交流電源負荷切離し(現場) - 大容量送水ポンプ(タイプ I)による格納容器冷却 系統構成	++			-					5 1		45分 5分	000	-		-		-		-				-	27時間以内に実施
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)による格納容器冷却	1.A. [0]	-	[B,C]	・大容量送水ボンブ(タイブ1)による倍納容器市却 糸板構成 ・大容量送水ボンブ(タイブ1)による倍納容器市却 系統構成 市却開始(間欠運転)	++					-		-			5分 適宜実	<u> </u>			+		-					+-+		
	[0]	-	→ 5人 → [D~F,JK]	・八台重定ホルンノ(フイノ 1 川山本 0 他的台湾の草 未収得以、内取県地(川大連収) ・可搬型窒素ガス供給装置の設置(解析上考慮せず)									5時間		- // 衛星系													援機時間2.5時間含む
原子炉格納容器フィルタベント系によ	IA IAI		[D~F,JK]	- 東子が格納台書フィルタベント系による格納台書等差 系統構成 (格納台書ペントパウンツ構成点が第十字中格納台書等三間離界(FOVSペントライン開離弁)							1				59	1										-		
る格納容器除熱準備	~~~~~~	→ 2A	-		-			-	-	-		-		-		時間		-					-	-	-	++		h45270042077
	-	[BD] *	-	・原子炉路納容器フィルタペント系による格納容器対象 系統構成(現準操作) (原子炉格納容器第二隔離弁(FOVSペントライン隔離弁)操作)(解析上考慮せず) ・中央制制室枠裡所加圧											1 11	er A	l ac			中央制御室枠直	I E to T							中央操作不能時は現場操作 中央制御室からの格納容器ペント操作前に待題所の加圧を行
	1人			 ・中央制御室得差所加圧 ・原子炉給納容器で同能弁(S/Cペント用出口同能弁)操作) 								-					1099	59		十大初與臺灣是	mad.							う 格納容器ベント機作後に特謝所へ特謝する
	[A]	_		(原子炉格納容器第一隔離弁(S/Oペント用出口隔離弁)操作)	+ +				+	-						-	1				MMRI	苗除熟後, 適宜 (状態製物	 				The state of the s
京子炉格納容器フィルタベント系によ	1A [A]	-	_							連編格納	操作に失敗した場 容器除熱操作は、	合は、現場操作に 現場への移動時	て原子炉格納容器 間を考慮しても約6分	フィルタベント系による 後から関始可能であ	る格納容器除熱を行 ある(操作光了は約12 量付属推から操作を	う 5時間後)	-	205)										
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器段熱操作	1人 4		-	・原子が植納容易フィルタベント系による格納容易放熟後の状態監視 ・放射線防護装備半機/装備 (解析上考慮せず)					5 5		的な操作方法は、	達隔手動弁操作!	投資を用いた人力機	作により、原子炉建設	型付属権から操作を	fi)						. 3				3 3		
原子学格納容器フィルタベント系によ 名格納容器段熱連作	1人 4	2A (AE)	-	・原子学能納容器フィルタベント系による格納容器発表の状態監視 ・放射線防護装備半備/装備(解析上考慮せず)							, ,	- 5					5		9057							+		中央操作不能時は現場操作
	1人 4		-	第三甲級 報告 2000 ペルタベント系による機能容易を制造の状態を理 ・放射機能は発音等後、容易(原名上考古です) ・第三甲の総称容易フルタベント系による特殊的容殊を削削を持ち、保証上考慮です) ・第三甲型機能を開き、必要で、対策には高層が適合り、採却上考慮です)															9057								3	中央操作不能時は現場操作 ペント停止時に実施
原子炉格納容器フィルタベント系の 産業供給 解析上考慮せず〉	1人 4		- 1A [D]	- 基子伊藤州の書フバルケルト系による長崎の音節新設の状態整理 ・技術製力選技者事品/装備(領所上考慮せず) ・選子が開放音響スルルケルト末による極端の関係を(資格機件) (第子伊藤州の音楽の理解といった・外出に回義者)達件(領所上考慮せず) ・可能型産業がス保険業により産業供給				1350			1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1								905)	0.000								ベント停止時に実施
原子炉格納容器フィルタベント系の 登乗を結 (銀形上考達セザ) 他料補給率満	IA - - - -	[AE]	- 1, (D) 2, LM	第三甲級 報告 2000 ペルタベント系による機能容易を制造の状態を理 ・放射機能は発音等後、容易(原名上考古です) ・第三甲の総称容易フルタベント系による特殊的容殊を削削を持ち、保証上考慮です) ・第三甲型機能を開き、必要で、対策には高層が適合り、採却上考慮です)				1359		äxen	An da a b is a b at								9057					通	**			
原子伊格納容器フィルタベント系の 変素明能 報利上考慮せず) 批判補給予備 批判補給	IA - - - -	[AE]	- 1Å [D] 2Å	- 富子伊藤県市田 (イルタール・) 本記 (本版・) 本版・) 本版 (本版・				1355)	13597	清末末施	AL DE LE								909					海滨灾损	**			ベント停止時に実施
原子学品納容易フィルタベント系によ 古典物の最終無理か 原子学品納容易を選出 原子学品納容易フィルタベント系の 整理等等 (個形) 声音(世子) 世別報記手達 世別報記手達 世別報記手達	1Å (e) -	[AE]	1	- 基子学教師官書フバルケベント系による技術官器類数数の状態整理 - 技術報知識技術事業・支援・(集成上考慮です) - 選手が開始官器フルルケベント系による核物官関係を、環境操作的 (第字が指称的音楽の上が大い大手には関係が、設合かり、(展析上考慮です) - 可能型重素ガス条約装置により重要余数 - (場面が直接背電券への総数 - 「場面が直接背電券への総数 - 「ボスタービン角電放棄料金ケンウへの域能等器) - ガスタービン角電放棄料金かシウへの総数				135.9	1359	清末末施	ALL DE LA SERVICE DE LA SERVIC		10000000000000000000000000000000000000	with the second	**************************************							Į.	動時間	· 通宜类型	-			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給
原子伊格納容器フィルタベント系の 登書供給 協称上的建せず) 燃料補給等備	1Å (e) -	[AE]	1Å [D] 2Å [D] 2Å [LM] 2Å [LM]	- 基子学教師官書フバルケベント系による技術官器類数級の状態整理 - 技術報知識技術事業と改善(株成上考慮です) - 選手が開始官器フルルケベント系による技術の関係を、環境機合)(展析上考慮です) - 選手が開始的電子ルルケベント系には関係)(操行)(展析上考慮です) - 可能型重素ガス共和設置により重要映施 - 「現在力を含めて、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一				1359	1359	建	Opposition of the second		Annual An	000000000000000000000000000000000000000				退避時間				· (·	動時間サーベイ(新音な)		iii.			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給
原子学格納容器フィルタベント系の 登集労働 (概形上地達せず) 他料補総等達 世料補総等達 世料補総等達	1 A to 1	[AE]	1Å [D] 2Å 2Å [M] 2Å [M] 2Å [M] 17Å A~Q	- 高子伊藤州容易フバルクルント系による核熱容易類熱吸の状態整理 - 放射線四度装備手業・改善 (展布上考慮セド) - 海子伊藤州安都の北外のルト系による核熱容易所無限 (現着他り) - 海子伊藤州安都の高原教(からからたりためられる) - 可能と重素がス保証装置により重要検験 - 可能と認成する中への移動 - 可能と知るなどからからかつロードの移送(ガスタービン発電放棄料金からからかつロードの移送(ガスタービン発電放棄料金からからかりロードの移送(ガスタービン発電放棄料金からからかりロードの移送(ガスタービン発電放棄料金からからかりロードの移送(ガスタービン発電放棄料金の設施 - 可能が回路を実施への設施 - 不可能を表示の対象				1359	1359	建	CONTRACTOR DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF T		**************************************		9 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19			道趣時間				· (·	4-K1 K	7 通宜実計	iii.			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給
京子伊熱館の第フィルタベント系の 意意代的 意思と古ませず) 記形は相称 世形域的手責 世形域的手責 世形域的 高別域的 高別域的 高別域的 高別域的 高別域的 高別域的 高別域的 高別	1/ ₁ =		1Å [D] 2Å [D] 2Å [LM] 2Å [LM]	- 高子伊藤州容易フバルクルント系による核熱容易類熱吸の状態整理 - 放射線四度装備手業・改善 (展布上考慮セド) - 海子伊藤州安都の北外のルト系による核熱容易所無限 (現着他り) - 海子伊藤州安都の高原教(からからたりためられる) - 可能を重要ガス矢部装置により重要検験 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能を加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 不予用機・アントルの移送(ガターピン矢電影響をあかりへの補給等像) - 大容量水水ルブ(タイブ1) 中の場合を保護・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を確認・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を発				135.9	1359	建	AND	The state of the s	To an analysis of the second s	Vision and American				進載時間				· (·	4-K1 K	7 通宜実計	iii.			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給
4子が機械部署フバルタベント系の (無限制 無限力を選出する。 無限力を選出する。 計列域的子 (計列域的 ())) ()) ()) () ()) () () () () () () (A		1Å [D] 2Å 2Å [M] 2Å [M] 2Å [M] 17Å A~Q	- 高子伊藤州容易フバルクルント系による核熱容易類熱吸の状態整理 - 放射線四度装備手業・改善 (展布上考慮セド) - 海子伊藤州安都の北外のルト系による核熱容易所無限 (現着他り) - 海子伊藤州安都の高原教(からからたりためられる) - 可能を重要ガス矢部装置により重要検験 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能を加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 不予用機・アントルの移送(ガターピン矢電影響をあかりへの補給等像) - 大容量水水ルブ(タイブ1) 中の場合を保護・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を確認・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を発				1359	135分	建			Total and a second	Vision (Inc.)				が				· (·	4-K1 K	7 通宜実計	iii.			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給
字子伊徳納容器フパタベント系の 建築特別 建設大型 女子 新聞上を選出すが 計列組序 業 世科組紀 世科組紀 学 世科組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組紀 学 大列組 学 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	1人 [6]		1Å [D] 2Å 2Å [M] 2Å [M] 2Å [M] 17Å A~Q	- 高子伊藤州容易フバルクルント系による核熱容易類熱吸の状態整理 - 放射線四度装備手業・改善 (展布上考慮セド) - 海子伊藤州安都の北外のルト系による核熱容易所無限 (現着他り) - 海子伊藤州安都の高原教(からからたりためられる) - 可能を重要ガス矢部装置により重要検験 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能を加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音声・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の称表 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 可能と加速性 音楽・の記念 - 不予用機・アントルの移送(ガターピン矢電影響をあかりへの補給等像) - 大容量水水ルブ(タイブ1) 中の場合を保護・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を確認・ - 不予用機・アンドルの移送(グラ星を水ルンブ(タイブ1) 年の場合を発				135:9	135分	建			And a second sec									· (·	4-K1 K	7 通宜実計	iii.			ベント停止時に実施 5ンクローリ発養に応じて適宜税治タンクから補給

第7.2.1.3-5図 格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」時の作業と所要時間(代替循環冷却系を使用できない場合)

2. 格納容器破損防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

(有効性評価ガイド)

- 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等
- (1) 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)
- b. 主要解析条件(「3.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項 目を除く。)
- (a) 評価事故シーケンスはPRA に基づく格納容器破損シーケンスの 中から、過圧及び過温の観点から厳しいシーケンスを選定す る。(炉心損傷防止対策における「想定する事故シーケンスグ ループのうち炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期 待できるもの」を包絡すること。)
- 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について
- 1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、評価事故シーケンスが 適切に選定されているか。
 - (i) 格納容器破損モード内のシーケンスから、評価事故シーケンス を選定した理由を確認する。
 - ① 評価事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重 要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も 厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確
 - 定されていることを確認。 ← PRA の評価において評価事故 シーケンス選定の妥当性を確認している。

- (i) 重要事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
- ① 本格納容器破損モードに含まれる PDS のうち、「LOCA」は原子炉冷却材の流出を伴うことから水位低下が早く、事象進展の観点で厳しい。また、格納 容器圧力が高く推移する等、環境に放出される放射性物質量の観点でも厳しい事故シーケンスとなる。「LOCA」に属する事故シーケンスのうち、事象 進展の早さ及び必要な設備容量の観点から、「大破断 LOCA」を起因とし、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて「大 破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」を選定し、可搬型設備の有効性を確認する観点から「原子炉補機冷却機能喪失」の重畳 を考慮することを確認した。
- ② 評価事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選 2 本格納容器破損モードの評価事故シーケンスは、「大破断 LOCA + HPCS 失敗 + 低圧 ECCS 失敗 + 全交流動力電源喪失」を選定する。これは、原子炉格納容 |器内の圧力及び温度の上昇並びに時間余裕の観点から、原子炉格納容器への冷却材流出量が大きくなるとともに炉心損傷が早まること、原子炉格納容 器圧力上昇の抑制の観点から、高圧注水機能、低圧注水機能及び格納容器スプレイ機能を喪失していること、環境に放出される放射性物質量の観点で |は、原子炉格納容器圧力が高く推移することなど、より厳しい事故シーケンスであることから選定する。PRA の手法により抽出され、格納容器破損防 |止対策の有効性を確認する必要があるとされた事故シーケンスは、過圧・過温破損に対しては「LOCA」であり、対応時間などを厳しく評価する観点か ら、LOCAと全交流動力電源喪失との重畳を考慮する。さらに、原子炉補機冷却機能喪失の重畳を考慮することを確認した。

(参考: PRA での評価事故シーケンス選定結果)

a. 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)

本格納容器破損モードに含まれるPDSのうち、LOCAは原子炉冷却材の流出を伴うことから水位低下が早く、事象進展の観点で厳しい。また、格納容器圧 力が高く推移すること等,環境に放出される放射性物質量の観点でも厳しい事故シーケンスとなると考えられる。対策の観点では過圧破損に対しては格納容器の 除熱が、過温破損に対しては損傷炉心への注水が必要となる。

以上の観点を総合的に考慮すると、LOCAにECCS注水機能喪失及び全交流動力電源喪失を重畳させることで、電源の復旧、注水機能の確保等必要となる 対応が多く、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間が厳しいシナリオとなる。よって、過圧及び過温への対策の有効性を総合的に評価するためのPDS として、LOCAを選定し、これに全交流動力電源喪失事象の重畳を考慮するものとする。

LOCAに属する事故シーケンスのうち、破断口径が大きいことから原子炉水位の低下が早く、また、水位回復に必要な流量が多いため、対応時の時間余裕、 必要な設備容量の観点で厳しい大破断LOCAを起因とし、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスとして「1.2.1.1(3) 重要事故シーケンスの選定」にて挙げた事 故シーケンスとの包絡関係や、格納容器破損防止対策を講じるための対応時間の厳しさの観点を踏まえて、「大破断LOCA+HPCS失敗+低圧ECCS失敗+ 全交流動力電源喪失」を評価事故シーケンスとして選定する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
 (有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
2) 有効性評価ガイド 3.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コー	2)
ドは適切か。(→解析コード審査確認事項へ)	
(i)評価事故シーケンスの重要な現象を確認する。	 (i)本評価事故シーケンスにおける重要現象は以下とおりであることを確認した。
	炉心における重要現象:
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・ 燃料棒内温度変化
	・・・燃料棒表面熱伝達
	· 燃料被覆管酸化
	· 燃料被覆管変形
	・・沸騰・ボイド率変化
	・ 気液分離(水位変化)・対向流
	原子炉圧力容器における重要現象:
	· ECCS 注水(給水系・代替注水設備含む)
	・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション
	・・構造材との熱伝達
	· 原子炉圧力容器内 FP 挙動
	原子炉格納容器における重要現象:
	・・格納容器各領域間の流動
	・ サプレッション・プール冷却
	・ 気液界面の熱伝達
	・・構造材との熱伝達及び内部熱伝導
	・スプレイ冷却
	・・・格納容器ベント
	・ 炉心損傷後の原子炉格納容器内 FP 挙動
	具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(ii) 使用する解析コードが、評価事故シーケンスの重要な現象を 解析する能力があることを確認する。	(ii) 上記(i)で確認した重要現象である原子炉格納容器における区画内や区画間の流動、構造材との熱伝達、格納容器スプレイ冷却、サプレッションプ ール水冷却などの現象を取り扱うことができる MAAP を用いることを確認した。MAAP の適用性についての具体的な確認内容は、解析コード審査確認事
	項へ。 Table 1
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性	

	新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析	
条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の	
適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル	
の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を	
適切に考慮する。	
3) 有効性評価ガイド 3.2.1(1)及び(3)の要求事項を踏まえ、解析コード	3) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本評価事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラ
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	メータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作条件の不確かさとして、「認知」、「要員配置」、「移
	動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」に起因して生じる運転員等の開始時間の変動が操作開始時間に与える影響及び評価
	項目となるパラメータに与える影響を確認する方針が示されていることを確認した。
(2) 有効性評価(事象進展解析、Cs-137の放出量評価)の条件	
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	

毎旦の抗点及い唯心事項	
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(4) 外部電源	
外部電源の有無の影響を考慮する。	
3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等	
(1) 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)	
a. 現象の概要	
原子炉格納容器内へ流出した高温の原子炉冷却材及び溶融炉心の	
崩壊熱等の熱によって発生した水蒸気、金属一水反応によって発生	
した非凝縮性ガスなどの蓄積によって、原子炉格納容器内の雰囲気	
圧力・温度が緩慢に上昇し原子炉格納容器が破損する場合がある。	
b. 主要解析条件 (「3.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項	
目を除く。)	
(b) 崩壊熱による水蒸気の発生及び金属一水反応による水素及び化	
学反応熱の発生を、炉内又は炉外を問わず適切に考慮する。	
│ (c) 溶融炉心・コンクリート相互作用による非凝縮性ガスの発生を考 │	
慮する。	
(d) 外部水源を用いて原子炉格納容器内に注水する場合には、注水に	
よる格納容器空間部体積の減少に伴う加圧現象を考慮する。	
(e) 水素燃焼が生じる場合には、燃焼に伴う熱負荷及び圧力負荷の影	
響を考慮する。	
(f) 原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内における長期的な水の	
放射線分解による水素及び酸素の発生を考慮する。	[
r	

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (g) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 c. 対策例 (a) 格納容器スプレイ代替注水設備 (b) 格納容器代替循環冷却系、格納容器圧力逃がし装置又は格納容器 再循環ユニット 3.2 有効性評価に係る標準評価手法 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (6) 設置許可基準規則の解釈内規第 37 条 2-3(c)の「放射性物質によ る環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくと どめるものであること」を確認するため、想定する格納容器破損モ ードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBg を下回っていることを確 認する。 1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i)外部電源の有無を確認する。 ① LOCAと全交流動力電源喪失との重畳を考慮する。さらに、原子炉補機冷却機能喪失の重畳を考慮することを確認した。その理由として、(1)1)(i)① ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する にあるとおり、本評価事故シーケンスにおいては、原子炉補機代替冷却水系を用いた代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系による原子 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること を確認。 炉格納容器からの除熱等の有効性を確認する観点から全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失の重畳を考慮することを確認した。 (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。 ① 起因事象として大破断 LOCA を仮定し、原子炉圧力容器内の保有水量並びに原子炉格納容器内の圧力及び温度を厳しく評価するため、破断箇所は再循 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 |環配管(出口ノズル)とするにとを確認した。|安全機能の喪失に対する仮定として、高圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の機能が喪失するものとし、 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。 さらに全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失との重畳を考慮する。また、原子炉格納容器内の圧力及び温度の評価においては、炉心損傷時 のジルコニウムー水反応による水素発生及び化学反応熱を考慮することを確認した。なお、本評価事故シーケンスは、PRA の評価で選定した評価事故 シーケンスと一致していないが、その理由は(1)1)(i)①に示すとおり。 ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている | ② 「第 7.2.1.2-2 表 主要解析条件(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損))(代替循環冷却系を使用する場合)」及び「第 7.2.1.3 かを確認。 -2表 主要解析条件(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損))(代替循環冷却系が使用できない場合)」において、初期条件、 事故条件について、炉心崩壊熱、原子炉圧力/水位、安全機能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確 (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合) 認した。 ・ 原子炉格納容器の過圧の観点から、原子炉格納容器自由体積 やヒートシンクの設定を確認。 (iii) 格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド3.2.3 にしたがい、以下の条件を明確にしていることを確認した。 (iii) 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等にしたがい、以 下の条件を含めていることを確認する。 (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)

	審査の視点及び確認事項
1	崩壊熱による水蒸気の発生及び金属-水反応による水素及
	び化学反応熱の発生を、炉内又は炉外を問わず考慮している
	ことを確認。
2	溶融炉心・コンクリート相互作用による非凝縮性ガスの発生
	を考慮していることを確認。
3	外部水源を用いて原子炉格納容器内に注水する場合には、注
	水による格納容器空間部体積の減少に伴う加圧現象を考慮
	していることを確認。
4	水素燃焼が生じる場合には、燃焼に伴う熱負荷及び圧力負荷
	の影響を考慮していることを確認。
5	原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内における長期的な
	水の放射線分解による水素及び酸素の発生を考慮している
	ことを確認。

確認結果(女川2号)

① 解析コード MAAP においては、崩壊熱による水蒸気の発生や金属-水反応による水素及び化学反応熱の発生を炉内、炉外でモデル化しているため、これ

- ② 解析コード MAAP においては、溶融炉心・コンクリート相互作用による非凝縮性ガスの発生をモデル化しているため、これを考慮できることを確認し
- ③ 解析コード MAAP においては、原子炉格納容器内の各区画において、液相、気相の質量、比体積の増減を摸擬できるため、これを考慮していることを
- ④ 本評価事故シーケンスにおいて水素燃焼は発生しない。

らを考慮できることを確認した。

確認した。

- ⑤ 水素の発生については、MAAPでは水の放射線分解を取り扱わないが、別途評価したところ、原子炉格納容器内の圧力が最高値となる時点(代替循環冷 - 却系を使用する場合は事象発生から 24 時間後、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は同約 44 時間後)において、水の放射線分解で発生 した水素及び酸素が原子炉格納容器内の非凝縮性ガスに占める割合は 1%以下(事象発生から 24 時間後)又は 2%以下(事象発生から約 44 時間後)で あり、これらを考慮しても原子炉格納容器の限界圧力及び限界温度に到達することがないことを確認した。酸素の発生については、ジルコニウムー水 反応及び放射線分解を考慮しても、格納容器の不活性化により酸素濃度が燃焼条件に到達しないことを「水素燃焼」において確認した。 具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
- (iv) 設置許可基準規則の解釈内規第 37 条 2-3(c)にしたがい、Cs-
- ① 評価対象とする炉心の条件を確認。

137 の放出量評価に関する条件を確認する。

- の放出割合を確認。
- (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)
- ③ 原子炉格納容器→原子炉建屋への漏えい量の評価条件を確し 認。
- ④ 原子炉建屋→環境への漏えい条件を確認。
- ⑤ 格納容器圧力逃がし装置の除染係数を確認。

- (iv) Cs-137 の放出量評価に関する条件について、以下のとおり確認した。
- |事象発生まで、定格出力の 100%で長期間にわたって運転されていたものとする。その運転時間は、燃料を約 1/4 ずつ取り替えていく場合の平衡炉心 を考えて、最高 50,000 時間とすることを確認した。
- ② 炉内内蔵量のうち、原子炉格納容器内に放出される Cs-137 | ② | Cs-137 は、原子炉格納容器から漏えいし原子炉建屋を経由して環境に放出されるものとする。原子炉圧力容器から原子炉格納容器内への漏えい量は、 炉心に内蔵される Cs-137 が事象進展に応じた割合で原子炉格納容器内に漏えいするものとし、代表的なソースタームに関する報告書である NUREG-|1465 の放出割合よりも大きい値を示す傾向のある MAAP を用いて算出する。また、原子炉格納容器内での Cs-137 の除去効果については、原子炉格納 容器スプレイ及びサプレッションプールでのスクラビング等による効果を考慮することを確認した。
 - 原子炉格納容器から原子炉建屋への漏えい率は、原子炉格納容器内の圧力に応じて設計漏えい率を基に評価した値を用いることを確認した。また、原 子炉格納容器貫通部内における粒子状放射性物質の捕集効果による除染係数は10とすることを確認した。

具体的には、原子炉格納容器の限界温度及び限界圧力を超える条件下で破損させた貫通部及びフランジ部を対象とした除染係数の実験結果 に、健全な状態の貫通部及びフランジ部における除染係数として 10 を設定することを確認した。

- (※)「重要構造物安全評価(原子炉格納容器信頼性実証事業)に関する総括報告書(原子力発電技術機構 平成15年3月)」で報告されている放射性 物質捕集特性試験
- ④ 排常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内の負圧が達成されるまでの 70 分間は、原子炉建屋に漏えいした全量が大気に放出されるものとするに とを確認した。
- ⑤ 原子炉格納容器フィルタベント系の粒子状放射性物質に対する除染係数は 1,000 とすることを確認した。

(有効性評価ガイド)

3.2.1 有効性評価の手法及び範囲

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性 評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析 条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。 3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 設計基準事故対処設備の適用条件 a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する 場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に ついて計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当 性(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合 には、その機能を期待できる。 c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。 (5) 重大事故等対処設備の作動条件 a. 格納容器破損防止対策の実施時間 (a) 格納容器破損防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の 利用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。 (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設 定する。 (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。 b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様 に基づき設定する。 c. 格納容器破損防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補 機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考 慮する。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。

(代替循環冷却系を使用する場合)

(i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な

設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その

2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。

	例为的生于是自任由且一般的手头(27/1/51702077年)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され	機器条件として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水流量は、原子炉圧力に応じた復水移送ポンプの注水特性
ていることを確認する。	に従うものとし(設計値として最大 130m³/h)、原子炉水位回復後は炉心の冠水を維持する流量とする。代替循環冷却系による循環流量は、原子炉格納
	容器からの除熱に必要な量を考慮して 150m³/h とすることを確認した。
	(代替循環冷却系が使用できない場合)
	機器条件として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)に係る機器条件は、代替循環冷却系を使用する場合と同一である。原子炉格納容器代替
	スプレイ冷却系 (可搬型) によるスプレイ流量は、原子炉格納容器内の圧力及び温度の抑制に必要な量を考慮して 88m³/h とする。原子炉格納容器フ
	ィルタベント系の排気流量は、原子炉格納容器第一隔離弁を全開とした流量とすることを確認した。
	その他の機器条件も含め、具体的な確認結果は以下のとおり。
① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を	① 「第 7. 2. 1. 2-2 表 主要解析条件 (雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合))] 及び 「第 7. 2. 1. 3
使用している場合には、その影響を、運転員等操作開始時間	-1 表 主要解析条件(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系が使用できない場合))」より、本評価事故シー
及び解析結果に対する観点から確認していること。	ケンスの評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとおりであることを確認した。
(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)	<u>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水流量</u> :原子炉圧力容器への注水流量は、原子炉圧力に応じた復水移送ポンプ1台の注水特性に
・ 代替低圧注水、代替原子炉格納容器スプレイ及び原子炉格納	従うものとする (設計値として最大 130 m³/h)。
容器ベントに関する流量等の設定を確認。	代替循環冷却系の流量:原子炉圧力容器への注水に 50 m³/h、格納容器スプレイに 100 m³/h で流量を配分し、注水及びスプレイを同時に実施する。
・ 代替原子炉補機冷却系の除熱特性を確認。	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流量:原子炉格納容器内の圧力及び温度の抑制に必要な量を考慮して 88 m³/h とする。
	原子炉格納容器フィルタベント系の流量:格納容器圧力が 0.427 MPa[gage]における排出流量 10.0 kg/s に対して、原子炉格納容器第一隔離弁の全
	開操作にて原子炉格納容器からの除熱を実施する。
(ii) 有効性評価ガイド322(3) c. にしたがって 解析 b. 故障を	│ │
想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	補機冷却機能等について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2
	安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)
(i) 重大事故等対策に関連する操作条件を確認する。	(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。
① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接	① 本重要事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャー
近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に	トと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。
よる時間内であることを確認。	ガスタービン発電機からの受電及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水:「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の
V/ 18 /L & P. L. M. L 1 1	

① 本重要事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャートと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。 ガスタービン発電機からの受電及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水:「技術的能力1.14 電源の確保に関する手順等」の 操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)2名であり、中央制御室での状況確認に必要な想定時間に10分、M/C20系及び M/C2D系受電前準備、受電操作、受電確認に5分を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されて いることを確認した。また、「技術的能力1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の操作の成立性におい て、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名、であり、系統構成、ポンプ起動に5分を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいて も上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。

原子炉補機代替冷却水系 (A 系)による補機冷却水確保 (代替循環冷却系を使用する場合):「技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の操作の成立性において、取水口から海水を取水する場合 (山側ルート)の場合、本操作に係る要員は、運転員 (中央制御室) 1 名、運転員 (現場) 2 名及び重大事故等対応要員 6 名であり、大容量送水ポンプ (タイプ I) 及び熱交換ユニットの移動・設置、ホースの敷設・接続に 535 分を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。

※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資

料」により確認する。

中土の中トルが地部主で	76-77/+ B //- U o D)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(代替循環冷却系を使用する場合):「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止する
	ための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名であり、系統構成、ポンプ起動に20分を想定しており、有
	効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。
	<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却</u> :「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の操作
	の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名、重大事故等対応要員9名であり、大容量送水ポンプ(タイプI)の移動・設置、
	注水へッダの運搬・設置、ホースの敷設・接続等に 385 分を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理
	されていることを確認した。
	<u>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(格納容器圧力逃がし装置を使用する場合)</u> : 「技術的能力 1. 7 原子炉格納
	容器の過圧破損を防止するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、中央制御室運転員1名であり、原子炉格納容器第二隔離弁
	の開操作に5分、原子炉格納容器第一隔離弁の開操作に5分を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整
	理されていることを確認した。
② 主要な対策の操作条件を確認するとともに、操作余裕時間を	
確認。	る原子炉圧力容器への注水の開始時間は、ガスタービン発電機からの受電操作を考慮し、事象発生から 25 分後とする ことを確認した。開始が遅れた
	としても、50分後までに注水すれば原子炉圧力容器の健全性を維持でき、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。
	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(代替循環冷却系を使用する場合): 代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱の開始
	時間は、原子炉補機代替冷却水系の準備時間を考慮し、事象発生から 24 時間後とすることを確認した。アクセスルートの復旧時間 4 時間に加え、技
	術的能力 1.5 に示されている原子炉補機代替冷却水系の系統構成に要する時間 (535 分)、技術的能力 1.7 に示されている代替循環冷却系の系統構成
	に要する時間(20分)に対して、有効性評価では代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱は、事象発生から24時間後であることを確認した。
	また、本操作が遅れた場合でも原子炉格納容器内の圧力が 0.854MPa[gage]に到達するのは約 51 時間後であることから十分な時間余裕があることを確
	認した。
	<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却(代替循環冷却系が使用できない場合)</u> : 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可
	搬型)による原子炉格納容器内の冷却は、原子炉格納容器内の圧力が 0.640MPa[gage]に到達した場合に開始し、0.540MPa[gage]に低下した場合又は
	サプレッションプール水位が真空破壊装置下端ー0.4m (通常運転水位+約 2m) に到達した場合に停止することを確認した。アクセスルートの復旧時
	間4時間に加え、技術的能力1.6に示されている原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の準備時間(385分)に対して、有効性評価では、原
	子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却は、事象発生から約 29 時間後であることから十分な時間余裕があること
	を確認した。
	<u>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(代替循環冷却系が使用できない場合)</u> : 原子炉格納容器フィルタベント系
	による原子炉格納容器からの除熱は、サプレッションプール水位が真空破壊装置下端 - 0.4m(通常運転水位 + 約2m)到達から5分後に実施すること
	を確認した。 なお、中央制御室からの弁の開操作に失敗した場合でも、原子炉格納容器内の圧力が 0.854MPa[gage]に到達する前に現場において弁の
	開操作を実施することができることを確認した。原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱は、事象発生から約45時間後で
	あることから十分な時間余裕があることを確認した。
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水供給:本操作は、重大事故等対応要員の現場での連続した操作(アクセスルート復旧、大容量送水ポンプ(タ
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	イプI)の準備、原子炉補機代替冷却水系の準備、可搬型窒素ガス供給装置の準備等)を考慮して解析上の操作開始時間を設定していることを確認し
の理由が妥当なものであることを確認。	<i>t</i> =。

(3) 有効性評価の結果

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (原子炉格納容器の破損の防止) 2-3 上記2-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価 項目を概ね満足することを確認することをいう。 (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限 界圧力を下回ること。 (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限 界温度を下回ること。 (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視 点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものである こと。 (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は 2.0MPa 以下 に低減されていること。 (e) 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用による熱 的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失 しないこと。 (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止する (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を 満足すること。 (h) 原子炉格納容器の床上に落下した溶融炉心が床面を拡がり原子 炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び溶融炉心が適 切に冷却されること。 (i) 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支 持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。 2-4 上記2-3(f)の「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の 爆轟を防止すること」とは、以下の要件を満たすこと。 (a) 原子炉格納容器の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下 又は酸素濃度が5vol%以下であること。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 1) 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から格納容器破損防止対策とその | (i) 事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 効果等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
応答が適切であるかを確認する。	
① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。	① 事象進展の説明は、「7.2.1.2.2 有効性評価の結果(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合)」、「7.2.1.3.2 有効性評価の結果(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系が使用できない場合)」により、事象の発生、炉心損傷及び格納容器破損のおそれに至るプロセス、初期及び安定状態に向けた格納容器損傷防止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。
② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。	② 代替循環冷却系を使用する場合: 第7.2.1.2-5 図、第7.2.1.2-7 図、第7.2.1.2-9 図及び第7.2.1.2-10 図より、原子炉水位が急激に低下するとともに原子炉格納容器内の圧力を び温度が上昇していることから、原子炉格納容器内で大破断 LOCA が発生していることを確認した。 代替循環冷却系が使用できない場合: 第7.2.1.3-6 図、第7.2.1.3-8 図、第7.2.1.3-10 図及び第7.2.1.3-11 図より、原子炉水位が急激に低下するとともに原子炉格納容器内の圧力 及び温度が上昇していることから、原子炉格納容器内で大破断 LOCA が発生していることを確認した。
③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙動を確認。	
 ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 (BWR 格納容器過圧・過温破損の場合) 起因事象に関連するパラメータ: 原子炉水位 原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器温度 サプレッション・チェンバ・プール水位対策の効果: 原子炉水位 原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器温度 お妻領(例) トレンド図の変曲点については、説明を加えること 	④ 代替循環冷却系を使用する場合: 第7.2.1.2-5 図及び第7.2.1.2-10 図により、体圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水により原子炉水位が回復することを確認した。第7.2.1.2-9 図及び第7.2.1.2-10 図により、事象発生 24 時間後以降は代替循環冷却系により原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇が抑制され但下傾向にあることを確認した。 代替循環冷却系が使用できない場合: 第7.2.1.3-6 図及び第7.2.1.3-8 図より、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水により原子炉水位が回復することを確認した。第7.2.1.3-10 図及び第7.2.1.3-11 図により、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)により原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇が緩和されていること、原子炉格納容器フィルタベント系による減圧及び除熱により原子炉格納容器内の圧力及び温度が低下傾向になることを確認した。

大破断 LOCA 時に高圧注水機能、低圧注水機能及び全交流動力電源の機能が喪失するため、原子炉水位が急速に低下し炉心が露出することから、事象

代替循環冷却系を使用する場合:

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	発生から約4分後にPCTが約727℃に到達するが、事象発生から約15分後にガスタービン発電機による給電を開始し、事象発生から25分後に低圧代
	替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を行うことにより、原子炉水位が回復し炉心は再冠水し、原子炉圧力容器は破損
	しない。原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱(事象発生から 24 時間後)により、原子
	炉格納容器の最高圧力は約 0.536MPa[gage]、最高温度は約 178℃に抑えられる。以降、原子炉格納容器内の圧力及び温度は下降傾向が維持されてお
	り、安定状態となっている。原子炉格納容器内が最高圧力となる時点における原子炉格納容器内の非凝縮性ガスの総量に対し、水の放射線分解による
	水素及び酸素の発生量は1%以下であり、その影響を考慮しても限界圧力に到達することはないことを確認した。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	大破断 LOCA 時に高圧注水機能、低圧注水機能及び全交流動力電源の機能が喪失するため、原子炉水位が急速に低下し炉心が露出することから、事象
	発生から約4分後にPCTが約727℃に到達するが、事象発生から約15分後にガスタービン発電機による給電を開始し、事象発生から25分後に低圧代
	替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を行うことにより、原子炉水位が回復し炉心は再冠水し、原子炉圧力容器は破損
	しない。原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格
	納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱(事象発生から約 45 時間後)を行うことにより、原子炉格納容器の最高圧力は約
	0.640MPa[gage]、最高温度は約178℃に抑えられる。以降、原子炉格納容器内の圧力及び温度は下降傾向が維持されており、安定状態となっている。
	原子炉格納容器内が最高圧力となる時点における原子炉格納容器内の非凝縮性ガスの総量に対し、水の放射線分解による水素及び酸素の発生量は 2%
(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)	以下であり、その影響を考慮しても限界圧力に到達することはないことを確認した。
① 原子炉格納容器圧力	① 代替循環冷却系を使用する場合:
	第 7.2.1.2-9 図にあるとおり、原子炉格納容器圧力は 24 時間後に最高値約 0.536MPa[gage]に到達するが、評価期間を通じて最高使用圧力の 2 倍
	(2Pd) を下回っていることから、評価結果は基準を満足することを確認した。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	第 7.2.1.3-10 図にあるとおり、原子炉格納容器圧力は約 29 時間後に最高値 0.640MPa[gage]に到達するが、評価期間を通じて最高使用圧力の 2 倍
	(2Pd) を下回っていることから、評価結果は基準を満足することを確認した。
② 原子炉格納容器温度	② 代替循環冷却系を使用する場合:
	第 7. 2. 1. 2−10 図にあるとおり、原子炉格納容器温度は約 43 分後に最高値約 178℃に到達するが、評価期間を通じて 200℃を下回っていることから、
	評価結果は基準を満足していることを確認した。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	第 7. 2. 1. 3−11 図にあるとおり、原子炉格納容器温度は約 43 分後に最高値約 178℃に到達するが、評価期間を通じて 200℃を下回っていることから、
	評価結果は基準を満足していることを確認した。
③ 環境への Cs−137 の放出量	③ 代替循環冷却系を使用する場合:
※ DCH、FCI、水素燃焼、MCCIに関する評価項目は、各破損モー	原子炉格納容器から原子炉建屋へ漏えいし環境に放出される Cs−137 の放出量は、7 日間で約 9.9×10 ⁻¹ TBq であり、100TBq を下回っていることを確認
ドの有効性評価で確認する。	した。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	原子炉格納容器から原子炉建屋へ漏えいし環境に放出される Cs-137 の放出量は、7 日間で約 9.9×10 ⁻¹ TBq である。これに加え、原子炉格納容器フィ
	ルタベント系を経由して原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量は、サプレッションチェンバ側からベントした場合は 7 日間で約 8.0
	× 10 ⁻⁴ TBq、ドライウェル側からベントした場合は 7 日間で約 3. 2 × 10 ⁻¹ TBq となる。原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量は、7 日間
	で最大約 1.4TBq であり、100TBq を下回っていることを確認した。
ᄼ᠁ᅥᄳᇬᄵᄼᅘᄜᆑᄰᆋᅓᇆᄔᄔᅟᄛᄀᄹᄵᄼᅘᄜᇬᅘᄱᄼᅘᅩ	ᄼᇄᆡᆫᆂᇧᆝᅪᅥᅠᄧᄱᅝᄜᄜᄺᄖᆄᅹᄊᅘᄜᅖᄖᆄᆄᅶᄊᅘᇬᅘᄺᅑᄝᄼᆠᅩᇪᇫᇽᇸᄼᆠᅩᅔᄬᄝᅩᇎᇎᇬᄀᆖᆝᅔᅓᅒᆚᅩᅩᄝᅛᄯᄓᅩᅝᄀᇫᄼᄼ
(Ⅲ) 初期の格納谷器破損対策により、原子炉格納容器の破損を防止	(iii)上記(ii)にあるとおり、解析結果は格納容器破損防止対策の評価項目(a)、(b)及び(c)を満足していることを確認した。具体的には、第7.2.1.2

	新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所 2 号炉)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
できていることを確認する。	-9 図及び第 7. 2. 1. 2-10 図(代替循環冷却系を使用する場合)並びに第 7. 2. 1. 3-10 図及び第 7. 2. 1. 3-11 図(代替循環冷却系を使用せず、原子炉
	格納容器フィルタベント系を使用する場合)に示されるとおり、原子炉格納容器圧力・温度は 2Pd、200℃を下回っていることから、格納容器の破損
	を防止できていることを確認した。また、格納容器破損モード「水素燃焼」において水素燃焼の防止を確認した。さらに、原子炉格納容器内が最高圧
	カとなる時点における原子炉格納容器内の非凝縮性ガスの総量に対し、水の放射線分解による水素及び酸素の発生量は 1%以下 (代替循環冷却系を使
	用する場合)又は 2%以下 (代替循環冷却系が使用できない場合) であり、その影響を考慮しても限界圧力に到達することはないこと、格納容器破損
	モード「水素燃焼」において水素燃焼の防止を確認していることにより、評価項目 (g) を満足していることを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少な	
くとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.2.1(4)を踏まえたものとなって	1)
いるか。	
(i)原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価している	(i) 安定状態になるまでの評価について、代替循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱を行うことによ
ことを確認する。	り、原子炉格納容器内の圧力及び温度は低下傾向となり、安定状態となることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 格納容器代替循環冷却系又は格納容器圧力逃がし装置等に	① 代替循環冷却系を使用する場合:

(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)

事象発生7日以降も含めて環境へのCs-137の放出量を確認。

よる原子炉格納容器の除熱が確立し、原子炉格納容器圧力・

温度が低下傾向を示していることをトレンド図で確認。

原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱(事象発生から 24 時間後)により、原子炉格納容 器の最高圧力は約0.536MPa[gage]、最高温度は約178℃に抑えられる。以降、原子炉格納容器内の圧力及び温度は下降傾向が維持されており、安定状 態となっていることを確認した。

代替循環冷却系が使用できない場合:

原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器フ ィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱(事象発生から約45時間後)を行うことにより、原子炉格納容器の最高圧力は約0.640MPa[gage]、 最高温度は約178℃に抑えられる。以降、原子炉格納容器内の圧力及び温度は下降傾向が維持されており、安定状態となっていることを確認した。

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

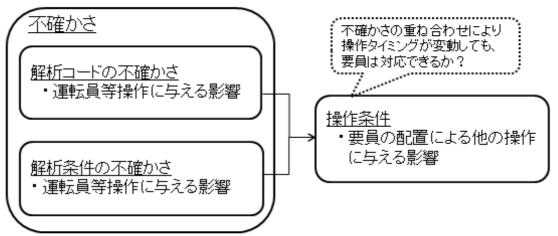
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等の操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉) 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価に係る標準評価手法 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。 (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの 適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適 切に考慮する。 1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針 1)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。 (i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解 │(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範 析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針 囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。な であるかを確認。 お、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要 因が、運転員等の操作時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.5 有効性評 価における解析の条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設 の有効性評価の評価項目となるパラメータ及び運転員等の操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行う ことを前提に設定する。」としていることを確認した。 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さ くなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。 (参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針

> 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕 を評価するものとする。

> 不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がないと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。

- (ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 員等操作が特定されているか確認する。
 - ① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受ける影響を確認。
- (ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 │(ii) 不確かさにより影響を受ける運転員等操作は以下のとおりであることを確認した。
 - ① 本評価事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、事象発生から 12 時間程度までの短時間に期待する操作及び事象 進展に有意な影響を与えると考えられる操作として、常設代替交流電源設備からの受電操作、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子 炉注水操作、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却操作(代替循環冷却系が使用できない場合)、原子炉補機代替冷却水 系運転操作及び代替循環冷却系による格納容器除熱操作(代替循環冷却系を使用する場合)、原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱操作(代替循環冷却系が使用できない場合)であることを確認した。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価 1)解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価の内容は妥当 1) (i) 解析コードが有する重要現象[※]の不確かさが運転員操作等に与え (i) (代替循環冷却系を使用する場合) る影響を確認する。 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響について、MAAPの原子炉格納容器内の熱水力モデルについて、HDR 実験解析の検証結果では、領域 によって原子炉格納容器内の雰囲気温度を十数°C程度、圧力を1割程度高めに評価する傾向が得られているが、全体としては、原子炉格納容器内の圧 力及び温度の傾向を適切に再現することが確認されている。したがって、MAAP の不確かさが評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。また、 原子炉格納容器内の圧力及び温度を操作開始の起点としている運転員等の操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認し た。 (代替循環冷却系が使用できない場合) 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響について、MAAPについては、代替循環冷却系を使用する場合と同一であることを確認した。また、 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の操作は原子炉格納容器内の圧力を起点とするが、MAAPの不確かさがこれらのパラメータに与える影響 は小さいため、運転員等の操作時間に与える影響も小さいことを確認した。 解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、運転員等操作に与える影響の具体的な確認内容は以下の通り。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他 │① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されている MAAPについて、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動等の不確かさとして、HDR 実験解析では区画によって格納容器雰囲気温度を十数℃ か確認。 程度、格納容器圧力を1割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWR の格納容器内の区画とは異なる等、実機体系においてはこの解析で確 認された不確かさは小さくなるものと推定される。このため、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることを確認した。 MAAPによる原子炉水位の低下は、より精緻なモデルを備えた SAFER による評価結果に比べ大きいことが確認されているものの、非常用炉心冷却系に よる炉心への注水機能が喪失したと判断した場合、速やかに低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心注水(電源の確保含む)を行う手 順となっており、原子炉水位を操作開始の起点としている操作ではないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。 MAAP の炉心ヒートアップに関するモデルは、TMI 事故及び CORA 実験についての再現性が確認されており、炉心ヒートアップの感度解析では、炉心 溶融時間に対する感度は小さいことが確認されている。原子炉注水操作については、ECCS 等による炉心への注水機能が喪失したと判断した場合、速 やかに低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心注水(電源の確保含む)を行う手順となっており、運転員等操作に与える影響はない。 以上のとおり、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受ける「② 上記の不確かさのうち、炉心ヒートアップに関するモデルの不確かさを考慮した場合においても、燃料被覆管温度を操作開始の起点としていないこ 運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認。 と等を確認し運転員等操作に与える影響はないこと並びに原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動等の不確かさに関して、全体としては格 ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の有 納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることから、運転員等操作に与える影響は小さいことを確認した。なお、他の不確かさを考慮した 効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」にお 場合は、運転員等操作に与える影響はない又は小さいことを確認した。 いてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当する物 理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コードの 重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等対策の 有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」に おいて整理されている。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価 1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。 (i)解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影響を確認する。	1) (i) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、MAAPの原子炉格納容器内の熱水力モデルについて、HDR 実験解析の検証結果では、領域 によって原子炉格納容器内の雰囲気温度を十数℃程度、圧力を 1 割程度高めに評価する傾向が得られているが、全体としては、原子炉格納容器内の
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他 コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されている か確認。	圧力及び温度の傾向を適切に再現することが確認されている。したがって、MAAPの不確かさが評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータに与える影響の具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 ・ MAAPについて、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動等の不確かさとして、HDR実験解析では区画によって格納容器雰囲気温度を十数℃程度、格納容器圧力を1割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWRの格納容器内の区画とは異なる等、実機体系においてはこの解析で確認された不確かさは小さくなるものと推定される。このため、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることを確認した。 ・ MAAPの炉心ヒートアップに関するモデルは、TMI事故及び CORA実験についての再現性が確認されている。炉心ヒートアップの感度解析では、格納容器内温度及び圧力挙動への影響は小さいことが確認されており、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となるパ ラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)につい て確認。	以上のとおり、解析コードの不確かさが抽出され、不確かさの傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項 へ。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、	
その機能を期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>運転員等の操作時間</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値 (標準値 (代表プラントの値)等) を用いて	(i)解析条件が運転員等操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、
いる条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響(操作	原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる崩壊熱等について影響
開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	評価を行うことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)	
① 炉心崩壊熱	① 炉心崩壊熱は、解析条件の33GWd/t に対して最確条件は約31GWd/t であり、本解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合、格納容器圧力及び温度上昇が緩和されるが、代替循環冷却系を使用する場合においては格納容器圧力及び温度を操作開始の起点としている操作はないこと、代替循環冷却系が使用できない場合においては操作手順(格納容器圧力に応じて格納容器スプレイを実施すること)に変わりはないため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量、原子炉格納容器圧力、 原子炉格納容器温度等	② 原子炉水位、炉心流量、サプレッションプール水位、格納容器圧力は、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与えうるが、事象進展に与える影響は小さく、運転員等の操作時間に与える影響は小さい。
③ 低圧代替注水系の流量	③ 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、実際の注水流量が解析条件より多い場合(注水特性(設計値)の保守性)、原子炉水位の回復は早くなる可能性がある。冠水後の操作として冠水維持可能な注水流量に制御するが、注水後の流量調整操作であることから、運転員等操作に与える影響はないことを確認した。
④ 格納容器代替循環冷却系の流量(格納容器代替循環冷却系を 使用する場合)	④ 代替循環冷却系は、実際の注水流量が解析より多い場合(注水特性(設計値)の保守性)、原子炉水位の回復は早くなり格納容器圧力及び温度上昇の 抑制効果は大きくなるが、操作手順に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
⑤ 格納容器圧力逃がし装置の排出流量(格納容器圧力逃がし装	⑤ 解析条件と最確条件が同一であることを確認した。
置を使用する場合)	
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 解析条件が評価結果に与える影響の具体的な確認結果は以下のとおり。

いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与

審査の視点及び確認事項		確認結果(女川2号)
える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。		
(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)		
① 炉心崩壊熱	1	燃焼度は、解析条件の 33GWd/t に対して最確条件では約 31GWd/t である。このため、実際の崩壊熱は小さくなり格納容器圧力及び温度の上昇は遅くな
		るため、評価項目に対する余裕は大きくなることを確認した。
② 原子炉圧力、原子炉水位、原子炉格納容器圧力、原子炉格納	2	原子炉水位、炉心流量、サプレッションプール水位、格納容器圧力は、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与え得るが、事象進展に与える影響は小
容器温度等		さいことから、評価項目に与える影響は小さいことを確認した。
		なお、補足説明資料(添付資料 3.1.2.6 及び添付資料 3.1.3.6)において、「原子炉水位、炉心流量、サプレッションプール水位、格納容器圧力は、ゆ
		らぎにより解析条件に対して変動を与えうるが、事象進展に与える影響は小さく、評価項目となるパラメータに与える影響はない又は小さい」ことが
		示されている。
③ 低圧代替注水系の流量	3	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、本解析条件の不確かさとして、実際の注水流量が解析より多い場合(注水特性(設計値)の保守性)、
		燃料被覆管温度は低めの結果を与えることになるため、評価項目となるパラメータに対する余裕が大きくなることを確認した。
④ 格納容器代替循環冷却系の流量	4	代替循環冷却系は、実際の注水流量が解析より多い場合、原子炉水位の回復は早くなるとともに格納容器の圧力抑制効果は大きくなることから、評価
		項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。
⑤ 格納容器圧力逃がし装置の排出流量	⑤	解析条件と最確条件が同一であることを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

0. 保作社	
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさを考慮しても要員	
<u>は対応可能</u> か。また、 <u>要員の配置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。	
また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。
を確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミ	① ガスタービン発電機からの受電後の低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷却開始時間は、事象発生から 25 分後であり、保守的な
ングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	作業時間を設定している。このため、実際の注水開始時間は早まり、ジルコニウムー水反応による発熱量が増加するが、注水の開始時間も早まってお
	り、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。ガスタービン発電機からの受電開始時間が遅れた場合、低圧代替注水系(常
	設)(復水移送ポンプ)の注水開始時間も遅れることとなるが、事象発生から 50 分(解析上の開始時間に対して 25 分遅れ)までに原子炉圧力容器へ
	の注水が開始できれば原子炉圧力容器は破損しない評価結果となり、注水を継続することで炉心を冷却できるため、評価項目を満足することに変わり
	はないことを確認した。
	一一一 代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱は、事象発生から 24 時間後であるが、本操作が遅れた場合でも原子炉格納容器内の圧力が
	0.854MPa[gage]に到達するのは約51時間後であることから十分な時間余裕があることを確認した。原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格
	納容器からの除熱は、事象発生から約 45 時間後であることから十分な時間余裕があることを確認した。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	
	ルタベント系による格納容器除熱操作を行う要員は作業の重複はないことから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。
3 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい	
るか確認。	
O / HEDO	
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさによる操作条件の	 1)操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、 <mark>ガスタービン発電機からの受電後の低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心の冷</mark>
変動が評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	切探作来件の不確からが計画相来に与える影音について、ガスメービン発電機がらの支電板の個性代音性水泉(帯設)(後水砂とパンジ)によるが心の形
	る発熱量が増加するが、注水の開始時間も早まっており、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。ガスタービン発電機からの受電開始時間が マャナ
	遅れた場合、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の注水開始時間も遅れることとなるが、事象発生か 50 分(解析上の開始時間に対して 25 分遅
	れ)までに原子炉圧力容器への注水が開始できれば原子炉圧力容器は破損しない評価結果となり、注水を継続することで炉心を冷却できるため、評価項
	目を満足することに変わりはない。ことを確認した。具体的な確認結果は、以下のとおり。
	ガスタービン発電機の起動操作は、運転員等の操作時間に与える影響として、実態の操作時間は解析上の設定よりも早くなる可能性があり、ジルコニウ
	ムー水反応による発熱量が増加するが、注水の開始時間も早まっており、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。原子炉圧力
	容器への注水操作(ガスタービン発電機からの受電操作を含む。)については、事象発生から 50 分後(操作開始時間の 25 分程度の時間遅れ)までに開
	始できれば、損傷炉心は炉心位置に保持され原子炉圧力容器は破損しない評価結果となる。このため、注水を継続することで炉心を冷却できることから、
	評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。
	なお、補足説明資料(添付資料 3.1.3.7)において、「注水操作が 25 分遅れた場合の解析により、損傷炉心は炉心位置に保持されリロケーションは発生

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	しない」ことが示されている。

(3) 操作時間余裕の把握

(3) 操作時間余裕の把握	7
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i) 常設代替交流電源設備からの受電及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作が遅れた場合の影響について、ガスタービン
	発電機からの受電開始時間が遅れた場合、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の注水開始時間も遅れることとなるが、事象発生から 50 分(解析
	上の開始時間に対して 25 分遅れ)までに原子炉圧力容器への注水が開始できれば原子炉圧力容器は破損しない評価結果となり、注水を継続することで
(BWR 格納容器過圧・過温破損の場合)	炉心を冷却できるため、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。具体的な確認結果は、以下のとおり。
① 常設代替交流電源設備による給電操作及び低圧代替注水系	① ガスタービン発電機からの受電操作及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作については、事象発生から 50 分後(操作開
(常設)による原子炉注水操作の開始時間余裕を確認。	始時間の 25 分程度の時間遅れ)までに開始できれば、損傷炉心は炉心位置に保持され原子炉圧力容器は破損しない。また、原子炉格納容器フィルタ
	ベント系を使用する場合でも格納容器ベント開始時間はほぼ同等であることから、放出量に与える影響は小さいことを確認した。
② 代替格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷	② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器冷却操作については、事象発生から約29時間あり、準備時間が確保できるため、
却操作の開始時間余裕を確認。	時間余裕があることを確認した。
	なお、補足説明資料(添付資料 3.1.3.7)において、「注水操作が 25 分遅れた場合の解析により、スプレイ操作も約 60 分遅れるものの、損傷炉心は炉
	心位置に保持され、格納容器ベント開始時間は約46時間後となる」ことが示されている。
③ 格納容器代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱	③ 代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱操作については、除熱操作開始までの時間は事象発生から 24 時間後としているが、本操作が遅れた
操作の開始時間余裕を確認。	としても、格納容器限界圧力に到達しないように、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水の継続及び格納容器圧力が 0.64MPa[gage]
	に到達した場合には原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器スプレイを行うこととなる。その後、サプレッションプール水位が
	真空破壊装置下端ー0. 4m (通常運転水位+約 2m) 到達時点で格納容器スプレイを停止し、原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱操作を
	実施する。サプレッションプール水位が真空破壊装置下端ー0.4m(通常運転水位+約2m)に到達するまでの時間は、事象発生約44時間であり、約20
	時間以上の余裕があることから、時間余裕があることを確認した。
④ 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器からの除熱	④ 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱操作については、事象発生から約 45 時間後の操作であり、準備時間が確保される
操作の開始時間余裕を確認。	ため、時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少なく	
とも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日間	
より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できる	
ことを示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な要員数と重大	① 代替循環冷却系を使用する場合:
事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認す	本事故シーケンスにおいて対応及び復旧作業に必要な要員は30名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故
る。	等対応要員は30名であり対応が可能であることを確認した。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	本事故シーケンスにおいて対応及び復旧作業に必要な要員は 30 名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故
	等対応要員は30名であり対応が可能であることを確認した。
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉及び3 号炉の運転員等も対処可能であることから、2 号
慮しても作業が成立するか確認。	炉の重大事故等への対処と 1 号炉及び 3 号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
 (ii) 本格納容器破損モードにおける対策に必要な電力供給量は、	
外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認す	対応が可能であることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
る。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	① 重大事故等対処設備全体に必要な電力供給量に対して、ガスタービン発電機からの電力供給量が十分大きいため、対応が可能であることを確認した。
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	代替循環冷却系を使用する場合の補足説明資料 (添付資料 3.1.2.8) において「重大事故等対処全体に必要な電力ピーク値 (4,614kW)、代替循環冷却
上回っているか確認する。	系を使用しない場合の補足説明使用(添付資料 3.1.3.9) において「重大事故等対処全体に必要な電力ピーク値(4,524kW)」に対して、常設代替交流
	電源設備(最大容量(常用連続運用仕様): 約 6,000kW)であり、対応が可能である」ことが示されている。
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認	
する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な水源と保有水	① 代替循環冷却系を使用する場合:
量から、安定状態まで移行できることを確認する。	本評価事故シーケンスにおいて、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を事象発生から7日間行った場合に必
	要となる水は、約 890m³である。これに対して、復水貯蔵タンクに約 1,192m³の水を保有しており、対応が可能である。代替循環冷却系による原子
	炉格納容器からの除熱については、サプレッションプール水を水源とし循環させることから、水源が枯渇することはないため、対応が可能であるこ

とを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	本評価事故シーケンスにおいて、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却
	系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を事象発生から7日間行った場合に必要となる水は、約3,480m3である。これに対して、復水貯蔵タン
	クにそれぞれ約 1, 192m³、淡水貯水槽に約 10, 000m³、合計約 11, 192m³の水を保有しており、対応が可能であることを確認した。
	また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の水源は復水貯蔵タンクであり、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の水源は淡水貯
	水槽であり、復水貯蔵タンクについては、事象発生 10 時間後に淡水貯水槽の水を大容量送水ポンプ(タイプ I)により復水貯蔵タンクへの補給を
	行うことで、復水貯蔵タンクを枯渇させることなく復水貯蔵タンクを水源とした7日間の注水継続実施が可能となることを確認した。以降は、代替
	循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベント系等により原子炉格納容器の除熱を確立させるため、水の供給は必要とせずに安定状態まで移行でき
	ることを確認した。
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	(iv) 発災から7日間の資源、水源の充足性について、以下のとおり確認した。
保されているか確認する。	代替循環冷却系を使用する場合:
	ガスタービン発電機を7日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 414kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)を7日間運転継続した場合に必要と
	なる軽油量は約 32kL、原子炉補機代替冷却水系を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 42kL であり、合計約 488kL 必要である。これに
	対して、ガスタービン発電設備軽油タンクに約 300kL、軽油タンクに約 755kL、合計約 1,055kL の軽油を備蓄しており、対応が可能であることを確
	認した。水源の充足性については上記(iii)で確認している。
	代替循環冷却系が使用できない場合:
	ガスタービン発電機を7日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 414kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)を7日間運転継続した場合に必要と
	なる軽油量は約 32kL、原子炉補機代替冷却水系を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 42kL であり、合計約 488kL 必要である。これに
	対して、ガスタービン発電設備軽油タンクに約 300kL、軽油タンクに約 755kL、合計約 1,055kL の軽油を備蓄しており、対応が可能であることを確
	認した。水源の充足性については上記(iii)で確認している。

5. 結論

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

記載要領(例)

- · 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。
- ・ 具体的には、本格納容器破損モードの特徴、特徴を踏まえた格納容器 破損防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえ ても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から格納 容器破損防止対策は有効であることの概要が示されていること。

格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に対して申請者が格納容器破損防止対策として計画している低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水及び代替循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱、さらに、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合には原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。

評価事故シーケンス「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」において、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水及び代替循環冷却系又は原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器からの除熱、さらに、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合には原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を行った場合に対する申請者の解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目(a)、(b)、(c)及び(g)を満足している。さらに、申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目(a)、(b)、(c)及び(g)を概ね満足しているという判断は変わらないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(残留熱除去系等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な格納容器破損防止対策となり得る。

さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

評価事故シーケンス「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」における対策の有効性を確認したことにより、その対策が本格 納容器破損モードに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に対して申請者が計画している格納容器破損防止対策は、有効なものであると判断した。

高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱

1. 格納容器破損モートの特徴、格納容器破損防止対策	
(1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態	3. 2–7
(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方	3. 2–3
(3) 格納容器破損防止対策	
2. 格納容器破損防止対策の有効性評価	
	3. 2–12
(2) 有効性評価(事象進展解析)の条件	
	3. 2–18
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	3. 2–23
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	3. 2–2 [§]
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b.操作条件...................................	
	3. 2–28
4. 必要な要員及び資源の評価	3. 2-29
5、絓論	3 2–30

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(格納容器破損防止対策の有効性評価:高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)

1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策

(1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態は、「I 事故シーケンスグ	1) 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱(HPME/DCH)」におけるプラント損傷状態(PDS)は、以下の5つであり、PRA側の評価と
ループ及び重要事故シーケンス等の選定について」において示されて	一致していることを確認した。
いる各プラント損傷状態と一致していることを確認する。	· TQUX
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	· 長期 TB
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· TBD
	· TBU
	· S2E

(添付書類十 追補 2 Ⅰ 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 2-3 表 評価対象とする PDS の選定」)

解釈で想定する格納容器 破損モード	破損モード別 CFF(/炉年)	該当する PDS	破損モード内 CFF に対する割合(%)	最も厳しい PDS の考え方	評価対象と選 定した PDS
高圧溶融物放出/格納 容器雰囲気直接加熱 0.0E+00		TQUV	0.0%	【事象進展緩和の余裕時間の観点】 ・原子炉が高圧の状態で炉心損傷に至るシーケンスは、長期 TB、TBU、TBD、S2E 及び TQUX である。 ・事象初期において RCIC による冷却が有効な長期 TB と比べ、原子炉減圧までの時間余裕の観点で TBU、TBD、S2E 及び TQUX が厳しい。	
		TQUX	0.0%		
	長期 TB	0.0%	【事象進展の厳しさの観点】 ・高圧状態で炉心損傷に至る点では TQUX, TBD, TBU 及び S2E に PDS 選定上の有意な違いは無い。 なお,「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の破損モードについては,格納容器圧力と格納容器破損確率のフラジリティの設定,確率密度関数を与えたパラメータのモンテカルロサンプリング,パラメータと格納容器圧力ピーク値との因果関係から格納容器ピーク圧力を求め,格納容器フラジリティを参照することで評価している。	TQUX	
	TBD	0.0%			
	TBU	0.0%			
		TBP	0.0%	評価の結果、高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損確率は、極めて低いため、本評価においては、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」は発生しないものとしている。 以上より、事象進展が早く、炉心損傷時の圧力が高く厳しい事故シーケンスである TQUX を代表として選定する。 原子炉圧力容器破損に至る事象を想定するため、原子炉減圧後の低圧注水機能喪失を考慮する。なお、いずれの PDS を選定しても必要な監視機能を維持可能である。	
		AE S1E	0.0%		
			0.0%		
		S2E	0.0%		

(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モードの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性につ	
いて	
1) 事象進展の概要は、以下のとおり対策の必要性としての論点を明確に	1) 格納容器破損モード「HPME/DCH」は、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」の一連の重大事故等の有効性評価の中で確認した
するものとなっているか。	ことから、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と共通する事項を省略し、本格納容器破損モード特有の事項を中心に記載し
	た。このため、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」で確認した項目については、確認結果の欄に、「溶融炉心・コンクリート
	相互作用(MCCI) において確認した。」と記載した。
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな	(i) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴は、原子炉圧力容器が高い圧力の状況で損傷し、溶融炉心等が急速に放出され、原子炉格納容器雰囲
る対策の観点から、格納容器破損モード全体の特徴を代表している	気が直接加熱されることで、原子炉格納容器内の温度及び圧力が上昇し、原子炉格納容器の破損に至ることを確認した。具体的には、「発電用原子炉
ことを確認するとともに、対策を講じない場合の炉心損傷に至る事	の運転中に運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材喪失事故(LOCA)又は全交流動力電源喪失が発生するとともに、ECCS 等の安全機能の喪失が重畳
象進展を確認する。	する。このため、緩和措置がとられない場合には、原子炉圧力が高い状況で原子炉圧力容器が損傷し、溶融炉心、水蒸気、水素等が急速に放出され、
	格納容器雰囲気が直接加熱されることにより、急速に格納容器圧力が上昇する等、格納容器に熱的・機械的な負荷が発生して格納容器の破損に至る」
	ものであり、本格納容器破損モード内の PDS の特徴を代表したものとなっていることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、格納容器破損モードの特徴を踏まえて	(ii) 上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、高圧溶融物放出に伴う格納容器雰囲気直接加熱を防止するためには、原子炉圧力容器破損前までに原子
必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた	炉圧力容器の減圧を行う必要があることを確認した。本格納容器破損モードの特徴を踏まえ、初期に必要な機能として、(原子炉圧力容器の破損まで
対策を分けているか確認する。	に)原子炉圧力容器を減圧する機能を挙げており、具体的には、逃がし安全弁(自動減圧機能)の手動開操作による原子炉減圧手段を整備することを
	確認した。長期的な対策も含め、その他の必要な機能については、「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一である。
(BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)	
① 本事故シーケンスでは、原子炉圧力容器内を減圧するまでの事	
象が対象である。原子炉圧力容器内を減圧した後の事象進展は、	
FCIまたはMCCIの有効性評価の事象進展と同様となる。	

(3) 格納容器破損防止対策

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 格納容器破損モード全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び 事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 格納容器破損モード内のその他のシーケンスでの対策も含めて、手順 1) については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準規 則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i) 判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知す (i) 本格納容器破損モードでは、非常用炉心冷却系等の原子炉圧力容器への注水機能の喪失、炉心損傷等を判断する必要がある。このための常設設備及 るまでの時間遅れを考慮しても事象を判別できることを確認。 びこれらに関連する計装設備が、「第7.2.2-1 表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」に示されており、原子 炉水位計(SA 広帯域)、原子炉水位計(SA 燃料域)、格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)、格納容器内水素 濃度計(D/W)及び格納容器内水素濃度計(S/C)等が挙げられていることを確認した。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発 生から10分間としていることを確認した。 (ii)本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉圧力容器破損前までに逃がし安全弁(自動減圧機能)による原子炉圧力容器の減圧 (ii) 初期の格納容器破損防止対策とその設備を確認する。 を実施する。また、逃がし安全弁の温度上昇を抑制するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却を実施す |る。このため、逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ及び復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の 格納容器破損防止対策として、炉心損傷後の逃がし安全弁による原子炉圧力容器内の急速減圧に係る手順については、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材 圧力バウンダリを減圧するための手順等」で整備されていることを確認した。また、逃がし安全弁の温度上昇を抑制するための原子炉格納容器代替ス プレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却に係る手順については、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」で整備されている ことを確認した。当該対策で用いる重大事故等対処設備として、逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク等が挙げられてい ることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第7.2.2-1表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」 の重大事故等対策について」において整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。 (iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。 (iii) 安定状態に向けた対策とその設備について「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。 ① 格納容器の破損を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器が ① 「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一である。 安定状態に導かれることを確認。 ② 原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持されるものである | ② 「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一である。 ことを確認。 ③ さらなる長期対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安 | ③ 「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一である。 定状態を維持するための手順や方針が示されていることを確 (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合) 本事故シーケンスでは、原子炉圧力容器内を減圧するまでの 事象が対象である。原子炉圧力容器内を減圧した後の事象進 展は、FCIまたはMCCIの有効性評価の事象進展と同様 となる。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (iv) 初期の格納容器破損防止対策設備及び安定状態に向けた対策 │(iv)対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記 設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。 載されている「第 7.2.2-1 表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」より、以下の状態監視に係る設備を挙げて (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合) いることを確認した。 ① 原子炉水位と原子炉圧力に係る計装設備を確認。 ① 原子炉水位と原子炉圧力に係る計装設備として、原子炉水位計(SA 燃料域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉圧力計(SA)、原子炉圧力計が挙げられ ていることを確認した。 ② 原子炉圧力容器下鏡部の温度に係る計装設備として、原子炉圧力容器温度が挙げられていることを確認した。 ② 原子炉圧力容器下鏡部の温度に係る計装設備を確認。 ③ 原子炉格納容器内温度、圧力、線量に係る計装設備を確認。 ③ 原子炉格納容器内温度、圧力、線量に係る計装設備として、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 等が挙げられていることを確認した。 (v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明 (v)※格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」において確認した。 確に示しているか確認する。 (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合) ① 本事故シーケンスでは、原子炉圧力容器内を減圧するまでの事 対象である。原子炉圧力容器内を減圧した後の事象進展は、F CI またはMCCIの有効性評価の事象進展と同様となる。 (vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備して│(vi) 評価事故シーケンスにおける有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。 いる項目を確認する。 ① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う │① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。 対策が網羅的に記載されていることを確認。 · 高圧/低圧注水機能回復操作 中央制御室からの高圧代替注水系起動 · 原子炉格納容器内 pH 調整 ・ ドライウェル冷却系による原子炉格納容器内の除熱 ・ 原子炉格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給 ・ 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給等 · 高圧注水/低圧注水機能回復操作 ② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、| ② 「1.2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.9 水素爆発による原子炉格納容器 え、多様性拡張設備による手順も含めて実施する対策を網羅 の破損を防止するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「1.11 使用済燃料貯蔵層の冷却等のための 手順等」、「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」、において、①の実手順も含めた実手順が整理されており、有効性評価で挙げられ 的に含めていることを確認。 ている手順は技術的能力で整備されている手順と整合していることを確認した。

③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作|③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
を実施することになっている場合には、回復操作も含めてい ることを確認。	
ることを推説。	
(vii) 上記の対策も含めて本格納容器破損モードにおける手順及び	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本格納容器破損モードにおける手順
その着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な	及びその着手の判断基準は、追補 1「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られてい
措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを	ることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第7.2.2-1 表 「高圧溶融物放出
確認する。	
(設置許可基準規則第 37 条 解釈)	
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	
(炉心の著しい損傷の防止)	
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の	
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	2)※格納容器破損防止対策では、この要求はない。(国内外の先進的な炉心損傷防止対策を以ってしても、炉心の著しい損傷が防止できないため、格納容 器破損防止対策が必要となっている。)
	益城損防止対東が必安となっている。/
3) 対策の概略系統図は整理されているか。	3)
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	(i) 逃がし安全弁による原子炉圧力容器の急速減圧及び逃がし安全弁の温度上昇を抑制するための原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による原子炉格
弁が明示されているか確認する。	納容器内の冷却に関連する設備として、逃がし安全弁 (自動減圧機能)、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク等が示されており、これらを接続する配管 や弁についても概略系統図に示されていることを確認した。
記載要領(例)	
・有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。	
・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。な	
お、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で	
点線囲みされていなくてもよい。	
4)対応手順の概要は整理されているか。	4) 対応手順の概要フローについてについて、以下のとおり確認した。
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判	(i)
断基準、判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認	
する。	
① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな	
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。	に沿った判断項目、操作確認項目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応手順の概要が整理されていることを確認した。
で、油田町での	
記載要領(例)	
- 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上	
の設定と解析上の設定がわかるように記載。	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
· 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等についても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価上は考慮しないことが明確であるように記載。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及びその根拠や妥当性を確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。	
5)本格納容器破損モード内の事故シーケンスの対応に必要な要員につい	5)
て整理されているか。	
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	手順等」等を踏まえ、以下の通り整理されていることを確認した。 -
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に 整理されていることを確認。	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」、「技術的能力
合していることを確認。	1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」等と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していな	③ 有効性評価において、高圧/低圧注水機能回復操作等には期待しないが実際には行う操作である。これらの操作も含めてタイムチャートに必要人員が
い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	計上されていることを確認した。
④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕	④ 本格納容器破損モードの対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理さ
等)を確認。	れており、実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。
⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。

記載要領(例)

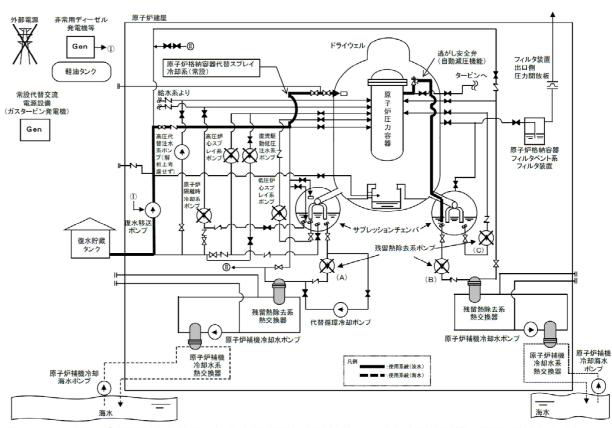
要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。

(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)

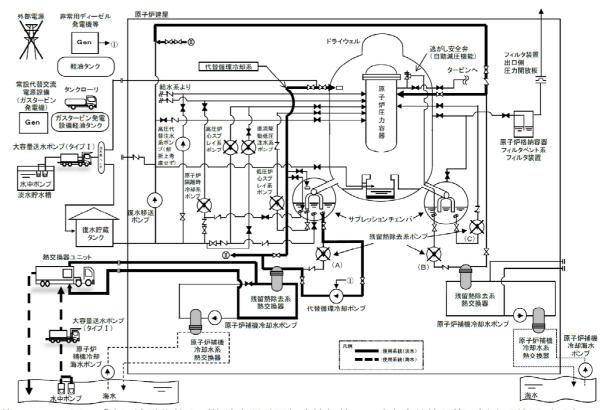
6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を 含んでいること。	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。 (1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。 a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。 b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な時間に基づき設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。 c. 現場で実施する操作については、個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお、有効性評価における解析の条件設定においては、操作場所までのアクセスルートの状況、操作場所の作業環境等を踏まえて、現場操作に必要な時間を設定する。
	(2) 有効性評価における操作時間は,「技術的能力に係る審査基準への適合状況説明資料」で示している操作時間と同一若しくは時間余裕を踏まえて設定する。

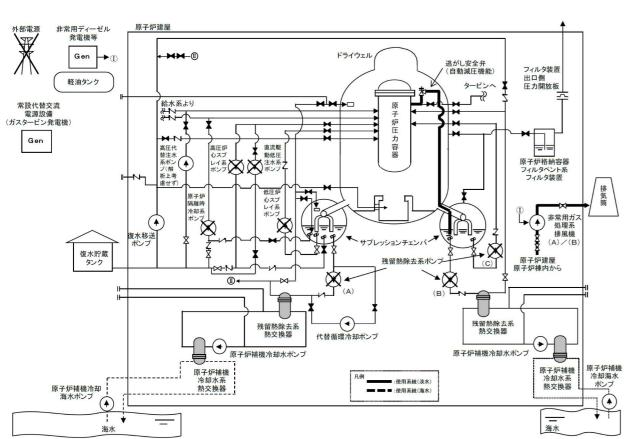
新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)



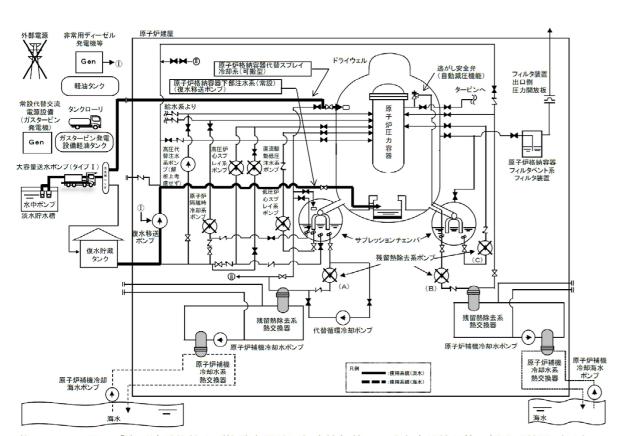
第7.2.2-2 図 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策の概略系統図 (2/4) (原子炉圧力容器破損前の原子炉減圧及び格納容器下部注水)



第7.2.2-4 図 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策の概略系統図 (4/4) (代替循環冷却系による残存溶融炉心冷却及び原子炉格納容器除熱)

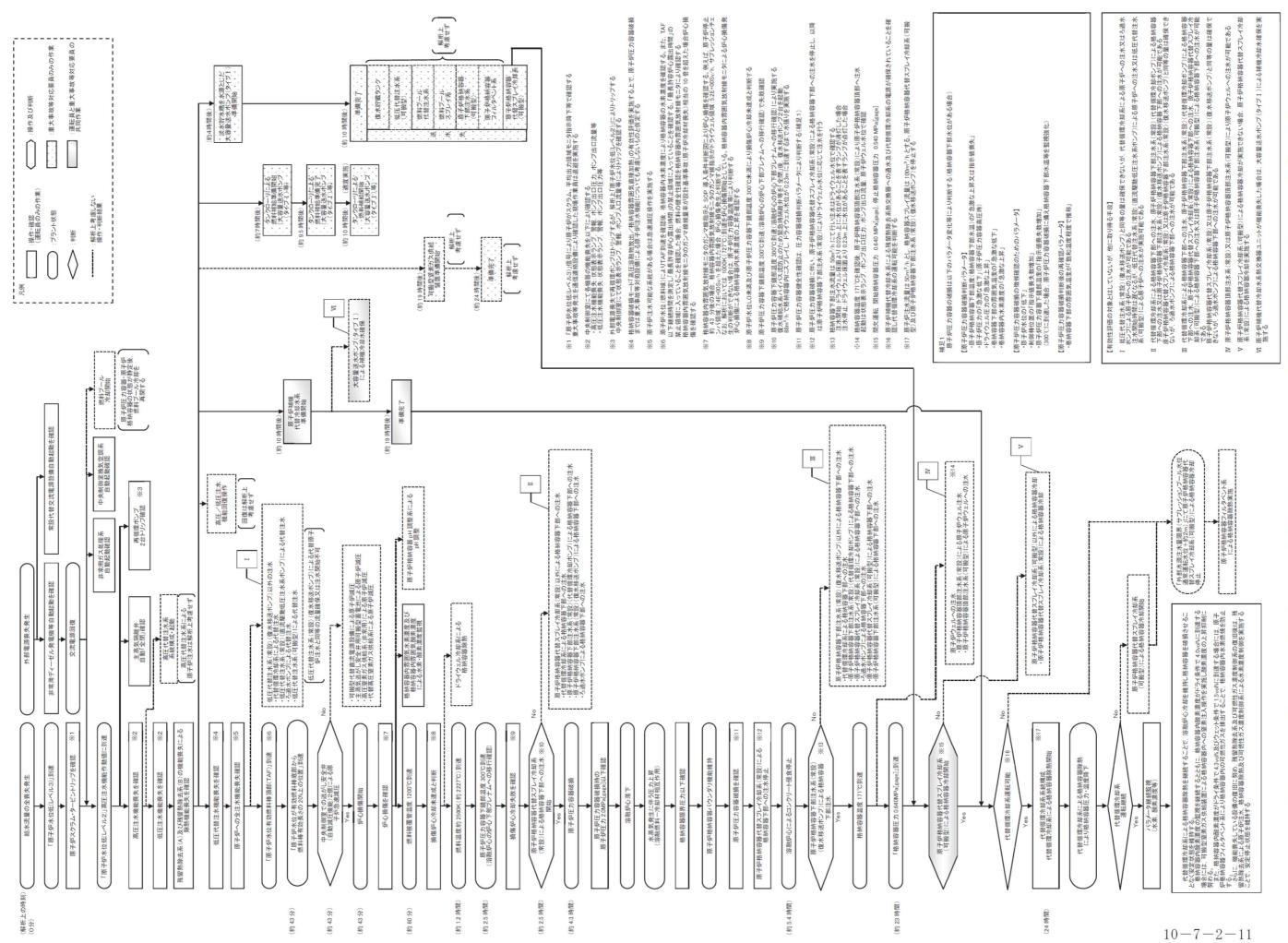


第7.2.2-1 図 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策の概略系統図 (1/4) (原子炉減圧)

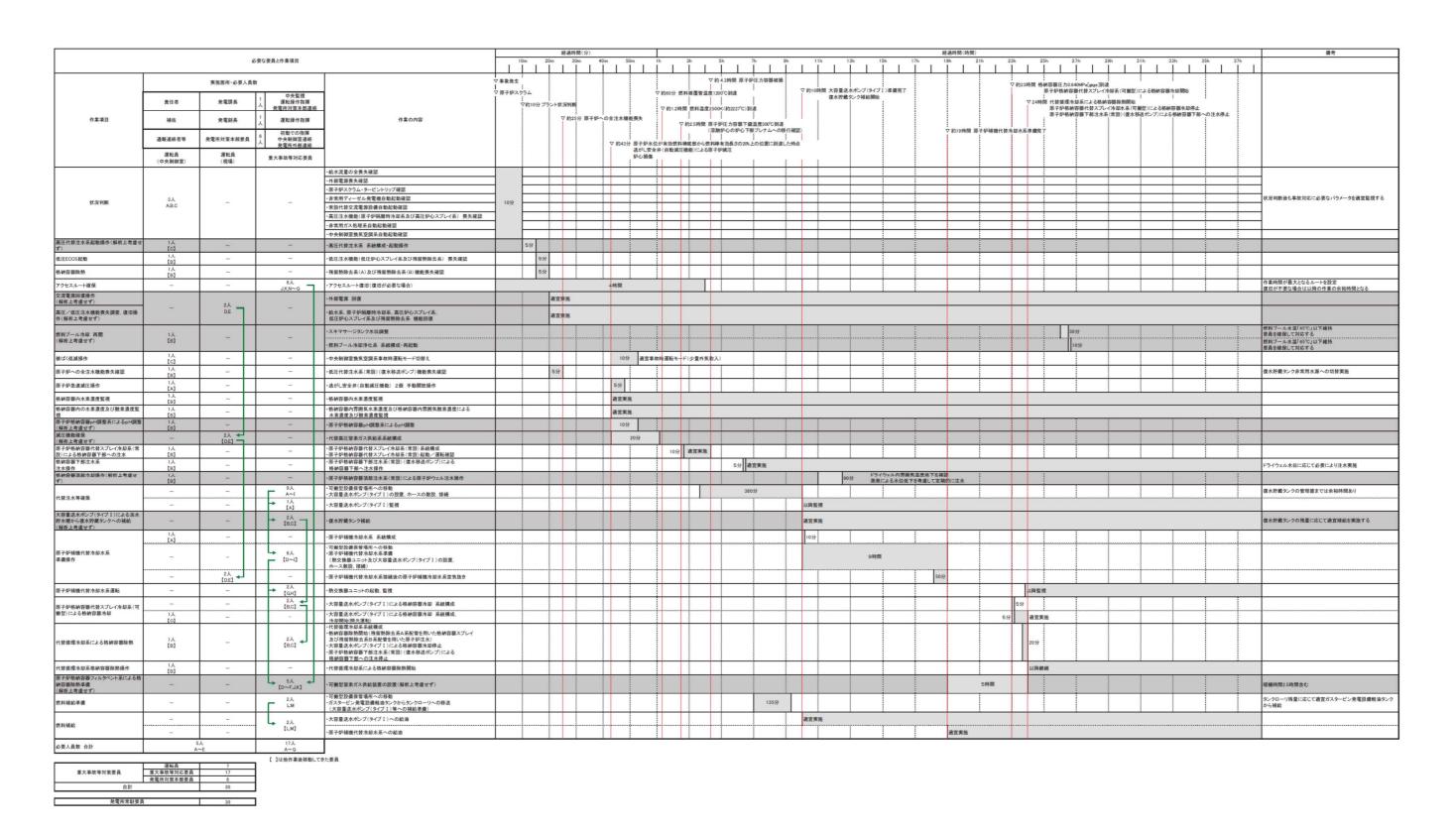


第7.2.2-3 図 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策の概略系統図 (3/4) (原子炉圧力容器破損後の格納容器下部注水及び格納容器冷却)

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。



第7.2.2-5図 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」時の対応手順の概要



第7.2.2-6図 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」時の作業と所要時間

2. 格納容器防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、評価事故シーケンスが	1)
適切に選定されているか。	
(i) 格納容器破損モード内のシーケンスから、評価事故シーケンス	(i) 評価事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
を選定した理由を確認する。	
① 評価事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重	① PRAにより選定された(評価が)最も厳しいプラント損傷状態は、「過渡事象+高圧注水失敗+手動減圧失敗」(TQUX)であることを確認した。評価事
要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も	故シーケンスは、「過渡事象+高圧注水失敗+手動減圧失敗+炉心損傷後の原子炉減圧失敗 (+DCH 発生)」を選定していることを確認した。
厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して	
いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確	
認。	
② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選	② 本格納容破損モードの評価事故シーケンスは、「過渡事象+高圧注水失敗+手動減圧失敗+炉心損傷後の原子炉減圧失敗(+DCH 発生)」を選定する。
定されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故	これは、PRAの手法により抽出されたシーケンスであり、時間余裕の観点から、事象進展が早く炉心損傷までの経過時間がより短くなるような過渡事
シーケンス選定の妥当性を確認している。	
	を想定することで、より厳しい事故シーケンスであることから選定していることを確認した。評価事故シーケンスの選定にあたっては、有効性評価ガ
	イド 3. 2. 3 の着眼点を踏まえ、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の格納容器破損防止対策の有効性を評価するためには、原子炉圧力容器
	の破損まで事象を進展させる必要がある。そのため、原子炉圧力容器への注水手段の全てが使用できないと仮定することで、事象を炉心損傷に進展さ
	世、さらに、原子炉圧力容器の破損に進展させるものとする。「原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用」及び「溶融炉心・コンクリート相互
	作用」において、原子炉圧力容器の破損まで事象を進展させるために、原子炉圧力容器への注水手段の全てが使用できないと仮定した場合、事象進展
	及び運転員等の操作時間は本評価事故シーケンスと同じとなることを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
2) 有効性評価ガイド 3.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コー	2)
ドは適切か。(→解析コード審査確認事項 へ)	
(i)評価事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 本評価事故シーケンスにおける重要現象として、炉心における重要現象については、崩壊熱、燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管
	酸化、燃料被覆管変形、沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流が挙げられており、原子炉圧力容器における重要現象として、原子炉圧
	力容器における冷却材放出(臨界流・差圧流)、炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション、原子炉圧力容器内 FCI (溶融炉心細粒化)、
	原子炉圧力容器内 FCI (デブリ粒子熱伝達)、構造材との熱伝達、下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達、原子炉圧力容器破損が挙げられていることを
	確認した。
	具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(ii) 使用する解析コードが、評価事故シーケンスの重要な現象を	(ii) 上記(i)で確認した重要現象である 逃がし安全弁からの冷却材流出 (臨界流・差圧流) 、原子炉圧力容器における溶融炉心のリロケーション、原
解析する能力があることを確認する。	子炉圧力容器内溶融炉心−冷却材相互作用、下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達、原子炉圧力容器破損等を取り扱うことができる MAAP を用いること
	を確認した。MAAPの適用性についての具体的な確認内容は、解析コードの審査確認事項へ。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析	
条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の	
適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル	
の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を	
適切に考慮する。	ᅁᅟᄳᄯᅳᅠᆙᄁᆥᄢᄠᄝᇪᇰᄀᅖᇦᆠᇬᄝᄳᅑᄺᇰᆝᇎᇎᅩᆠᅼᄺᅕᄮᅌᅠᅩᇫᇃᅩᇬᆛᄭᄝᆂᄝᄷᇬᄱᄹᄜᇛᇆᇆᇹᄀᄝᄳᅟᄑᄝᇬᅑᄝᇆᇈᄀ
3) 有効性評価ガイド 3. 2. 1(1) 及び (3) の要求事項を踏まえ、解析コード	3) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本評価事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、要員の配置による 他の操作に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作条件の不
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	一他の操作に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及の操作時間未裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作条件の不 確かさとして、「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」に起因して生じる運転員等の開始時間の変動
	が操作開始時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を確認する方針が示されていることを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(6) 設置許可基準規則の解釈内規第 37 条 2-3(c)の「放射性物質によ	
る環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さく	
とどめるものであること」を確認するため、想定する格納容器破損	
モードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていること	
を確認する。	
1. Cs-137 の放出量評価について	
1) 設置許可基準規則の解釈内規第 37 条 2-3 (c) にしたがい、想定する	
格納容器破損モードに対して、Cs-137 の放出量評価を実施してい	
るか。 ※ Co 127 の牡山豊証価の名件については、「(2) ち効性証価(東色	
※ Cs-137 の放出量評価の条件については、「(2) 有効性評価(事象	
進展解析)の条件」の「1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について」の 1)の (iv)に記載している。	

(2) 有効性評価 (事象進展解析) の条件

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等 (2) 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接過熱 a. 現象の概要 原子炉圧力容器が高い圧力の状況で損傷すると、溶融炉心並びに水 蒸気及び水素が急速に放出され、原子炉格納容器に熱的・機械的な負 荷が発生して原子炉格納容器が破損する場合がある。 b. 主要解析条件(「3.3.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目 を除く。) (a) 評価事故シーケンスは PRA に基づく格納容器破損シーケンスの中 から、原子炉圧力が高く維持され、減圧の観点から厳しいシーケン スを選定する。 (b) 原子炉冷却系の高温ガスによる配管等のクリープ破損や漏洩等に よる影響を考慮する。 (c) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 c. 対策例 (a) 原子炉冷却材圧カバウンダリの減圧設備 1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i) 外部電源の有無を確認する。 ①非常用ディーゼル発電機にて原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)等への給電が可能であることから外部電源がある場合と事象進展は同等となる ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する が、資源の確保の観点では、厳しい設定となるように、外部電源はないものとすることを確認した。 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること を確認。 (ji) 本評価事故シーケンスの起因事象及び安全機能の喪失の仮定は、「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一であるが、本格納容器破損モー (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 ドに特に関連するものについて、以下のとおり確認した。 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 │① 起因事象として、給水流量は全喪失するものとしていることを確認した。追補 II 「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について」 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。 より、給水流量の全喪失は原子炉水位低(L3)が原子炉スクラムの起点となるため、通常水位から原子炉停止に至る手動停止及びサポート系喪失と比較 して事象進展が早いことから、余裕時間の観点で厳しいことを確認した。 炉心損傷、更に原子炉圧力容器の破損まで事象を進展させるため、設計基準事故対処設備による原子炉注水機能(非常用炉心冷却系等の高圧注水機能

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている かを確認。	及び低圧注水機能)が喪失するだけではなく、重大事故等対処設備による原子炉注水機能(低圧代替注水機能)を含む全ての原子炉注水機能が使用できないものと仮定していることを確認した。また、設計基準事故対処設備による原子炉注水機能の喪失に伴い、自動減圧系(代替自動減圧系も含む)は作動しないものとすることを確認した。 ② 「第7.2.2-2 表 主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)」において、初期条件、事故条件について原子炉停止後の崩壊熱、原子炉圧力、原子炉水位、安全機能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確認した。
(iii) 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等にしたがい、以下の条件を含めていることを確認する。 (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)	(iii) 格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド 3.2.3 にしたがい、以下の条件を明確にしていることを確認した。
① 原子炉冷却系の高温ガスによる配管等のクリープ破損や漏洩等による影響を考慮していることを確認。	① 原子炉圧力を厳しく評価するため、高温ガスによる配管等のクリープ破損や漏洩等は、考慮しないものとする。
 (iv) 設置許可基準規則の解釈内規第37条2-3(c)にしたがい、Cs-137の放出量評価に関する条件を確認する。 ① 評価対象とする炉心の条件を確認。 ② 炉内内蔵量のうち、原子炉格納容器内に放出されるCs-137の放出割合を確認。 ③ サプレッション・プール、格納容器圧力逃がし装置の除染係数を確認。 	(iv)※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」において確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性 評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析 条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 設計基準事故対処設備の適用条件 a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、その機能を期待できる。 c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。 (5) 重大事故等対処設備の作動条件	

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号)

- a. 格納容器破損防止対策の実施時間
- (a) 格納容器破損防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の 利用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。
- (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設 定する。
- (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。
- b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様 に基づき設定する。
- c. 格納容器破損防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補 機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考 慮する。
- d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。
- e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。
- f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。
- 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。
 - (i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な 設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その 際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され ていることを確認する。
 - 使用している場合には、その影響を、運転員等の操作開始時 間及び解析結果に対する観点から確認していること。

(BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合の場合)

- ・ 逃がし安全弁の使用個数、容量を確認。
- ・ 過熱蒸気が長時間にわたり逃がし安全弁を通過した場合、逃 がし安全弁の開保持機能が維持できることを確認する。

- (i) 本評価事故シーケンスの機器条件は「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一であるが、本格納容器破損モードに特に関連する条件は以下の とおりであることを確認した。
- ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を 1 ① 「第 7.2.2-2 表 主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器直接加熱)」より、本評価事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由について、本 格納容器破損モードに特に関連するものは、以下に示すとおりであることを確認した。

逃がし安全弁:原子炉圧力容器の減圧には逃がし安全弁(自動減圧機能)2個を使用し、1個当たりの容量は設計値とする。 ※設計値:1個あたり 定格主蒸気流量の約8%を処理

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設):原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流量は、88m³/hとする。

補足説明資料(添付資料3.2.1「高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能維持について」)において、過熱蒸気が長時間にわたり逃がし安全弁を通過 しても、開保持機能が維持されることの確実性について示されている。具体的には、原子炉圧力容器の減圧中における環境を想定し、逃がし安全弁の 本体部と補助作動装置の温度上昇を評価し、機能確認試験の結果との比較により、開保持機能を維持できることが示されている。さらに、原子炉圧力 容器の減圧を継続している状況で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により逃がし安全弁の温度上昇を抑制する手順とすることで、減圧中 の開保持をより確実にする方針であることが示されている。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(ii) 有効性評価ガイド 3.2.2(3) c. にしたがって、解析上、故障を想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	(ii) 本評価事故シーケンスの起因事象として喪失を仮定している給水系、安全機能の喪失を仮定している原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び低圧代替注水系について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)
(i) 重大事故等対策に関連する操作条件(格納容器内自然対流冷却	 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。
の開始時間等)を確認する。	① 本評価事故シーケンスにおける操作の成立性について、本格納容器破損モードと特に関連するものについて、以下のとおり確認した。なお、技術的能
① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に	力における「作業の成立性」で示されたタイムチャートと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。
よる時間内であることを確認。	<u>原子炉急速減圧操作</u> :
※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資料」により確認する。	「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室) 1 名であり、逃がし安全弁の手動操作に 5 分以内を設定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。
	<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部注水</u>
	<u>操作</u> : ————————————————————————————————————
	「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)
	1 名であり、系統構成、ポンプ起動等に 20 分以内を設定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理され ていることを確認した。
② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場	
操作を必要とするもの等)については、その操作余裕時間を	置に到達した場合に実施し、減圧操作後は、原子炉圧力容器破損時まで、逃がし安全弁(自動減圧機能)を開状態に維持することを「第7.2.2-2表
確認。	主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)」により確認した。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納
	容器内の冷却は、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300°Cに到達した場合に開始することを「第 7. 2. 2-2 表 主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器雰
	有効性評価(添付資料 3.2.1 原子炉圧力容器高圧破損防止のための原子炉手動減圧について)において、原子炉圧力容器への注水手段がない場合の
	原子炉減圧の考え方が示されている。具体的には、減圧開始のタイミングについては、蒸気冷却による燃料の冷却効果に期待するために原子炉減圧を
	遅らせること及びジルコニウムー水反応による水素発生量を抑制する観点から、原子炉水位が燃料有効長底部から燃料有効長の 20%上の位置に到達し
	た時点で減圧することが妥当であることが示されている。また、開放する逃がし安全弁の数については、1個の場合は水素発生量が大きいこと、弁の
	個数を多くする(蒸気流量が多い)と、減圧時に燃料被覆管に係る荷重である燃料被覆管内外の圧力差による応力が大きくなり、燃料被覆管に対する
	負荷が増加することから、開放する弁数を2個とすることが妥当であることが示されている。
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 逃がし安全弁による原子炉圧力容器の減圧操作は、原子炉圧力容器内の水位が規定水位(燃料有効長底部から燃料有効長の 20%上の位置)に到達時に
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	実施する設定であることを確認した。
の理由が妥当なものであることを確認。	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部注水操作は、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時に実施する設定である
	ことを確認した。

(3) 有効性評価の結果

確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (原子炉格納容器の破損の防止) 2-3 上記2-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価 項目を概ね満足することを確認することをいう。 (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限 界圧力を下回ること。 (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限 界温度を下回ること。 (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視 点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものである こと。 (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は 2.0MPa 以下 に低減されていること。 (e) 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用による熱 的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失 しないこと。 (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止する (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を 満足すること。 (h) 原子炉格納容器の床上に落下した溶融炉心が床面を拡がり原子 炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び溶融炉心が適 切に冷却されること。 (i) 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支 持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 1) 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から格納容器破損防止対策とその | (i) 事象進展やプラントの過渡応答は適切であるかについて、以下のとおり確認した。なお、本評価事故シーケンスの事象進展やプラント過渡応答は「溶 融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一であるが、本格納容器破損モードに特に関連する解析結果について確認している。 効果等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡 応答が適切であるかを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 「7.2.2.2(4)有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、炉心損傷及び格納容器破損のおそれに至るプロセス、初期の格納容器破損防 止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第 7.2.2-8 図より、給水流量が全喪失し、逃がし安全弁からの蒸気流出により、原子炉水位が低下していることを確認した。 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。

審査の視点及び確認事項

- 動を確認。
- ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。

(BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)

対策の効果に関するパラメータ:

· 原子炉圧力容器圧力

対策切替えの判断に関するパラメータ:

本事故シーケンスでは、原子炉圧力容器内を減圧し、原子炉 圧力容器が破損するまでの期間においてするまでの事象が対象 である。原子炉圧力容器内を減圧した後の事象進展は、FCI またはMCCIの有効性評価の事象進展と同様となる。

記載要領(例)

- トレンド図の変曲点については、説明を加えること
- トレンド図に関連する操作や機器動作のタイミングが示されている

・ 図示されたパラメータの定義が明確であること(平均値と最高値の

- 別、2相水位とコラプス水位の区別など)
- (ii) 評価項目となるパラメータが評価項目を満足しているか確認 する。
 - (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)
 - ① 原子炉圧力容器圧力
 - ② 環境への Cs-137 の放出量
 - ※ 原子炉圧力容器内を減圧した後の事象進展については、FCI、 MCCIの有効性評価で確認する。
- できていることを確認する。

確認結果(女川2号)

- ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙|③ 第 7.2.2-7 図より、逃がし安全弁開閉による原子炉圧力が制御されていること、原子炉圧力容器内の水位が規定水位(燃料有効長底部から燃料有効 長の20%上の位置)に到達時において逃がし安全弁手動開操作が開始され原子炉圧力が急速減圧されていることを確認した。第 7.2.2-13 図より、原 子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が作動していることを確認した。
 - ④ 第 7.2.2-7 図 より、逃がし安全弁による原子炉圧力容器内の急速減圧により、原子炉圧力容器が破損する際の原子炉圧力容器内圧力は 2.0MPa[gage] 以下となっていることから、原子炉格納容器内への高圧溶融物放出及びこれによる格納容器直接加熱を防止できていることを確認した。

- (ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、原子炉圧力容器への注水ができないことから、原子炉 水位は急速に低下して炉心が露出し、事象発生から約43分後に炉心損傷に至る。事象発生から約43分後に、原子炉水位が燃料有効長底部から燃料有 効長の 20%上の位置に到達し、逃がし安全弁(自動減圧機能)による減圧を実施することから、原子炉圧力容器破損の時点(事象発生から約4.3時間 後)の圧力は約 0.1MPa[gage]となり、2.0MPa[gage]以下に抑えられる。原子炉圧力容器破損後の事象進展解析結果は、「溶融炉心・コンクリート相互 作用」と同一であることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
- ① 上記(i)④にあるとおり、逃がし安全弁による原子炉圧力容器内の急速減圧により、原子炉圧力容器が破損する際の原子炉圧力容器内圧力は 2.0MPa [gage] 以下となっていることから、原子炉格納容器内への高圧溶融物放出及びこれによる格納容器直接加熱を防止できていることを確認した。
- ② 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」」において確認した。
- (iii) 初期の格納容器破損対策により、原子炉格納容器の破損を防止 │(iii) 上記(ii)にあるとおり、解析結果は格納容器破損防止対策の評価項目(d)を満足していることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少な	
くとも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.2.1(4)を踏まえたものとなって	1)
いるか。	
(i)原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価している	(i) 安定状態になるまでの評価について、事象進展解析結果は、「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」と同一であることを確認した。
ことを確認する。	
① 低温停止状態まで解析を実施していない場合には、原子炉格	
納容器の除熱が確立し、原子炉格納容器圧力・温度が低下傾	
向となるまでは解析結果を示した上で、その後低温停止状態	
まで導くための対策が整備されていることを確認。	
② 事象発生7日以降も含めて環境へのCs-137の放出量を確認。	

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

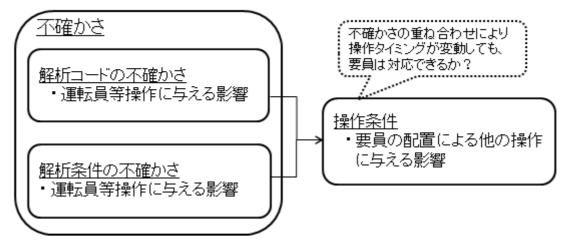
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの	
適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適	
切に考慮する。	
1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針	
1) <u>解析コード及び解析条件</u> の不確かさの影響評価 <u>方針</u> は妥当か。	1)
(i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解	(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7
析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となる
であるかを確認。	パラメータに与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。なお、操作に係る不確
	かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が運転員等の操作
	時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を評価する方針が示されていることを確認した。また、「6.5 有効性評価における解析の
	条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設の有効性評価の評
	価項目となるパラメータ及び運転員等の操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行うことを前提に設定
	する。」としていることを確認した。
	参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小
	さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	 (参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針)
	6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余
	裕を評価するものとする。
	不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がな
	いと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複
	雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転	
員等の操作が特定されているか確認する。	
① 運転員等の操作の起点となる事象によって運転員等の操作	① 本評価事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等の操作は、原子炉急速減圧操作及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系

(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器の破損前の初期水張り)であることを確認した。

が受ける影響を確認。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

(1)解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	70-714 B (4-110 B)
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作に与える影響評価	
1) <u>解析コード</u> の不確かさが <u>運転員等の操作</u> に与える影響評価の内容	
は妥当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさとその傾向が挙げ	(i) 解析コードの不確かさが運転員等の操作に与える影響については、MAAPによる原子炉水位の低下は、より精緻なモデルを備えた SAFER による評価結
られているか確認する。	果とは異なるものの、その差は小さい(原子炉水位が、燃料有効長底部から燃料有効長の20%上の位置に到達するのが数分程度異なる。)ため、原子炉水
	位を起点とする減圧操作の開始時間への影響は小さいことを確認した。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータ
	に対する影響の具体的な確認内容は以下のとおり。
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	・ 炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化及び燃料被覆管変形の不確かさとして、炉心ヒートアップに関するモデルは、
いるか確認。	TMI 事故についての再現性及びCORA 実験についての再現性を確認した。炉心ヒートアップの感度解析(ジルコニウムー水反応速度の係数についての
	感度解析)では、炉心溶融開始時間及び炉心下部プレナムへの溶融炉心移行の開始時間に対する感度は数分程度であり、影響は小さいことを確認し
	<i>t</i> =。
	・ 炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさとして、炉心モデル(炉心水位計算モデル)は原子炉水位挙動につい
	て原子炉圧力容器内のモデルが精緻である解析コードSAFER の評価結果との比較により水位低下幅は解析コードMAAPの評価結果の方が保守的である
	ことから、原子炉水位が有効燃料棒底部から有効燃料長さの20%上の位置に到達する時間が早まる可能性があるが、数分程度の差異であることを確認
	した。
	・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション及び構造材との熱伝達の不確かさとして、溶融炉心の挙動モデルはTMI 事故についての再現性
	を確認した。また、炉心ノード崩壊のパラメータを低下させた感度解析により原子炉圧力容器破損時間に与える影響は小さいことを確認した。
	ー ・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器における原子炉圧力容器内FCI(溶融炉心細粒化)及び原子炉圧力容器内FCI(デブリ粒子熱伝達)の不確かさとして、
	下部プレナムでの溶融炉心の挙動に関する感度解析により、原子炉圧力容器破損時の原子炉圧力に与える影響は小さいことを確認した。
	│ │・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器における下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達の不確かさとして、溶融炉心挙動モデルは、TMI事故の再現性が確認されて
	 いること、また、下部プレナムと溶融炉心の熱伝達に関する感度解析により原子炉圧力容器破損時間等の事象進展に対する感度は小さいことを確認
	した。
	に関する感度解析により、原子炉圧力容器破損と判定される最大歪みのしきい値を低下させた場合には原子炉圧力容器破損時間は早まることを確認
	した。
	「 項へ。
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け	
る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を	底部から有効燃料棒の長さの 20%上の位置に到達する時間が早まる可能性があるが、数分程度の差違であることから、運転員等の操作に与える影響は
確認。	小さいことを確認した。なお、他の不確かさを考慮した場合は、いずれも運転員等の操作に与える影響は小さい又はないことを確認した。
│ ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」	
においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す	
る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー	
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
(有効性評価ガイド)	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	1)
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	(i)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、MAAPによる原子炉水位の低下は、より精緻なモデルを備えた SAFER による評価結果とは異
響を確認する。	なるものの、その差は小さい(原子炉水位が、燃料有効長底部から燃料有効長の20%上の位置に到達するのが数分程度異なる。)ため、評価項目となる
	パラメータに与える影響も小さい。炉心ヒートアップ、原子炉圧力容器における溶融炉心のリロケーション、下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達、原
	子炉圧力容器破損に係る不確かさがある。これらについては、感度解析を実施しており、いずれのケースにおいても、原子炉圧力への影響が小さいこ
	とが確認されており、原子炉圧力容器破損に至るまでの間に原子炉圧力が 2.0MPa [gage]を下回ることに変わりはないことを確認した。解析コードが
	有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータに与える影響の具体的な確認結果は以下のとおり。
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	① 解析コードの不確かさとその傾向について、1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作に与える影響評価の記載と同じ。
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	
いるか確認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる	② 上記の不確かさのうち、炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさを考慮した場合は、原子炉水位が有効燃料棒
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を	底部から有効燃料棒の長さの 20%上の位置に到達する時間が早まる可能性があるが、数分程度の差違であること及び原子炉急速減圧操作後に原子炉圧
確認。	力は速やかに低下することから、解析コードの不確かさが評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。
	炉心損傷後の原子炉圧力容器における下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達の不確かさを考慮した場合、下部プレナムと溶融炉心の熱伝達に関する感
	度解析において、原子炉圧力容器破損時間等の事象進展に対する感度は小さいことから、解析コードの不確かさが評価項目となるパラメータに与える
	影響は小さいことを確認した。
	炉心損傷後の原子炉圧力容器破損及び溶融の不確かさを考慮する場合、原子炉圧力容器破損時間の判定に用いる制御棒駆動機構ハウジング溶接部の
	最大歪みに関する感度解析において、原子炉圧力容器破損時間は早くなるが、原子炉圧力容器破損(事象発生から約4.3 時間後)に対して早まる時間
	はわずかであることから、解析コードの不確かさが評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。
	なお、他の不確かさを考慮した場合は、いずれも評価項目となるパラメータに与える影響はないことを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、	
その機能を期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)解析条件が評価結果に与える影響については、解析条件では、高めの燃焼度を想定することで崩壊熱に保守性を持たせているため、最確条件の場合に
の違いが <u>運転員等の操作</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	は原子炉水位の低下は緩慢になり、原子炉水位を起点とする減圧操作の開始が遅くなることから、時間余裕が大きくなる。この場合、原子炉圧力容器の
	破損も遅くなるため、原子炉圧力容器破損に至るまでの間に原子炉圧力が 2.0MPa[gage]を下回ることに変わりはないことを確認した。解析条件の不確
	かさが運転員等の操作に与える影響評価について、具体的な確認結果は以下のとおり。
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	 (i)解析条件が運転員等の操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたって
いる条件が抽出され、その違いが運転員等の操作に与える影響(操	は、原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる、炉心崩壊熱等
作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	について影響評価を行うことを確認した。
(BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)	
① 炉心崩壊熱の影響を確認。	① 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位の低下は緩和されるが、操作手順(原子炉水位に応じて急速減圧を実施すること)に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。また、原子炉圧力容器破損に至るまでの事象進展は緩和されるが、操作手順(原子炉圧力容器下鏡部温度に応じて格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)を実施すること)に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量の影響を確認。	② 初期条件の原子炉水位及び炉心流量は、解析条件の不確かさとして、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与え得るが、事象進展に与える影響は小さいことから、運転員等の操作時間に与える影響は小さいことを確認した。
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i)解析条件が評価結果に与える影響については、解析条件では、高めの燃焼度を想定することで崩壊熱に保守性を持たせているため、最確条件の場合
いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与	には原子炉水位の低下は緩慢になり、原子炉水位を起点とする減圧操作の開始が遅くなることから、時間余裕が大きくなる。この場合、原子炉圧力容

- える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。
- (BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)
- ① 炉心崩壊熱の影響を確認。

- 器の破損も遅くなるため、原子炉圧力容器破損に至るまでの間に原子炉圧力が 2. OMPa[gage]を下回ることに変わりはないことを確認した。具体的な確 認結果は以下のとおり。
- ① 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉水位
	の低下は緩和され、原子炉急速減圧操作の開始が遅くなるが、原子炉圧力容器破損も遅くなり、原子炉急速減圧操作の開始後に原子炉圧力は速やか
	に低下することから、評価項目となるパラメータに与える影響はないことを確認した。
② 原子炉圧力、原子炉水位、炉心流量の影響を確認。	② 初期条件の原子炉水位及び炉心流量は、解析条件の不確かさとして、ゆらぎにより解析条件に対して変動を与え得るが、事象進展に与える影響は小
	さいことから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違によ	1)
り、操作タイミングが変動しても <u>要員は対応可能</u> か。また、 <u>要員の配</u>	
<u>置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置について具体的な確認結果は以下のとおり。
を確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	① 原子炉急速減圧操作は、解析上の操作開始時間として原子炉水位が燃料有効長底部から燃料有効長の 20%上の位置に到達した時点で開始 (事象発生から約43分後) を設定している。運転員等の操作時間に与える影響として、原子炉水位が燃料有効長底部から燃料有効長の 20%上の位置に到達するまでには事象発生から約43分の時間余裕があるとともに、原子炉急速減圧操作は原子炉水位の低下傾向を監視しながら予め準備が可能であり、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であるため、操作開始時間に与える影響は小さいことから、運転員等の操作時間に与える影響も小さいことを確認した。当該操作は、解析コード及び解析条件の不確かさ(操作条件を除く)により操作開始時間は遅れる可能性があるが、中央制御室で行う作業であり、他の操作との重複もないことから、他の操作に与える影響はないことを確認した。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)は、解析上の操作開始時間として原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達したことを確認して開始(事象発生から約2.5 時間後)を設定している。運転員等の操作時間に与える影響として、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達するまでには事象発生から約2.5 時間の時間余裕があり、また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作は原子炉圧力容器下鏡温度を監視しながらあらかじめ準備が可能であり、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であるため、操作開始時間に与える影響は小さいことから、運転員等操作時間に与える影響も小さいことを確認した。当該操作は、解析コード及び解析条件の不確かさ(操作条件を除く)により操作開始時間は遅れる可能性があるが、中央制御室で行う作業であり、また、他の並列操作を加味して操作の所要時間を算定しているため、他の操作に与える影響はないことを確認した。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。	② 原子炉急速減圧操作は、中央制御室で行う作業であり、他の操作との重複もないことから、他の操作に与える影響はないことを確認した。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)は、中央制御室で行う作業であり、また、他の並列操作を加味して操作の所要時間を算定しているため、他の操作に与える影響はないことを確認した。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい るか確認。	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
1) 解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結	1) 原子炉急速減圧操作は、運転員等の操作時間に与える影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となる
<u>果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	パラメータに与える影響は小さいことを確認した。
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)は、運転員等の操作時間に与
	える影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i)
(BWR 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の場合)	
① 逃がし安全弁による原子炉圧力の減圧操作を確認。	① 原子炉急速減圧操作については、原子炉圧力容器の破損までに減圧操作を完了する必要があるが、操作時間は5分であり、原子炉圧力容器は事象発生
	から約4.3時間後に破損することから十分な時間余裕があることを確認した。
② 代替格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器冷却操	② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)については、原子炉圧力容器破
作(原子炉圧力容器の破損前の原子炉格納容器冷却)を確認。	損前の格納容器冷却を兼ねる操作であり、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に到達後、速やかに実施することが望ましいが、原子炉圧力容器破損前
	は、本操作が実施できないものと仮定しても、格納容器圧力及び格納容器温度が格納容器限界圧力及び格納容器限界温度に到達することはなく、逃が
	し安全弁(自動減圧機能)による減圧機能維持も可能であることから、時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少なく	
とも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日間	
より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できる	
ことを示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の充足性について、本評価事故シーケンスへの格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等につい
を確認する。	ては、同一の評価事故シーケンスである「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一としていることを確認した。
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な要員数と重大	
事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認す	
る。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	
慮しても作業が成立するか確認。	
(ii) 本格納容器破損モードにおける対策に必要な電力供給量は、	 ※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」において確認した。
外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認す	
る。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	
上回っているか確認する。	
(iii) 安定停止状態まで導くために必要な水源が確保されているか	 ※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」において確認した。
確認する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な水源と保有水	
量から、安定状態まで移行できることを確認する。	
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	 ※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」において確認した。
保されているか確認する。	
Proceedings of the party of the	

5. 結論

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」に対して、申請者が格納容器破損防止対策として計画している逃がし安全弁(自動 記載要領(例) |滅圧機能)による原子炉圧力容器の減圧等が高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱に至る可能性のある事象進展の特徴を捉えた対策であると判断 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。 した。 具体的には、本格納容器破損モードの特徴、特徴を踏まえた格納容器 評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+手動減圧失敗+炉心損傷後の原子炉減圧失敗(+DCH 発生)」において、逃がし安全弁(自動減圧機 破損防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえ 能)による原子炉圧力容器の減圧を行った場合に対する申請者の解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目(d)を満足している。 ても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から格納 |さらに申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目を概ね満足しているという判断は変わらないことを確認した。な| 容器破損防止対策は有効であることの概要が示されていること。 お、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(非常用炉心冷却系等)の復旧を期待していないが、実際の事 故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な格納容器破損防止対策となり得る。 また、原子炉圧力容器の減圧により、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」を防止した後、「溶融炉心・コンクリート相互作用」への対策と同 一の対策をとることにより、原子炉格納容器を安定状態に導くことができることを確認した。 |さらに、当該対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。 評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+手動減圧失敗+炉心損傷後の原子炉減圧失敗(+DCH 発生)」における対策の有効性を確認したこと により、その対策が本格納容器破損モードに対して有効であると判断できる。 以上のとおり、格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」に対して申請者が計画している格納容器破損防止対策は、有効なも

のであると判断した。

原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用

1. 格納谷器破損モートの特徴、格納谷器破損防止対策	
(1)格納容器破損モード内のプラント損傷状態	3. 3-2
(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方	
(3) 格納容器破損防止対策	
2. 格納容器破損防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価(事象進展解析)の条件	3. 3–12
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	3. 3–18
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	3. 3–20
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	3. 3–23
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	3. 3–23
b.操作条件	
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	3. 3-27
5. 41	2 2_2

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(格納容器破損防止対策の有効性評価:原子炉圧力容器外の溶融燃料―冷却材相互作用)

1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策

(1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態は、「I 事故シーケンスグ	1) 格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用(FCI)」におけるプラント損傷状態(PDS)は、以下の9つであり、PRA側の評価と
ループ及び重要事故シーケンス等の選定について」において示されて	一致していることを確認した。
いる各プラント損傷状態と一致していることを確認する。	· TQUV
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	- TQUX
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· 長期 TB
	· TBD
	· TBU
	· TBP
	· AE
	· SE1
	· SE2

(添付書類十 追補 2 I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 2-3 表 評価対象とする PDS の選定」)

解釈で想定する格納容器 破損モード	破損モード別 CFF (/炉年)	該当する PDS	破損モード内 CFF に対する割合(%)	最も厳しい PDS の考え方	評価対象と選 定した PDS
原子炉圧力容器外の 溶融燃料/冷却材相互 作用 5.0E-15		TQUV	0.0%	【事象進展緩和の余裕時間の観点】 ・FCI については、過渡事象のうち、原子炉の水位低下が早い事象を選定することで対応が厳しいシーケンスとなる。	
		TQUX	75. 5%	・TQUV は、事象進展が早く、対応時間の余裕が少なくかつ大量の溶融炉心が格納容器下部に落下する。 【事象進展の厳しさの観点】 ・FCI による発生エネルギーは、格納容器下部の水中に落下する溶融炉心の量が多く、溶融炉心の保有エネルギーが	
		長期 TB	0.0%	大きい程大きくなるが、溶融炉心の重量及び保有エネルギーが大きくなるのは、低圧シーケンス(TQUV, LOCA, TBP)となる。 ・LOCAは、一次冷却材流出を伴い発生蒸気によるジルコニウム酸化割合が他の低圧破損シーケンスよりも少ないた	
		TBD	0.0%	0.0% め,酸化ジルコニウムの質量割合が他の低圧シーケンスより小さくなり,溶融炉心の内部エネルギーが小さくなると考えられる。 0.0% ・また,FCI は低水温でより厳しくなるが,LOCA においては,破断水(飽和水)が格納容器下部に滞留することから事象は厳しくならないと考えられる。 ・TBP については,事象初期の RCIC による一時的な注水を考慮すると,TQUV に比べて水位低下が遅く,事象進展が遅い。 なお,「原子炉圧力容器外の溶融燃料/冷却材相互作用」の破損モードに対する寄与割合の大きい PDS は,TQUX 及びS1E である。TQUX の寄与割合が 75.5%と高いが,高圧シーケンスであり溶融炉心の重量及び保有エネルギーが小さくなると考えられることから,本破損モードに対する評価対象として選定していない。S1E の寄与割合が 22.1%と高いが、終効容界下部に破断水の滞留が生じると考えられることから、本破損モードに対する評価対象として選定していない。	
	5. 0E-15	TBU	0.9%		TQUV
		TBP	0.9%		
	-	AE	0.3%		
		S1E	22. 1%	していない。また、 TQUV については RHR 格納容器スプレイ冷却モードによる注水ができないため、格納容器下部に 冷却材がなく、冷却材中に溶融炉心が落下する事象が発生しないことから、FCI 破損モード内 CFF に対する割合は 0(%)となる。有効性評価においては、原子炉格納容器下部注水系(常設)が機能し、格納容器下部に水張りが実施 されることを前提とした上で、厳しい PDS として TQUV を考慮する。	
		S2E	0.3%	以上より、TQUV が最も厳しい PDS となる。なお、いずれの PDS を選定しても必要な監視機能を維持可能である。	

ハッチング:格納容器破損モードの発生の観点で事象進展が最も厳しくなると考えられるPDS

(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

- 1. 格納容器破損モードの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性につ 1. いて
- 1) 事象進展の概要は、以下のとおり対策の必要性としての論点を明確にするものとなっているか。
 - (i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要となる対策の観点から、格納容器破損モード全体の特徴を代表していることを確認するとともに、対策を講じない場合の炉心損傷に至る事象進展を確認する。

(有効性評価ガイド)

- 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等
- (3) 原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用
- (注)実ウラン溶融酸化物を用いた実験では、衝撃を伴う水蒸気爆発は発生していない。従って、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いことを示すこと。ただし、溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇(圧力スパイク)の可能性があることから、その影響を評価する。

(FCI の場合)

① 上記の有効性評価ガイドを踏まえ、水蒸気爆発の発生可能性は 極めて低いことを確認する。

- 1) 格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用」は、格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」の一連の重大事故等の有効性評価の中で確認したことから、これらの格納容器破損モードと共通する事項を省略し、本格納容器破損モード特有の事項を中心に記載する。このため、当該格納容器破損モード以外の格納容器破損モードで確認した項目については、確認結果の欄にて、確認した格納容器破損モードを明確にする。
- (i) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴は、原子炉圧力容器外のFCIには、衝撃を伴う水蒸気爆発と、溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇(以下「圧力スパイク」という。)があるが、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられるため、圧力スパイクについて考慮する。本格納容器破損モードの特徴として、溶融炉心と原子炉圧力容器外の冷却水が接触して、圧力スパイクが生じる可能性があり、このときに発生するエネルギーが大きいと構造物が破壊され、原子炉格納容器の破損に至ることを確認した。具体的には、「発電用原子炉の運転中に運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材喪失事故(LOCA)又は全交流動力電源喪失が発生するとともに、ECCS等の安全機能の喪失が重畳する。このため、緩和措置がとられない場合には、溶融炉心と原子炉圧力容器外の水が接触して一時的な格納容器圧力の急上昇が生じ、このときに発生するエネルギが大きい場合に構造物が破壊され格納容器の破損に至る。」ものであり、本格納容器破損モード内の PDS の特徴を代表したものとなっていることを確認した。

① 原子炉圧力容器外の FCI には、衝撃を伴う水蒸気爆発と圧力スパイクとがあるが、本評価においては、水蒸気爆発の発生可能性は低いことから圧力スパイクを考慮するとしており、その理由を以下のとおりとしていることを確認した。

「原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用による水蒸気爆発事象については、これまでに実ウランを用いて種々の実験が行われている。水蒸気爆発は、溶融炉心が水中に落下し、細粒化して分散する際に蒸気膜を形成し、そこに何らかの外乱が加わることによって蒸気膜が崩壊した際に、瞬時の圧力伝播を生じ、大きなエネルギを発生させる事象である。細粒化した溶融炉心を覆う蒸気膜には安定性があり、何らかの外乱がなければ蒸気膜の崩壊は起こりにくいという知見が実験等により得られている。格納容器下部に張られた水は準静的であり、外乱が加わる要素は考えにくい。このことから、実機において水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さいと考えられる。」

また、「追補2 Ⅲ 重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」において、実機において想定される溶融物(二酸化ウランとジルコニウムの混合溶融物)を用いた大規模実験として、実機において想定される溶融物(二酸化ウランとジルコニウムの混合溶融物)を用いた大規模実験として、COTELS、FARO、KROTOS 及び TROI を挙げ、これらのうち、水蒸気爆発が発生した KROTOS 及び TROI の一部実験の特徴としては、外乱を与えて液一液直接接触を生じさせていること、又は溶融物の初期の温度を高く設定することで、溶融物表面の蒸気膜が安定化する反面、溶融物表面が冷却材中で固化しにくくさせていることが要因であることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
② 対象炉の条件(格納容器下部の水深、構造等)を考慮し、仮に水蒸気爆発が生じた場合に原子炉格納容器の健全性に影響が生じる可能性がある場合には、参考として同影響に係る評価が示されていることを確認する。	さらに、大規模実験の条件と実機条件とを比較した上で、実機においては、液一液直接接触が生じるような外乱となり得る要素は考えにくいこと、 実機で想定される溶融物の初期の温度は実験条件よりも低く、冷却材中を落下する過程で溶融物表面の固化が起こりやすいことを確認した。 これらの水蒸気爆発に関する大規模実験の知見と実機条件との比較を踏まえ、実機においては、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いとする根拠を示していることを確認した。 補足説明資料「添付資料 3.3.1 原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用に関する知見の整理」において、水蒸気爆発のメカニズムの説明と、これまでの実験で得られた知見より、水蒸気爆発が発生する可能性が極めて小さいとする根拠について示されている。 また、有効性評価(補足説明資料)「43 溶融燃料ー冷却材相互作用(FCI)発生時のエネルギ低減策について」において、実機の構造上、原子炉圧力容器から流出した溶融炉心は、構造物との干渉により、冷却材中において一様な安定した混合状態とはならないことから、水蒸気爆発の発生の可能性は更に低減されることを示すとともに、更なる安全性向上を目的に、仮に水蒸気爆発が発生した場合の発生エネルギーを低減する観点から、溶融炉心の落下を一旦停止させる構造物を設置する方針としていることを確認した。 (② 補足説明資料「添付資料3.3.2 水蒸気爆発の発生を仮定した場合の格納容器の健全性への影響評価」において、溶融炉心落下時の水蒸気爆発の発生を仮定し、水蒸気爆発が生じた際の格納容器の健全性の評価について示されている。 上記の評価では、仮に水蒸気爆発が発生したときの影響評価として、蒸気爆発によって発生するエネルギー、圧力伝播挙動及び構造応答を取り扱うことができる JASMINE 及び LS-DYNA を用いた解析により、下部注水の水位が 4.2m で水蒸気爆発の発生を想定した場合であっても、原子炉格納容器下部のベデスタルの原子炉圧力容器の支持機能に影響はないことが示されている。詳細は以下のとおり。 シ 申請者は、水蒸気爆発解析コード JASMINE、構造解析 LS-DYNA を用いて、水蒸気爆発に伴い原子炉格納容器下部の水に伝達される運動エネルギーを評価できとともに、下部ペデスタルにおいて支持機能を有する内側及び外側鋼板に発生する応力を評価している。 評価に当たっては、原子炉格納容器下部の水位について、初期水張りは格納容器下部水位 3.88m(ドライウェル水位 0.23m)から 3.67m(ドライウェル水位 0.02m)の間で管理するものの、構造上格納容器下部水位の最大水位である約 4.1m を包絡する水位 4.2m の場合を想定している。
(ii) 対策の基本的な考えが、格納容器破損モードの特徴を踏まえて 必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた 対策を分けているか確認する。	 評価結果は以下のとおり。 ⟨水位 4. 2m⟩ 内側及び外側鋼板に発生する最大応力は、各々約 379MPa、約 192MPa であり、降伏応力 (490MPa) を大きく下回り、かつ弾性範囲内にあることから、原子炉圧力容器の支持機能への影響はない。 なお、有効性評価(補足説明資料)「23. 溶融炉心落下位置が格納容器下部の中心軸から外れ、壁側に偏って落下した場合の影響評価」において、現実的と考えられる評価条件において、溶融炉心の落下位置を制御棒駆動機構ハウジング最外周とした場合の評価を行い、その場合も上記の評価結果に包絡されていることが示されている。 (ii) 上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉格納容器の破損を防止するためには、原子炉格納容器を冷却及び除熱し、水蒸気発生に伴う原子炉格納容器圧力の上昇を抑制する必要があることを確認した。本格納容器破損モードの特徴を踏まえ、初期の対策として、原子炉圧力容器破損前の対策は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一であること、原子炉圧力容器の減圧開始後は「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。なお、事象初期には、原子炉格納容器下部における「溶融炉心・コンクリート相互作用」を緩和する観点から、溶融炉心落下前に原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への水張りが行われるが、この水張り深さは、「原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用」に伴う圧力スパイク及び水蒸気爆発の発生を仮定した場合の影響を小さく抑えつつ、「溶融炉心・コンクリート相互作用」の緩和効果に期待できる深さを考慮して格納容器下部水位約 3. 67m(ドライウェル水位 0. 02m)から格納容器下部水位約 3. 88m(ドライウェル水位 0. 23m)としていることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	また、安定状態に向けた対策は「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。
	補足説明資料「添付資料 3.3.3 格納容器下部への水張り実施の適切性」において、格納容器下部への溶融炉心落下前の水張りにおける水位設定の考
	え方が示されている。

(3) 格納容器破損防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
1. 格納容器破損モード全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1)格納容器破損モード内のその他のシーケンスでの対策も含めて、手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準規則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i) 判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するまでの時間遅れ等を考慮していることを確認。	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
(ii) 初期の格納容器破損防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉圧力容器破損前の対策は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一であること、原子炉圧力容器の減圧開始後は「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であること、初期の対策として、溶融炉心落下前に原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への水張りが行われるが、圧力スパイクが発生した場合に原子炉格納容器バウンダリの機能を維持し、原子炉圧力容器破損前の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による逃がし安全弁の温度上昇の抑制及び溶融炉心・コンクリート相互作用の緩和効果に期待できる水位として、ドライウェル水位を 0.02m(原子炉格納容器下部水位 3.67m)から 0.23m(原子炉格納容器下部水位 3.88m)に設定することを確認した。また、このため、原子炉格納容器下部水位計及びドライウェル水位計を重大事故等対処設備として新たに整備することを確認した。本対策に係る手順、必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。
 (iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。 ① 格納容器の破損を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器が安定状態に導かれることを確認。 ② 原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持されるものであることを確認。最終ヒートシンクへの熱の輸送手段が整備されていることを確認。 ③ さらなる長期対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定状態を維持するための手順や方針がしめされていることを確認。 	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、「「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。
 (iv) 初期の格納容器破損防止対策設備及び安定停止状態に向けた対策設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。 (BWR FCI の場合) ① 原子炉格納容器下部への注水に係る計装設備を確認。 ② 原子炉格納容器内の温度、圧力、線量に係る計装設備を確認。 ③ 原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器からの除熱に係る計装設備を確認。 	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確に示しているか確認する。 (BWR FCIの場合) 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
 (vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している項目を確認する。 ① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。 ② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。 ③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。 	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本格納容器破損モードにおける手順及び その着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを 確認する。	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の 先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。 2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	
3)対策の概略系統図は整理されているか。 (i)対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・ 弁が明示されているか確認する。	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
記載要領(例)・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。なお、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
点線囲みされていなくてもよい。	
4) 対応手順の概要は整理されているか。	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判	
断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。	
① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな	
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていること	
を確認。	
記載要領(例)	
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上 の設定と解析上の設定がわかるように記載。	
の設定と解析工の設定がわかるように記載。 ・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ	
いても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価	
上は考慮しないことが明確であるように記載。	
上は分慮しないことが内脏とめるように出現。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及	
びその根拠や妥当性を確認する。	
① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	
に含めていることを確認。	
	※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
て整理されているか。	
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に	
整理されていることを確認。	
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整	
合していることを確認。	
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していない い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	
4 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕)	
等)を確認。	
サルを確認。 ⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	
◎ 注音を ♥ 対 末 下 □ 可 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
記載要領(例)	
・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。	
タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を	
含んでいること。	

2. 格納容器防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
1) 解析を実施する上で、PRA の結果等を踏まえ、評価事故シーケンスが	1)
適切に選定されているか。	
(i) 格納容器破損モード内のシーケンスから、評価事故シーケンス	(i)評価事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
を選定した理由を確認する。	
① 評価事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重	① PRAにより選定された最も厳しいプラント損傷状態は「TQUV」である。評価事故シーケンスは、事象進展が早く炉心損傷までの時間余裕の観点で厳し
要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も	い過渡事象を起因事象とし、逃がし安全弁再閉失敗を含まない「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+FCI 発生)」を選定
厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して	したことを確認した。
いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確	
認。	
② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選	② 本格納容破損モードの評価事故シーケンスは、「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+FCI 発生)」を選定する。これは、溶
定されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故	融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生の観点から、原子炉圧力容器下部からまとまって落下する溶融炉心の割合が多くなる原子炉圧力容器が
シーケンス選定の妥当性を確認している。	低圧で破損する過渡事象及び LOCA のうち、冷却材が流出することからジルコニウムの酸化割合が小さく溶融炉心の保有熱量が小さくなる LOCA を除
	外し、溶融炉心の保有熱量が大きい上記の過渡事象を選定した上で、さらに、事象進展の観点から、過渡事象のうち、事象初期の高圧注水が行えず水
	位低下が早くなる「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗」が、より厳しい事故シーケンスであることから選定することを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
2) 有効性評価ガイド 3.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コー	2)
ドは適切か。(→解析コード審査確認事項へ)	
(i) 評価事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 本評価事故シーケンスにおける重要現象として、炉心における崩壊熱、燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化、燃料被覆管変形、
	沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション、構造材との熱伝達、原子炉圧力容器
	は、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、炉心損傷後の原子炉格納容器における原子炉圧力容器外 FCI (溶融炉心細粒化)、原子炉圧
	カ容器外 FCI (デブリ粒子熱伝達)が挙げられていることを確認した。
	具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
/:: \	
(ii) 使用する解析コードが、評価事故シーケンスの重要な現象を	
解析する能力があることを確認する。	容器外の FCI 等を取り扱うことができる MAAP を用いることを確認した。MAAP の適用性についての具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
 (有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析	
条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル	
の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を	
適切に考慮する。	
3) 有効性評価ガイド 3.2.1(1)及び(3)の要求事項を踏まえ、解析コード	3) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本評価事故シーケンスにおける運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメ
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	ータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。

(2) 有効性評価(事象進展解析)の条件 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等 (3) 原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用 a. 現象の概要 溶融炉心と原子炉圧力容器外の冷却水が接触して一時的な圧力の 急上昇が生じる可能性がある。このときに発生するエネルギーが大き いと構造物が破壊され原子炉格納容器が破損する場合がある。 b. 主要解析条件(「3.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目 を除く。) (a) 評価事故シーケンスは PRA に基づく格納容器破損シーケンスの中 から、原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用の観点から 厳しいシーケンスを選定する。 (b) 原子炉圧力容器直下の床面の水の温度及び量は、溶融炉心冷却の ための対策(原子炉格納容器下部注水等)による影響を適切に考慮 する。 (c) 溶融炉心の状態量や物性値等の評価に影響を与えるパラメータに ついては、炉心溶融に至る事故の解析結果又は実験等による知見 に基づいて設定する。 (d) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注) 実ウラン溶融酸化物を用いた実験では、衝撃を伴う水蒸気爆発は 発生していない。従って、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低 いことを示すこと。ただし、溶融炉心から冷却材への伝熱による 水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇 (圧力スパイク) の可能性があ ることから、その影響を評価する。 c. 対策例 (a) 解析によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと 確認する。 1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1)

件の設定は妥当か。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (i) 外部電源の有無を確認する。 (i) (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定等、外部電源の有無を含む事故条件については、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一であ ることを確認した。 ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること を確認。 (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。 ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている かを確認。 (iii) 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等にしたがい、以 (iii) 格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド 3.2.3 にしたがい、以下の条件を明確にしていることを確認した。 下の条件を含めていることを確認する。 (FCI の場合) ① 原子炉圧力容器直下の床面の水の温度及び量は、溶融炉心冷│① 事象発生から約 2.5 時間後、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部 却のための対策(原子炉格納容器下部注水等)による影響を への水張りを開始することとしており、溶融炉心冷却のための対策(原子炉格納容器下部注水等)による影響を適切に考慮していることを確認した。 適切に考慮していることを確認 ② 溶融炉心の状態量や物性値等の評価に影響を与えるパラメ|② 溶融炉心の状態量や物性値等の評価に影響を与えるパラメータとして、溶融ジェット径、エントレインメント係数、デブリ粒子径を挙げ、炉心溶融に 一タについては、炉心溶融に至る事故の解析結果又は実験等 至る事故の解析結果又は実験等による知見に基づいて設定していることを確認した。詳細は、2)機器条件で確認する。 による知見に基づいて設定していることを確認。 (有効性評価ガイド) 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性 評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析 条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。 3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 設計基準事故対処設備の適用条件 a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する 場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に ついて計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当 性(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合 には、その機能を期待できる。 c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。 (5) 重大事故等対処設備の作動条件 a. 格納容器破損防止対策の実施時間

審査の視点及び確認事項

- (a) 格納容器破損防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の 利用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。
- (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設 定する。
- (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況 (現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。
- b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様 に基づき設定する。
- c. 格納容器破損防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補 機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考 慮する。
- d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。
- e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。
- f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。
- 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。
 - (i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な 設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その 際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され ていることを確認する。
 - ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を 使用している場合には、その影響を、運転員等操作開始時間 及び解析結果に対する観点から確認していること。

(BWR FCI の場合 (MCCI の場合と同一)

・ 代替格納容器スプレイ、原子炉格納容器下部への注水及び最 終ヒートシンクへの熱の輸送に用いるポンプの流量等を確

(ii) 有効性評価ガイド3.2.2(3)c.にしたがって、解析上、故障を (ii) 想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。

(i)機器条件については、原子炉圧力容器破損前は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。原子炉圧力容器破損後は「溶融炉心・ コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。

確認結果(女川2号)

上記のとおり、本評価事故シーケンスの機器条件はこれらと同一であるが、本評価事故シーケンスに特に関連する条件は以下のとおりであることを確認 した。

① 本評価事故シーケンスに特に関連する条件は以下のとおりであることを確認した。

溶融ジェット径:

原子炉圧力容器の破損口径と同じ径の大きさで溶融デブリが流出するとし、原子炉圧力容器底部の口径が大きい貫通部として、制御棒駆動機構ハウ ジングを想定している。なお、MAAPでは溶融物流出に伴う破損口の径方向侵食による破損口拡大も考慮されている。

エントレインメント係数:

Ricou-Spalding モデルにおけるエントレインメント係数として、原子炉容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用の大規模実験に対するベンチマーク解 析において検討された推奨範囲のおよその中間値を設定している。

デブリ粒子径:

原子炉容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用の大規模実験に対するベンチマーク解析において検討された粒子径ファクタの推奨範囲のおよその中間 値を設定している。

- ※ 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないとしている。)

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)
(i) 重大事故等対策に関連する操作条件(原子炉格納容器からの除	(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は、原子炉圧力容器破損前は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。原子炉圧力容器破損
熱)を確認する。	後は「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一であることを確認した。
① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接	
近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に	
よる時間内であることを確認。	
※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資	
料」により確認する。	
② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場	
操作を必要とするもの等)については、その操作余裕時間を	
確認。	
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	
の理由が妥当なものであることを確認。	

(3) 有効性評価の結果 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (原子炉格納容器の破損の防止) 2-3 上記2-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価 項目を概ね満足することを確認することをいう。 (e) 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用による熱 的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失 しないこと。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から格納容器破損防止対策とその | (i) 事象進展やプラントの過渡応答は適切であるかについて、以下のとおり確認した。なお、本評価事故シーケンスの事象進展やプラント過渡応答は「高 効果等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡 圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。 応答が適切であるかを確認する。 「7.2.3.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、炉心損傷及び格納容器破損の恐れに至るプロセス、初期の格納容器破損防 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。 ② 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙 | ③ 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。 動を確認。 ④ 第7.2.3-3 図及び第7.2.3-4 図より、原子炉圧力容器が破損し、原子炉格納容器下部へ溶融炉心が落下した際の圧力スパイクに伴う原子炉格納容器圧 ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 力・温度の上昇が抑制されていることを確認した。上記の事象進展やプラントの過渡応答も含め、評価期間における事象進展やプラントの過渡応答は (BWR FCIの場合) 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。 起因事象に関連するパラメータ: ・原子炉圧力及び水位 動的機器の作動状況: ・ 代替格納容器スプレイ、原子炉格納容器下部への注水の流量 · 格納容器下部水位 対策の効果: 原子炉格納容器内の圧力及び温度

記載要領(例)

トレンド図の変曲点については、説明を加えること

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(ii) 評価項目となるパラメータが評価項目を満足しているか確認	(ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、事象発生から約4.3時間後には原子炉圧力容器破損に
する。	至り、圧力スパイクが生じることにより原子炉格納容器内の圧力及び温度は上昇するが、溶融燃料流出停止までの期間の原子炉格納容器の最高圧力・
	最高温度はそれぞれ約 0. 23MPa[gage]及び約 128℃にとどまることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
(BWR FCIの場合)	
① 原子炉格納容器内の圧力及び温度	① 第 7.2.3-3 図より、原子炉圧力容器が破損した際の圧力スパイクに伴う原子炉格納容器圧力の上昇が緩和されており、溶融燃料流出停止までの期間の
	原子炉格納容器の最高圧力は約 0.23MPa[gage]に抑えられており、2Pd を下回っていることを確認した。
② 環境への Cs-137 の放出量	② 格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
(iii) 初期の格納容器破損対策により、原子炉格納容器の破損を防止	(iii)上記(ii)にあるとおり、解析結果は格納容器破損防止対策の評価項目 (e) を満足していることを確認した。
できていることを確認する。	
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少な	
くとも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド 3.2.1(4)を踏まえたものとなって	1)
いるか。	
(i)原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価している	(i) 安定状態になるまでの評価について、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態に導くため、格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直
ことを確認する。	接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」に示した対策が行われ、原子炉格納容器内の圧力及び温度が抑制され低下傾向に転じて以降、原子炉
	格納容器圧力・温度は、約 168 時間時点でも低下傾向が維持されており、安定状態となっていることを確認した。(格納容器破損モード「溶融炉心・コ
	ンクリート相互作用」において、具体的な確認を行っている。)
(BWR FCI の場合)	
① 原子炉格納容器の除熱が確立し、原子炉格納容器圧力・温度	
が低下傾向を示していることをトレンド図で確認。	格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
② 事象発生7日後以降も含めて環境への Cs-137 の放出量を確	
認。	

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

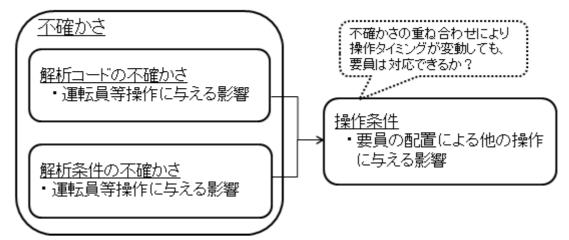
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等の操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価に係る標準評価手法 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。 (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの 適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適 切に考慮する。 1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針 1)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。 (i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解 │(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価 析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針 の範囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認し であるかを確認。 た。なお、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の 6 要因に分類し、こ れらの要因が運転員等の操作時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.5.1 解析条件設定の考え方」において、解析コードや解析条件の不確かさが大きい場合には、影響評価において感度解析等を行うことを前提に設定するとし ていることを確認した。 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小 さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。 (参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余 裕を評価するものとする。 不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がな いと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複 雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。 (ⅱ) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 | (ⅱ) 不確かさにより影響を受ける運転員等操作は以下のとおりであることを確認した。 員等操作が特定されているか確認する。 ① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受↓① 本評価事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、事象発生から 12 時間程度までの短時間に期待する操作及び事象

破損前の初期水張り)であることを確認した。

進展に有意な影響を与えると考えられる操作として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器

ける影響を確認。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響評価 1)解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響評価の内 1) 容は妥当か。 (i) 解析コードが有する重要現象[※]の不確かさとその傾向が挙げ│(i) 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響は以下のとおりであることを確認した。 られているか確認する。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や 1 ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化及び燃料被覆管変形の不確かさとして、炉心ヒートアップに関するモデルは、 他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて TMI事故及びCORA実験の再現性が確認されていること、炉心ヒートアップの感度解析により、炉心下部プレナムへの溶融炉心移行の開始時間に対す いるか確認。 る影響は小さいことを確認した。 · 炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさとして、炉心モデル(炉心水位計算モデル)は原子炉水位挙動につ いて原子炉圧力容器内のモデルが精緻であるSAFERとの比較により、水位低下幅はMAAPの評価結果の方が保守的であるものの、その差異は小さいこ とを確認した。 原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動の不確かさとして、HDR 実験解析では区画によって格納容器温度を十数℃程度、格納容器圧力を1 割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWR の格納容器の区画とは異なる等、実験体系に起因するものと考えられ、実機体系においてはこの 解析で確認された不確かさは小さくなるものと推定される。このため、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることを確 認した。 ・・炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション及び構造材との熱伝達の不確かさとして、溶融炉心挙動モデルはTMI事故の再現性が確認され ていること、また、炉心ノード崩壊のパラメータ(温度)を低下させた感度解析により、原子炉圧力容器破損時間に与える影響は小さいことを確認 炉心損傷後の原子炉圧力容器破損及び溶融の不確かさとして、制御棒駆動機構ハウジング溶接部の破損判定に用いるしきい値(最大ひずみ)に関す る感度解析により、最大ひずみを低下させた場合に原子炉圧力容器破損時間は早くなることを確認した。 ・・炉心損傷後の原子炉格納容器における溶融燃料ー冷却材相互作用の不確かさとして、溶融炉心の細粒化モデルにおけるエントレインメント係数及び デブリ粒子径の感度解析より、原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用による圧力スパイクに与える感度は小さいことを確認した。 以上より、解析コードが有する不確かさとその傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け|② 上記の不確かさのうち、炉心損傷後の原子炉圧力容器破損の不確かさとして、最大ひずみを低下させた場合、原子炉圧力容器破損時間が早まることが る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる) 確認されているが、原子炉圧力容器破損の時間(事象発生から約4.3時間後)が、十数分早まる程度であり、格納容器下部への注水は中央制御室から を確認。 速やかに実施可能な操作であることから、原子炉圧力容器破損後のドライウェル水位を操作開始の起点としている格納容器下部注水操作の開始に与 ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の える影響は小さいことを確認した。なお、他の不確かさを考慮した場合は、運転員等操作に与える影響はない又は小さいことを確認した。 有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」 においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当 する物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析 コードの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事 故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コー ドについて」において整理されている。 (有効性評価ガイド)

- 3.2 有効性評価に係る標準評価手法
- 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲
- (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。
- (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適 切に考慮する。
- 2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価
- 1)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価の内容は妥当 1) か。
 - (i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える 影響を確認する。

他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて いるか確認。

パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)

- (i)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、原子炉圧力容器外の FCI 現象に関する大規模実験の知見から、圧力スパイクへの影響因子 として、原子炉格納容器下部水位、破損口径、エントレインメント係数及びデブリ粒子径を挙げ、これらの影響因子に対する感度解析等を実施した。 |その結果、これらのパラメータが圧力スパイクに与える影響は小さいことが確認されている|^{※|}ことから、解析コードの不確かさが評価項目となるパラ
 - ※ 添付書類十 追補2 Ⅲ「重大事故対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて 第5部 MAAP」を参照。 解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、評価項目となるパラメータに与える影響の具体的な確認結果は以下のとおり。
- ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や 1 ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。

メータに与える影響は小さいことを確認した。

- ・ 炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化及び燃料被覆管変形の不確かさとして、炉心ヒートアップに関するモデルは、 TMI事故及びCORA実験の再現性が確認されていること、炉心ヒートアップの感度解析により、格納容器圧力挙動への影響は小さいことを確認した。
- ・ 炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさとして、炉心モデル(炉心水位計算モデル)は原子炉水位挙動につ いて原子炉圧力容器内のモデルが精緻であるSAFERとの比較により、水位低下幅はMAAPの評価結果の方が保守的であるものの、その差異は小さいこ とを確認した。
- ・ 原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動の不確かさとして、HDR 実験解析では区画によって格納容器温度を十数℃程度、格納容器圧力を1 割程度高めに評価する傾向が確認されているが、BWR の格納容器の区画とは異なる等、実験体系に起因するものと考えられ、実機体系においてはこの 解析で確認された不確かさは小さくなるものと推定される。しかし、全体としては格納容器圧力及び温度の傾向を適切に再現できていることを確認 した。
- ・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション及び構造材との熱伝達の不確かさとして、溶融炉心挙動モデルはTMI事故の再現性が確認され ていること、また、炉心ノード崩壊のパラメータ(温度)を低下させた感度解析により、原子炉圧力容器破損時間に与える影響は小さいことを確認 した。
- ・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器破損及び溶融の不確かさとして、制御棒駆動機構ハウジング溶接部の破損判定に用いるしきい値(最大ひずみ)に関す る感度解析により、最大ひずみを低下させた場合に原子炉圧力容器破損時間は早くなるが、原子炉圧力容器破損(事象発生から約4.3時間後)に対 して早まる時間は僅かであることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。
- ・ 炉心損傷後の原子炉格納容器における溶融燃料ー冷却材相互作用の不確かさとして、溶融炉心の細粒化モデルにおけるエントレインメント係数の感 度解析より、原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用による圧力スパイクに与える感度は小さいことを確認した。また、デブリ粒子径を変化 させた場合の圧力スパイクへの影響は小さいことを確認した。
 - 以上より、解析コードが有する不確かさとその傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
- ② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる | ② 上記の不確かさのうち、エントレインメント係数の不確かさについて、感度解析を行い、原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用による圧力ス パイクに与える感度は小さいことを確認した。また、他の不確かさを考慮した場合は、評価結果に与える影響は小さい又はないことを確認した。

を確認。	具体的には、「追補2 Ⅲ 第5部 MAAP 添付2 溶融炉心と冷却材の相互作用について」において、エントレインメント係数について感度解析を行
	った結果、溶融炉心落下直後の格納容器圧力は、ベースケース約 0. 23MPa [gage] に対して、感度解析ケース(エントレインメント係数最大値)の方が
	僅かに大きい結果となるものの、格納容器限界圧力(0.854 MPa[gage])を下回ることを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、	
その機能を期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが運転員等の操作時間に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i)初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件は、格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一であること、
いる条件が抽出され、その違いが運転員等の操作時間に与える影	解析条件の設定にあたっては、原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考
響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	えられる崩壊熱等について影響評価を行うことを確認した。
(BWR FCIの場合)	具体的な確認結果は以下のとおり。
① 炉心崩壊熱の影響を確認。	① 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉圧力容器破損に至るまでの事象進展は緩和されるが、操作手順(原子炉圧力容器下鏡部温度に応じて格納容器下部への初期水張り操作を実施すること)に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。
② 溶融炉心からプール水への熱流束を確認	② 初期条件の外部水源の温度は、解析条件の 40°Cに対して最確条件は約 20°C~約 40°Cであり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、格 納容器下部への注水温度が低くなり、原子炉圧力容器破損時の原子炉格納容器下部プール水温度が低くなるが、注水温度を操作開始の起点としている 運転員等操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。
③ 事故条件の相違の影響を確認	③ 事故条件の起因事象は、解析条件の不確かさとして、大破断 LOCA を考慮した場合、原子炉冷却材の放出量が増加することにより原子炉圧力容器破損に至るまでの事象進展は早まるが、操作手順(原子炉圧力容器下鏡部温度に応じて格納容器下部への初期水張りを実施すること)に変わりはないことから、運転員等の操作時間に与える影響はない。
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	│ │(ⅰ)解析条件が評価結果に与える影響については、事故シーケンスを評価事故シーケンスとして選定していない「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失
いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与	
える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。	容器破損に至るまでの事象進展は早まるが、圧力スパイクによる原子炉格納容器内の圧力の最大値は約 0.30MPa[gage]であり、限界圧力には至らず、評
. 10 % Д (М.)Д.: 7 10 10 0/ 10 10 0/ Сидии / О	価項目を満足することに変わりはないことを確認した。
(BUID FOR - IT A)	

具体的な確認結果は以下のとおり。

(BWR FCI の場合)

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
① 炉心崩壊熱の影響を確認。	① 初期条件の原子炉停止後の崩壊熱は、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条
	件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、溶融炉心の持つエネルギが小さくなることから、
	評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
② 外部水源の温度の影響を確認	② 初期条件の外部水源の温度は、解析条件の 40℃に対して最確条件は約 20℃~約 40℃であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、格
	納容器下部への注水温度が低くなり、原子炉圧力容器破損時の格納容器下部プール水温度が低くなるが、格納容器下部プール水温度が低い場合は、顕
	熱によるエネルギの吸収量が多くなり、潜熱で吸収するエネルギが相対的に減少し、圧力スパイクに寄与する水蒸気発生量が低下することで格納容器
	圧力の上昇は緩和されることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
③ 事故条件の相違の影響を確認	③ 事故条件の起因事象は、原子炉圧力容器への給水はできないものとして給水流量の全喪失を設定している。事故条件について、原子炉圧力容器外の溶
	融燃料ー冷却材相互作用による圧力スパイクを評価するにあたり、溶融炉心落下時の崩壊熱の影響を確認する観点から感度解析を実施した。感度解析
	は、事故シーケンスを「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」とし、本評価事故シーケンスの解析条件と同様、電源の有無
	に係らず重大事故等対処設備による原子炉注水機能についても使用できないものと仮定した場合、原子炉圧力容器破損のタイミングが早くなることを
	考慮したものである。その結果、第 7.2.3-7 図に示すとおり、事象発生から約 3.0 時間後に原子炉圧力容器破損に至り、圧力スパイクの最大値は約
	0.30MPa[gage]となったが、圧力スパイクの最大値はベースケースの評価結果と同程度であり、原子炉格納容器の限界圧力 0.854MPa[gage]以下である
	ことから、評価項目を満足する。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	1)
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違に	
より、操作タイミングが変動しても要員は対応可能か。また、要員の	
配置は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置については、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一で
を確認する。	あることを確認した。
	操作条件のうち、溶融炉心落下前の格納容器下部注水系(常設)による水張り操作については、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子
	炉格納容器下部への注水操作は、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点で開始するとしているが、この温度に到達するまでの時間は事象発
	生から約2.5時間後であり、操作は原子炉圧力容器下鏡部温度の上昇傾向を監視しながらあらかじめ準備することが可能であることから、操作が遅れる
	可能性は小さいことを確認した。
	具体的な確認結果は以下のとおり。
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミ	① 操作条件の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)は、解析上の操作時
ングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	間として原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点を設定している。運転員等の操作時間に与える影響として、原子炉圧力容器下鏡部温度が
	300℃に到達するまでに事象発生から約 2.5 時間の時間余裕があり、また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操
	作は原子炉圧力容器下鏡部温度を監視しながら溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行を判断し、水張り操作を実施するため、実態の操作開始時間は解
	析上の設定とほぼ同等であり、操作開始時間に与える影響は小さいことから、運転員等の操作時間に与える影響も小さい。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	② 当該操作は、解析コード及び解析条件(操作条件を除く)の不確かさにより操作開始時間は遅れる可能性があるが、中央制御室で行う操作であり他の
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	操作との重複もないことから、他の操作に与える影響はない。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	③ 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」において、要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい	等に基づいて設定されていることを確認している。
るか確認。	
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果	
に与える影響評価の内容は妥当か。	同一であることを確認した。
	操作条件のうち、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作について、具体的な確認結果は以下のとおり。
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)は、運転員等の操作時間に与え
	る影響として、実態の操作開始時間は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価の妥当性について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i)操作の時間的余裕については、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一であることを確認した。
	操作条件のうち、溶融炉心落下前の格納容器下部注水系(常設)による水張り操作について、原子炉格納容器下部への注水の開始操作の所要時間は
	約 10 分であり、原子炉格納容器下部への注水水位の下限であるドライウェル水位 0.02m(原子炉格納容器下部水位 3.67m)までの注水は約 1.2 時間
	で完了する(事象発生から約3.7時間後)ことから、事象発生から約4.3時間後の原子炉圧力容器の破損まで、約0.6時間の時間余裕があることを
	確認した。
	具体的な確認結果は以下のとおり。
(BWR FCIの場合)	
① 原子炉格納容器下部の水張り操作の開始時間余裕を確認。	① 操作条件の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部への注水操作(原子炉圧力容器破損前の初期水張り)については、原子炉
	圧力容器下鏡部温度が 300°Cに到達するまでの時間は事象発生から約 2.5 時間の時間余裕があり、格納容器下部への注水操作は原子炉圧力容器下鏡部
	温度の上昇傾向を監視しながらあらかじめ準備が可能であり、操作が遅れる可能性は小さい。また、原子炉圧力容器下鏡部温度 300℃到達時点での中
	央制御室における格納容器下部への注水操作の操作時間は約 10 分間である。原子炉圧力容器破損までに格納容器下部に 3.67m (ドライウェル水位
	0.02m) の水位が形成されていれば評価項目を満足する結果となり、格納容器下部に 3.67m の水位を形成するまで、原子炉格納容器代替スプレイ冷却
	系(常設)にて約1.2時間で注水可能であり、格納容器下部注水を事象発生から約2.5時間後に開始すると、事象発生から約3.7時間後に水位形成可
	能である。原子炉圧力容器破損までの時間は約4.3時間後であることから、格納容器下部への注水操作は操作遅れに対して0.6時間程度の時間余裕が
	ある。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少なく	
とも外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日間	
より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できる	
ことを示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の充足性について、本評価事故シーケンスへの格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等につい
を確認する。	ては、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一としていることを確認した。
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な要員数と重大	
事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認す	
న .	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	
慮しても作業が成立するか確認。	
(ii) 本格納容器破損モードにおける対策に必要な電力供給量は、	 ※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認す	
る。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	
上回っているか確認する。	
/***\ 古古诗山外绝土之游 / 4 以下 / 平 / 4 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	27. 极处点明节提示
	※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
確認する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な水源と保有水量から、安定停止状態まで移行できることを確認する。	
里がり、女に庁単仏怨まで移1」でさることを唯認する。	
(iv)発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	 ※ 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。
保されているか確認する。	

5. 結論

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

記載要領(例)

- 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。
- ・ 具体的には、本格納容器破損モードの特徴、特徴を踏まえた格納容器 破損防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえ ても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から格納 容器破損防止対策は有効であることの概要が示されていること。

格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用」において、申請者が水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いとしていることは妥当と判断した。その上で、格納容器破損防止対策として申請者が計画している、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」と同一の対策が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。

評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+FCI 発生)」において、原子炉格納容器下部への注水等を行い、 さらに、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ導くために、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」及び「溶融炉心・コンクリート相互作用」に示した対策を行った場合に対する申請者の解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目(e)を満足している。さらに、申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目(e)を概ね満足しているという判断は変わらないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(非常用炉心冷却系等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たっては、これらの設備の機能回復も重要な格納容器破損防止対策となり得る。

さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

より厳しい事故シーケンスとして選定した評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗 (+FCI 発生)」における 対策の有効性を確認したことにより、その対策が本格納容器破損モードに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用」に対して申請者が計画している格納容器破損防止対策は、有効な ものであると判断した。

水素燃焼

1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策	
(1)格納容器破損モード内のプラント損傷状態	3.4-
(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方	
(3)格納容器破損防止対策	3.4-
2. 格納容器破損防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	3. 4–1
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	3. 4–2
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b. 操作条件	
(3) 操作時間余裕の把握	3. 4–2
4. 必要な要員及び資源の評価	3. 4–2
5. 結論	3. 4–2

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び審査確認事項(格納容器破損防止対策の有効性評価:水素燃焼)

- 1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策
- (1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態は、「I 事故シーケンスグ	1) 格納容器破損モード「水素燃焼」は、女川原子力発電所2号炉が運転中、原子炉格納容器内を窒素で置換しており、酸素濃度を低く管理しているため、
ループ及び重要事故シーケンス等の選定について」において示されて	水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に至る可能性が十分に小さいと判断し、内部事象レベル 1.5PRA の評価対象から除外している。このため、PRA からは
いる各プラント損傷状態と一致していることを確認する。	プラント損傷状態(PDS)及び事故シーケンスは抽出されない。該当する PDS はないものの、酸素濃度が他のプラント損傷状態よりも相対的に高くなる
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	可能性が考えられ、国内外の先進的な対策を考慮しても炉心損傷を防止することができない事故シーケンスとして抽出されている、AE(大破断 LOCA)
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	+SBO を選定することを確認した。

(添付書類十 追補 2 I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 2-3 表 評価対象とする PDS の選定」)

解釈で想定する格納容器	破損モード別	該当する	破損モード内 CFF	最も厳しい PDS の考え方	評価対象と選
破損モード	CFF(/炉年)	PDS	に対する割合(%)		定した PDS
水素燃焼	0. 0E+00			【有効性評価に関する審査ガイドの選定基準との整合】 ・審査ガイド 3.2.3(4)b. (a) では「PRAに基づく格納容器破損シーケンスの中から水素燃焼の観点から厳しいシーケンスを選定する。」と記載されているが、女川 2 号炉は格納容器内を窒素で置換しているため、水素燃焼による格納容器破損シーケンスは抽出されない。このため、可燃限界への到達が早いと考えられるシーケンスを考慮した。 【事象の厳しさ(酸素濃度の上昇の早さ)の観点】 ・格納容器内が窒素置換され、初期酸素濃度が低く保たれていることから、水素燃焼防止の観点からは酸素濃度が重要になる。なお、「水素燃焼」発生の判断基準は、格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vo1%以上かつ酸素濃度が 5vo1%以上である。 ・酸素濃度を厳しく見積もる観点では、水素発生量が少ない(相対的に酸素濃度が大きくなる)シーケンスが厳しい。また、BWR の格納容器内における酸素の発生源は、水の放射線分解により発生する分のみであるため、これ以外の要因により酸素以外の気体が格納容器内に発生した場合、相対的に酸素濃度が低下することとなる。このため、RPV 破損シーケンスにおいては、MCCI による非凝縮性ガスの発生により酸素濃度が低下することとなる。・LOCA では、炉内での蒸気の発生状況の差異から、ジルコニウムの酸化割合が他の低圧シーケンスより小さく、水素発生量が小さい。 以上より、AE に電源の復旧等、格納容器破損防止対策を講じるための時間を厳しくする観点から全交流動力電源喪失(SBO)を加えた PDS とする。なお、いずれの PDS を選定しても必要な監視機能を維持可能である。	AE+SBO

(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
審査の視点及び確認事項 1. 格納容器破損モードの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性について 1) 事象進展の概要は、以下のとおり対策の必要性としての論点を明確にするものとなっているか。 (i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要となる対策の観点から、格納容器破損モード全体の特徴を代表していることを確認するとともに、対策を講じない場合の格納容器破損に至る事象進展を確認する。	格納容器破損モード「水素燃焼」は、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合の一連の重大事故等対策の有効性評価の中で確認したことから、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と共通する事項を省略し、本格納容器破損モード特有の事項を中心に記載した。このため、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合で確認した項目については、確認結果の欄に、「「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。」と記載した。
(ii) 対策の基本的な考えが、格納容器破損モードの特徴を踏まえて必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた対策を分けているか確認する。	表と格納容器内の酸素が反応することによって激しい燃焼が生じ、格納容器の破損に至る。」ものであり、本格納容器破損モードの特徴を代表したものとなっていることを確認した。 (ii) 上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉起動時に原子炉格納容器内を不活性化し、水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に至ることを防止することを確認した。本評価事故シーケンスの特徴を踏まえ、窒素置換による原子炉格納容器内雰囲気の不活性化により、水素燃焼による格納容器破損を防止することが必要であることを確認した。なお、上記を含めた格納容器破損防止対策は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同じであることを確認した。

(3) 格納容器破損防止対策

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 格納容器破損モード全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び↓※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。 事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 格納容器破損モード内のその他のシーケンスでの対策も含めて、手順 については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準規 則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知する までの時間遅れ等を考慮していることを確認。 (ii) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴を踏まえ、順子炉起動時に、窒素ガス置換により原子炉格納容器内を不活性化する。これに用いる原 (ii) 初期の格納容器破損防止対策とその設備及び手順を確認する。 子炉格納容器調気系は重大事故等が発生した際に使用するものではないため設計基準対象施設とする。その他の対策は、「雰囲気圧力・温度による静 的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であることを確認した。初期の格納容器破損防止対策として、「技術的能 カ 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の原子炉格納容器内の不活性化を挙げていることを確認した。また、対策に 必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使 用する場合と同じであることを確認した。 (iii)安定状態に向けた対策とその設備を確認する。 (iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う。このため、格納容器内水素濃度計(D/W)、格 納容器内水素濃度計(S/C)及び格納容器内雰囲気水素濃度計を重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、格納容器内雰囲気酸素濃度計を |重大事故等対処設備として位置付ける。その他の対策は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用す る場合と同一であることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 格納容器の破損を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器が ① 安定状態に向けた対策として、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を含めて「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破 安定状態に導かれることを確認。 損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同じであることを確認した。 ② 原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持されるものである ② 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において、閉じ込め機能を維持できることを確認 ことを確認。 した。 ③ さらなる長期対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安 ③ 補足説明資料(添付資料 3.4.3)において、本評価における格納容器ベントを実施しない状態を事象発生から7日以降も継続する場合、事象発生から 定状態を維持するための手順や方針が示されていることを確 100 日後時点における酸素濃度はドライ条件を仮定した場合であってもドライウェルで約 2. 7vol%、サプレッションチェンバで約 2. 0vol%であり、5vol% に到達していないことから、可燃限界に到達するのは事象発生から 100 日以降である。このため、事象発生から 7 日間が経過した以降も水素濃度及 び酸素濃度を監視するとともに、状況に応じて酸素濃度の低減(可燃性ガス濃度制御系の運転等)を行い、格納容器内が可燃限界の濃度に到達するこ とを防止する。また、重大事故等対処設備以外の設備の機能の復旧等も考慮し、格納容器圧力及び温度の低下操作や格納容器内の窒素置換を試みる。 これらの対応が困難であり、格納容器内の水素及び酸素濃度が可燃限界に到達する場合については、格納容器ベントにより、その水素及び酸素濃度を 低減することにより安定状態を維持できることが示されている。 補足説明資料(添付資料3.4.3)には、本格納容器破損モードにおける安定状態の定義が次の通り示されている。 • 格納容器安定状態: 本評価では、事象発生から約24時間で原子炉補機代替冷却水系を接続し、代替循環冷却系による格納容器除熱を実施する。これにより、7日後 まで格納容器ベントを実施しない状態で格納容器の機能を維持可能な事象進展となっている。 (iv) 初期の格納容器破損防止対策設備及び安定状態に向けた対策 設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
 (BWR 水素燃焼の場合) ① 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視に係る計装設備を確認。 ② 原子炉水位に係る計装設備を確認。 ③ 原子炉格納容器内の温度、圧力、線量に係る計装設備を確認。 ④ 代替低圧注水、代替格納容器スプレイ又は格納容器圧力逃がし装置を使用する場合、それらに係る計装設備を確認。 (v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明 	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
確に示しているか確認する。	
 (vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している項目を確認する。 ① 有効性評価においては期待していないもの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。 ② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、多様性拡張設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。 ③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。 	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本格納容器破損モードにおける手順及び その着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを 確認する。	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
(設置許可基準規則第37条 解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の 先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。 2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。 ※「格納容器破損防止対策の有効性評価」では要求されていないため、確 認不要。	※「格納容器破損防止対策の有効性評価」では要求されていない。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
 3)対策の概略系統図は整理されているか。 (i)対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・弁が明示されているか確認する。 記載要領 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。なお、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で点線囲みされていなくてもよい。 	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
 4)対応手順の概要は整理されているか。 (i)対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 ①対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わないように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。 記載要領 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上の設定と解析上の設定がわかるように記載。 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等についても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価上は考慮しないことが明確であるように記載。 	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
 (ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及びその根拠や妥当性を確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、多様性拡張設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。 	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
5)本事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの対応に必要な要員について整理されているか。 (i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。 ① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に整理されていることを確認。	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。

	審査の視点及び確認事項
(2	② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整
	合していることを確認。
	③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していな
	い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。
(2	① 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕
	等)を確認。
E) 運転員の操作時間に関する考え方を確認。
記載要領	
· 要員	が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。
タイ	ムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を
含ん	でいること。

2. 格納容器防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法 確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について 1)解析を実施する上で、PRA の結果等を踏まえ、評価事故シーケンスが 1) 適切に選定されているか。 (i) 格納容器破損モード内のシーケンスから、評価事故シーケンス (i)評価事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。 を選定した理由を確認する。 ① 評価事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重 ① 原子炉格納容器内は窒素によって不活性化されているため、PRAにおいて水素燃焼による格納容器破損シーケンスは抽出されないが、炉心損傷を防止 要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も することができない事故シーケンスのうち、酸素濃度が他の PDS よりも相対的に高くなる可能性が考えられる「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失 厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して 敗+全交流動力電源喪失」を評価事故シーケンスとしていることを確認した。 いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確 ② 評価事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選 2 本格納容器破損モードの評価事故シーケンスは、PRA の手法では抽出されないものの、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」 定されていることを確認。 ← PRA の評価において評価事故 の代替循環冷却系を使用する場合と同一の事故シーケンス「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」を選定する。原子炉運転 シーケンス選定の妥当性を確認している。 中は窒素ガス置換により原子炉格納容器内の酸素濃度が低く保たれていることから、水素燃焼防止の観点では酸素濃度が重要となる。大破断 LOCA 時 |には水素濃度が 13vol%を上回るものの、その他のプラント損傷状態に比べてジルコニウム-水反応に寄与する冷却材の量が少なくなり水素発生量が 抑えられ酸素濃度が相対的に高くなることなど、より厳しいシーケンスであることから選定する。なお、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する 場合、原子炉格納容器内の気体が排出され、水素及び酸素の絶対量が減少するとともに、サプレッションチェンバのプール水の減圧沸騰等によって発 生する水蒸気により水素及び酸素の分圧が低く維持されることで原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性が無視できる状態となる。このため、水素燃 焼の観点で厳しくなる代替循環冷却系を使用する場合を評価することを確認した。

d. 水素燃焼

本発電用原子炉施設では、格納容器内が窒素置換され、初期酸素濃度が 低く保たれている。炉心損傷に伴い、水素濃度は容易に 13vol%を超えるこ とから、水素燃焼防止の観点からは酸素濃度が重要となるため、炉心損傷 により放出される核分裂生成物による水の放射線分解に伴う酸素濃度の上 昇に着目する。本格納容器破損モードはPRAから抽出されたものではな

参考: PRA での評価事故シーケンス選定結果

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
	いが、評価のためにPDSを格納容器先行破損の事故シーケンス以外のPDSから選定する。酸素は水の放射線分解で発生するが、酸素濃度は他の気体の存在量の影響を受けるため、炉心損傷後の格納容器内の気体組成を考える上で影響が大きいを考えられる。かっこのよっ木反応による水素発生に着目する。原子炉注水に期待しない場合のジルコニウムー水反応の挙動は事象発生時の原子炉圧力容器外への冷却材の放出終路から、LOCAとその他のPDSに大別できる。LOCAでは事象発生と同時に原子炉圧力容器が大きく滅圧され、冷却材が多量に原子炉上野路が大きく滅圧され、冷却材が多量に原子炉上野路外へなくなり、水蒸濃度は13x01%を上回るものの、その他のPDSに比べて水素発生量が少なくならと考られる。このため、LOCAでは未の練分解によって増加する酸素濃度が他のPDSよりも相対的に高くなる可能性が考えられる。さらに、原子炉圧力容器機関の有無の影響を考えると、原子炉圧力容器が損力を優素機性ガスが酸素濃度を低下させる方向に寄与する可能性が考えられることが追りと考える。また、「L2.1.1(3)重要事故シーケンスの選りに示すとおり、炉心損傷を砂止できたり上では、大破断LOCAと非常用炉心冷却素注水機能の東京が重畳する事故シーケンスのうち、格納容器破損が止対策の有効性を確認する事故シーケンスのうち、格納容器破損でいたが、これらのことから、「大破断LOCA+HPCS失败十位とCA+HPCS失败十位を発生のであり、対心型に対して、これらのことから、「大破断LOCA+HPCS失败十位とCA+HPCS失败十位とCA+HPCS失败十位による水素の過剰な発生の抑制及び水の放射線分解に伴い発生する酸素を格納容器内に保持することによる酸素濃度の上昇を考慮し、炉心損傷後に原子炉注水に成功し、格納容器へいトを実施しない場合について評価するものとする。
 (有効性評価ガイド) 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。 2) 有効性評価ガイド 3.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コードは適切か。(→解析コードの確認ポイント資料へ) 	2)
(i) 評価事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 本評価事故シーケンスにおける重要現象は、炉心における崩壊熱、燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化、燃料被覆管変形、沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、原子炉圧力容器における ECCS 注水(給水系・代替注水設備含む)、炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション、構造材との熱伝達、放射線水分解等による水素ガス・酸素ガス発生、原子炉圧力容器内 FP 挙動、原子炉格納容器における格納容器各領域間の流動、サプレッション・プール冷却、スプレイ冷却、放射線水分解等による水素ガス・酸素ガス発生、炉心損傷後の原子炉格納容器における原子炉格納容器内 FP 挙動が挙げられていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(ii) 使用する解析コードが、評価事故シーケンスの重要な現象を	(ii) 解析コードは、上記(i)で確認した重要現象を踏まえて、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用す
解析する能力があることを確認する。	る場合と同一であることを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析	
条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の	
適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル	
の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を	
適切に考慮する。	
3) 有効性評価ガイド 3.2.1(1)及び(3)の要求事項を踏まえ、解析コード	3) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	と同様であるものの、「水素燃焼」を評価する上で着目すべき不確かさの影響を評価する方針が示されていることを確認した。

(2) 有効性評価の条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(4) 外部電源	
外部電源の有無の影響を考慮する。	
3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等	
(4) 水素燃焼	
a. 現象の概要	
原子炉格納容器内に酸素等の反応性のガスが混在していると、水ー	
ジルコニウム反応等によって発生した水素と反応することによって	
激しい燃焼が生じ、原子炉格納容器が破損する場合がある。	
b. 主要解析条件 (「3.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目	
を除く。)	
(a) 評価事故シーケンスは PRA に基づく格納容器破損シーケンスの中	
から水素燃焼の観点から厳しいシーケンスを選定する。また、炉心	
内の金属一水反応による水素発生量は、原子炉圧力容器の下部が	
破損するまでに、全炉心内のジルコニウム量の 75%が水と反応する	
ものとする。	
(b) 原子炉圧力容器の下部の破損後は、溶融炉心・コンクリート相互作	
用による可燃性ガス及びその他の非凝縮性ガス等の発生を考慮す	

る。 (c) 水の放射線分解によって発生する水素及び酸素を考慮する。 (d) 原子炉格納容器内の水素濃度分布については、実験等によって検証された解析コードを用いる。 (e) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グローブラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR) (c) 原子炉格納容器内の不活性化 (窒素注入)	
 (d) 原子炉格納容器内の水素濃度分布については、実験等によって検証された解析コードを用いる。 (e) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が 5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR) 	
証された解析コードを用いる。 (e) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
 (e) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注)原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR) 	
 (注)原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR) 	
下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
れる。 c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
c. 対策例 (a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
(a) グロープラグ式イグナイタ (b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
(b) 触媒式リコンバイナ (PAR)	
	İ
(c) 原子炉格納容器内の不活性化(窒素注入)	
1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について ※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。	
1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事	
故条件の設定は妥当か。	
(i)外部電源の有無を確認する。	
① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する	
解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること	
を確認。	
/** \	
(ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 ※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。	
① 選定した評価事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事	
象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。	
② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている	
かを確認。 - Total Control	
下の条件を含めていることを確認する。	
(BWR 水素燃焼の場合)	
① 炉心内の金属一水反応による水素発生量は、水素燃焼の観点 ① ジルコニウムー水反応による水素ガス発生量は、MAAPの評価結果から得られた値を用いる。これは、全炉心内のジルコニウム量	 の 75%が水と反応した
から厳しい値を考慮していることを確認。 場合には MAAP による評価結果に比べて原子炉格納容器内の水素濃度が増加するため酸素濃度が低下すること及び MAAP による	
素濃度が 13vol%を超えることから、水素燃焼の観点で厳しい設定となる。原子炉格納容器内の初期酸素濃度は、2.5vol%とする	
② 原子炉圧力容器の下部の破損後は、溶融炉心・コンクリート ② 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合は、原子炉圧力容器が破損	
相互作用による可燃性ガス及びその他の非凝縮性ガス等のい。なお、原子炉圧力容器が破損した場合については、「溶融炉心・コンクリート相互作用」において確認した。	
発生を考慮していることを確認。	
③ 水の放射線分解によって発生する水素及び酸素を考慮して ③ 水の放射線分解による水素ガス及び酸素ガスの発生割合(以下「G値」という。)は、それぞれ 0.06 分子/100eV、0.03 分子/100e	V とすることを確認し

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
いることを確認。	た。原子炉冷却材による放射線エネルギの吸収割合は、サプレッションプール内の核分裂生成物については、ベータ線、ガンマ線ともに 1、サプレッ
	ションプール以外に存在する核分裂生成物については、ベータ線、ガンマ線ともに 0.1 とすることを確認した。
	補足説明資料「添付資料 3.4.1 水の放射線分解の評価について」において、有効性評価に用いる G 値の設定根拠が示されている。また、放射線吸収割
	合について、サプレッションプール以外の核分裂生成物については、炉心から放出される放射線が水に吸収される割合を解析によって評価した結果を
	保守的に考慮して 0.1 としたこと、サプレッションプール内の核分裂生成物については水中に分散していることを考慮し保守的に 1 としたことが示さ
	れている。
④ 金属腐食による水素生成の条件を確認。	④ 格納容器内の亜鉛等の反応や炉内構造物の金属腐食によって発生する水素の発生量は、ジルコニウムー水反応による水素発生量に比べて少なく、ま
	た、水素の発生は、格納容器内の水素濃度を上昇させ、酸素濃度を低下させると考えられることから、金属腐食等による水素ガス発生量は考慮しない
	ことを確認した。
(iv) 設置許可基準規則の解釈内規第 37 条 2-3 (c)にしたがい、Cs-	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
137 の放出量評価に関する条件を確認する。	
① 評価対象とする炉心の条件を確認。	
② 炉内内蔵量のうち、原子炉格納容器内に放出される Cs-137	
の放出割合を確認。	
③ サプレッション・プールや格納容器圧力逃がし装置の除染係	
数を確認。	

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性 評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析 条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。 3.2.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 設計基準事故対処設備の適用条件 a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する 場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に ついて計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当 性(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合 には、その機能を期待できる。 c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。 (5) 重大事故等対処設備の作動条件 a. 格納容器破損防止対策の実施時間 (a) 格納容器破損防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の 利用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。 (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設 定する。 (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。 b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様 に基づき設定する。 c. 格納容器破損防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補 機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考 慮する。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。

(i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な │(i) 機器条件は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であることを確認した。

2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その	
際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され	
ていることを確認する。	
① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を	
使用している場合には、その影響を、運転員等の操作開始時	
間及び解析結果に対する観点から確認していること。	
(ii) 有効性評価ガイド 3. 2. 2(3) c. にしたがって、解析上、故障を	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)
(i) 重大事故等対策に関連する操作条件(低圧代替注水系による原	(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であ
子炉注水操作の開始時間等)を確認する。	ることを確認した。
① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接	① 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一である。
近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性※に	
よる時間内であることを確認。	
※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資	
料」により確認する。	
② 主要な対策の操作条件を確認するとともに、操作余裕時間を	② 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一である。
確認。	
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一である。
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	
の理由が妥当なものであることを確認。	

(3) 有効性評価の結果

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (原子炉格納容器の破損の防止) 2-3 上記2-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価 項目を概ね満足することを確認することをいう。 (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止する こと。 2-4 上記 2-3 (f) の「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素 の爆轟を防止すること」とは、以下の要件を満たすこと。 (a) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下 又は酸素濃度が 5vol%以下であること 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 1) 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から炉心損傷防止対策とその効果 │(i) 事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡応答 が適切であるかを確認する。 ① 申請者が行った事象進展解析の結果は「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であ ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 ることを確認した。また、「7.2.4.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展に伴う水素ガス及び酸素ガスの発生について、時系列的に整理されている ことを確認した。 ② 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であることを確認した。 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙|③ 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一であることを確認した。 動を確認。 ④ 第7.2.4-3 図及び第7.2.4-4 図にウェット条件、第7.2.4-5 図及び第7.2.4-6 図にドライ条件に換算した場合の原子炉格納容器内の気相濃度の推移が ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 示され、水素濃度が事象初期に上昇し、酸素濃度が除々に上昇していることを確認した。 「添付資料 3.4.7 格納容器内における気体のミキシングについて」において、格納容器内ミキシング確認試験に関する結果等から気体が成層化する (BWR 水素燃焼の場合) 等の位置的な濃度の偏りが生じる可能性が低いとする根拠が示されている。 対策の効果: ・ 原子炉格納容器内の気相濃度の推移(ウェット) 原子炉格納容器内の気相濃度の推移(ドライ) 記載要領 トレンド図の変曲点等については、説明を加えること ・トレンド図に関連する操作や機器動作のタイミングが示されている

(ii) 評価項目となるパラメータが評価項目を満足しているか確認 │(ii) 上記(i)の事象進展やプラント過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、炉心の露出から再冠水までの間に、原子炉圧力容器内の

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
する。	全ジルコニウム量の約 13%が水と反応して水素が発生する。これにより、事象発生直後から原子炉格納容器内の水素濃度は 13vol%(ドライ条件)を上
	回る。また、水の放射線分解によって水素及び酸素が発生する。また、ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度は、事象発生の約 11 時間後
	から約24時間後まで5vol%を上回るが、この期間はLOCA破断口からの水蒸気でドライウェル内が満たされ、ドライウェル内の酸素濃度は約0.007vol%
	(ウェット条件)である。事象発生から 7 日後におけるドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度は約 2. 8vol%(ドライ条件)、サプレッション
(BWR 水素燃焼の場合)	チェンバ内の酸素濃度は約3.4vol%(ドライ条件)であり、5vol%を下回ることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 格納容器内水素及び酸素濃度割合(ドライ換算)	① 第7.2.4-4 図にあるとおり、原子炉格納容器内(サプレッションチェンバ内)の水素濃度は、ウェット条件においても事象発生直後から 13vol%を上回
	るが、ウェット条件における酸素濃度は、事象発生から 7 日後までの間、格納容器の初期酸素濃度である 2.5vol%を上回ることは無く、酸素の蓄積が
	最も進む事象発生から 7 日後においても約 2.4vol%であり、可燃限界を下回る。第 7.2.4-5 図にあるとおり、ドライ条件における酸素濃度について、
	事象発生の約 11 時間後から約 24 時間後までの間、ドライウェルにおける酸素濃度が可燃限界である 5. 0vol%を上回る。この間は、LOCA 後のブロー
	ダウンによって、ドライウェルに存在する非凝縮性ガスが水蒸気とともにサプレッションチェンバに送り込まれ、破断口から供給される水蒸気でドラ
	イウェル内が満たされるため、ドライウェル内のほぼ 100%が水蒸気となっている。そのため、この間のドライウェル内のドライ条件での気体組成は、
	ほぼ水の放射線分解によって生じる水素及び酸素の割合となり、そのウェット条件での酸素濃度は 1vol%未満(約 0.007vol%)である。事象発生の約
	24 時間後以降は、ドライ条件を仮定しても酸素濃度は 5.0vol%未満で推移し、事象発生から 7 日後の酸素濃度は、ドライウェルにおいて約 2.8vol%、
	サプレッションチェンバにおいて約 3.4vol%である。従って、格納容器スプレイの誤動作などにより水蒸気量が低下しても、可燃限界である 5vol%に
	達することはないことを確認した。
② 原子炉格納容器圧力	② 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一である。
③ 原子炉格納容器温度	③ 「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一である。
(iii) 初期の格納容器破損対策により、原子炉格納容器の破損を防止	
できていることを確認する。	6 図にあるとおり、事象発生から 7 日後における原子炉格納容器内酸素濃度(ドライ)はドライウェルにおいて約 2. 8vol%、サプレッションチェンバ
	において約3.4vol%、また、第7.2.4-3 図及び第7.2.4-4 図にあるとおり、原子炉格納容器内酸素濃度(ウェット)は約2.4vol%であることを確認し
	た。
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少な	
くとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.2.1(4)を踏まえたものとなって	1)
いるか。	
(i)原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価している	(i) 安定状態になるまでの評価について、事象発生から7日後まで格納容器ベントを実施しない状態で格納容器の機能を維持可能であり、安定した状態

となっていることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。

① 原子炉格納容器の除熱が確立し、原子炉格納容器圧力・温度 🗍 第7.2.4-3 図、第7.2.4-4 図、第7.2.4-5 図及び第7.2.4-6 図にあるとおり、原子炉格納容器内の酸素濃度は、事象発生から7 日後までにおいて水素

ことを確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
が低下傾向を示していることをトレンド図で確認。	の爆轟を防止できていることを確認した。
(BWR 水素燃焼の場合)	
・ 酸素濃度の低下傾向若しくは 7 日後においても評価項	
目を満足していることを確認	

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

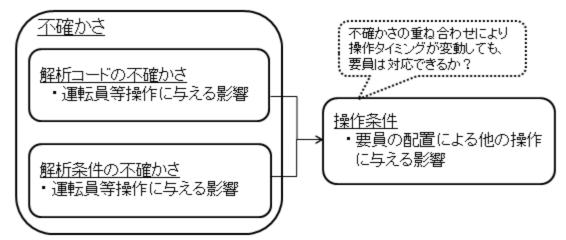
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価に係る標準評価手法 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。 (3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの 適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適 切に考慮する。 1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針 1)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。 (i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解 │(i) 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範 析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針 囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。なお、 であるかを確認。 操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、 運転員等操作時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.5 有効性評価におけ る解析の条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設の有効性 評価の評価項目となるパラメータ及び運転員等操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行うことを前提 に設定する。」としていることを確認した。 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さ くなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。 (参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕 を評価するものとする。 不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がな いと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複 雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。 (ⅱ) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 |(ⅱ)不確かさにより影響を受ける運転員等操作は「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同 員等操作が特定されているか確認する。 ーであることを確認した。 ① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受

ける影響を確認。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
1)解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価の内容は妥当	
か。	
(i) 解析コードが有する重要現象**の不確かさとその傾向が挙げら	
れているか確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	
いるか確認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け	
る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を	
確認。	
※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」	
においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す	
る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー	
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	
響を確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	
いるか確認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる	
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を	
確認。	

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、	
その機能を期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>運転員等操作</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 解析条件が運転員等操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、
いる条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響(操作	原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる G 値等について影響評
開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	価を行うことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
(BWR 水素燃焼の場合)	
① 初期酸素濃度	① 初期酸素濃度は、解析条件の 2.5vol%に対して最確条件 2.5vol%以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合には、初期酸素濃度が低くなるため、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器内の酸素濃度推移は低く抑えられるが、本評価事故シーケンスにおいては原子炉格納容器内の酸素濃度を操作開始の起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 炉心内の金属水ー反応による水素発生量	② 炉心内のジルコニウムー水反応による水素発生量は、解析条件の全炉心内のジルコニウム量の約13%が水と反応して発生する水素量に対して最確条件は、事象進展に依存するものであり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合には水素発生量が変動する可能性があるが、本評価事故シーケンスにおいては、水素発生量を操作開始の起点としている運転員等操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
③ 金属腐食等による水素発生量	③ 金属腐食等による水素発生量は、最確条件とした場合には水素発生量が増加するため、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器内の酸素濃度推 移が低く抑えられるが、本評価事故シーケンスにおいては原子炉格納容器内の酸素濃度を操作開始の起点としている運転員等操作はないことから、運 転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
④ 水の放射線分解による水素及び酸素の発生割合(G値)	④ 水の放射線分解による G 値は、解析条件の水素: 0.06 分子/100eV、酸素: 0.03 分子/100eV に対して最確条件は同じであるが、本解析条件の不確かさとして、G 値の不確かさにより水の放射線分解による酸素発生量が大幅に増加する場合、格納容器内の酸素濃度が可燃領域又は爆轟領域となる可能性がある。その場合には、原子炉格納容器フィルタベント系を使用し、格納容器内の気体を排出する必要がある。なお、原子炉格納容器フィルタベント系に係る運転員等操作については、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用しない場合において、成立性を確認している。
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 解析条件が評価結果に与える影響については、G 値の不確かさから、水の放射線分解による酸素ガスの発生が大幅に増加する場合、原子炉格納容器

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与	内の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に至る可能性がある。G 値を設計基準事故対処設備である可燃性ガス濃度制御系の性能評価に用いる G 値 ((沸騰
える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。	状態の場合)水素: 0.4分子/100eV、酸素: 0.2分子/100eV、(非沸騰状態の場合)水素: 0.25分子/100eV、酸素: 0.125分子/100eV)とした場合の評価を
	実施した。その結果、原子炉格納容器からの除熱を開始した後、事象発生から約 48 時間後に原子炉格納容器内の酸素濃度が 4. 0vol%(ドライ条件)に到
	達し、可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内への窒素注入を実施することで、原子炉格納容器内の酸素濃度の上昇は抑制され、事象発生から
	7 日後までのドライウェル内の酸素濃度の最高値は約 4. 1vol% (ドライ条件)、サプレッションチェンバ内の酸素濃度の最高値は約 4. 0vol% (ドライ条件)
	であり、5vol%を下回ることから、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。
(BWR 水素燃焼の場合)	具体的な確認結果は以下のとおり。
① 初期酸素濃度	① 初期酸素濃度は、解析条件の 2.5vol%に対して最確条件は 2.5vol%以下であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合には初期酸素濃度が
	低くなるため、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器内の酸素濃度推移が低く抑えられることから、評価項目となるパラメータに対する余裕
	は大きくなることを確認した。
② 炉心内の金属水ー反応による水素発生量	② 炉心内のジルコニウムー水反応による水素発生量は、解析条件の全炉心内のジルコニウム量の約 13%が水と反応して発生する水素量に対して最確条件
	 は事象進展に依存するものであり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合には水素発生量が変動する可能性がある。炉心内のジルコニウム
	│ │ 一水反応による水素発生量は、運転員等操作である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水の操作開始時間に依存して変動する
	│ │ が、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水の操作開始時間については、解析上の操作開始時間と実態の操作開始時間はほぼ同
	 等と評価しており、炉心内のジルコニウムー水反応による水素発生量に与える影響は小さい。また、仮に低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)
	 による原子炉注水の操作開始が大幅に早まった場合、全炉心内のジルコニウムの約 17%が水と反応し、炉心内のジルコニウムー水反応による水素発生
	│ │ 量は3割程度増加するが、ウェット条件における酸素濃度は、酸素ガスの蓄積が最も進む事象発生から7日後においても約23vol%であり、可燃限界
	 を下回る。また、本評価における酸素濃度と同等の値であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。さらに、仮
	に低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水の操作開始が遅れた場合、全炉心内のジルコニウム量の約 8%が水と反応し、炉心内の
	ジルコニウムー水反応による水素発生量は 4 割程度減少するが、ウェット条件における酸素濃度は、酸素ガスの蓄積が最も進む事象発生から 7 日後に
	おいても約 2.7vol%であり、可燃限界を下回る。また、本評価における酸素濃度と同等の値であることから、評価項目となるパラメータに与える影響
	は小さいことを確認した。
	補足説明資料「添付資料 3.4.6 原子炉注水開始時間の評価結果への影響」において、原子炉圧力容器への注水開始時刻が早まった場合及び遅れた場合の
	評価結果に与える影響が示されている。
③ 金属腐食等による水素発生量	③ 金属腐食等による水素発生量は、最確条件とした場合には水素発生量が増加するため、本評価事故シーケンスにおける格納容器内の酸素濃度推移が低
② 业内阁及守にの 切外示儿工主	
④ 水の放射線分解による水素及び酸素の発生割合(G値)	
・ 小の成別様の所による小糸及の嵌糸の先工引占(u ie)	で は 個の行権が さにより 水の放射線が 所による 酸素光土量が 八幅に増加する場合と して、 設計 室中争取り返設備 てめる 引然 圧が 八濃度 制御来の 住能計画 に用いている G 値 (沸騰状態の場合 水素: 0.4 分子/100eV、酸素: 0.2 分子/100eV、非沸騰状態の場合 水素: 0.25 分子/100eV、酸素: 0.125 分子/100eV)
	ェルにおける酸素濃度が可燃限界である 5vol%を上回る。この間、LOCA 後のブローダウンによって、ドライウェルに存在する非凝縮性ガスが水蒸気と トナにサプレッシュンチェングに送せるまれ、球幣口から供給される水蒸気でドライウェル中が滞たされるため、ドライウェル中のほぼ、100%が水蒸
	ともにサプレッションチェンバに送り込まれ、破断口から供給される水蒸気でドライウェル内が満たされるため、ドライウェル内のほぼ 100%が水蒸
	気となっている。そのため、この間のドライ条件でのドライウェル内の気体組成は、ほぼ水の放射線分解によって生じる水素及び酸素の割合となり、
	そのウェット条件での酸素濃度は約 0.05vol%である。また、ドライウェル内の非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧の和は大気圧よりも低く、

0.01MPa[abs]未満(水素、酸素の分圧の和は 0.01MPa[abs]未満)である。この間のサプレッションチェンバ内のウェット条件での水蒸気の濃度は約 2.4vol%であり、サプレッションチェンバ内の全圧が 0.38MPa[abs]以上であることから、非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧は少なくとも 0.37MPa[abs]以上である。このため、仮にドライウェル内の水蒸気が凝縮してドライウェル内の圧力が低下し、相対的に水素濃度及び酸素濃度が上昇しても、ドライウェル内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界を上回る前に、サプレッションチェンバから酸素濃度が 5.0vol%未満の気体が流入する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	このため、この間においてドライウェルの酸素濃度が現実に可燃限界である 5vol%を上回ることはない。事象発生から約 48 時間後に格納容器内酸素
	濃度が 4. 0vo l%(ドライ条件)に到達し、可搬型窒素ガス供給装置による格納容器内への窒素注入操作を実施することで、格納容器内酸素濃度の上昇
	は抑制され、7日間の酸素濃度の最高値は、ドライ条件を仮定してもドライウェルにおいて約4.1vol%、サプレッションチェンバにおいて約4.0vol%で
	あり、可燃限界を下回る。
	原子炉格納容器フィルタベント系による対応が生じる場合、その対応フローは「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の格
	納容器圧力逃がし装置を使用する場合と同じであり、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の原子炉格納容器フィルタベン
	ト系を使用する場合における格納容器ベントの実施時間(事象発生から約 45 時間)よりも、遅いことから、水素燃焼を防止する観点での事故対応は
	十分に可能となる。大気中への Cs-137 の総放出量の観点でも、本感度解析による評価結果の方が、事象発生から原子炉格納容器内の気体の排出操作
	までの時間が長いことから、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用しない場合の評価結果である約
	3. 2×10⁻¹TBq を超えることはなく、判断基準である 100TBq を十分に下回ることを確認した。
	補足説明資料「添付資料 3.4.5 G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」において、感度解析を実施した解析結果が示されている。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違に	
より、操作タイミングが変動しても <u>要員は対応可能</u> か。また、 <u>要員の</u>	
配置は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	
を確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミ	
ングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい	
るか確認。	
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果	
に与える影響評価の内容は妥当か。	

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原	
子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少なく	
とも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日間	
より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できる	
ことを示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1)要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	
を確認する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な要員数と重大	
事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認す	
る。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	
慮しても作業が成立するか確認。	
(ii) 本格納容器破損モードにおける対策に必要な電力供給量は、	※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認す	
న 。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	
上回っているか確認する。	
	※「格雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
する。	
① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な水源と保	
有水量から、安定状態まで移行できることを確認する。	
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	 ※「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合において確認した。
保されているか確認する。	

5. 結論

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 格納容器破損モード「水素燃焼」に対して、申請者が格納容器破損防止対策として計画している「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過 記載要領 |温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合と同一の対策が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。 |評価事故シーケンス「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」において、原子炉起動時に原子炉格納容器調気系を用いた原子炉 具体的には、本格納容器破損モードの特徴、特徴を踏まえた格納容器 格納容器内の不活性化等を行った場合に対する申請者の解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目(f)を満足している。さらに、申請者が使用した 破損防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえ |解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目を概ね満足しているという判断は変わらないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、 より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(残留熱除去系等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機 ても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から格納 容器破損防止対策は有効であることの概要が示されていること。 能回復も重要な格納容器破損防止対策となり得る。 |また、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」の代替循環冷却系を使用する場合に示した対策と同一の対策をとることにより、 原子炉格納容器を安定状態に導くことができることを確認した。 さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。 より厳しい事故シーケンスとして選定した評価事故シーケンス「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」における対策の有効性 を確認したことにより、その対策が本格納容器破損モードに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、格納容器破損モード「水素燃焼」に対して申請者が計画している格納容器破損防止対策は、有効なものであると判断した。

溶融炉心・コンクリート相互作用

1. 格納容器破損モートの特徴、格納容器破損防止対策	3.5-
(1)格納容器破損モード内のプラント損傷状態	3.5-
(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方	
(3) 格納容器破損防止対策	
2. 格納容器防止対策の有効性評価	3.5-
(1) 有効性評価の方法	3.5-
(2) 有効性評価(事象進展解析、Cs-137 の放出量評価)の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	3. 5–2
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	3. 5–2
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	3. 5–2
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	3. 5–2
b.操作条件	
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	3. 5–3
5、結論	3 5_3

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点、審査確認事項等の整理表案(格納容器破損防止対策の有効性評価: MCCI)

- 1. 格納容器破損モードの特徴、格納容器破損防止対策
- (1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード内の事故シーケンス選定の妥当性について	
1) 格納容器破損モード内のプラント損傷状態は、「I 事故シーケンスグ	1) 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」におけるプラント損傷状態(PDS)は、以下の9つであり、PRA側の評価と一致しているこ
ループ及び重要事故シーケンス等の選定について」において示されて	とを確認した。
いる各プラント損傷状態と一致していることを確認する。	- TQUV
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	- TQUX
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· 長期 TB
	· TBD
	· TBU
	· TBP
	· AE
	· SE1
	· SE2

(添付書類十 追補 2 Ⅰ 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 2-3 表 評価対象とする PDS の選定」)

解釈で想定する格納容器 破損モード	破損モード別 CFF (/炉年)	該当する PDS	破損モード内 CFF に対する割合(%)	最も厳しい PDS の考え方	評価対象と選 定した PDS
溶融炉心・コンクリー ト相互作用 1.1E-10		TQUV	25.7%	【事象進展緩和の余裕時間の厳しさの観点】 ・MCCI については、過渡事象のうち、原子炉の水位低下が早い事象を選定することで対応が厳しいシーケンスとな	
		TQUX	13.1%	る。 ・TQUV は、事象進展が早く、対応時間の余裕が少なくかつ大量の溶融炉心が格納容器下部に落下する。 【事象進展の厳しさの観点】 ・MCCI の観点からは、格納容器下部に落下する溶融炉心の割合が多くなる原子炉圧力容器が低圧で破損に至るシーケンスが厳しい。 ・この観点から、高圧の状態が維持される TQUX 及び TBD、TBU、長期 TB は、厳しくならないことから選定対象から除外した。 ・LOCA は格納容器下部への冷却材の流入の可能性があり、MCCI の観点で厳しい事象ではないと考えられるため、選定対象から外した。 なお、「溶融炉心・コンクリート相互作用」の破損モードに対する寄与割合の大きい PDS は、長期 TB、TQUV 及び TQUX である。長期 TB の寄与割合が 53.3%と高いが、事象進展が遅く格納容器破損防止対策を講じる時間余裕があると考えられることから、本破損モードに対する評価対象として選定していない。TQUX の寄与割合が 13.1%と高い	
		長期 TB	53. 3%		TQUV
		TBD	4.0%		
	1. 1E-10	TBU	0.6%		
		TBP	0.4%		
		AE <0.1% S1E 2.8%	<0.1%		3
			2.8%	が、高圧シーケンスであり溶融炉心の重量及び保有エネルギーが小さくなると考えられることから、本破損モード に対する評価対象として選定していない。	
		S2E	<0.1%	以上より、TQUV が最も厳しい PDS となる。なお、いずれの PDS を選定しても必要な監視機能を維持可能である。	

(注)格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)」に対する格納容器破損防止対策については、格納容器破損モード「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の一連の重大事故等対策の有効性評価の中で確認したことから、一部の参照する表等は、「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」のものを用いている。

(2) 格納容器破損モードの特徴及び格納容器破損防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 格納容器破損モードの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性につ いて 1) 事象進展の概要は、以下のとおり対策の必要性としての論点を明確に 1) するものとなっているか。 (i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな (i) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴は、原子炉格納容器下部への溶融炉心の落下に伴い発生する水蒸気及び非凝縮性ガスによって、原子 |炉格納容器内の圧力及び温度が上昇し、原子炉格納容器の破損に至る。また、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解、コンクリート侵食等によって| る対策の観点から、格納容器破損モード全体の特徴を代表している ことを確認するとともに、対策を講じない場合の炉心損傷に至る事 水素が発生し、発生した水素と原子炉格納容器内の酸素が反応することにより激しい燃焼が生じ、原子炉格納容器の破損に至る。さらに、原子炉圧力 象進展を確認する。 容器から溶融炉心が原子炉格納容器内の床上に流出し、溶融炉心と接触した床コンクリートが溶融炉心により侵食され、原子炉格納容器の構造部材の 支持機能が喪失し、原子炉格納容器の破損に至ることを確認した。具体的には、「発電用原子炉の運転中に運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材喪 失事故(LOCA)又は全交流動力電源喪失が発生するとともに、ECCS 等の安全機能の喪失が重畳する。このため、緩和措置がとられない場合には、原子 炉圧力容器内の溶融炉心が格納容器内へ流れ出し、溶融炉心からの崩壊熱や化学反応によって、格納容器下部のコンクリートが侵食され、格納容器の 構造材の支持機能を喪失し、格納容器の破損に至る。」ものであり、本格納容器破損モード内の PDS の特徴を代表したものとなっていることを確認し た。 (ii) 対策の基本的な考えが、格納容器破損モードの特徴を踏まえて (ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、溶融炉心を冷却し、溶融炉心によるコンクリート侵食を抑制するためには、原子炉圧力容器破損前に原 子炉格納容器下部へ注水する必要がある。さらに、原子炉圧力容器破損後に原子炉格納容器内の圧力及び温度を抑制するため、原子炉格納容器内を 必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安定状態に向けた |冷却し、原子炉格納容器からの除熱を行う必要がある|ことを確認した。本格納容器破損モードの特徴を踏まえ、初期の対策として、原子炉格納容器 対策を分けているか確認する。 代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水、原子炉格納容器代替ス プレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却が必要であること、安定状態に向けた対策としては、代替循環冷却系による原子炉格納容器 からの除熱が必要であることを確認した。

(3) 格納容器破損防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 格納容器破損モード全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 格納容器破損モード内のその他のシーケンスでの対策も含めて、手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準規則への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i) 判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するまでの時間遅れ等を考慮していることを確認。	1) (i) 本格納容器破損モードでは、ECCS 機能喪失、炉心損傷等を判断する必要があり、このための計装設備として、対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第7.2.2-1 表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」において、原子炉水位(SA 広帯域)、原子炉水位(SA 燃料域)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)等が挙げられていることを確認した。
(ii) 初期の格納容器破損防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii) 本格納容器破損モードの事象進展の概要・特徴を踏まえ、原子炉圧力容器破損前の対策は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。原子炉圧力容器の減圧後は原子炉圧力容器破損による溶融炉心の落下に備え、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水を実施する。原子炉圧力容器破損後には、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水に切り替えるとともに原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を実施する。このため、原子炉格納容器下部水位計、ドライウェル水位計、大容量送水ポンプ(タイプI)、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、復水移送ポンプ及び復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の格納容器破損防止対策として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却については、「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」及び「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク及び大容量送水ポンプ(タイプ I)等が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7. 2. 2-1 表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。 ① 格納容器の破損を回避した後、原子炉及び原子炉格納容器が安定状態に導かれることを確認。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、原子炉格納容器からの除熱を実施するため、代替循環冷却系により、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内のスプレイを同時に行う。このため、代替循環冷却ポンプ、原子炉補機代替冷却水系、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、サプレッションチェンバを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 安定状態に向けた対策である代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱については、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」で整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、代替循環冷却ポンプ、原子炉補機代替冷却水系、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及びサプレッションチェンバが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備は、「第7.2.2-1表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」に整理されて
② 原子炉格納容器の安定状態が長期的に維持されるものであることを確認。③ さらなる長期対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定状態を維持するための手順や方針が示されていることを確	いることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。 ② 原子炉格納容器の冷却状態の長期維持については①に示すとおり、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱により、最終ヒートシンクに熱を 逃がせること等から長期的に安定状態を維持できることを確認した。 ③ 補足説明資料(添付資料 3.5.1)において、残留熱除去系機能を復旧して除熱を行うことにより、安定状態の更なる維持が可能となることが示されて いる。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
認。	補足説明資料(添付資料 3.5.1)には、本評価事故シーケンスにおける安定状態の定義が次の通り示されている。 ・格納容器安定状態:
	溶融炉心・コンクリート相互作用による格納容器下部床面及び壁面の侵食が停止し、侵食の停止を継続するための設備がその後も機能維持できると
	判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合、安定状態が確立されたものとする。
(iv) 初期の格納容器破損防止対策設備及び安定状態に向けた対策 設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。	
(BWR MCCIの場合) ① 原子炉格納容器下部への注水に係る計装設備を確認。	 ① 原子炉格納容器下部への注水を監視するための計装設備として、原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱 除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、原子炉格納容器下部注水流量等が挙げられていることを確認した。
② 原子炉格納容器内の温度、圧力、線量に係る計装設備を確認。	② 原子炉格納容器内の温度、圧力及び線量を監視するための計装設備として、ドライウェル温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容器内雰囲 気放射線モニタ (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 等が挙げられていることを確認した。
③ 原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器からの除熱に係る 計装設備を確認。	③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の監視のために、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウェル温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力等を挙げていることを確認した。また、代替循環冷却系の監視のために、ドライウェル温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、サプレッションプール水温度、圧力抑制室水位、代替循環冷却ポンプ出口流量等を挙げていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確に示しているか確認する。(BWR MCCIの場合)	
① 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	① 原子炉補機代替冷却水系の準備が完了し、代替循環冷却系の運転の準備が完了した時点(解析上は事象発生から 24 時間後)で代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器からの除熱へと移行することを確認した。
	(vi)本評価事故シーケンスにおける有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。
① 有効性評価においては期待していないもの、実際には行う対	 ① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。
策が網羅的に記載されていることを確認。	・・・中央制御室からの高圧代替注水系起動
	· 原子炉格納容器内 pH 調整
	・・ドライウェル冷却系による原子炉格納容器内の除熱
	・ 原子炉格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水
	・ 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給
	・ 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱
	・・淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給等
	・・高圧注水/低圧注水機能回復操作
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	② 「技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の 過圧破損を防止するための手順等」、「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.9 水素爆発による

原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」、「技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「技術的能力 1.11

に含めていることを確認。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作 を実施することになっている場合には、回復操作も含めてい ることを確認。	使用済燃料貯蔵層の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」において、①の実手順も含めて実手順が整理されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と整合していることを確認した。 ③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本格納容器破損モードにおける手順及び その着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力」と整合していることを 確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本格納容器破損モードにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「5.重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第7.2.2-1表 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第37条 解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (炉心の著しい損傷の防止) 1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の 先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。 2) 対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。 ※「格納容器破損防止対策の有効性評価」では要求されていないため、確認不要。	※「格納容器破損防止対策の有効性評価」では要求されていない。
3) 対策の概略系統図は整理されているか。 (i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・弁が明示されているか確認する。 記載要領 ・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。 ・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。なお、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で点線囲みされていなくてもよい。	3) (i) 本格納容器破損モードにおける重大事故等対策に関する設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)等が示されており、これらを接続する配管や弁についても概略系統図に示されていることを確認した。また、安定状態に向けた対策に関する設備として、代替循環冷却系が示されており、これらを接続する配管や弁についても概略系統図に示されていることを確認した。
4) 対応手順の概要は整理されているか。 (i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 ① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わないように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
記載要領	
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上	
の設定と解析上の設定がわかるように記載。	
・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ	
いても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価	
上は考慮しないことが明確であるように記載。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていること及びその根拠や妥当性を確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。	原子炉スクラム・タービントリップ: 平均出力領域モニタ指示降下等で確認する。 高圧注水/低圧注水機能喪失: 状態表示ランプ、警報、ポンプ出口流量等により、高圧注水/低圧注水系等の安全機能の喪失を確認する。
	<u>炉心損傷</u> : 格納容器内雰囲気放射線モニタで、格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当の10 倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器表面温度で300°C以上を確認した場合、炉心損傷と判断する。 <u>逃がし安全弁(自動滅圧機能)による原子炉急速減圧の判断</u> : 原子炉水位の低下が継続し、燃料有効長底部から燃料有効長の20%上の位置に到達した時点で、原子炉注水の手段が全くない場合でも、中央制御室からの遠隔操作によって手動操作により逃がし安全弁(自動減圧機能)2 個を開放し、原子炉を急速減圧する。 <u>損傷炉心冷却未達成</u> : 原子炉水位レベル0未満及び原子炉圧力容器下鏡部温度 300°C 未満により損傷炉心冷却未達成と判断する。 <u>損傷炉心冷却失敗</u> : 原子炉圧力容器下鏡部温度 300°C到達(溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行確認)で失敗を確認する。 <u>原子炉店納容器下鏡部温度 300°C到達(溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行確認)</u> により実施する。その後、ドライウェル水位が 0.23m(原子炉格納容器下鏡部温度 300°C到達(溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行確認)により実施する。その後、ドライウェル水位が 0.23m(原子炉格納容器下競水位 3.88m)に到達するまで水張りを実施する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器破損判断パラメータにより判断する。 原子炉圧力容器で損割がパラメータにより判断する。 原子炉圧力容器で損割がパラメータにより判断する。 原子炉圧力容器で損割がパラメータにより判断する。

確認結果(女川2号)

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部注水を停止後、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子 炉格納容器下部への注水を実施し、ドライウェル水位 0.02m(原子炉格納容器下部水位 3.67m)からドライウェル水位 0.23m(原子炉格納容器下部

	<u>始の判断</u> : 格納容器圧力 0.64MPa[gage]到達により、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却を実施する。 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の判断: 原子炉補機代替冷却水系の準備が完了した後、代替循環冷却系の運転の準備を実施する。運転準備の完了後、代替循環冷却系による原子炉注水及び原子炉格納容器除熱を開始する。(解析上は事象発生から 24 時間後)
5)本格納容器破損モード内の事故シーケンスの対応に必要な要員について整理されているか。	5)
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。 ① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」等を踏まえ、以下の通り整理されていることを確認した。 ① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
整理されていることを確認。 ② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整合していることを確認。	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「技術的能力1.7 原子 炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「技術的能力1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」等と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していない作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕等)を確認。⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	 ③ (3)1)(vi)①で挙げられた、中央制御室からの高圧代替注水系起動等、実際には行うが解析では期待しない操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上されていることを確認した。 ④ 本格納容器破損モードの対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理されており、実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。 ⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。
記載要領 ・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。 タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を 含んでいること。	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定 事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。 (1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。 a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。 b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、連やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は 手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な時間に基づき設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。 c. 現場で実施する操作については、個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお、有効性評価における解析の条件設定においては、操作場所までのアクセスルートの状況、操作場所の作業環境等を踏まえて、現場操作に必要な時間を設定する。 (2) 有効性評価における操作時間は、「技術的能力に係る審査基準への適合状況説明資料」で示している操作時間と同一若しくは時間余裕を踏まえて設定する。

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器冷却開

水位 3.88m) に維持する。

審査の視点及び確認事項

2. 格納容器防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
1) 解析を実施する上で、PRA の結果等を踏まえ、評価事故シーケンスが	1)
適切に選定されているか。	
(i) 格納容器破損モード内のシーケンスから、評価事故シーケンス	(i) 評価事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
を選定した理由を確認する。	
① 評価事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重	① PRAにより選定された最も厳しいプラント損傷状態は、「TQUV」である。評価事故シーケンスは、事象進展が早く炉心損傷までの時間余裕の観点で厳し
要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も	い過渡事象を起因事象とし、「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+デブリ冷却失敗)」を選定したことを確認した。
厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して	
いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確	
認。	
② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選	② 本格納容破損モードの評価事故シーケンスは、「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+デブリ冷却失敗)」を選定する。こ
定されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故	れは、溶融炉心の冷却の観点から、原子炉格納容器下部に落下する溶融炉心の細粒化割合が小さく冷却が厳しくなる原子炉圧力容器が低圧で破損す
シーケンス選定の妥当性を確認している。	るシーケンスのうち、事象初期から原子炉格納容器下部に原子炉冷却材が流入する可能性がある「LOCA」を除外し、原子炉格納容器下部に落下する
	溶融炉心を冷却するための対策実施の時間余裕がより厳しくなるシーケンスであることから選定することを確認した。
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
2) 有効性評価ガイド 3.2.1(2)の要求事項を踏まえ、使用する解析コー	2)
ドは適切か。(→解析コードの確認ポイント資料へ)	
(i) 評価事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 本評価事故シーケンスにおける重要現象として、炉心における崩壊熱、燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化、燃料被覆管変
	形、沸騰・ボイド率変化、気液分離(水位変化)・対向流、炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション、構造材との熱伝達、下部プレナ
	ムでの溶融炉心の熱伝達、原子炉圧力容器破損、原子炉圧力容器内 FP 挙動、炉心損傷後の原子炉格納容器における原子炉格納容器下部床面での溶
	融炉心の拡がり、原子炉圧力容器外 FCI(溶融炉心細粒化)、原子炉圧力容器外 FCI(デブリ粒子熱伝達)、溶融炉心と原子炉格納容器下部プール水
	との伝熱、溶融炉心とコンクリートの伝熱並びにコンクリート分解及び非凝縮性ガス発生が挙げられていることを確認した。具体的な確認内容は、
	解析コード審査確認事項へ。
/*: \	/**
	(ii)上記(i)で確認した重要現象である炉心損傷後の原子炉圧力容器内の溶融炉心のリロケーション、原子炉圧力容器破損、溶融炉心によるコンクリ
解析する能力があることを確認する。	一ト分解等を取り扱うことができる MAAP を用いることを確認した。MAAP の適用性についての具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。
(左為快気圧ギノド)	
(有効性評価ガイド)	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (1) 有効性評価の手法及び範囲 (2.2.2 有効性	
(1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析	

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の	
適用を否定するものではない。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデル	
の適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を	
適切に考慮する。	
3) 有効性評価ガイド 3.2.1(1)及び(3)の要求事項を踏まえ、解析コード	3)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本評価事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラ
及び解析条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか。	メータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作条件の不確かさとして、「認知」、「要員配置」、「移
	動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」に起因して生じる運転員等の開始時間の変動が操作開始時間に与える影響及び評価
	項目となるパラメータに与える影響を確認する方針が示されていることを確認した。

(2) 有効性評価(事象進展解析、Cs-137 の放出量評価)の条件

審査の視点及び確認事項

(有効性評価ガイド)

3.2.2 有効性評価の共通解析条件
(4) 外部電源
外部電源の有無の影響を考慮する。

3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等
(6) 溶融炉心・コンクリート相互作用
a. 現象の概要

し、溶融炉心からの崩壊熱や化学反応によって、原子炉格納容器床の コンクリートが浸食され、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪 失する場合がある。

原子炉圧力容器内の溶融炉心が原子炉格納容器内の床上へ流れ出

- b. 主要解析条件 (「3.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目 を除く。)
- (a) 評価事故シーケンスは PRA に基づく格納容器破損シーケンスの中から溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) の観点から厳しいシーケンスを選定する。
- (b) 落下する溶融炉心の量は、部分的に原子炉圧力容器内にとどまる ことが示されない限りは全炉心に相当する量とする。溶融炉心の落 下量の時間変化は事象進展を考慮して適切に設定する。
- (c) 溶融炉心が原子炉圧力容器直下の床面上に流れ出す前の床面上の 水及び原子炉格納容器下部への注水による冷却を適切に考慮する。
- (d) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を適切に考慮する。
- (注)原子炉圧力容器の下部から溶融炉心が流れ出す時点で溶融炉心 の冷却に寄与する十分な原子炉格納容器床の水量及び水位が確 保されており、かつ、崩壊熱等を十分に上回る原子炉格納容器下 部注水が行われれば、評価項目を概ね満たすものと考えられる。
- c. 対策例
- (a) 原子炉格納容器下部注水設備
- (b) 原子炉格納容器バウンダリの防護
- 3.2 有効性評価に係る標準評価手法
- 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲
- (6) 設置許可基準規則の解釈内規第37条2-3(c)の「放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくと どめるものであること」を確認するため、想定する格納容器破損モ

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
ードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていることを確認する。	
1. 主要解析条件の設定値の根拠の妥当性について	
1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条件の設定は妥当か。	1)
(i)外部電源の有無を確認する。	(i)外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。
① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する	① 本評価事故シーケンスへの事故対応に用いる設備は非常用高圧母線に接続されており、非常用ディーゼル発電機からの電源供給が可能であるため、
解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていることを確認。	外部電源の有無は事象進展に影響を与えないが、非常用ディーゼル発電機に期待する場合の方が資源の観点で厳しいことを踏まえ、外部電源なしと していることを確認した。
(ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。	
① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。	
② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている かを確認。	② 「第7.2.2-2表 主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)」において、初期条件、事故条件について原子炉停止後の崩壊熱、原子炉圧力、原子炉水位、安全機能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確認した。
(iii) 3.2.3 格納容器破損モードの主要解析条件等にしたがい、以下の条件を含めていることを確認する。 (MCCIの場合)	(iii) 格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド 3.2.3 にしたがい、以下の条件を明確にしていることを確認した。
① 落下する溶融炉心の量は、部分的に原子炉圧力容器内にと どまることが示されない限りは全炉心に相当する量とする。 溶融炉心の落下量の時間変化は事象進展を考慮して適切に 設定していることを確認。	① 第7.2.5-2 図にあるとおり、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下は、事象発生から約4.3 時間後の原子炉圧力容器破損時に生じていることを確認した。なお、その際の落下する溶融炉心量については、補足説明資料(「19. 格納容器下部に落下する溶融デブリ評価条件と落下後の堆積に関する考慮」)において、全溶融炉心が一度に落下することで保守的に評価していることを確認した。
② 溶融炉心が原子炉圧力容器直下の床面上に流れ出す前の床 面上の水及び原子炉格納容器下部への注水による冷却を適 切に考慮していることを確認。	② 原子炉圧力容器下鏡部温度 300°C到達により溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行を確認した場合、格納容器下部への注水を行うこと及び原子炉圧力容器が破損し溶融炉心が格納容器下部に落下した場合、格納容器下部への崩壊熱相当以上の流量で注水を行うこととしており、溶融炉心が原子炉圧力容器直下の床面上に流れ出す前の床面上の水及び原子炉格納容器下部への注水による冷却を適切に考慮していることを確認した。

審査の視点及び確認事項

- (iv) 設置許可基準規則の解釈内規第37条2-3(c)にしたがい、Cs-
- 137 の放出量評価に関する条件を確認する。
- ① 評価対象とする炉心の条件を確認。
- の放出割合を確認。
- 認。
- ④ 原子炉建屋→環境への漏えい条件を確認。
- ⑤ 格納容器圧力逃がし装置の除染係数を確認。

確認結果(女川2号)

- (iv) Cs-137 の放出量評価に関する条件について、以下のとおり確認した。
- ① 事象発生まで、定格出力の 100%で長期間にわたって運転されていたものとする。その運転時間は、燃料を約 1/4 ずつ取り替えていく場合の平衡炉心 を考えて、最高 50,000 時間とすることを確認した。
- ② 炉内内蔵量のうち、原子炉格納容器内に放出される Cs-137 | ② | Cs-137 は、原子炉格納容器から漏えいし原子炉建屋を経由して環境に放出されるものとする。原子炉圧力容器から原子炉格納容器内への漏えい量は、 炉心に内蔵される Cs-137 が事象進展に応じた割合で原子炉格納容器内に漏えいするものとし、代表的なソースタームに関する報告書である NUREG-1465 の放出割合よりも大きい値を示す傾向のある MAAP を用いて算出する。また、原子炉格納容器内での Cs-137 除去効果については、原子炉格納容 器スプレイ及びサプレッションプールでのスクラビング等による効果を考慮することを確認した。
- ③ 原子炉格納容器→原子炉建屋への漏えい量の評価条件を確│③ 原子炉格納容器から原子炉建屋への漏えい率は、原子炉格納容器内の圧力に応じて設計漏えい率を基に評価した値を用いることを確認した。また、原 子炉格納容器貫通部内における粒子状放射性物質の捕集効果による除染係数は 10 とすることを確認した。非常用ガス処理系による原子炉建屋原子炉 棟内の設計負圧が維持されていることを想定し、設計換気率 0.5回/日を考慮することを確認した。
 - ④ 原子炉建屋内での放射能の時間減衰は考慮せず、また、原子炉建屋内での粒子状物質の除去効果は保守的に考慮しないことを確認した。
 - ⑤ 該当なし。(格納容器圧力逃がし装置は使用しない。)

3.2.1 有効性評価の手法及び範囲

- (1) 有効性評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2.2 有効性 評価の共通解析条件 | 及び「3.2.3 格納容器破損モードの主要解析 条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件 の適用を否定するものではない。
- 3.2.2 有効性評価の共通解析条件
- (3) 設計基準事故対処設備の適用条件
- a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する 場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に ついて計装上の誤差は考慮しない。
- b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当 性(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等)が示された場合 には、その機能を期待できる。
- c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。
- (5) 重大事故等対処設備の作動条件
- a. 格納容器破損防止対策の実施時間
 - (a) 格納容器破損防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の 利用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。
 - (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設 定する。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。 b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計仕様 に基づき設定する。 c. 格納容器破損防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補 機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考 慮する。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。 (i)機器条件として、原子炉圧力容器破損前の機器条件は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。原子炉圧力容器の破損後の原子 (i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な | 炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水流量は、溶融炉心の冠水継続が可能な流量を考慮して 50m³/h と 設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その する。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流量は、原子炉格納容器内の圧力及び温度の抑制に必要なスプレイ流量を考慮して 88m³/h と 際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され する。代替循環冷却系の循環流量は、原子炉格納容器内のスプレイに 100m³/h、原子炉圧力容器への注水に 50m³/h の流量配分とし、同時に注水及びス ていることを確認する。 |プレイを実施する|ことを確認した。その他の機器条件も含め、具体的な確認結果は以下のとおり。 - ① 「第722−2表 主要解析条件(高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱)」より、本評価事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由につ ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を 使用している場合には、その影響を、運転員等操作開始時間 いては、以下に示すとおりであることを確認した。 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流量: 及び解析結果に対する観点から確認していること。 格納容器内の圧力及び温度の抑制に必要なスプレイ流量を考慮して 88m³/h とする。 (BWR MCCIの場合) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流量: · 代替格納容器スプレイ、原子炉格納容器下部への注水及び最 格納容器内の圧力及び温度の抑制に必要なスプレイ流量を考慮して 88 m³/h とする。 終ヒートシンクに関する流量等の設定を確認。 原子炉格納容器下部注水系(常設)の流量: 溶融炉心の冠水が継続可能な流量として 50 m³/h とする。 代替循環冷却系の流量: 設計値として、循環流量は全体で 150m³/h とし、原子炉注水へ 50m³/h、格納容器スプレイへ 100 m³/h にて流量を配分し、スプレイ及び注水を同時 に実施する。 (ⅱ) 有効性評価ガイド3223)c. にしたがって、解析上、故障を|(ⅱ) 本評価事故シーケンスにおいて、安全機能の喪失を仮定している高圧注水機能、低圧注水機能及び外部電源について、機器条件として設定されてい 想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。 ないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失 の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。) 3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件(原子炉格納容器下部への │(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。

注水の開始時間等)を確認する。

審査の視点及び確認事項

- ① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接 近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に よる時間内であることを確認。
- ※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資 料」により確認する。

② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場 | 操作を必要とするもの等) については、その操作余裕時間を 確認。

確認結果(女川2号)

① 本評価事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャー トと有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。 原子炉急速減圧操作:

「技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室) 1名であり、逃がし安全弁の手動操作に5分以内を設定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されて いることを確認した。

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による格納容器下部注水操作:

「技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための原子炉格納容器内の冷却するための手順等」の操作の成立性において、本操作 に係る要員は、運転員(中央制御室)1名であり、系統構成、ポンプ起動等に20分以内を設定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上 記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。

原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による格納容器下部注水操作:

「技術的能力1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための原子炉格納容器内の冷却するための手順等」の操作の成立性において、本操作 に係る要員は、運転員(中央制御室)1名であり、系統構成、ポンプの起動等に5分以内を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても 上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による格納容器内の冷却操作:

「技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1 名、重大 事故等対応要員9名であり、大容量送水ポンプ(タイプI)の移動・設置、注水ヘッダの運搬・設置、ホースの敷設・接続等に385分以内を想定し ており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。

原子炉補機代替冷却水系(A系)による補機冷却水確保:

「技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の操作の成立性において、取水口から海水を取水する場合(山側ルート)の場 合、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員6名であり、大容量送水ポンプ(タイプI)及 び熱交換器ユニットの移動・設置、ホースの敷設・接続に 535 分以内を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作 業時間が整理されていることを確認した。

代替循環冷却系による格納容器除熱操作:

「技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)

1 名であり、系統構成、ポンプ起動等に 20 分以内を想定しており、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容と作業時間が整理され ていることを確認した。

② 重大事故等対処設備の操作条件として、原子炉圧力容器破損前の操作条件は「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」と同一である。原子炉圧力 |容器破損前において、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した場合に開始する原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容 |器下部への注水は、ドライウェル水位が 0.23m(原子炉格納容器下部水位 3.88m)に到達した場合に停止する。破損原子炉圧力容器の破損後の原子炉 |格納容器下部への注水は、ドライウェル水位が 0.02m (原子炉格納容器下部水位 3.67m) まで低下した場合に実施し、ドライウェル水位が 0.23m (原子 |炉格納容器下部水位 3.88m) に到達した場合に停止する。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却は、原子炉格| |納容器内の圧力が 0.640MPa[gage]に到達した場合に開始し、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱を開始した場合に停止する。代替循環 |冷却系による原子炉格納容器からの除熱の開始時間は、原子炉補機代替冷却水系への切替えの準備時間等を考慮して、事象発生から 24 時間後 とする ことを確認した。また、原子炉格納容器下部への注水の時間余裕は「3.(3)操作時間余裕の把握」で確認する。

③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異|③ 原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水供給は、重大事故等対応要員の現場での連続した操作(アクセスルート復旧、大容量送水ポンプ(タイプ I)

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	の準備、原子炉補機代替冷却水系の準備、可搬型窒素ガス供給装置の準備等)を考慮して解析上の操作開始時間を設定していることを確認した。
の理由が妥当なものであることを確認。	

(3) 有効性評価の結果

確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (重大事故等の拡大の防止等) (原子炉格納容器の破損の防止) 2-3 上記2-2の「有効性があることを確認する」とは、以下の評価 項目を概ね満足することを確認することをいう。 (i) 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支 持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解 1) 釈における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から格納容器破損防止対策とその | (i) 事象進展やプラントの過渡応答は適切であるかについて、以下のとおり確認した。 効果等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡 応答が適切であるかを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 ① 「7.2.2.2(3)有効性評価の結果」及び「7.2.5.2(3)有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、炉心損傷及び格納容器破損のおそれに 至るプロセス、初期の格納容器破損防止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.2.5-2 図により、給水流量が全喪失し、逃がし安全弁からの蒸気流出により、原子炉水位が低下していることを確認した。 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙 | ③ 第 7.2.2-13 図により、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器代替スプ レイ冷却系(可搬型)、代替循環冷却系が作動していることを確認した。 動を確認。 ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 ④ 第 7.2.5-11 図及び第 7.2.5-12 図及び 7.2.5.2(3)有効性評価の結果より、原子炉圧力容器破損時の格納容器下部水位は約 3.8m 確保されていること、 これにより溶融炉心は冷却され、格納容器下部床面及び壁面のコンクリート侵食量は約2cmであることを確認した。 (BWR MCCIの場合) 起因事象に関連するパラメータ: ・原子炉水位対策の効果: 原子炉格納容器内の圧力及び温度 格納容器下部水位の推移 ・ 格納容器下部壁面及び床面の侵食深さの推移 記載要領 ・ トレンド図の変曲点については、説明を加えること (ii) 評価項目となるパラメータが評価項目を満足しているか確認 (ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、以下のとおり確認した。 する。 a. 事象発生から約 43 分後に炉心損傷に至る。事象発生から約 2.5 時間後に原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点で原子炉格納容器代替 スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水を開始する。原子炉圧力容器が破損に至り溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下する時 |点(事象発生から約4.3時間後)において約3.8mの原子炉格納容器下部水位が確保され、溶融炉心は冷却される。コンクリート侵食量は原子炉格 |納容器下部の床面及び壁面ともに約2cmであり、原子炉格納容器の構造部材の支持機能に及ぼす影響はない。 b. 炉心損傷に伴うジルコニウムー水反応及び水の放射線分解により、事象発生から 7 日後において、ドライ条件に換算して、水素濃度は 13vol%を超 |えるが、ドライェル内の酸素濃度は約 2.3vol%、サプレッションチェンバ内の酸素濃度は約 3.2vol%であり、可燃限界である 5vol%を下回る。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	c. 原子炉圧力容器の破損時に、溶融炉心が原子炉格納容器下部の水中に落下する際、圧力スパイクが生じるが、原子炉格納容器内の圧力は約
	0.23MPa[gage]、温度は約128℃に抑えられる。
	d. 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下後は、継続的に原子炉格納容器への下部注水を行うことで溶融炉心を冷却するとともに原子炉格納容器代
	替スプレイ冷却系(可搬型)により原子炉格納容器内を冷却することから、原子炉格納容器内の最高圧力は 0.640MPa[gage]、最高温度は約 180℃に
	抑えられる。
	e. 事象発生から 24 時間後、原子炉補機代替冷却水系による代替循環冷却を開始することにより、原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇は抑制され
	低下傾向に転じ、原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができる。
	f. 原子炉格納容器から環境への Cs-137 の放出について、原子炉格納容器から原子炉建屋への漏えい率は、原子炉格納容器内の圧力に応じて設計漏え
	い率を基に評価した値を用いる。保守的に原子炉建屋内での除去効果を考慮せず評価した場合の放出量は約 1.2×10 ⁻¹ TBq(7日間)となり、100 TBq
(BWR MCCIの場合)	を下回っている。
① 格納容器下部壁面及び床面の侵食深さの推移	① 第 7.2.5-12 図にあるとおり、溶融炉心落下前の原子炉格納容器下部への水張り及び溶融炉心落下後の原子炉格納容器下部への注水の継続によって、
	原子炉格納容器下部のコンクリートの侵食量は床面及び壁面共に約 2cm に抑えられるため、原子炉圧力容器の支持機能を維持できることを確認した。
② 格納容器圧力及び温度	② 第 7.2.5-3 図にあるとおり、原子炉格納容器バウンダリにかかる最大圧力は、約 0.640MPa[gage]に抑えられ、限界圧力 0.854MPa[gage]を下回ってい
	ることを確認した。第 7.2.5-4 図にあるとおり、原子炉格納容器バウンダリにかかる最大温度は、約 180℃であり、限界温度 200℃を下回っているこ
	とを確認した。
③ 格納容器内の気相濃度	③ 溶融炉心・コンクリート相互作用による可燃性ガスの発生は、原子炉格納容器下部のコンクリートの侵食量が約 2cm であるため、約 11kg の可燃性ガ
	ス及びその他の非凝縮性ガスが発生するが、ジルコニウムー水反応によって約 487kg の水素が発生することを考慮すると、溶融炉心・コンクリート
	相互作用による可燃性ガス及びその他の非凝縮性ガスの発生が格納容器圧力に与える影響は小さい。このため、溶融炉心・コンクリート相互作用によ
	る可燃性ガスの発生が格納容器圧力に与える影響は小さい。溶融炉心・コンクリート相互作用によって生じる約11kg の気体の内訳は、可燃性ガスで
	ある水素が全てを占める。なお、格納容器下部への溶融炉心落下後の本評価における水素濃度は、ウェット条件、ドライ条件ともに 13vol%を上回る。
	一方、ウェット条件における酸素濃度は、酸素の蓄積が最も進む事象発生から 7 日後においても約 2.1vol%であり、可燃限界を下回る。ドライ条件で
	は、事象発生の約 7 時間後から約 23 時間後までの間、ドライウェルにおける酸素濃度が可燃限界である 5vol%を上回る。この間は、ウェット条件での
	酸素濃度は約 0.004vol%であり、ドライウェル内の非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧の和は大気圧よりも低く、0.01MPa[abs]未満(水素及
	び酸素の分圧の和は 0.01MPa[abs]未満)である。この間のサプレッションチェンバ内のウェットの条件での水蒸気の濃度は約 8.5vol%であり、サプレ
	ッションチェンバ内の全圧が 0. 56MPa[abs]以上であることから、非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧は少なくとも 0. 51MPa[abs]以上である。
	このため、仮にドライウェル内の水蒸気が凝縮してドライウェル内の圧力が低下し、相対的に水素濃度及び酸素濃度が上昇しても、ドライウェル内の
	水素濃度及び酸素濃度が可燃限界を上回る前に、サプレッションチェンバから酸素濃度が 5. 0vol%未満の気体が流入する。このため、この間において
	ドライウェルの酸素濃度が現実に可燃限界である 5vol%を上回ることはない。事象発生の約 23 時間以降は、ドライ条件を仮定しても酸素濃度は 5. 0vol%
	未満で推移し、事象発生から 7 日後の酸素濃度はドライウェルで約 2.3vol%、サプレッションチェンバで約 3.2vol%であり、可燃限界である 5vol%を
	下回る。このため、原子炉格納容器内での可燃性ガスの燃焼が発生するおそれはないことを確認した。
④ 環境への Cs-137 の放出量	④ 環境への Cs-137 の放出は、代替循環冷却系を使用しており、放出は漏えいのみであり、放出量は約 1.2×10-1TBq (7 日間) となり、100 TBq を下回る
	ことを確認した。
(iii) 初期の格納容器破損対策により、原子炉格納容器の破損を防止	

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価に係る標準評価手法 3.2.1 有効性評価の手法及び範囲 (4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原 子炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少な くとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日 間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき ることを示すこと。) 2. 評価期間の妥当性について 1) 評価期間は、有効性評価ガイド 3.2.1(4)を踏まえたものとなって いるか。 (i) 安定状態になるまでの評価について、事象発生から 24 時間後、原子炉補機代替冷却水系による代替循環冷却を開始することにより、原子炉格納容器 (i)原子炉及び原子炉格納容器が安定状態になるまで評価している 内の圧力及び温度の上昇は抑制され低下傾向に転じ、原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができることを確認した。具体的な確認結果は以下の ことを確認する。 ① 原子炉格納容器の除熱が確立し、原子炉格納容器圧力・温度 1 第 7.2.5-3 図及び第 7.2.5-4 図にあるとおり、事象発生から 24 時間後、原子炉補機代替冷却水系による代替循環冷却を開始することにより、原子炉 格納容器内の圧力及び温度の上昇は抑制され、低下傾向にあることを確認した。 が低下傾向を示していることをトレンド図で確認。

であり、100TBqを下回っていることを確認した。

② 事象発生からの7日間以降、Cs-137の漏えいが継続した場合の影響評価を行ったところ、約1.3×10-1TBq(30日間)及び約1.3×10-1TBq(100日間)

② 事象発生7日以降も含めて環境へのCs-137の放出量を確認。

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

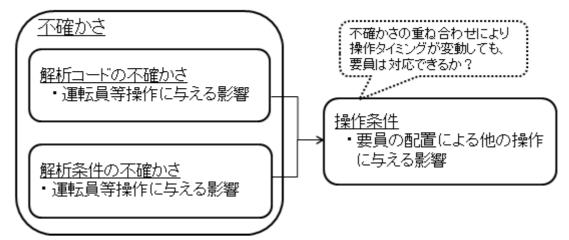
確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等の操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの	
適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適 切に考慮する。	
1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針	
1) <u>解析コード及び解析条件</u> の不確かさの影響評価 <u>方針</u> は妥当か。	1)
(i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「1.7 解	(i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。
析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえた方針	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範
であるかを確認。	囲として、運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。な
	お、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所要時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要
	因が運転員等の操作時間に与える影響及び評価項目となるパラメータに与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.5 有効性評価
	における解析の条件設定の方針」において、「解析コードの持つ重要現象に対する不確かさや解析条件の不確かさによって、さらに本発電用原子炉施設の
	有効性評価の評価項目となるパラメータ及び運転員等操作時間に対する余裕が小さくなる可能性がある場合は、影響評価において感度解析等を行うこと
	を前提に設定する。」としていることを確認した。
	参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さ
	くなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	(参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針)
	6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕
	を評価するものとする。
	不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子が
	ないと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複雑でする。
	複雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転	
員等操作が特定されているか確認する。	
① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受	① 本評価事故シーケンスの特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、事象発生から 12 時間程度までの短時間に期待する操作及び事象
ける影響を確認。	進展に有意な影響を与えると考えられる操作として、溶融炉心落下前の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による水張り操作及び溶融炉心落
	下後の原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による格納容器下部への注水操作であることを確認した。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価 審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 1. 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価 1)解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響評価の内容は妥当 1) (i) 解析コードの不確かさが運転員等操作に与える影響について、コンクリート侵食の発生を操作の起点とする運転員等の操作はないため、運転員等の (i) 解析コードが有する重要現象[※]の不確かさとその傾向が挙げら 操作時間に与える影響はないことを確認した。解析コードが有する重要現象の不確かさとその傾向、運転員等操作に与える影響の具体的な確認内容は以 れているか確認する。 下の诵り。 ① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や ① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。 他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて 炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化及び燃料被覆管変形の不確かさとして、炉心ヒートアップに関するモデルは、 いるか確認。 TMI事故及びCORA実験の再現性が確認されていること、炉心ヒートアップの感度解析により、炉心溶融開始時間及び炉心下部プレナムへの溶融炉心 移行の開始時間に対する感度は小さいことを確認した。 炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさとして、炉心モデル(炉心水位計算モデル)は原子炉水位挙動につ いて原子炉圧力容器内のモデルが精緻であるSAFERとの比較により水位低下幅は解析コードMAAP の評価結果の方が保守的であるものの、その差異は 小さいことを確認した。 ・・炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション及び構造材との熱伝達の不確かさとして、溶融炉心挙動モデルは、TMI事故の再現性が確認さ れていること、また、炉心崩壊に至る温度の感度解析により、原子炉圧力容器破損時間に対する感度は小さいことを確認した。 炉心損傷後の原子炉圧力容器における下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達の不確かさとして、溶融炉心の挙動モデルは、TMI事故の再現性が確認さ れていること、また、炉心下部プレナムと溶融炉心の熱伝達に関する感度解析により、原子炉容器破損時間に対する感度は小さいことを確認した。 炉心損傷後の原子炉圧力容器破損及び溶融の不確かさとして、制御棒駆動機構ハウジング溶接部の破損判定に用いる最大ひずみ(しきい値)に関す る感度解析により、最大ひずみを低下させた場合に原子炉圧力容器破損時間は早くなることを確認した。 炉心損傷後の原子炉圧力容器における原子炉圧力容器内FP挙動の不確かさとして、FP挙動モデルはPHEBUS-FP実験解析によりFP放出の開始時間を適 切に再現できることを確認した。 ・・・炉心損傷後の原子炉格納容器における溶融燃料ー冷却材相互作用の不確かさとして、溶融炉心の細粒化モデルにおけるエントレインメント係数等の 感度解析より、原子炉圧力容器外の溶融燃料ー冷却材相互作用による圧力スパイクに与える感度は小さいことを確認した。 ・・・炉心損傷後の原子炉格納容器下部床面での溶融炉心の拡がり及び溶融炉心と原子炉格納容器下部のプール水の伝熱の不確かさとして、エントレイン メント係数、上面熱流束及び溶融プールークラスト間の熱伝達係数の感度解析を実施した。感度解析の結果、コンクリート侵食量に対して上面熱流 束の感度が支配的であることを確認した。 ・ 炉心損傷後の溶融炉心とコンクリート伝熱、コンクリート分解及び非凝縮性ガス発生の不確かさとして、ACE及びSURC実験解析により、溶融炉心と コンクリートの伝熱及びそれに伴うコンクリート侵食挙動について妥当に評価できることを確認した。 以上により、解析コードが有する不確かさとその傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け|② 上記の不確かさのうち、炉心損傷後の原子炉圧力容器破損の不確かさとして、最大ひずみを低下させた場合、原子炉圧力容器破損時間が早くなる。こ る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を れは、原子炉圧力容器破損の時間(事象発生から約4.3時間後)が、十数分早まる程度である。格納容器下部への注水は中央制御室から速やかに実施 確認。 可能な操作であることから、原子炉圧力容器破損後のドライウェル水位を操作開始の起点としている格納容器下部への注水操作の開始に与える影響は ※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の 小さいことを確認した。なお、他の不確かさを考慮した場合は、運転員等操作に与える影響はない又は小さいことを確認した。 有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」 においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す

る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なコードを用いる。	
(3) 不確かさが大きいモデルを使用する場合又は検証されたモデルの	
適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に	
考慮する。	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響評価の内容は妥当か。	1)
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	(i) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響について、溶融炉心とコンクリートとの間の伝熱及びコンクリート侵食挙動については、ACE 実験及
響を確認する。	び SURC 実験、また、より新しい DEFOR 実験、OECD-MCCI 実験等の結果により MAAP 解析の妥当性が確認されている。しかし、これらの現象は不確かさが
	大きいことからコンクリート侵食量に影響を与えるパラメータについて検討し、感度解析を実施した。コンクリート侵食量に対して支配的な溶融炉心の
	上面熱流束について感度解析を実施した。上面熱流束が圧力に依存しないとした場合、コンクリート侵食量は原子炉格納容器下部の床面及び壁面ともに
	約 18cm であり、評価項目 (i) を満足することに変わりはない。また、コンクリート侵食量の増加に伴い溶融炉心・コンクリート相互作用による可燃性
	ガスの発生量が増加することとなるが、溶融炉心・コンクリート相互作用によって酸素が発生することはなく、可燃性ガスの発生量の増加は相対的に酸
	素濃度を下げる要因となり、事象発生から 7 日後において、ドライ条件に換算して、水素濃度は 13vol%を上回るが、酸素濃度は約 3.2vol%以下であり、
	評価項目(f)を満足することに変わりはないことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	① 解析コードの不確かさとその傾向について、以下のとおり確認した。
他コード等との比較、感度解析によりその傾向が把握されて	・ 炉心における燃料棒内温度変化、燃料棒表面熱伝達、燃料被覆管酸化及び燃料被覆管変形の不確かさとして、炉心ヒートアップに関するモデルは、
いるか確認。	TMI事故及びCORA実験の再現性が確認されていること、炉心ヒートアップの感度解析により、炉心溶融開始時間及び炉心下部プレナムへの溶融炉心
	移行の開始時間に対する感度は小さいことを確認した。
	・・ 炉心における沸騰・ボイド率変化及び気液分離(水位変化)・対向流の不確かさとして、炉心モデル(炉心水位計算モデル)は原子炉水位挙動につ
	いて原子炉圧力容器内のモデルが精緻であるSAFERとの比較により水位低下幅は解析コードMAAP の評価結果の方が保守的であるものの、その差異は
	小さいことを確認した。
	・ 炉心損傷後の原子炉圧力容器におけるリロケーション及び構造材との熱伝達の不確かさとして、溶融炉心挙動モデルは、TMI事故の再現性が確認さ
	れていること、また、炉心崩壊に至る温度の感度解析により、原子炉圧力容器破損時間に対する感度は小さいことを確認した。
	・ 炉心損傷後の原子炉容器における下部プレナムでの溶融炉心の熱伝達の不確かさとして、溶融炉心の挙動モデルは、TMI事故の再現性が確認されて
	いること、また、炉心下部プレナムと溶融炉心の熱伝達に関する感度解析により、原子炉圧力容器破損時間に対する感度は小さいことを確認した。
	· 炉心損傷後の原子炉圧力容器破損及び溶融の不確かさとして、制御棒駆動機構ハウジング溶接部の破損判定に用いる最大ひずみ(しきい値)に関す
	る感度解析により、最大ひずみを低下させた場合に原子炉圧力容器破損時間は早くなるものの、原子炉圧力容器破損(事象発生から約4.3時間後)
	に対して、早まる時間は僅かであり、破損時間が僅かに早まった場合においても、格納容器下部に初期水張りが実施されていることから、評価項目
	となるパラメータに与える影響は小さいことを確認した。

炉心損傷後の原子炉圧力容器における原子炉圧力容器内FP挙動の不確かさとして、原子炉圧力容器内FP挙動と溶融炉心・コンクリート相互作用によ

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
審査の視点及び確認事項 ② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を 確認。	る侵食量に関連はないことから、評価項目となるパラメータに与える影響はない。 ・ 炉心損傷後の原子炉格納容器における溶融燃料ー冷却材相互作用の不確かさとして、溶融炉心の細粒化モデルにおけるエントレインメント係数等の 感度解析により溶融炉心の細粒化割合がコンクリート侵食に与える感度は小さいことを確認していることから、評価項目となるパラメータに与える 影響は小さいことを確認した。 ・ 炉心損傷後の原子炉格納容器下部床面での溶融炉心の拡がりについて、均一堆積形状(円柱)と種々の不均一な堆積形状の場合の水への伝熱面積を 比較している。その結果、ベースケースで想定している均一堆積形状(円柱)が、最も水への伝熱面積が小さいことを確認した。また、溶融炉心と 原子炉格納容器下部のプール水の伝熱の不確かさとして、エントレインメント係数、上面熱流束及び溶融プールークラスト間の熱伝達係数の感度解 析を実施した。感度解析の結果、コンクリート侵食量に対して上面熱流束の感度が支配的であることを確認した。 ・ 炉心損傷後の原子炉格納容器における溶融炉心とコンクリート伝熱、コンクリート分解及び非凝縮性ガス発生の不確かさとして、ACE及びSURC実験 解析により、溶融炉心とコンクリートの伝熱及びそれに伴うコンクリート侵食挙動について妥当に評価できることを確認した。 以上により、解析コードが有する不確かさとその傾向が示されていることを確認した。具体的な確認内容は、解析コード審査確認事項へ。 ② 上記の不確かさのうち、コンクリート侵食量について支配的な溶融炉心からのプール水への熱流束について、不確かさに関する感度解析を行った。そ の結果、溶融炉心からのプール水への熱流束の感度解析については、コンクリートの侵食量は床面で約18cm、壁面で約18cmに抑えられ、原子炉格納 容器の構造部材の支持機能への影響はないことを確認した。また、他の不確かさを考慮した場合は、評価結果に与える影響は小さい又はないことを確
確認。	容器の構造部材の支持機能への影響はないことを確認した。また、他の不確かさを考慮した場合は、評価結果に与える影響は小さい又はないことを確認した。 認した。 補足説明資料「添付資料3.5.3 溶融炉心の崩壊熱及び溶融炉心からプール水への熱流束を保守的に考慮する場合並びに格納容器下部床面での溶融炉心の拡がりを抑制した場合のコンクリートの侵食量及び溶融炉心・コンクリート相互作用によって発生する非凝縮性ガスの影響評価」において、不確かさ評価を検討した評価条件が示されている。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉格納容器内の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、	
その機能を期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件の	1)
違いが <u>運転員等操作</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いてい	(i) 解析条件が運転員等操作に与える影響について、初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたって
る条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響(操作開	は、原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる崩壊熱等につい
始が遅くなる/早くなる)を確認する。	て影響評価を行うことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(BWR MCCIの場合)	
① 炉心崩壊熱の影響を確認。	① 炉心崩壊熱について、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、発生する蒸気量は少なくなり、原子炉圧力容器の破損に至るまでの事象進展は緩和されるが、操作手順(原子炉圧力容器下鏡部温度に応じて原子炉格納容器下部への初期水張り操作を実施すること原子炉圧力容器破損後のドライウェル水位に応じて格納容器下部への注水操作を開始すること)に変わりはないことから、運転員等操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 溶融炉心からプールへの熱流束の影響を確認。	② 溶融炉心からプールへの熱流束について、解析条件の 800kW/m²相当(圧力依存あり)に対して最確条件は 800kW/m²相当(圧力依存あり)であり、最 確条件とした場合は、解析条件と同様であるため、事象進展に与える影響はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
③ コンクリート以外の素材の扱いを確認。	③ コンクリート以外の構造材の扱いについて、解析条件の内側鋼板、外側鋼板及びリブ鋼板は考慮しないことに対して、最確条件はコンクリート以外の構造材を考慮することであり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、コンクリートより融点が高い内側鋼板、外側鋼板及びリブ鋼板の耐熱の効果により、溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食が抑制されるが、コンクリート侵食量を操作開始の起点としている運転員等操作はないことから、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件の	1)
違いが <u>評価結果</u> に与える影響評価の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いてい	(i) 解析条件が評価結果に与える影響については、 <mark>解析条件では、高めの燃焼度を想定することにより、崩壊熱に保守性を与えている。最確条件の場</mark>
る条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与える	合には、崩壊熱は解析条件よりも小さく、原子炉圧力容器破損までの事象進展が緩やかになるため、原子炉格納容器下部への注水操作に対する準備時
影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。	間の余裕は大きくなる。また、溶融炉心の持つエネルギが小さくなることから、評価項目となるパラメータに対する余裕が大きくなる。解析条件では、
	原子炉格納容器内の構造部材について、コンクリート以外(内側鋼板、外側鋼板及びリブ鋼板)は考慮していない。最確条件の場合には、内側鋼板、
	外側鋼板及びリブ鋼板はコンクリートより融点が高いため、コンクリート侵食量が抑制されることから、評価項目となるパラメータに対する余裕が大
	きくなる。なお、仮に内側鋼板が侵食され、その支持機能に期待できない場合でも、外側鋼板のみで支持機能を維持できることから、原子炉格納容器
	の構造部材の支持機能に及ぼす影響はない。評価事故シーケンスを「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」とし、原子炉注
	水機能についても原子炉圧力容器破損まで使用できない場合、事象発生後の原子炉水位の低下が早いため原子炉圧力容器破損までの時間が約3.0時間
	と短くなり、溶融炉心の崩壊熱が大きくなるが、溶融炉心によるコンクリート侵食量は原子炉格納容器下部の床面及び壁面ともに約3cm であり評価項
	目(i)を満足することに変わりはない。さらに、炉心損傷に伴うジルコニウムー水反応、水の放射線分解及び溶融炉心・コンクリート相互作用により
	発生する水素濃度及び酸素濃度は、ドライ条件に換算して、それぞれ 13vol%以上及び約 3.2vol%以下であり可燃限界に至らないことから、評価項目
	(f) を満足することに変わりはないことを確認した。
	なお、コンクリート侵食量については、原子炉格納容器下部において、溶融炉心が均一に堆積する場合を想定して解析を実施している。仮に溶融炉心
	が均一に堆積しない場合を想定すると、溶融炉心と水の伝熱面積が大きくなるため、溶融炉心の冷却が促進される傾向となることから、評価項目 (i)
	及び(f)を満足することに変わりはないことを確認した。
(BWR MCCIの場合)	具体的な確認結果は以下のとおり。
① 炉心崩壊熱の影響を確認。	① 炉心崩壊熱について、解析条件の燃焼度 33GWd/t に対応したものとしており、その最確条件は平均的燃焼度約 31GWd/t であり、解析条件の不確かさ
	として、最確条件とした場合は、解析条件で設定している崩壊熱よりも小さくなるため、溶融炉心の持つエネルギが小さくなることから、評価項目
	となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。
② 溶融炉心からプールへの熱流束の影響を確認。	② 溶融炉心からプール水への熱流束について、解析条件の 800kW/m²相当(圧力依存あり)に対して、最確条件は 800kW/m²相当(圧力依存あり)であ
	り、最確条件とした場合は、解析条件と同様であるため、事象進展に影響はないことから、評価項目となるパラメータに与える影響はないことを確

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	認した。また、コンクリート侵食量に対しては、実験で確認されている侵食面における侵食の不均一性等の影響を確認する観点から、コンクリート 侵食量への影響が最も大きい溶融炉心からプール水への熱流束について、感度解析を実施した。感度解析の結果、コンクリート侵食量は原子炉格納 容器下部の床面で約 18cm、壁面で約 18cm に抑えられることから、原子炉圧力容器の支持機能を維持できる。なお、本感度解析では、原子炉格納容 器下部での溶融炉心・コンクリート相互作用によって約 124kg の可燃性ガス及びその他の非凝縮性ガスが発生するが、本評価においてもジルコニウ ムー水反応によって約 487kg の水素が発生することを考慮すると、溶融炉心・コンクリート相互作用による可燃性ガス及びその他の非凝縮性ガスの 発生が格納容器圧力に与える影響は小さいことを確認した。
③ コンクリート以外の素材の扱いによる影響を確認。	③ コンクリート以外の構造材の扱いについて、解析条件の内側鋼板、外側鋼板、リブ鋼板は考慮しないことに対して最確条件はコンクリート以外の構造材を考慮することであり、解析条件の不確かさとして、最確条件とした場合は、コンクリートより融点が高い内側鋼板、外側鋼板及びリブ鋼板の耐熱の効果により、溶融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食が抑制されることから、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなる。
④ 事故シーケンスの影響を確認	④ 事故シーケンスを「大破断 LOCA + HPCS 失敗 + 低圧 ECCS 失敗 + 全交流動力電源喪失」とし、本評価事故シーケンス(「TOUV」)の評価条件と同様に電源の有無に係らず重大事故等対処設備による原子炉注水機能についても使用できないものと仮定した場合、原子炉圧力容器破損のタイミングが早くなるため、溶融炉心落下時の崩壊熱の影響を確認する観点から感度解析を実施した。その結果、コンクリートの侵食量は床面で約3cm に抑えられ、壁面では約3cm に抑えられ、同子炉圧力容器の支持機能を維持できることを確認した。なお、本評価における原子炉格納容器下部への溶融炉心落下後の水素濃度は、ウェット条件、ドライ条件で13vol%を上回る。一方、酸素濃度は、酸素の蓄積が最も進む事象発生から7日後においてもウェット条件で2.1vol%であり、可燃限界を下回る。ドライ条件では、事象発生の約7時間後から約23時間後までの間、ドライウェルにおける酸素濃度が可燃限界である5vol%を上回る。この間、ウェット条件での酸素濃度は約0.004vol%であり、ドライウェル内の非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧の和は大気圧よりも低く、0.01MPa[abs]未満(水素及び酸素の分圧の和は0.01MPa[abs]未満)である。この間のサプレッションチェンバ内のウェットの条件での水蒸気の濃度は約8.5vol%であり、サプレッションチェンバ内の全圧が0.56MPa[abs]以上であることから、非凝縮性ガス(水素、酸素及び窒素)の分圧は少なくとも0.51MPa[abs]以上である。このため、仮にドライウェル内の水蒸気が凝縮してドライウェル内の圧力が低下し、相対的に水素濃度及び酸素濃度が1.0vol%未満の気体が流入する。このため、この間においてドライウェルの酸素濃度が現実に可燃限界である5vol%を上回ることはない。事象発生の約23時間以降は、ドライ条件を仮定しても酸素濃度は5.0vol%未満で推移し、事象発生から7日後の酸素濃度はドライウェルにおいて約2.3vol%、サプレッションチェンバにおいて約3.2vol%であり、可燃限界である5vol%を下回ることから、原子炉格納容器内での可燃性ガスの燃焼が発生するおそれはないことを確認した。
⑤ 溶融炉心の堆積に関する影響を確認	 (5) 溶融炉心の堆積に関して、コンクリート侵食量については、原子炉格納容器下部において、溶融炉心が均一に堆積する場合を想定して解析を実施している。仮に溶融炉心が均一に堆積しない場合を想定すると、溶融炉心と水の伝熱面積が大きくなるため、溶融炉心の冷却が促進される傾向となることから、評価項目(i)及び(f)を満足することに変わりはないことを確認した。具体的には、解析コード資料「第5部 MAAP 添付3溶融炉心とコンクリートの相互作用について」において、溶融炉心の拡がり距離と粒子状ペッドの堆積形状の不確かさを踏まえ、水と溶融炉心の伝熱面積について検討されていることを確認した。 〈溶融炉心の床ドレンサンプへの影響について〉補足説明資料「20.溶融炉心・コンクリート相互作用に対するドライウェル床ドレンサンプの影響について、格納容器下部からドライウェル床ドレンサンプへの配管内での溶融炉心の凝固距離に関して、配管内での模擬溶融炉心の凝固距離に関連する既往実験の知見を基に、実機における溶融炉心の物性及び流路構造を踏まえて溶融炉心の凝固距離を評価した。その結果、原子炉格納容器下部とドライウェル床ドレンサンプを接続するドレン配管内に流入した溶融炉心はドレン配管内で凝固し、ドライウェル床ドレンサンプには到達しないことを確認した。また、仮にドライウェル床ドレンサンプに溶融炉心が流入した場合を想定し、ドライウェル床ドレンサンプのコンクリート侵食量を評価した。そのままた、仮にドライウェル床ドレンサンプに溶融炉心が流入した場合を想定し、ドライウェル床ドレンサンプのコンクリート侵食量を評価した。その

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	<u>結果、侵食量は壁面で約16cm、床面で約20cm</u> であり、この場合であっても、原子炉格納容器の構造部材の支持機能に与える影響はないことを示し
	た。これらにより、規制委員会は、溶融炉心挙動の不確かさを考慮し、仮にドライウェル床ドレンサンプに溶融炉心が流入した場合でも原子炉格納
	容器の構造部材の支持機能に与える影響がないことを確認した。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	1)
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違によ	
り、操作タイミングが変動しても <u>要員は対応可能</u> か。また、 <u>要員の配置</u>	
は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。
確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミン	① 溶融炉心落下前の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による水張り操作は、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点で開始する
グが変動しても対策を講じることができるかを確認。	こととしているため、解析コード及び解析条件の不確かさにより操作開始時間は遅れる可能性があるが、中央制御室で行う操作であり、他の操作と
	の重複もないことから、他の操作に与える影響はない。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前	② 溶融炉心落下前の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による水張り操作は、中央制御室の運転員で行う操作であり、他の操作との重複もな
後の作業を考慮しても適切かを確認。	いことから操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。
	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか	
確認。	
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果	│ │1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果に与える影響について、以下のとおり確認した。
に与える影響評価の内容は妥当か。	
	ることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。
	は解析上の設定とほぼ同等であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。
	16/17/1/エマ灰だと16/16/19 でののことがつく可順次目にあり、ファーブにつが自169。こと。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 格納容器破損防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価の妥当性について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i)溶融炉心落下前及び溶融炉心落下後の格納容器下部注水系(常設)による水張りの操作が遅れた場合の影響について、以下のとおり確認した。
(BWR MCCIの場合)	
① 原子炉格納容器下部の水張り操作の開始時間余裕を確認。	① 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水操作は、原子炉圧力容器下鏡部温度が 300℃に到達した時点で開始
	するとしているが、この温度に到達するまでの時間は事象発生から約2.5時間後であり、操作は原子炉圧力容器下鏡部温度の上昇傾向を監視しなが
	らあらかじめ準備することが可能であることから、操作が遅れる可能性は低い。また、原子炉格納容器下部への注水の開始操作の所要時間は約 10
	分であり、原子炉格納容器下部への注水水位の下限であるドライウェル水位 0.02m(原子炉格納容器下部水位 3.67m)までの注水は約 1.2 時間で完
	了する(事象発生から約3.7時間後)ことから、事象発生から約4.3時間後の原子炉圧力容器の破損まで、約0.6時間の時間余裕があることを確認
	した。また、溶融炉心落下後の格納容器下部への原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水操作については、原子炉圧力容器
	破損後、ドライウェル水位が 0.02m (原子炉格納容器下部水位 3.67m) に低下するまでの時間は事象発生から約 6.2 時間あり、溶融炉心落下後に格
	納容器下部注水が行われなかった場合でも、溶融炉心落下前に張られた水が蒸発するまでには約0.8時間の時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価に係る標準評価手法	
3.2.1 有効性評価の手法及び範囲	
(4) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉及び原子	
炉格納容器が安定状態に導かれる時点までを評価する。(少なくとも	
外部支援がないものとして 7 日間評価する。ただし、7 日間より短	
い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できることを示	
すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1)要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていることを	(i)要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の充足性について、以下のとおり確認した。
確認する。	
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な要員数と重大事	① 本事故シーケンスにおいて、対応及び復旧作業に必要な要員は、30名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事
故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認する。	故等対応要員は30名であり対応が可能であることを確認した。
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考慮	② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉 及び3号炉の運転員等も対処可能であることから、2
しても作業が成立するか確認。	号炉の重大事故等への対処と 1 号炉及び 3 号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
(ii) 本格納容器破損モードにおける対策に必要な電力供給量は、外	(ii) 電源供給量の充足性について、 重大事故等対処設備全体に必要な電力供給量に対して、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼ
部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認する。	ル発電機からの電力供給量が十分大きいため、対応が可能であることを確認した。具体的な確認内容は以下のとおり。
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電装	① 外部電源は使用できないものと仮定し、非常用ディーゼル発電機等によって給電を行うものとする。重大事故等対策時に必要な負荷は、非常用ディ
置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を上	ーゼル発電機等の負荷に含まれることから、非常用ディーゼル発電機等による電源供給が可能であることを確認した。
回っているか確認する。	
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認す 	(iii) 水源の充足性について、本評価事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(復
3.	水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水並びに原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却を事象発生か
① 本格納容器破損モードにおける対策に必要な水源と保有水量	ら7日間継続した場合に必要となる水は、約590m³である。これに対して、復水貯蔵タンクに約1,192m³、淡水貯水槽に約10,000m³、合計約11,192m³の
から、安定状態まで移行できることを確認する。	水を保有しており、対応が可能である。代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱については、サプレッションプール水を水源とし循環するこ
	とから、水源が枯渇することはないため、対応が可能であることを確認した。
/;〉 %巛よこ 7 口間は以前よこの土垣に世体は上げ、北海、榊州北海	/ : 〉 ※巛♪ こ 7 口眼の次次の大口供について「常田ご・」に」※再機及が方口にふっつ プレノスご・」に」※再機よ人山上で 7 口眼室を似体しま 担入に
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	
保されているか確認する。	必要となる軽油量は約735kL、大容量送水ポンプ(タイプI)を7日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約32kL、原子炉補機代替冷却水系を 7日間連続運転した場合に必要となる軽油量は約42 kL、外部電源喪失に伴い自動起動するガスタービン発電機について緊急用電気品建屋に24時間
	「日间建械運転した場合に必要となる軽油量は約 42 KL、外部電源設大に伴い自動起動 9 るガスターと 2 発電機について緊急用電気品建産に 24 時间 給電を想定した場合に必要となる軽油量は約 25kL であり、合計約 834kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 755 kL、ガスタービン発電設
	備軽油タンクに約300kL、合計約1,055 kLの軽油を備蓄しており、対応が可能であることを確認した。
	水源の充足性については上記(iii)で確認している。
	(11) C E D (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (1

5. 結論

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」に対して申請者が格納容器破損防止対策として計画している原子炉格納容器への下部注水、 記載要領 原子炉格納容器代替スプレイ冷却等の対策が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。 |評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+デブリ冷却失敗)」において、原子炉格納容器への下部注水、 原子炉格納容器代替スプレイ冷却等を行った場合に対する申請者の解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目(a)、(b)、(c)、(f)、(g) 具体的には、本格納容器破損モードの特徴、特徴を踏まえた格納容器破 損防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさを踏まえても 及び(i)を満足している。 評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点から格納容器破 │さらに、申請者が使用した解析コード、解析条件及び現象の不確かさを考慮しても、評価項目(a)、(b)、(c)、(f)、(g)及び(i)を概ね 損防止対策は有効であることの概要が示されていること。 |満足しているという判断は変わらないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(非 常用炉心冷却系等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な格納容器破損防止対策となり得る。 また、代替循環冷却系による原子炉格納容器からの除熱等の対策をとることにより、原子炉格納容器を安定状態に導くことができることを確認し た。 |さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。 より厳しい事故シーケンスとして選定した評価事故シーケンス「過渡事象+高圧注水失敗+低圧 ECCS 失敗+損傷炉心冷却失敗(+デブリ冷却失敗)」 における対策の有効性を確認したことにより、その対策が本格納容器破損モードに対して有効であると判断できる。

判断した。

以上のとおり、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」に対して申請者が計画している格納容器破損防止対策は、有効なものであると

使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止(想定事故 1)

1.想定事故1の特徴、燃料損傷防止対策	
(1) 想定する事故	4. 1–2
(2) 想定事故1の特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方	
(3) 燃料損傷防止対策	4. 1–4
2. 燃料損傷防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	4. 1–16
3. 評価条件の不確かさの影響評価	
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	4. 1–20
(2) 評価条件の不確かさの影響評価	
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	4. 1–21
b. 操作条件	
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	4. 1–25
5、结論	A 1-26

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価:想定事故1)

1. 想定事故1の特徴、燃料損傷防止対策

(1) 想定する事故

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(設置許可基準規則第 37 条 解釈)	
(使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止)	
3-1 第3項に規定する「重大事故に至るおそれがある事故が発生し	
た場合」とは、使用済燃料貯蔵槽内に貯蔵されている燃料の著しい損傷	
に至る可能性があると想定する以下の(a)及び(b)の想定事故とする。	
(a) 想定事故 1 :	
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、	
使用済燃料貯蔵槽内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下す	
る事故。	
1. 評価対象の妥当性について	
1) 想定する事故は、設置許可基準規則第37条解釈を踏まえた想定とな	1) 想定する事故は、使用済燃料プール※の冷却機能又は注水機能の喪失により燃料プールの水位が蒸発によって低下するものであり、設置許可基準規則
っているか確認する。	第 37 条解釈を踏まえた想定となっていることを確認した。
	※ガイドにおける「使用済燃料貯蔵槽」を申請者が用いている名称である「使用済燃料プール」と言い換える。

(2) 想定事故 1 の特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故進展の妥当性について	
1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとな	1)
っているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな	(i) 本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失により、使用済燃料プール内の水温が徐々に
る対策の観点から、想定事故1の特徴を代表していることを確認す	上昇し、沸騰して蒸発することによって使用済燃料プール水位が低下し、燃料が露出して損傷に至るものであることを確認した。具体的には、「想定事
るとともに、対策を講じない場合の燃料損傷に至る事象進展を確認	故1では、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能が喪失することを想定する。このため、使用済燃料プール内の水温が徐々に上昇し、やがて沸騰
する。	して蒸発することによって使用済燃料プール水位が緩慢に低下することから、緩和措置がとられない場合には、使用済燃料プール水位の低下により燃
	料が露出し、燃料損傷に至る。」ものであり、設置許可基準規則第37条解釈を踏まえたものとなっていることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、想定事故 1 の特徴を踏まえて必要な機	(ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、 <mark>必要な水位を維持し、燃料の損傷を防止するために、使用済燃料プールへの注水を行う</mark> ことを確認した。
能を明確に示しているか確認する。	

(3) 燃料損傷防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 想定事故 1 における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏	
まえた手順の前後関係等の妥当性について	
1) 想定事故 1 における対策に係る手順については、技術的能力基準への	1)
適合、設備については設置許可基準への適合との関係を踏まえ対策を	
網羅的に明示しているか。	
(i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知する までの時間遅れ等を考慮していることを確認。	(i) 想定事故 1 では、使用済燃料プール冷却機能又は注水機能の喪失を判断する必要があるが、これを判別するための計装設備として、対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7.3.1-1 表「想定事故 1」の重大事故等対策について」において、残留熱除去系ポンプ出口圧力、残留熱除去系出口流量、使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)、使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)、使用済燃料貯蔵プール監視カメラ等が挙げられていることを確認した。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発生から 10 分間としていることを確認した。
(ii) 想定事故1の燃料損傷防止対策とその設備及び手順を確認す	(ii)想定事故1の事象進展の概要・特徴を踏まえ、燃料損傷防止対策として、 <mark>燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水を行う。</mark>
る。	このため、大容量送水ポンプ(タイプ I)、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備する。また、
	使用済燃料プールの状態を監視する。このため、使用済燃料プール水位/温度計(ヒートサーモ式)、使用済燃料プール水位/温度計(ガイドパルス
	式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)及び使用済燃料プール監視カメラを重大事故等対処設備として新たに整備する こと
	を確認した。燃料損傷防止対策である使用済燃料プールへの注水に係る手順については、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順
	等」において整備されていること、大容量送水ポンプ(タイプ I)への燃料補給に係る手順については、「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順
	等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ (タイプ I)、ガスタービン発電
	設備軽油タンク及びタンクローリが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7. 3. 1-1 表
	「想定事故1」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii)安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、燃料プール代替注水系(可搬型)の間欠運転又は流量調整により蒸発量に応じた注水を行うことで、必要な遮蔽を確保できる使用済燃料プール水位より高く維持することを確認した。
	なお、補足説明資料(添付資料 4.1.4)において、燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水を継続し、残留熱除去系又は燃料プール冷却
	浄化系を復旧し、復旧後は復水補給水系等によりスキマーサージタンクへの補給を実施する。燃料プールの保有水を残留熱除去系等により冷却するこ
	とにより、安定状態後の状態維持のための冷却が可能となることが示されている。
(iv) 燃料損傷防止対策に係る設備を稼働するための状態監視がで	
きることを確認する。	以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
(BWR 想定事故 1 の場合)	
① 可搬型代替注水設備による使用済燃料プールへの注水に係る	① 燃料損傷防止対策に係る設備の稼働状況や対策の効果を監視するための計装設備として、使用済燃料貯蔵プール水位/温度計(ヒートサーモ式)、使
計装設備を確認。	用済燃料貯蔵プール水位/温度計(ガイドパルス式)、使用済燃料貯蔵プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)、使用済燃料貯蔵プール監視カメラ等が挙げられていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明	(v) 事象発生 13 時間後から燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水を行うことで使用済燃料プールの水位は回復し、その後
確に示しているか確認する。	に蒸発量に応じた使用済燃料プールへの注水を継続することで安定状態を維持できることが示されており、初期対策から安定状態に向けた対策へ切り

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	替える条件が明確となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している項目を確認する。	(vi)有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。
① 有効性評価においては期待していないもの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。	 ① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。 ・ 燃料プール冷却機能の回復操作 ・ 燃料プール注水機能の回復操作 ・ ろ過水ポンプによる燃料プール注水
	・・淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの水の補給
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的 に含めていることを確認。	② 「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」において、①の実手順が整理されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と整合していることを確認した。
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。	③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて想定事故1における手順及びその着手の 判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施 するために必要な技術的能力」と整合していることを確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7.3.1-1 表「想定事故 1」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第37条解釈)	※ 「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」では要求されていない。
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	
(炉心の著しい損傷の防止)	
│ 1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の │	
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	
	3)
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	(i) 使用済燃料プールへの注水に関連する設備として、大容量送水ポンプ(タイプ I)、淡水貯水槽及び注水用へッダ及びホースが概略系統図に示されて
弁が明示されているか確認する。	いることを確認した。
記載要領(例)	
<u>配収安限(例) </u> ・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。	
・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太子で記載。 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。なお、	
技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で点線囲み	
12世界にカアは運用で推設でで155、有効は計画の機略が減凶では縁囲み	

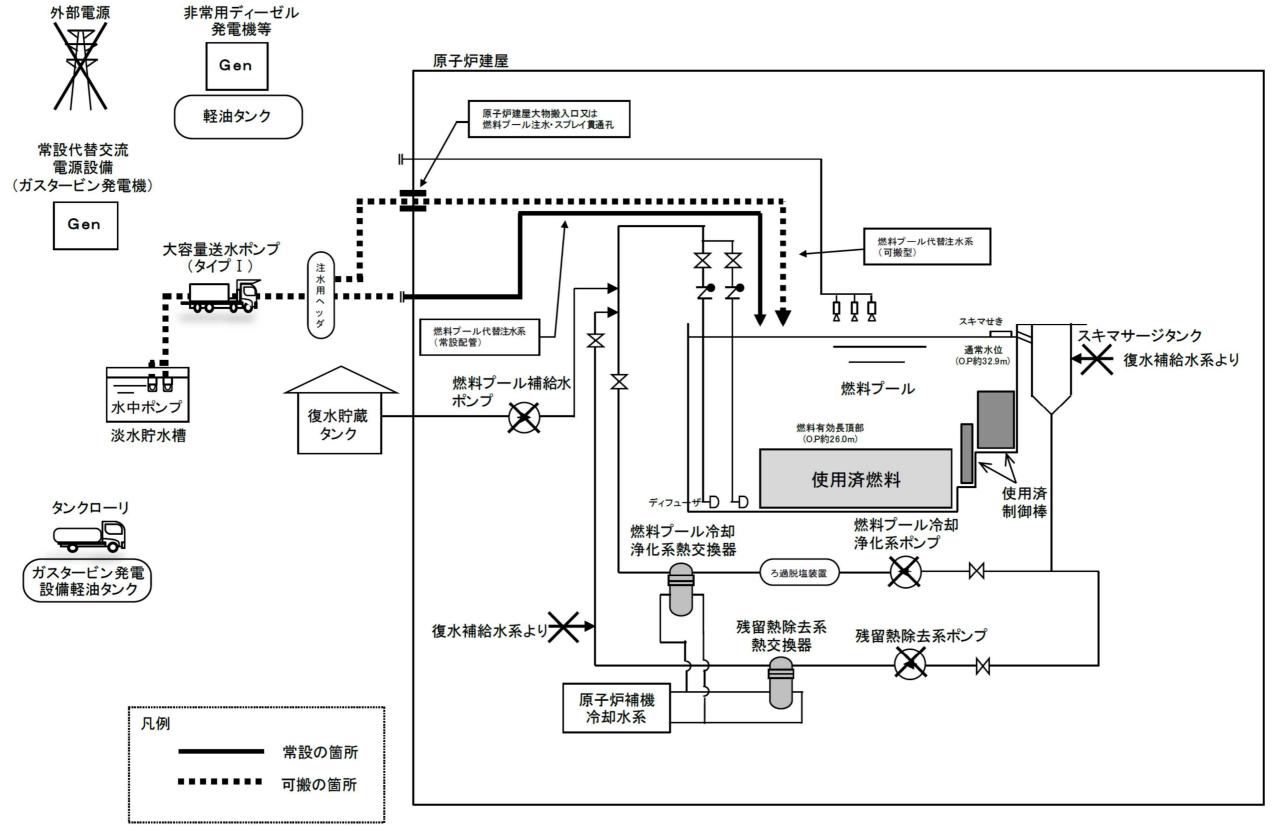
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
されていなくてもよい。	REMOVINE (2771 = 37
4)対応手順の概要は整理されているか。	4)
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判	(i) 対応手順の概要フローについて、以下のとおり確認した。
断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。	
① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな	① 「第7.3.1-2図「想定事故1」の対応手順の概要」において、想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操作確認項
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていること	目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応手順の概要が整理されていることを確認した。
を確認。	
記載要領(例)	
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上	
の設定と解析上の設定がわかるように記載。	
評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ	
いても網羅的に記載。この際、回復操作や期待しない操作等について	
は、評価上は考慮しないことが明確であるように記載。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていることを	│ │ (ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり「第 7.3.1−2 図「想定事故 1 」の対応手
確認する。	順の概要」、「7.3.1.1(3) 燃料損傷防止対策」において明確にされていることを確認した。
① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	① 「想定事故1」に係る判断基準・確認項目等
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	<u>燃料プールの冷却機能喪失</u> :中央制御室にて各機器の停止を以下による確認する。
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	残留熱除去系:使用済燃料プール水位/温度、状態表示ランプ、ポンプ出口圧力等
に含めていることを確認。	燃料プール冷却浄化系:使用済燃料プール水位/温度、状態表示ランプ、ポンプ出口圧力等
	<u>燃料プールの注水機能の喪失</u> :中央制御室にて各機器の機能喪失を以下により確認する。
	復水補給水系:状態表示ランプ、ポンプ出口圧力等
	燃料プール補給水系:状態表示ランプ、ポンプ出口圧力等
5) 想定事故1の対応に必要な要員について整理されているか。	5)
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」等を踏まえ、以下のとおり整理されていることを確認した。
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
に整理されていることを確認。	
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大
整合していることを確認。	事故等の収束に必要となる水の供給手順等」、「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待してい	③ 有効性評価においては、燃料プール冷却系及び注水機能回復操作等には期待しないが実際には行う操作である。このため、これらの操作も含めてタイ
ない作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	ムチャートに記載されていることを確認した。

④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕 ④ 想定事故 1 の対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理されており、

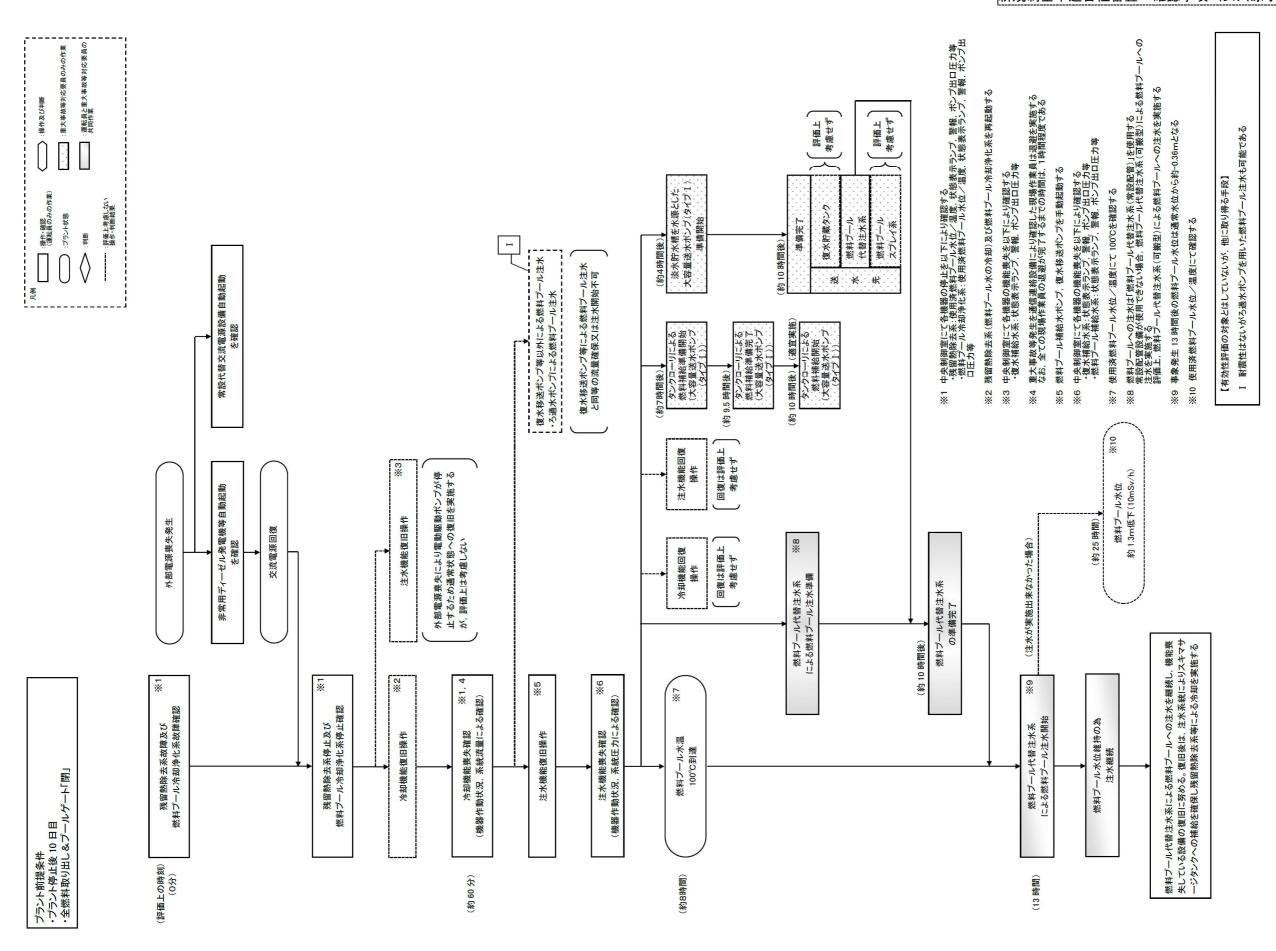
実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。

等)を確認。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。
記載要領(例)	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)
・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。タ	6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定
イムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を含	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については,原則として,中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点
んでいること。	として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。
	(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。
	a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については,事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。
	b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については,速やかに操作を開始するものとし,個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は 手順書に従い,各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし,有効性評価における解析の条件設定においては,各操作に必要な時間に基づき 設定する。なお,事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
	c. 現場で実施する操作については,個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお,有効性評価における解析の条件設定においては,操作場所までの アクセスルートの状況,操作場所の作業環境等を踏まえて,現場操作に必要な時間を設定する。
	(2) 有効性評価における操作時間は,「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で示している操作時間と同一若 しくは時間余裕を踏まえて設定する。



第7.3.1-1 図 「想定事故1」の重大事故等対策の概略系統図 (燃料プールへの注水)



第7.3.1-2図 「想定事故1」の対応手順の概要

新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)

	必要な要員と作業項目						経過時間(分)											#	E過時間(時間)			備考							
		必要な要員	と作業項目			0m 20	0m 30m	40m 50m	I I	Ī	2h I I	3h	4h	5 I	ı I	6h	7h	1	8h 	9h	10h	11h	12h	Ê	13h	14h	1	5h	
	実施箇所·必要人員数				▽事象発生	1	ラント状況判断			•									: ▽約8時間燃料ブ	ール水温100°C到達							•		
	責任者	発電課長	1 中央監視 運転操作指揮 発電所対策本部連絡			1,10,10	3210001121		V#	內60分 注水機能	喪失確認, 冷却機能	非喪失確認									▽約10時間 大容	直送水ボンブ(タイ	イブ I)準値	完了					
作業項目	補佐	発電副長	1 運転操作指揮	作業の内容																					▽13時間 燃	料プール代	替注水系(可搬型		
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	6 人 初動での指揮 中央制御室連絡 発電所外部連絡						***************************************			***************************************												燃料プール注水開始		注水開始			
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	重大事故等対応要員	1																									
				-外部電源喪失確認					***************************************																				
	2人	_		・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認	10分				-																				
状況判断	A,B			- 常設代替交流電源設備自動起動確認	- 103		***************************************		-																				
				・燃料ブールの冷却系停止確認 (燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)													-												
	1人 [A]	-	-	・燃料ブール水位、温度監視		適宜実施																							
燃料プールの冷却系復旧作業 (評価上考慮せず)	_	2人 [B]C 一	_	・燃料ブールの冷却系 機能回復 (燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)		適宜実施																							
燃料プール注水系復旧作業 (評価上考慮せず)		[B]C		・燃料ブール注水系 機能回復 (復水補給水系)		適宜実施																							
アクセスルート確保	-	-	6.K J.K,N~Q	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)				4	4時間					*************			***********					***************************************						作業時間 復旧が不 となる	《最大となるルートを設定 『な場合は以降の作業の余裕
代替注水等確保	-	-	P A~I	可機型設備保管場所への移動大容量送水ポンブ(タイプ I)の設置、ホース敷設、接続													380分												
	-	-	→ 1人 [A]	・大容量送水ボンブ(タイプ I)監視																	以降監視								
燃料ブール代替注水系(可搬型)によ	-	2人 [B,C]	1A [0]	・建屋内ホース敷設、接続								2	210分				-												
る燃料プールへの注水	1人 [A]	-	2人 [B,C] ◆	・燃料ブール注水					-						'										適宜実施				
燃料プール代替注水系(常設配管)に よる燃料プールへの注水 (評価上考慮せず)	1人 [A]	-	2人 [B,C]	・燃料ブール注水																	適宜実施							注水不可(可搬型)	の場合は燃料ブール代替注水 により対応する
燃料補給準備	-	-	2人 L,M	可搬型設備保管場所への移動 ガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの 移送(大容量送水ボンブ(タイプ I)への補給準備)					-										135分									タンクロー電設備軽	J残量に応じて適宜ガスターヒ 由タンクから補給
燃料補給	-	-	↓ 2人 [LM]	・大容量送水ボンブ(タイプ I)への給油							***************************************						-				適宜実施								
必要人員数 合計		K ~C	17人 A~Q																										
	運転員	5	【】は他作業後移動	してきた要員	原子炉	運転中にお	いる燃料プール	での事故を想象	定した場合	合、事象によっ	ては、原子炉に	おける重大事	故等の対応	と、燃料プー	ルにおける重え	大事故に至る	おそれのあ	ある事故の対応	が重畳すること	も考えられる。しか	し、燃料プールに	貯蔵されている	る燃料の	崩壊熱が低い	ため. 操作	時間余裕が	パ十分長く(原・	子炉運転開始直後]

 原子炉運転中における燃料ブールでの事故を想定した場合、事象によっては、原子炉における重大事故等の対応と、燃料ブールにおける重大事故に至るおそれのある事故の対応が重畳することも考えられる。しかし、燃料ブールに貯蔵されている燃料の崩壊熱が低いため、操作時間余裕が十分長く(原子炉運転開始直後を考慮しても燃料ブール水が100°Cに到達するまで1日以上)、原子炉側の事故対応が収束に向かっている状態での対応となるため、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員により対応可能である。

第7.3.1-3図 「想定事故1」の作業と所要時間

2. 燃料損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	※ 「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解釈により想定事故が定められている(PRAによる評価は実施していない。)
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性の評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2 有効	
性評価の共通解析条件」及び「3.3 想定事故の主要解析条件等」	
の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を	
否定するものではない。	
1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス	
が適切に選定されているか。	
(i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した	
理由を確認する。	
	※ 「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。
(i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。	
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析	
する能力があることを確認する。	
3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価	3)評価条件の不確かさの影響評価の範囲として、想定事故1における運転員等操作時間に与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価項目
の考え方が示されているか。	となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードを用い
(想定事故1の場合)	た評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をもって、
・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わ	使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv/h とし、
ない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方に	この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。ことを確認した。具体的には、想定事故 1 では、使用
ついて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始	済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失に伴い使用済燃料プール水温が上昇し、沸騰・蒸発により使用済燃料プール水位は低下するが、使用済燃料
までの時間の関係や放射線の遮蔽が維持できる最低水位の	プールへの注水により、放射線の遮蔽が維持される最低水位を確保できることを評価する。なお、放射線の遮蔽が維持される最低水位を確保できること
考え方)	で、燃料有効長頂部は冠水し、未臨界を維持することができることを確認した。

(2) 有効性評価の条件

確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (1) 使用済燃料貯蔵槽内の状態等 a. 使用済燃料貯蔵槽には貯蔵燃料の他に、原子炉停止後に最短時 間で取り出された全炉心分の燃料が一時保管されていることとす る。 b. 使用済燃料の崩壊熱については、燃料組成及び燃焼度等を考慮 して設計に基づき適正に評価する。 (3) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 3.3 想定事故の主要解析条件等 (1) 想定事故 1 a. 事故の概要 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能の喪失によってプー ル水の温度が上昇し、沸騰を開始する。プール水の補給に失敗す ると、蒸発によりプール水が減少しプールの水位が緩慢に低下す る。冷却系の回復やプール水の補給が行われないと、やがて燃料 が損傷する。 b. 主要解析条件(「3.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項 目を除く。) (a) 通常の冷却機能又は注水機能の喪失を想定する。 (b) 申請書に記載された代替冷却設備、代替注水設備等の性能を 考慮し、これらによる使用済燃料貯蔵槽内の燃料の冷却を考 慮する。 c. 対策例 (a) 可搬型代替注水設備によるプール水の補給機能の確保 1. 主要解析条件の設定の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i)外部電源の有無を確認する。 ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する ① 外部電源の有無は事象進展及び運転員等の操作時間に影響を及ぼさないが、必要な燃料等を厳しく評価する観点から外部電源はないものとすることを 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること 確認した。 を確認。

審査の視点及び確認事項

- (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。
- 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。
- かを確認。

(BWR 想定事故1の場合)

· 使用済燃料プールに隣接する原子炉ウェルの扱いを確認。

確認結果(女川2号)

- (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。
- ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 ① 安全機能の喪失に対する仮定として、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失として、燃料プール冷却浄化系、残留熱除去系、復水補給水系 等の機能喪失により、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能が喪失するものとすることから、設置許可基準規則第 37 条解釈を踏まえた想定であ ることを確認した。
- ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている 2 初期条件として、事象発生時の使用済燃料プールに貯蔵されている使用済燃料の崩壊熱は約6.7MW、初期水温は運転上許容される上限の65°C、初期水 位は通常水位とする。燃料プールと原子炉ウェルとの間に設置されているプールゲートは、保有水量を厳しく評価する観点から閉とするなど、評価で 設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確認した。

(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)

- 3.1 有効性評価の手法及び範囲
- (1) 有効性の評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2 有効性評 価の共通解析条件 | 及び「3.3 想定事故の主要解析条件等 | の解析 条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定する ものではない。
- 3.2 有効性評価の共通解析条件
- (2) 安全施設の適用条件
- a. 設備の容量等は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する 場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等に ついて計装上の誤差は考慮しない。
- b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性 (設備の待機状態及び使用済燃料貯蔵槽の温度、水位の変化の影 響等)が示された場合には、その機能を期待できる。
- c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。
- (4) 重大事故等対処設備の作動条件
- a. 燃料損傷防止対策の実施時間
 - (a) 燃料損傷防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の利 用可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。
 - (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温 度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づ き設定する。
 - (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況 (現場の状 態、温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等 に基づき設定する。
- b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計値に 基づき設定する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
c. 燃料損傷防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補機冷却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考慮する。 d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさがある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 燃料損傷防止対策に関連する手順の妥当性を示す。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。 (i)使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載されていることを確認する。 ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を使用している場合には、その考え方を確認。 (想定事故1の場合) ・ 使用済燃料プールへの注水流量は崩壊熱による蒸散量に対して妥当であるかを確認。	2) (i) 機器条件として、大容量送水ポンプ (タイプ I) の流量は 114㎡/h とすることを確認した。その他の機器条件も含め、具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 「第 7.3.1-2 表 主要評価条件 (想定事故 1) 」等により、想定事故 1 の評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとおりであることを確認した。 <u>燃料プールへの注水流量</u> : 使用済燃料プールへの注水は、大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台を使用するものとし、崩壊熱による使用済燃料プール水
(ii) 有効性評価ガイド 3.2(2) c. にしたがって、解析上、故障を想定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	(ii) 想定事故 1 において、安全機能の喪失を仮定している使用済燃料プール冷却機能及び注水機能について、機器条件として設定されていないことから、 復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故 障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件を確認する。 ① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接	3) (i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。 ① 想定事故1における操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャートと有効性評
近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に よる時間内であることを確認。	価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。 <u>燃料プールへの注水</u> :「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央制

に 65 分等を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員10名で380分を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。

<u>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</u>:「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、重大事故等対応要員の2名であり、保管場所への移動に20分、タンクローリの移動・設置に10分、補給準備に40分、補給

タンクローリから大容量送水ポンプ(タイプ I) への給油:「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、重大事故等対応要員の 2 名であり、移動に 10 分、補給準備に 10 分、補給に 20 分等を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立するこ

※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資

料」により確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)				
② 主要な対策 (燃料損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場 操作を必要とするもの等) については、その操作余裕時間を					
確認。 ③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、その理由が妥当なものであることを確認。					

(3) 有効性評価の結果

(3) 有効性評価の結果	
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
設置許可基準規則第37条解釈)	
(使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止)	
3-2 第3項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するた	
めに必要な措置を講じたもの」とは、想定事故1及び想定事故2に対	
して、以下の評価項目を満足することを確認したものをいう。	
(a) 燃料有効長頂部が冠水していること。	
(b) 放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。	
(c) 未臨界が維持されていること。	
1. 評価結果の妥当性について	
1) 評価結果の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解釈における評価	1)
項目に対する基準を満足しているか。	
(i) 事象進展の説明は事象の発生から燃料損傷防止対策とその効果	(i) 事象進展が適切であるかについて、以下のとおり確認した。
等が整理されていることを確認する。	
① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。	① 事象進展の説明は、事象の発生、燃料損傷の恐れに至るプロセス、燃料損傷防止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。
② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。	② 第 7.3.1-4 図に示されるとおり、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能が喪失してから約 8 時間後に使用済燃料プール水が沸騰し、蒸発による
	水位低下により事象発生から 13 時間後までに使用済燃料プール水位は通常水位から約 0.36m 下まで低下することを確認した。
③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙	③ 第 7.3.1-4 図に示されるとおり、事象発生から 13 時間後に使用済燃料プールへの注水を開始することで、事象発生から約 14 時間後に使用済燃料プ
動を確認。	ール水位が通常水位に回復することを確認した。
④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。	④ 上記③に示すように、大容量送水ポンプ(タイプ I)による注水の効果を確認した。
(想定事故1の場合)	
遮蔽が維持できる最低水位となるまでの時間と注水開始時間:	
・ 沸騰開始までの時間	
・ 遮蔽が維持できる最低水位となるまでの時間	
・ 使用済燃料プールへの注水が可能となる時間	
記載要領(例)	
トレンド図の変曲点については、説明を加えること。	
(ii)評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。	(ii) 上記(i) の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失によ
	り、使用済燃料プール内の水温が約8時間後に100℃に到達し、水位が緩慢に低下し始める。事象発生から13時間後、使用済燃料プールの水位は通常
	水位から約 0.36m 低下するが、放射線の遮蔽を維持できる最低水位は確保されている。この時点で使用済燃料プールへの代替注水を開始する。代替注
	水の流量は 114m³/h であり、崩壊熱により使用済燃料プール水温が 100°Cに到達した時の蒸発量を補うために必要な注水量である約 12m³/h を上回って
	いることから、通常水位に回復され、維持されることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 燃料有効長頂部の冠水が維持されていることを確認。	① 燃料有効長頂部の水位は通常水位一約 7.4m である。また、放射線の遮蔽を維持できる最低水位は通常水位一約 1.3m である。第 7.3.1ー4 図に示される

とおり、事象発生から 13 時間後までに使用済燃料プール水位は通常水位から約 0.36m 低下するが、この時点で、崩壊熱による水の蒸発量を上回る流量で注水を開始することにより、水位を回復することが可能であることから、燃料有効長頂部の冠水が維持され、また、放射線の遮蔽を維持できる最低

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
② 遮蔽を維持できる最低水位が確保されていることを確認。 ③ 未臨界が維持されていることを確認。	水位も維持されることを確認した。 ② ①に示すとおり。 ③ 使用済燃料プールにおいて、燃料はボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに貯蔵されており、必要な燃料間距離をとる等の設計により水密度の状態によらず未臨界が維持されることを確認した。
(iii) 燃料損傷防止対策により、燃料損傷を防止できていることを確認する。	(iii) 上記 (ii) にあるとおり、評価結果は使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目 (a)、(b) 及び (c) を満足していることを確認した。
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水	· ·
位及び温度が安定した状態に導かれる時点までを評価する。(少	
なくとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.1(2)を踏まえたものとなってい	1)
るか。	
(i) 使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水位及び温度が安定した 状態に導かれる時点までを評価していることを確認する。	(i)上記(3)(ii)にあるとおり、放射線の遮蔽が維持できる最低水位(通常水位-約1.3m)となるまでに大容量送水ポンプ(タイプI)による代替注水を行えること、大容量送水ポンプ(タイプI)の注水流量(114m³/h)は崩壊熱による水の蒸発率(約12m³/h)よりも大きいことから水位の回復及び水温の上昇を抑制できること、使用済燃料は必要な燃料間距離をとる等の設計により水密度の状態によらず未臨界が維持されることから、使用済燃料プールは安定状態に導かれていることを確認した。

3. 評価条件の不確かさの影響評価

確認内容の概要:

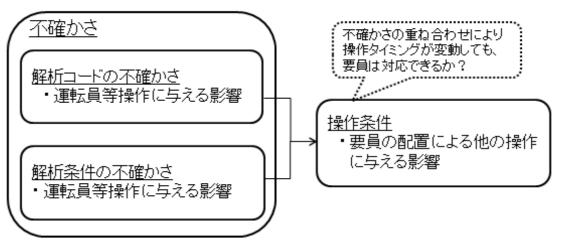
重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3. (3) 操作時間余裕を確認する。

なお、「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いていないため解析コードの不確かさは確認しない。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

・上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
 . 評価条件の不確かさの影響評価方針	
1) 評価条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。	1)
(i) 評価条件の不確かさの影響評価範囲が明確に示されていることを確認する。	(i) 評価条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 評価条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、運転 員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響及び操作時間余裕を評価することを確認 した。 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	(参考: 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとする。
	不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子がないと考えられる等、影響が容易に把握できる場合は、選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く、現象が複雑
	である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 評価条件の不確かさにより、影響を受ける運転員等操作が特定 されているか確認する。	
① 運転員等操作の起点となる事象及びそれによって運転員等	
操作が受ける影響を確認。	水ポンプ(タイプ I)による注水であることを確認した。本操作は認知の遅れによって、操作が必要となるタイミングが影響を受ける(遅くなる)。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等操作時間に与える影響	※ 「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。
1)解析コードの不確かさが <u>運転員等操作時間</u> に与える影響の内容は妥当	
か。	
(i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさとその傾向が挙げら	
れているか確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較により、その傾向が把握されているか確	
記。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け	
る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を	
確認。	
※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」	
においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す	
る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー	
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
1)解析コードの不確かさが評価結果に与える影響の内容は妥当か。	スー・区用の旅行別成信に0317の旅行別例正が来の行列上計画」に030°では、所刊コードで用いた計画は行力が30°。
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	
響を確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較によりその傾向が把握されているか確	
認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる	
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)に	
ついて確認。	

(2) 評価条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件 審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 評価条件の不確かさが運転員等操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが運転員等の操作時間に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i)評価条件が運転員等操作に与える影響については以下のとおりであることを確認した。
いる条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響(操作	
開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	
(BWR 想定事故 1 の場合)	
① 崩壊熱の影響を確認。	 ① 崩壊熱の不確かさを考慮し、最確条件の崩壊熱を用いた場合、評価条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、 <mark>使用済燃料プールの水温上昇</mark>
	速度及び水位低下速度は変動するが、大容量送水ポンプ(タイプ I)等を用いた注水操作の開始は冷却機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の
	操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 使用済燃料プール初期水温の影響を確認。	② 初期水温の不確かさを考慮し、最確条件の水温(約 27~約 43°C)を用いた場合、評価条件として設定している水温(65°C)より低くなるが、大容量送
	水ポンプ(タイプ I)等を用いた注水操作の開始は冷却機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
③ 使用済燃料プール初期水位の影響を確認。	
	の時間が短くなるが、大容量送水ポンプ(タイプI)等を用いた注水操作の開始は冷却機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の操作時間に与え
	る影響はないことを確認した。
④ 使用済燃料プールに隣接する原子炉ウェルの状態の影響を確	④ 初期条件のプールゲートの状態は、評価条件のプールゲート閉に対して最確条件はプールゲート開放であり、最確条件の保有水量は事故条件として設
認。	定している保有水量に対して約1.8倍となるが、大容量送水ポンプ(タイプΙ)等を用いた注水操作の開始は冷却機能喪失の確認を起点とするため、
	運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
2. 評価条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における評価条件の設定と最確条件	1)
の違いが評価結果に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 評価条件が評価結果に与える影響については、崩壊熱、初期水温、初期水位等を最確条件とした場合、評価項目に対する余裕は大きくなることを確認
いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与	した。また、最確条件として自然蒸発による影響を考慮しても、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。具体的な確認結果は以下のと
える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。	おり。
(BWR 想定事故 1 の場合)	
① 崩壊熱の影響を確認。	① 崩壊熱の変動を考慮し、最確条件の崩壊熱(約6.4MW以下)を用いた場合、評価条件として設定している崩壊熱(約6.7MW)より小さくなることから、
	評価項目に対する余裕は大きくなることを確認した。
② 使用済燃料プール初期水温の影響を確認。	② 初期水温の変動を考慮し、最確条件の水温(約27~約43℃)を用いた場合、解析条件として設定している水温(65℃)より低くなることから、評価項
	目に対する余裕が大きくなることを確認した。
③ 使用済燃料プール初期水位の影響を確認。	③ 初期水位の変動を考慮し、初期水位を水位低警報レベル(通常水位一約 0.17m)とした場合であっても、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達す
	るまでの時間は事象発生から約 23 時間後であり、十分な時間余裕があるため、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。
④ 使用済燃料プールの自然蒸発(100℃以下での蒸発)の影響を	④ 自然蒸発による影響は沸騰による水位低下と比べて僅かであり、気化熱により使用済燃料プール水は冷却される。仮に事象発生直後から沸騰による水
確認。	位低下が開始するとした場合であっても、放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達するまでの時間は事象発生から 17 時間以上あり、事象発生から
	13 時間後に燃料プール代替注水系(可搬型)による注水が可能であるため、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	補足説明資料 (添付資料 4.1.8 評価条件の不確かさの影響評価について (想定事故 1)) において、不確かさ評価を検討した条件の一覧が示されている。

(2) 評価条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさを考慮しても要員は	1)
<u>対応可能</u> か。また、 <u>要員の配置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。また、	
それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。
を確認する。	
① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	① 想定事故 1 においては、使用済燃料プールの冷却機能の喪失を認知した時点で大容量送水ポンプによる使用済燃料プールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員10名による操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)への燃料補給操作は重大事故等対応要員2名による操作を想定している。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。	② 大容量送水ポンプ(タイプ I)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	
1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさによる操作条件の変	1) 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、使用済燃料プールへの注水の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、実際には冷却
動が <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	機能喪失を確認した時点で準備を開始し、事象発生から 10 時間後には注水が可能となる。このため、水位回復が早まり、評価項目に対する余裕は大き
	くなることを確認した。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価の共通解析条件	
(4) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 燃料損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 操作時間が遅れた場合の影響や操作までの時間余裕を確認す	(i) 大容量送水ポンプ(タイプ I) による使用済燃料プールへの注水が遅れた場合の影響について、以下のとおり確認した。
る。	
(想定事故1の場合)	
① 放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達する時間と使用	① 使用済燃料プールへの注水の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、実際には冷却機能喪失を確認した時点で準備を開始し、事象発生から
済燃料プールへの注水操作が開始できる時間から余裕時間	10 時間後には注水が可能となる。このため、水位回復が早まり、評価項目に対する余裕は大きくなる。また、注水が遅れた場合でも、燃料プールの水
を確認。	位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位 (通常水位一約 1.3m) に到達するのは事象発生から約1日後であり、十分な時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水	
位及び温度が安定した状態に導かれる時点までを評価する。(少	
なくとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日	
間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持でき	
ることを示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な要員数と	① 本想定事故が発生した場合の対応及び復旧作業に必要な要員は、28 名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故
重大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確	等対応要員は28名であり対応が可能であることを確認した。
認する。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の使用済燃料プール	② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1号炉及び3号炉の運転員等も対処可能であることから、2号炉
への対応を考慮しても作業が成立するか確認。	の重大事故等への対処と1号炉及び3号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
(ii) 想定する事故に係る対策に必要な電力供給量は、外部電源の	
喪失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認する。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	① 大容量送水ポンプ(タイプ I)による注水は、電源の供給を必要としない。計装設備等に対して非常用ディーゼル発電機による電源供給を想定した場
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	合においても、2 号炉において重大事故等対策時に必要な負荷は、非常用ディーゼル発電機負荷に含まれることから、非常用ディーゼル発電機による
上回っているか確認する。	電源供給が可能であることを確認した。
(iii) 使用済燃料貯蔵槽を安定した状態まで導くために必要な水源	
が確保されているか確認する。	
① 想定事故1における対策に必要な水源と保有水量から、安定	① 本想定事故において、燃料プール代替注水系(可搬型)による注水を事象発生から7日間行った場合に必要となる水は、約1,970㎡である。これに対
状態まで移行できることを確認する。	して、淡水貯水槽に約 10,000m³の水を保有しており、対応が可能であることを確認した。
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	(iv) 発災から 7 日間の資源の充足性について、本想定事故において、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を最大負荷で 7
保されているか確認する。	日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 735kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 32kL、外部
	電源喪失に伴い自動起動する常設代替交流電源設備について緊急用電気品建屋に 24 時間給電を想定した場合に必要となる軽油は約 25kL であり、合計
	約 792kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 600kL、ガスタービン発電設備用軽油タンクに約 300kL、合計 900kL の軽油を備蓄しており、対応
	が可能であることを確認した。水源の充足性については上記(iii)で確認している。

5. 結論

使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止(想定事故2)

1. 想定事故2の特徴、燃料損傷防止対策	
(1) 想定する事故	4. 2–2
(2) 想定事故2の特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方	4. 2–3
(3) 燃料損傷防止対策	
2. 燃料損傷防止対策の有効性評価	
(1) 有効性評価の方法	
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	
3. 評価条件の不確かさの影響評価	4. 2–18
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	4. 2–20
(2) 評価条件の不確かさの影響評価	4. 2–21
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	
b.操作条件...................................	
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	4. 2–25
5. 結論	4 2-26

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価:想定事故2)

1. 想定事故2の特徴、燃料損傷防止対策

(1) 想定する事故

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(設置許可基準規則第 37 条 解釈)	
(使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止)	
3-1 第3項に規定する「重大事故に至るおそれがある事故が発生した	
場合」とは、使用済燃料貯蔵槽内に貯蔵されている燃料の著しい損傷に	
至る可能性があると想定する以下の(a)及び(b)の想定事故とする。	
(b) 想定事故 2:	
サイフォン現象等により使用済燃料貯蔵槽内の水の小規模な喪失が	
発生し、使用済燃料貯蔵槽の水位が低下する事故。	
1. 評価対象の妥当性について	
1) 想定する事故は、設置許可基準規則第37条 解釈を踏まえた想定とな	1) 想定する事故は、サイフォン現象等により使用済燃料プール※の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料プールの水位が低下するものであり、設置
っているか確認する。	許可基準規則第 37 条解釈を踏まえた想定となっていることを確認した。
	※ガイドにおける「使用済燃料貯蔵槽」を申請者が用いている名称である「使用済燃料プール」と言い換える。

(2) 想定事故 2 の特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故進展及び対策の基本的考え方の妥当性について	
1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとな	1)
っているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要となる	(i) 本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、サイフォン現象等により使用済燃料プール内の水の小規模な流出が発生し、使用済燃料プー
対策の観点から、想定事故2の特徴を代表していることを確認する	ル水位が低下し、燃料が露出して損傷に至るものであることを確認した。具体的には、「想定事故2では、使用済燃料プールの冷却系の配管破断によ
とともに、対策を講じない場合の燃料損傷に至る事象進展を確認す	るサイフォン現象等により使用済燃料プール内の水の小規模な漏えいが発生するとともに、使用済燃料プール注水機能の喪失が重畳する。このため、
る。	緩和措置がとられない場合には、燃料は露出し、燃料損傷に至る。」ものであり、設置許可基準規則第37条 解釈を踏まえたものとなっていることを
	確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、想定事故 2 の特徴を踏まえて必要な機能	(ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、 <mark>必要な水位を維持し、燃料の損傷を防止するために、使用済燃料プールへの注水を行う</mark> ことを確認した。
を明確に示しているか確認する。	

(3) 燃料損傷防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 想定事故 2 における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 想定事故 2 における対策に係る手順については、技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するまでの時間遅れ等を考慮していることを確認。	
(ii)想定事故2の燃料損傷防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii) 想定事故2の事象進展の概要・特徴を踏まえ、燃料損傷防止対策として、燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水を行う。 このため、大容量送水ポンプ(タイプI)、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備する。また、使用済燃料プールの状態を監視する。このため、使用済燃料プール水位/温度計(ヒートサーモ式)、使用済燃料プール水位/温度計(ガイドパルス式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)及び使用済燃料プール監視カメラを重大事故等対処設備として新たに整備することを確認した。燃料損傷防止対策である使用済燃料プールからの水の漏えいの停止及び使用済燃料プールへの注水に係る手順については、「技術的能力1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」において整備されていること、大容量送水ポンプ(タイプI)への燃料供給に係る手順については、「技術的能力1.14 電源の確保に関する手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイプI)、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリ等が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第7.3.2-1表「想定事故2」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii)安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、燃料プール代替注水系(可搬型)の間欠運転又は流量調整により蒸発量に応じた注水を行うことで、必要な遮蔽を確保できる使用済燃料プール水位より高く維持することを確認した。 なお、補足説明資料(添付資料 4.2.5)において、燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水を継続し、残留熱除去系又は燃料プール冷却浄化系を復旧し、復旧後は復水補給水系等によりスキマーサージタンクへの補給を実施する。使用済燃料プールの保有水を残留熱除去系等により冷却することにより、安定状態のさらなる除熱機能の確保及び維持が可能となることが示されている。
(iv) 燃料損傷防止対策に係る設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。(BWR 想定事故 2 の場合)① 可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)による使用済燃料プールへの注水に係る計装設備を確認。	り、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明	(v)事象発生 13 時間後から燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水を行うことで使用済燃料プールの水位は回復し、その後

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
確に示しているか確認する。	に蒸発量に応じた使用済燃料プールへの注水を継続することで安定状態を維持できることが示されており、初期対策から安定状態に向けた対策への切り替
	える条件が明確となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備して	(vi)有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。
いる項目を確認する。	
	① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。
が網羅的に記載されていることを確認。	・ 燃料プール冷却機能の回復操作
	・ 燃料プール注水機能の回復操作
	・ ろ過水ポンプによる注水
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	・ 淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの水の補給
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に	子順が金座されており、有効圧計画で学りられている子順は技術的能力で金備されている子順と金百していることを確認した。
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作	 ③ 上記①、②に示すとおり、有効性評価上は期待しない操作や、実際に行う安全機能の回復操作が含まれていることを確認した。
を実施することになっている場合には、回復操作も含めている	
ことを確認。	
(vii) 上記の対策も含めて想定事故 2 における手順及びその着手の	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な
判断基準が「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施す	
るために必要な技術的能力」と整合していることを確認する。	設、可搬、計装)については、対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第 7.3.2-1 表「想定事故 2」の
	重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。
(設置許可基準規則第 37 条 解釈)	※「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」では要求されていない。
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	
(炉心の著しい損傷の防止)	
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の	
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	
3)対策の概略系統図は整理されているか。	3)
(i)対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・弁	(i)使用済燃料プールへの注水に関連する設備として、大容量送水ポンプ(タイプ I)、淡水貯水槽、ホース、注水用ヘッダ及びこれらを接続する配管や
が明示されているか確認する。	弁が概略系統図に示されていることを確認した。
57. 禁 亦 然	
記載要領(例)	
・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。 ・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。な	
以前至午ず以外に改開かり担加した改開で協議は思極的ので記載。な	

	L
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
お、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で 点線囲みされていなくてもよい。	
4) 対応手順の概要は整理されているか。 (i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 ① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わないように、その手順着手の判断基準が明確にされていることを確認。	4) (i) 対応手順の概要フローについて、以下のとおり確認した。 ① 「第7.3.2-2図「想定事故2」の対応手順の概要」において、想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操作確認項目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応手順の概要が整理されていることを確認した。
 記載要領(例) 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上の設定と解析上の設定がわかるように記載。 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等についても網羅的に記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価上は考慮しないことが明確であるように記載。 	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていることを確認する。 ① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏まえ、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的に含めていることを確認。	 (ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり「第7.3.2-2 図「想定事故2」の対応 手順の概要」、「7.3.2.1(3) 燃料損傷防止対策」において明確にされていることを確認した。 ① 「想定事故2」に係る判断基準・確認項目等 <u>燃料プール水位低下</u>:燃料プール水位低警報により使用済燃料プール水位低下を確認 サイフォン現象による漏えい:使用済燃料プール本体からの漏えいでは無いことにより、サイフォン現象による漏えいであることを判断 <u>燃料プールの注水機能喪失</u>:中央制御室にて各機器の機能喪失を以下により確認する。 復水補給水系:状態表示ランプ、ポンプ出口圧力等
列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	5) (i) タイムチャートは、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」等を踏まえ、以下のとおり整理されていることを確認した。 ① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整合していることを確認。③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していない作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	 ② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」、「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」と整合していることを確認した。 ③ 有効性評価においては、使用済燃料プール注水機能の回復操作等には期待しないが実際には行う操作である。このため、これらの操作も含めてタイムチャートに記載されていることを確認した。 ④ 想定事故2の対応に係る各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間として整理されており、

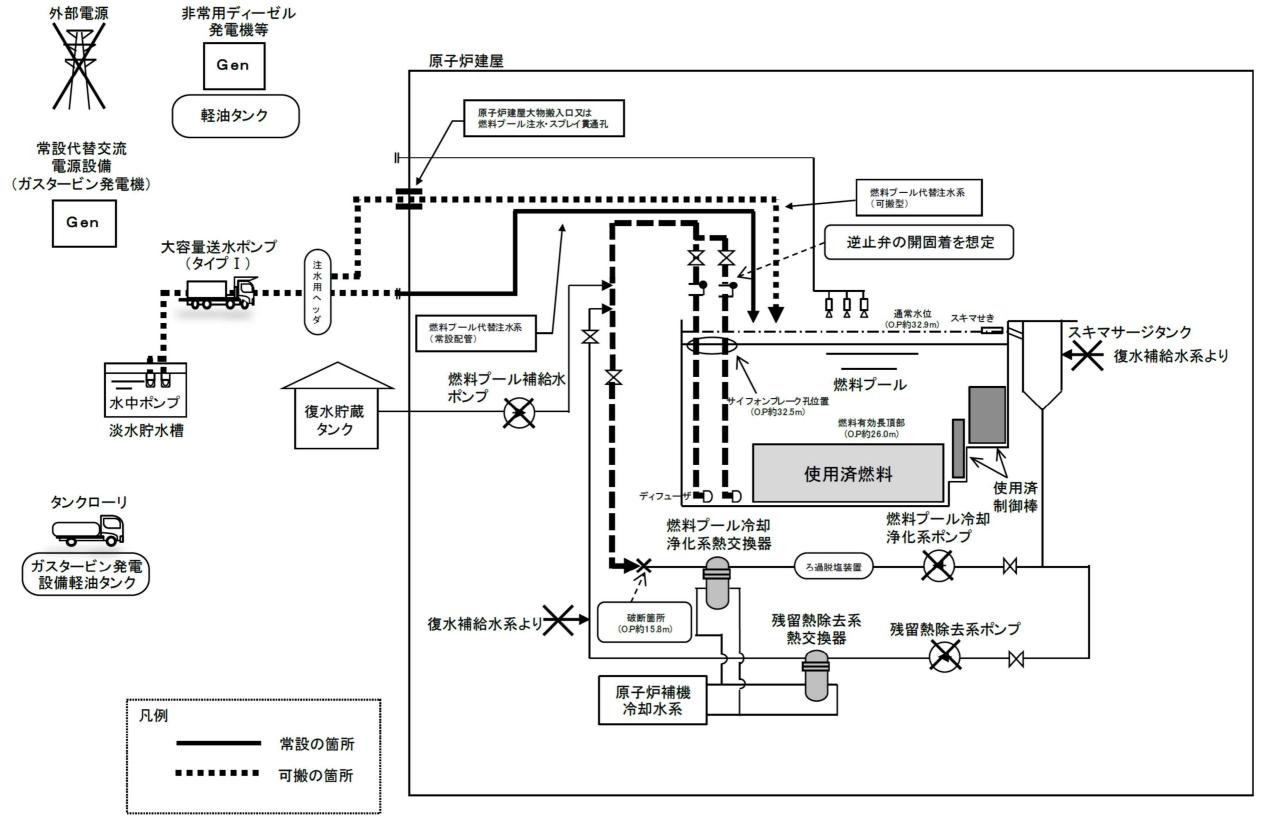
実現可能な要員の配置がなされていることを確認した。また、異なる作業を連続して行う要員の移動先が示されていることを確認した。

⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において考え方が整理されていることを確認した。

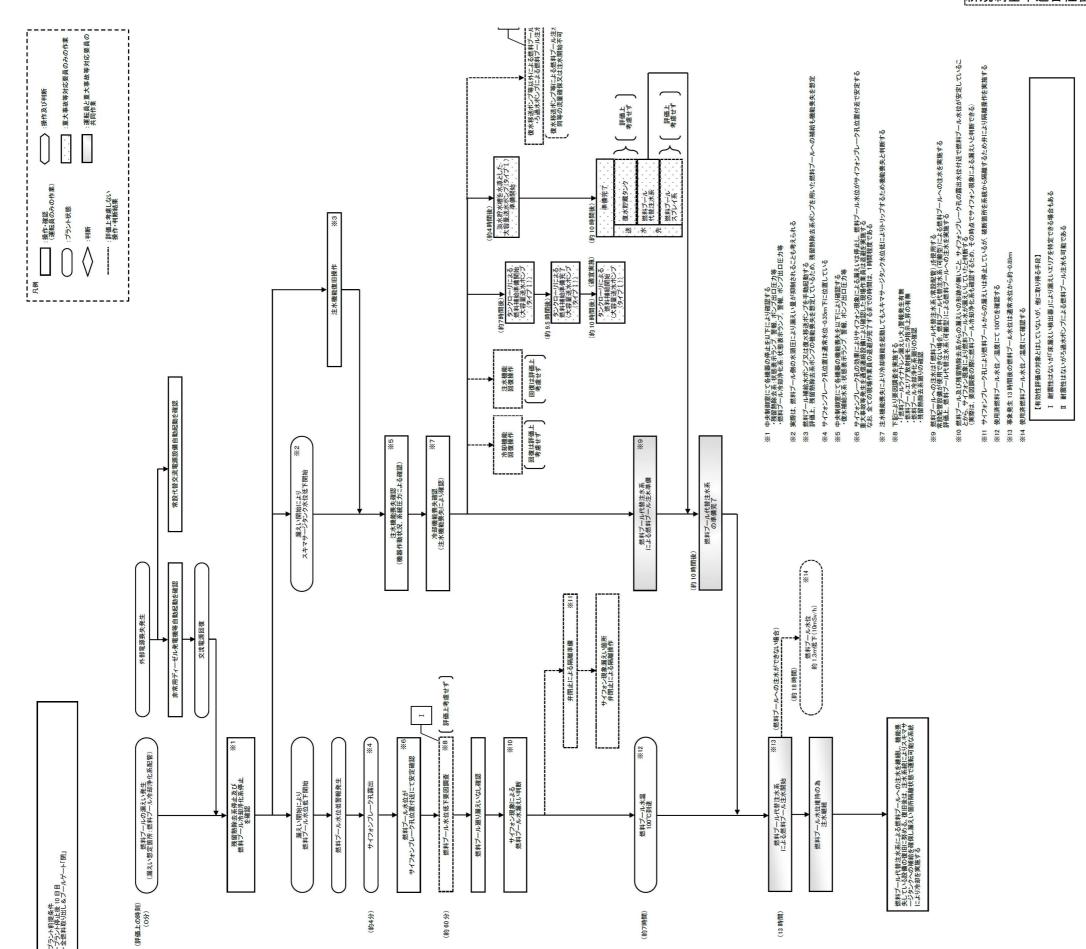
を確認。

⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
記載要領(例)	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)
・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。タ	6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定
イムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を含ん でいること。	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点 として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。
	(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。
	a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については,事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。
	b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については,速やかに操作を開始するものとし,個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運転員は 手順書に従い,各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし,有効性評価における解析の条件設定においては,各操作に必要な時間に基づき 設定する。なお,事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
	c. 現場で実施する操作については,個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお,有効性評価における解析の条件設定においては,操作場所までの アクセスルートの状況,操作場所の作業環境等を踏まえて,現場操作に必要な時間を設定する。
	(2) 有効性評価における操作時間は,「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で示している操作時間と同一若 しくは時間余裕を踏まえて設定する。



第7.3.2-1 図 「想定事故2」の重大事故等対策の概略系統図 (燃料プールへの注水)



第7.3.2-2図 「想定事故2」の対応手順の概要

新規制基準適合性審査 確認事項(女川原子力発電所2号炉)

必要な要員。 実施箇所・必要人員数 免電課長 免電副長 免電所対策本部要員 運転員 (現場)	作業項目 中央監視 運転操作指揮 免電所対策本部運絡 1 人 初動での指揮 中央制御室連絡 衛電所が配適絡 重大事故等対応要員	作業の内容 ・外部電源喪失確認 ・非常用ディーゼル免電機等自動起動確認 ・常校代替交流電源設備自動起動確認	▽事象発生 ▽約1分 ▽約4	生 計 計 計 計 対 サイフ	- 10m 30r	ANN 警報発 はる漏えい停止	<u> </u>	1h	24	3h	4h	5h	6h	7	h 8	h 9 │ ル水温100°C到達		Oh 11			3h 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		15h 型)による キャル間	
先電課長 発電副長 発電所対策本部要員 運転員 (現場)	発電所が接本部連絡 1 連転操作指揮 1 加助での指揮 中央制御室連絡 集成所外部連絡 重大事故等対応要員	・外部電源喪失確認・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認	▽約1分 ▽約4	が 分 「燃料プ 4分 サイフ	オン現象によ	はる漏えい停止	-	▽約60分 注水	機能喪失確認。冷却	· 却機能喪失確認					・ ▽約7時間燃料ブー	ル水温100°C到達		▽約10時間 大容量送	き水ポンプ(タイプ I)	準備完了	▼13時間 燃料ブー	ル代替注水系(可搬	型)による 1 大間 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大	
発電副長 発電所対策本部要員 運転員 (現場)	発電所が接本部連絡 1 連転操作指揮 1 加助での指揮 中央制御室連絡 集成所外部連絡 重大事故等対応要員	・外部電源喪失確認・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認	▽約4	} 4分 サイフ	オン現象によ	はる漏えい停止	-	▽約60分 注水	機能喪失確認。冷却	却機能喪失確認	-							▽約10時間 大容量送	・水ポンプ(タイプI)	準備完了	▼13時間 燃料ブー	ル代替注水系(可搬	型)による	
発電所対策本部要員 運転員 (現場)	付勤がの指揮 中央制御室連絡 弁電所が部連絡 重大事故等対応要員	・外部電源喪失確認・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認		▽約10分	ブラント状況	判断			-	***************************************											▼ 13時間 燃料ブー	ル代替注水系(可搬	型)による	
運転員 (現場)	中央制御室連絡 全電所外部連絡 重大事故等対応要員	・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認										-	1								∨13時間 燃料ノー	ル代替注水系(可服	型)による 主水開始	
(現場)	重大事故等対応要員	・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認							1													X2.447 - 70.5		
-	-	・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認				-																		
-	-				1 3																			
-	-	· 常設什然交流電道設備自動記動確認				-	-																	
	===	11日本14日 人が中心の以前 日 初代2 利当社の																						
		・燃料ブールの冷却系停止確認 (燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)	10分																					
		・スキマサージタンク水位低下確認																						
		・燃料ブール水位がサイフォンブレーク孔位置付近まで 低下を確認				***************************************																		
-	_	・燃料プール水位、温度監視		適宜実施	i																			
-	-	・警報確認による要因調査						5分																
2 Å	_	•現場確認						60分																
FBIC		・隔離操作						適宜実施		,														
2Å ←	-	・燃料ブールの冷却系 機能回復 (燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ))										適宜実施											
[8,0]		・燃料プール注水系 機能回復 (復水補給水系)											適宜実施						,	,		,	,	
-	6人 J,K,N~Q	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)					4時間	if)																作業時間が最大となるルートを設定 復旧が不要な場合は以降の作業の余裕 間となる
-	9.A A~I	可搬型設備保管場所への移動大容量送水ポンブ(タイプ I)の設置、ホース敷設、接続												380分	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	,							
-	→ 1人 [A]	・大容量送水ボンブ(タイプ I)監視																以降監視	,				,	
L→ 2A [B,C]	1A [0]	・建屋内ホース敷設, 接続		-							210分													
-	2人 [B,C]	・燃料ブール注水				***************************************															適宜実施			
-	2人 [B,C]	・燃料ブール注水																適宜実施						注水不可の場合は燃料ブール代替注水 (可搬型)により対応する
-	L,M	・可搬型設備保管場所への移動 ・ガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの 移送(大容量送水ボンブ(タイブ I)への補給準備)					in a constant									135分								タンクローリ残量に応じて適宜ガスターと 発電設備軽油タンクから補給
	2人 [L,M]	・大容量送水ポンプ(タイプ I)への給油																適宜実施						
3人 A~C	17人 A~Q																							
	2	2\(\text{LBC}\) \[\begin{array}{c} 2\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	(燃料ブール冷却等化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ ・スキマサージタンク水位低下確認 ・燃料ブール水位がサイフォンブレーク孔位置付近まで 低下を確認 - ・燃料ブール水位、温度監視 ・機解理による要因調査 ・現場確認 ・機料ブールの治却系 機能回復 (燃料ブールの治却系 機能回復 (燃料ブール治水系・機能回復 (燃料ブール治水系・機能回復 ((選料ブール治水系・機能回復 ・(選料・ボンブ及び残留熱除去系ポンプ ・ 大容量送水ポンプ(タイプ I) の設置・ホース敷設・接続 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(燃料ブール冷却冷化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ) ・スキマサージタンク水位低下確認 ・燃料ブール水位がサイフォンブレータ孔位置付近まで (低下を確認 ・燃料ブール水位、温度監視 ・要報確認による要因調査 ・理料ブールの冷却系 機能回復 (燃料ブール合和冷化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ) ・燃料ブール合和冷化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ ・燃料ブールをお系 機能回復 (燃料ブールをお系 機能回復 ・ で	(燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)	(燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)	(燃料ブール冷却浄化系ポンプ及び残留熱除去系ポンプ)	(密料プール本位がサイフォンブレーク乳位置付近まで 低下を確認 ・燃料プール本位 がサイフォンブレーク乳位置付近まで 低下を確認 ・燃料プール本位 温度監視 適宜実施 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(型料プール冷却浄化系ポンプ及び発電熱除去系ポンプ) ・スキマサージシク水位低下確認 ・型料プール水位がサイフォンブレーク孔位置付近まで 仮下を報認 ・運料プール水位、温度監視 通宜実施	(燃料ブール本部か化系化シブ及び残電熱除去系化ンプ)	(無対アール冷却等化系ポンプ及び残留整除去系ポンプ)	(会計プールを海中化系化プラン(外質 日本化 フラン(外質 日本化 フラン(外質 日本化 フラン(外質 日本化 ファン(水質 日本化 ファン(水 ファン(水 日本代 ファン(水 日本代 ファン(水 日本代 ファン(水 日本代 ファン(水 日本代	(根料ブール冷息が日本がフタン共産的を主義を)	(仮対プール方面が化元素/ブルスを発音を発表形化プ)	(当然アール治部今年高七ン方以項重節的大馬化力)	(周打プールが由外に成び 下回程 1	(世野アールを通りておりたりを) 大人でサージカンカた住民で開催 日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本では、日本の日本の日本の日本では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	(他が一小水田を木がイフィンカーの発展を表示のフ)	「世界の日本の日本にあって大力を開発しませんが、	日本	(名)	(個力・人の記名を取り入りを開始的表示の)	「おけっためたられてプログロを対象的にあるのフリートのできませんで、	(日女) 「中の地へ大力に対す物理を表示が、

 運転員
 5

 重大事故等対策要員
 17

 免電所対策本部要員
 6

 合訂
 28

原子炉運転中における燃料ブールでの事故を想定した場合、事象によっては、原子炉における重大事故等の対応と、燃料ブールにおける重大事故に至るおそれのある事故の対応が重量することも考えられる。しかし、燃料ブールに貯蔵されている燃料の崩壊熱が低いため、操作時間余裕が十分長く(原子炉運転開始直後を考慮しても燃料ブール水が100°Cに到達するまで1日以上)、原子炉側の事故対応が収束に向かっている状態での対応となるため、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員により対応可能である。

第7.3.2-3 図 「想定事故2」の作業と所要時間

2. 燃料損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

(使用済燃料的機構における燃料機構防止対策の有効性評価がよくいる) (1) 有効性の呼ばんないも、(保存的な販定及び条件の適用を含定するものではない。 (2) 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (1) 解析を実施するにあたっての方針の明確化について (3) 作成シーケンスが適切に設定されているか。 (1) 評価分解の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (3) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (4) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (5) 健用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (6) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (7) 静価分解の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (8) が表え方が示されているか。 (8) 定事故 2 の場合) ・ 把定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。 (7) では、保存・(1)	審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(1) 有効性の評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2 有効性評価の共通解析条件)及び「3.3 都定事故の主要無析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定するものではない。 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について 1. 解析を実施する上で、PRAの結果等を結まえ、重要事故シーケンスが適切に選定されているか。 (i) 事故シーケンスグルーブから、重要事故シーケンスを選定した理由を確認する。 2. 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3. 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (ボ) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3. 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価となるパラメータに与える影響及び操作時間余絶を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価においては、原本を評価であるが表に対する形式の評価である方針が示されていることを確認した。また、想定事故の言を指している。こと、使用法を対すこれにおける燃料機構成が上が対象に対策の評価項目(a) 及び(b) を液上が自分を表生を観りた。異体的には、物定事故と、異体的の直接を指する。 (使用法解析プール水位の経験を指するの言葉を指する必要に対する制度の言葉といると呼吸には、物定事故と、異体的で言葉といると呼吸には、物に表するの言葉と呼吸を表する。 (は無状性のないの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表する。 (他用法解析プール水位の経験を指するの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表するの言葉と呼吸を表する。 (他用法解析プール水位の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性の音楽性	(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	※「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解釈により想定事故が定められている(PRAによる評価は実施していない。)
価の共通解析条件」及び「3.3 想定等故の主要解析条件等」の解析 条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定する ものではない。 1. 解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス が適切に選定されているか。 (i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理 由を確認する。 2. 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3. 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価 の考え方が示されているか。 (想定事故 2の場合) 3. 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価 の考え方が示されているか。 (想定事故 20場合) 4. 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。 (地定事故 20場合) 5. 起定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価目となるパラメータに与える影響、評価目となるパラメータに与える影響、評価目となるパラメータに与える影響、が開催とした。また、想定事故の評価においては、解析コードを いた評価は行わない。このため、評価目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射解の速度を維持できる最低水位の確保を フて、使用済燃料プールにおける燃料で加速では、位用済燃料プール水位の低下時間と注水開始ま は、燃料フールや却浄化系のうち系統製下部の配管の回端破断を起図とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール、	3.1 有効性評価の手法及び範囲	
条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定する ものではない。 1. 解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス が適切に選定されているか。 (i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理 由を確認する。 2. 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3. 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価 の考え方が示されているか。 (想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。 (想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。の方との、評価項目を満足する影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価 目となるパラメータに与える影響を評価する方針であるか、においては、解析コードを用いた評価は行わない。 (想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する解析の評価を指すって、扱定事故の評価においては、解析コードを いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、このため、評価項目を満足する下が、この、このため、評価項目を満足する下が、この根重率に対かする不成(通常水位一約1.3m)を 「放射機の運搬を維持できる異低水位」とすることを確認した。具体的には、数定事故と とし、この根重率に対かする水位(通常水位一約1.3m)を 「放射機の運搬を維持できる異低水位」とすることを確認した。具体的には、数定事故と とし、この根重率に対かする水位(通常水位一約1.3m)を 「放射機の運搬を維持できる異低水位」とすることを確認した。具体的には、数定事故と は、燃料ブール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の面端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料ブールル位が低下し、使用済燃料ブール	(1) 有効性の評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2 有効性評	
お你 を実施するにあたっての方針の明確化について	価の共通解析条件」及び「3.3 想定事故の主要解析条件等」の解析	
 一般析を実施するにあたっての方針の明確化について 1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンスが適切に選定されているか。 (i)事故シーケンスグルーブから、重要事故シーケンスを選定した理由を確認する。 2)使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ)(i)評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii)使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3)評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。(想定事故の場合においては、解析コードを用いた評価は行わない。(想定事故の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定する	
1) 解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス が適切に選定されているか。 (i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理由を確認する。 2) 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。は、解析コードを相いた評価は行わない。は、定事故2の場合) ・ がた事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。は、解析コードを用いた評価は行わない。は、定事故2の場合) ・ がた事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。は、解析コードを用いた評価は行わない。は、定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。とのため、評価項目を満足するための評価の考え方に、ついて確認。(使用済燃料ブール水位の低下時間と注水開始まは、燃料ブール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料ブール水位が低下し、使用済燃料ブール	ものではない。	
が適切に選定されているか。 (i) 事故シーケンスグルーブから、重要事故シーケンスを選定した理由を確認する。 2) 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力がある。とき確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があるが、評価自となるパラメータに与える影響を表現の事態のまえる影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価自となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードを理ない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料ブールにおける燃料損傷防止対策の評価項目 (a) 及び (b) を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する動物の重要を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故とし、この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m) を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故とし、の線型率に対応する水位(通常水位一約 1.3m) を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故とは、燃料ブール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料ブール水位が低下し、使用済燃料ブール	1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
(i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理由を確認する。 2) 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力がある。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力がある。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析するから、評価の発表力があることを確認する。 (iii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析するから、評価の考え方が示されているから、記憶による他の操作に与える影響、評価目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける燃料できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プールにおける燃料提幅防止対策の評価項目 (a) 及び (b) を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を10mSVにといるのよりには、想定事故 2 し、この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位」とする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位 とする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位 とでは、機定事故 2 し、二の線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位のでは、機定事故 2 し、二の線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位)とでは、機定する。 と確認した。 具体的には、機定事故 2 し、二の線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位)とでは、機定する。 と確認した。 具体的には、機定する。 と確認した。 具体的には、機定する。 と確認した。 と確認した。 は、燃料プールが低い、機能力は、機能力は、機能力は、機能力は、機能力は、機能力は、機能力は、機能力は	1) 解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス	
田を確認する。 2) 使用する解析コードは適切か。(一解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 ※「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故20場合) ・ 想定事故20場合) ・ 想定事故20場合・ ・ 想定事故20時価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方について確認。(使用済燃料プールにおける速転目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まは、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールに放ける地に、想定事故20により使用済燃料プールル位が低下し、使用済燃料プールに対しる機能の連載を維持できる最低水位の確保をした。これ、使用済燃料プールな位の低下時間と注水開始まは、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プールな位が低下し、使用済燃料プールに対し、規定事故2に放射線の遮蔽を維持できる最低水位のには、想定事故2に、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プールな位が低下し、使用済燃料プール	が適切に選定されているか。	
2) 使用する解析コードは適切か。(→解析コードの確認ポイント資料へ) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故 2 の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料ブール水位の低下時間と注水開始またのごとを確認した。具体的には、想定事故 2 に放ける運転員等操作時間に与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードをいた評価は行わない。このため、評価項目を満足する声にあいては、解析コードをいた評価は行わない。このため、評価項目を満足する声にあいては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する声にあいては、解析コードを明査を担合の確保をした。 つて、使用済燃料ブールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をして、の線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする」ことを確認した。具体的には、想定事故 2 は、燃料ブール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料ブール水位が低下し、使用済燃料ブール	(i) 事故シーケンスグループから、重要事故シーケンスを選定した理	
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (地定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価は行わない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。) ・ に、このため、評価項目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。) ・ は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール	由を確認する。	
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価は行わない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。この総量率に対応する水位(通常水位一約1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故2における運転員等操作時間に与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードをいた評価は行わない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。1つて、使用済燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析する能力があることを確認する。 3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故 2 の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方について確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始ま し、この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故 2 における運転員等操作時間に与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響、評価目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、想定事故の評価においては、解析コードをいた評価は行わない。このため、評価項目を満足する計価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を10m5vとし、この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故 2 は、燃料プール水位が低下は、規定事故 2 は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール	2) 使用する解析コードは適切か。(→解析コードの確認ポイント資料へ)	※ 「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。
3)評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方にして、使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まない。このため、評価項目を満足するがで、1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故2による他の操作に与える影響、評価をおいては、解析コードをいた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を10mSvによるのでででで、1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故2に大いては、機料プール水位が低下し、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールに対して、使用済燃料プールを使用があるが、対して、使用液体が、対して、使用液体が、対して、使用液体が、対して、使用液体が、対して、使用液体が、対して、使用液体が、使用液体が、対して、使用液体が、使用	(i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。	
3)評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価の考え方が示されているか。 (想定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽と維持できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方に、このため、評価項目を満足するための評価の考え方に、は、解析コードを可じた。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をつて、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を10mSvにのいて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まない。は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
3) 評価条件の持つ不確かさが与える影響を評価する方針であるか、評価 の考え方が示されているか。 (想定事故 2 の場合) には、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保を つて、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv とし、このため、評価項目を満足するための評価の考え方に ついて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始ま は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
の考え方が示されているか。 (想定事故 2 の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をって、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSvとない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方にって、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSvとして、使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。具体的には、想定事故 2 は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール	る能力があることを確認する。	
の考え方が示されているか。 (想定事故 2 の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をって、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSvとない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方にって、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSvとして、使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始また。具体的には、想定事故 2 は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
(想定事故2の場合) ・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わない。このため、評価項目を満足する評価の考え方として、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽を維持できる最低水位の確保をって、使用済燃料プールにおける放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv ない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方にって、使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)及び(b)を満たすものとする。ここで、放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv とし、この線量率に対応する水位(通常水位一約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故 2 は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
・ 想定事故の評価においては、解析コードを用いた評価は行わ ない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方に ついて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始ま は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
ない。このため、評価項目を満足するための評価の考え方に とし、この線量率に対応する水位(通常水位-約 1.3m)を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とすることを確認した。具体的には、想定事故 2 ついて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始ま は、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
ついて確認。(使用済燃料プール水位の低下時間と注水開始まは、燃料プール冷却浄化系のうち系統最下部の配管の両端破断を起因とするサイフォン現象により使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プール		
! での時間の関係や放射線の遮蔽が維持できる最低水位の考え! 水機能の喪失が重畳する。これにより、使用済燃料フール水温が上昇し、沸騰・蒸発により水位は低下するが、使用済燃料ブールへの注水により、放		
	万)	線の遮蔽が維持される最低水位を確保できることを評価する。なお、放射線の遮蔽が維持される最低水位を確保できることで、燃料有効長頂部は冠水し、
未臨界を維持することができることを確認した。		未臨界を維持することができることを確認した。

(2) 有効性評価の条件

審査の視点及び確認事項

3.2 有効性評価の共通解析条件

- (1) 使用済燃料貯蔵槽内の状態等
- a. 使用済燃料貯蔵槽には貯蔵燃料の他に、原子炉停止後に最短時間で取り出された全炉心分の燃料が一時保管されていることとする。

(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)

- b. 使用済燃料の崩壊熱については、燃料組成及び燃焼度等を考慮して設計に基づき適正に評価する。
- (3) 外部電源

外部電源の有無の影響を考慮する。

- 3.3 想定事故の主要解析条件等
- (2) 想定事故 2
- a. 事故の概要

サイフォン現象等によりプール水の小規模な喪失が発生し、プール水の補給に失敗すると、使用済燃料貯蔵槽の水位は低下する。その後もプール水の補給が行われないと、やがて燃料が損傷する。

- b. 主要解析条件 (「3.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目 を除く。)
- (a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が最も低下する可能性のあるサイフォン現象等を想定する。
- (b) 解析にあたってはサイフォンブレイカーの効果は考慮しない。 ただし、地震等の影響を考慮しても、現場操作時の接近性等が確 保され、プール水流出の停止操作を確実に行えることが示されれ ば、その効果を考慮することができる。さらに、耐震性も含めて 機器、弁類等の故障及び人的過誤の余地のないサイフォンブレイ カーであれば、その効果を考慮できる。

(サイフォン防止用の逆止弁の場合には、開固着等のリスクを考慮する。)

- (c) 申請書に記載された代替注水設備等の性能を考慮し、これらによる使用済燃料貯蔵槽内の燃料の冷却を考慮する。
- (d) 地震や建屋の爆発、火災、使用済燃料貯蔵槽からの溢水等の影響を考慮しても、現場操作時の接近性等が確保され、プール水流 出の停止操作を確実に行えることが示されれば、その効果を考慮 することができる。
- c. 対策例
- (a) 可搬型代替注水設備によるプール水の補給機能の確保

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 主要解析条件の設定の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無を確認する。 ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていることを確認。	(i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。
(ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。	(ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。 ① 安全機能の喪失に対する仮定として、使用済燃料プール水位を最も低下させるサイフォン現象の起因として、燃料プール冷却浄化系配管のうち系統最下部の配管の破断が発生すると想定する。同時に、燃料プール冷却浄化系配管に設置された逆止弁が開固着し、逆止弁機能が十分に働かないと想定する。このため、水位は瞬時に低下するが、サイフォンブレーク孔の効果により、通常水位-0.5mで水位の低下が停止すると想定する。これらに重量して、使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失を考慮することから、設置許可基準規則第37条解釈を踏まえた想定であることを確認した。
② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されているかを確認。 (BWR 想定事故2の場合)	② 初期条件として、事象発生時の使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の崩壊熱は約 6.7MW、初期水温は運転上許容される上限の 65℃、初期水位は 通常水位とすることを確認した。
③ 使用済燃料プールに隣接する原子炉ウェルの扱いを確認。	③ その他の条件については、使用済燃料プールと原子炉ウェルとの間に設置されているプールゲートは、保有水量を厳しく評価する観点から閉とするなど、評価で設定した条件とその考え方が全体的に整理されていることを確認した。
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性の評価にあたっては最適評価手法を適用し、「3.2 有効性評	
価の共通解析条件」及び「3.3 想定事故の主要解析条件等」の解析	
条件を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定する ものではない。	
3.2 有効性評価の共通解析条件 (2) 安全施設の適用条件 a. 設備の容量等は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性(設備の待機状態及び使用済燃料貯蔵槽の温度、水位の変化の影響等)が示された場合には、その機能を期待できる。	

c. 故障を想定した設備の復旧には期待しない。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (4) 重大事故等対処設備の作動条件 a. 燃料損傷防止対策の実施時間 (a) 燃料損傷防止対策の実施に係る事象の診断時間は、計装の利用 可否を考慮し、訓練実績等に基づき設定する。 (b) 操作現場への接近時間は、接近経路の状況(経路の状態、温度、 湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき設定す る。 (c) 現場での操作時間については、操作現場の状況(現場の状態、 温度、湿度、照度及び放射線量)を踏まえ、訓練実績等に基づき 設定する。 b. 重大事故等対処設備の作動条件、容量及び時間遅れを、設計値に 基づき設定する。 c. 燃料損傷防止対策の実施に必要なサポート機能(電源及び補機冷 却水等)の確保に必要な時間は、現場での操作時間に含めて考慮す d. 重大事故等対処設備の作動条件において、作動環境等の不確かさ がある場合は、その影響を考慮する。 e. 重大事故等対処設備について、単一故障は仮定しない。 f. 燃料損傷防止対策に関連する手順の妥当性を示す。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。 (i)使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な設 │(i)機器条件として、│大容量送水ポンプ(タイプ I)の流量は 114m³/h とする│ことを確認した。その他の機器条件も含め、具体的な確認結果は以下のと おり。 定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その際、 保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載されてい ることを確認する。 ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を 1 ① 「第 7.3.2-2 表 主要評価条件(想定事故 2)」より、想定事故 2 の評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとおりであることを確 認した。 使用している場合には、その考え方を確認。 燃料プールへの注水流量:使用済燃料プールへの注水は、大容量送水ポンプ(タイプI)1台を使用するものとし、崩壊熱による使用済燃料プール (想定事故2の場合) ・ 使用済燃料プールへの注水流量は崩壊熱による蒸散量に対し 水の蒸発量を上回る 114m³/h にて注水する。 放射線の遮蔽が維持できる燃料プール水位:|放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv/h(※)とし、この線量率に対応する水位(通常水位-約1.3m)| て妥当であるかを確認。 を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。 (※)原子炉建屋燃料取替床での作業及び退避の時間は3.5時間以内であり、運転員及び重大事故等対応要員の被ばく量は最大でも35mSvとなるた め、緊急作業時における被ばく限度の 100mSv に対して余裕がある値

(ⅱ)有効性評価ガイド32(2)c.にしたがって、解析上、故障を想定 |(ⅱ)想定事故2において、安全機能の喪失を仮定している使用済燃料プールの注水機能について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考

慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は

した設備の復旧には期待していないことを確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。	3)
(i) 重大事故等対策に関連する操作条件を確認する。	(i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。
① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接	① 想定事故2における操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャートと有効性
近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*によ	評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。
る時間内であることを確認。	<u>燃料プールへの注水</u> :「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の操作の成立性において、本操作に係る要員は、運転員(中央
※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資	制御室)1 名、運転員(現場)2 名及び重大事故等対応要員 10 名で 380 分を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。
料」により確認する。	<u>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</u> :「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性におい
	て、本操作に係る要員は、重大事故等対応要員の2名であり、保管場所への移動に20分、タンクローリの移動・設置に10分、補給準備に40分、補
	給に 65 分等を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立することを確認した。
	タンクローリから大容量送水ポンプ(タイプ I) への給油 : 「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」の操作の成立性において、本操作に係る
	要員は、重大事故等対応要員の 2 名であり、保移動に 10 分、補給準備に 10 分、補給に 20 分等を想定しており、有効性評価のタイムチャートが成立
	することを確認した。
② 主要な対策(燃料損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場	② 燃料プールへの注水:使用済燃料プールへの注水の評価上の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、注水開始が遅れた場合でも、使用済燃
操作を必要とするもの等)については、その操作余裕時間を	料プールの水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するのは事象発生から約 18 時間後であり、十分な時間余裕があることを確認した。
確認。	
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 燃料プールへの注水:使用済燃料プールへの注水の評価上の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、「技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	冷却等のための手順等」で想定した注水準備の所要時間は 380 分以内であり、十分な時間余裕が見込まれていることを確認した。
の理由が妥当なものであることを確認。	

(3) 有効性評価の結果

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) 設置許可基準規則第37条解釈) (使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止) 3-2 第3項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するため に必要な措置を講じたもの」とは、想定事故1及び想定事故2に対して、 以下の評価項目を満足することを確認したものをいう。 (a) 燃料有効長頂部が冠水していること。 (b) 放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。 (c) 未臨界が維持されていること。 1. 評価結果の妥当性について 1) 評価結果の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解釈における評 1) 価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事事象進展の説明は事象の発生から燃料損傷防止対策とその効 | (i) 事象進展が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 果等が整理されていることを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 事象進展の説明は、事象の発生、燃料損傷の恐れに至るプロセス、燃料損傷防止対策とその効果について時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.3.2-4 図に示されるとおり、サイフォン現象によって、使用済燃料プール水が漏えいし、使用済燃料プール水位は低下するが、サイフォンブレ ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 ーク孔の効果により、サイフォン現象による漏えいは停止する。事象発生から約 7 時間後に使用済燃料プール水が沸騰し、蒸発による水位低下によ り、事象発生から約 13 時間後までに使用済燃料プール水位は通常水位から約 0.89m 下まで低下することを確認した。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙 | ③ 第 7.3.2-4 図に示されるとおり、事象発生から 13 時間後に使用済燃料プールへの注水を開始することで、事象発生から約 15 時間後に使用済燃料プ 動を確認。 一ル水位が通常水位に回復することを確認した。 ④ 上記③に示すように、大容量送水ポンプ(タイプI)による注水の効果を確認した。 ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 (想定事故2の場合) 遮蔽が維持できる最低水位となるまでの時間と注水開始時間: ・ 沸騰開始までの時間 ・ 遮蔽が維持できる最低水位となるまでの時間 ・ 使用済燃料プールへの注水が可能となる時間 記載要領(例) トレンド図の変曲点については、説明を加えること (ii) 評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。 (ii)上記(i)の事象進展を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、|燃料プール冷却浄化系の配管破断により使用済燃料プール内の水位が通常| 水位から 0.5m 下まで低下した後、使用済燃料プール内の水温が約7時間後に100℃に到達し、水位が緩慢に低下し始める。事象発生から13時間後、 使用済燃料プールの水位は通常水位から約 0.89m 低下するが、放射線の遮蔽を維持できる最低水位は確保されている。この時点で使用済燃料プールへ |の代替注水を開始する。代替注水の流量は 114m³/h であり、使用済燃料プール水温が 100℃に到達した時の蒸発量を補うために必要な注水量である約| |12m³/h を上回っていることから、通常水位に回復され、維持される|ことを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 第7.3.2-4 図に示されるとおり、燃料有効長頂部の水位は通常水位-約7.4mである。また、放射線の遮蔽を維持できる最低水位は通常水位-約1.3m ① 燃料有効長頂部の冠水が維持されていることを確認。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
② 遮蔽を維持できる最低水位が確保されていることを確認。③ 未臨界が維持されていることを確認。	である。第 7.3.2-4 図に示されるとおり、事象発生から 13 時間後までに使用済燃料プール水位は通常水位から約 0.89m 低下するが、この時点で、 崩壊熱による水の蒸発量を上回る流量で注水を開始することにより、水位を回復することが可能であることから、燃料有効長頂部の冠水が維持され、 また、放射線の遮蔽を維持できる最低水位も維持されることを確認した。 ② ①に示すとおり。 ③ 使用済燃料プールにおいて、燃料はボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに貯蔵されており、必要な燃料間距離をとる等の設計により水密度の状態 によらず未臨界が維持されることを確認した。
(iii)燃料損傷防止対策により、燃料損傷を防止できていることを確認する。	(iii)上記(ii)にあるとおり、評価結果は使用済燃料プールにおける燃料損傷防止対策の評価項目(a)、(b)及び(c)を満足していることを確認した。
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 有効性評価においては、使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水位及び温度が安定した状態に導かれる時点までを評価する。(少なくとも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日間より短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できることを示すこと。) 2. 評価期間の妥当性について 1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.1(2)を踏まえたものとなっているか。 (i)使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水位及び温度が安定した状態に導かれる時点までを評価していることを確認する。	

3. 評価条件の不確かさの影響評価

確認内容の概要:

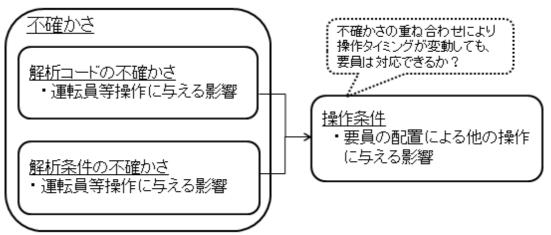
重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。

このため、「3.解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3.(1)解析コードの不確かさ、3.(2)a.解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、 解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3.(2)b.操作条件にて確認する。

加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3.(3)操作時間余裕を確認する。

なお、「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いていないため解析コードの不確かさは確認しない。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
. 評価条件の不確かさの影響評価方針	
1) 評価条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。	1)
(i) 評価条件の不確かさの影響評価範囲が明確に示されていることを確認する。	(i) 評価条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 評価条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、運転 員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響、要員の配置による他の操作に与える影響及び操作時間余裕を評価することを確認した。 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	(参考: 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針) 6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として,運転員等操作時間に与える影響,評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとする。 不確かさの影響確認は,評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり,重畳する影響因子がないと考えられる等,影響が容易に把握できる場合は,選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く,現象が複雑である等,影響が容易に把握できない場合は,事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii)評価条件の不確かさにより、影響を受ける運転員等操作が特定されているか確認する。	
① 運転員等操作の起点となる事象及びそれによって運転員等操作が受ける影響を確認。	① 想定事故2の特徴を踏まえ、不確かさの影響を確認する運転員等操作は、使用済燃料プールの水位低下の認知を起点とする漏えい箇所の隔離操作及び大容量送水ポンプ(タイプI)による注水であることを確認した。本操作は認知の遅れによって、操作が必要となるタイミングが影響を受ける(遅くなる)。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等操作時間に与える影響	※「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。
1) 解析コードの不確かさが運転員等操作時間に与える影響の内容は妥当	
⊅ ` ∘	
(i) 解析コードが有する重要現象**の不確かさとその傾向が挙げられ	
ているか確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他	
コード等との比較により、その傾向が把握されているか確認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受ける	
運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確	
認。	
※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の有	
効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」にお	
いてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当する物	
理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コードの	
重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」に	
おいて整理されている。	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響	※「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、解析コードを用いた評価は行わない。
1) <u>解析コード</u> の不確かさが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	
響を確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や他	
コード等との比較によりその傾向が把握されているか確認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となるパ	
ラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)につ	
いて確認。	

(2) 評価条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

a. 初期条件、争成条件及び重入争成等対策に関連する機器条件 審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 評価条件の不確かさが運転員等操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>運転員等の操作時間</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 評価条件が運転員等操作に与える影響については以下のとおりであることを確認した。
いる条件が抽出され、その違いが運転員等操作に与える影響(操作	
開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	
(BWR 想定事故 2 の場合)	
① 崩壊熱の影響を確認。	① 崩壊熱の不確かさを考慮し、最確条件の崩壊熱を用いた場合、評価条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、使用済燃料プールの水温上
	昇速度及び水位低下速度は変動するが、大容量送水ポンプ(タイプI)等を用いた注水操作の開始は、注水機能喪失の確認を起点とするため、運転
	員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
② 使用済燃料プール初期水温の影響を確認。	② 初期水温の不確かさを考慮し、最確条件の水温(約27~約45°C)を用いた場合、事故条件として設定している水温(65°C)より低くなるが、 <mark>使用済</mark>
	燃料プールの水温上昇速度及び水位低下速度は変動するが、大容量送水ポンプ(タイプΙ)等を用いた注水操作の開始は、注水機能喪失の確認を起
	点とするため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
③ 使用済燃料プール初期水位の影響を確認。	③ 初期水位の不確かさを考慮し、評価条件として設定している水位より低い水位とした場合、水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達するま
	での時間が短くなるが、使用済燃料プールの水温上昇速度及び水位低下速度は変動するが、大容量送水ポンプ(タイプI)等を用いた注水操作の開
	始は、注水機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。また、大容量送水ポンプ(タイプI)によ
	る注水の準備は、冷却機能又は注水機能喪失を認知した時点から準備を開始するため運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
④ 使用済燃料プールに隣接する原子炉ウェルの状態の影響を確	④ 初期条件のプールゲートの状態は、評価条件のプールゲート閉に対して最確条件はプールゲート開放であり、最確条件の保有水量は事故条件として
認	設定している保有水量に対して約 1.8 倍となるが、使用済燃料プールの水温上昇速度及び水位低下速度は変動するが、大容量送水ポンプ(タイプ I)
	等を用いた注水操作の開始は、注水機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
2. 評価条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における評価条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 評価条件が評価結果に与える影響については、崩壊熱、初期水温、初期水位等を最確条件とした場合、評価項目に対する余裕は大きくなることを確
いる条件が抽出され、その違いが評価項目となるパラメータに与え	認した。また、最確条件として自然蒸発による影響を考慮しても、評価項目を満足することに変わりはないことを確認した。具体的な確認結果は以下
る影響(余裕が大きくなる/小さくなる)を確認する。	のとおり。
(BWR 想定事故 2 の場合)	
① 崩壊熱の影響を確認。	① 崩壊熱の変動を考慮し、最確条件の崩壊熱(約 6.4MW 以下)を用いた場合、評価条件として設定している崩壊熱(約 6.7MW)より小さくなることから、
	評価項目に対する余裕は大きくなることを確認した。
② 使用済燃料プール初期水温の影響を確認。	② 初期水温の変動を考慮し、最確条件の水温(約27~約43 $^\circ$ C)を用いた場合、評価条件として設定している水温(65° C)より低くなることから、評価
	項目に対する余裕が大きくなることを確認した。
③ 使用済燃料プール初期水位の影響を確認。	③ 初期水位の変動を考慮し、初期水位を水位低警報レベル(通常水位一約 0.17m)とした場合であっても、漏えいにより瞬時に水位が低下しサイフォ
	ンブレーク孔により通常水位から 0.5m 下で停止するとしていることから、評価項目となるパラメータに与える影響はない。
④ 使用済燃料プールの自然蒸発(100℃以下での蒸発)の影響を確	④ 自然蒸発による影響は沸騰による水位低下と比べて僅かであり、気化熱により使用済燃料プール水は冷却される。仮に事象発生直後から沸騰による

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
認。	水位低下が開始するとした場合であっても、放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達するまでの時間は事象発生から約 10 時間以上となり、使用済
	燃料プールの水位の低下により原子炉建屋最上階の線量率が上昇することから、その現場における長時間の作業は困難となる。ただし、このような
	使用済燃料プール水位の低下に対しても、屋外から燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水操作が実施可能であること
	から、現場操作に必要な遮蔽は維持される。また、使用済燃料プール水位が通常水位から燃料有効長頂部まで低下する時間は事象発生から 3 日以上
	であり、事象発生 13 時間後から燃料プール代替注水系による注水が可能であることから、評価項目となるパラメータに与える影響は小さいことを確
	認した。
	補足説明資料(添付資料 4.2.6 評価条件の不確かさの影響評価について(想定事故 2))において、不確かさ評価を検討した条件の一覧が示されてい
	る。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b.操作条件

1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響 1) 解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさを考慮しても選員 は対応可能か。また、要員の配置は前後の操作を考慮しても適切か。 また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。 (i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を 確認する。 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動して も対策を講じることができるかを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は 前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は 前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。 ② 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)					
 は対応可能か。また、要員の配置は前後の操作を考慮しても適切か。また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。 (i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を確認する。 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。 ① 想定事故 2においては、水位低下に伴う異常の認知を起点とした冷却機能喪失又は注水機能喪失を確認した時点で大容量送水ポンブ (タイブ I) による使用済燃料ブールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員 (中央制御室) 1 名、運転員 (現場) 2 名及び重大事故等対応要員 10 名による操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンブ (タイブ I) への燃料補給操作は別の重大事故等対応要員 2 名による操作を想定している。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現りであることを確認した。現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 	1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響						
また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。 (i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を 確認する。 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動して も対策を講じることができるかを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は 前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は 前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。 ② 存業に対していると対した。 会操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 なお、大容量とルでより、他の操作との重複もないことを確認した。 のまから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。 のまり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。 ② を操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。	1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさを考慮しても要員	1)					
 (i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を確認する。 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。 ① 標面条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 (i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。 ① 想定事故 2においては、水位低下に伴う異常の認知を起点とした冷却機能喪失又は注水機能喪失を確認した時点で大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員10名による操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能性、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能性、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能性、要員の記憶についての具体的な確認結果は以下のとおり。 (i) 不確かさにより操作を大きの表情に対する影響に表すが表情に対する影響にないことを確認したの表情を表情に対するといた場合に表情を表情に対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	<u>は対応可能</u> か。また、 <u>要員の配置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。						
確認する。 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。	また、それらの不確かさが評価結果に影響を及ぼすか。						
 ① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動しても対策を講じることができるかを確認。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ② 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。か確認。 ③ 要人の現場を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ① 持た事故2においては、水位低下に伴う異常の認知を起点とした冷却機能喪失又は注水機能喪失を確認した時点で大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員10名による操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場であることを確認した。 ③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 	(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響を	(i) 不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置についての具体的な確認結果は以下のとおり。					
も対策を講じることができるかを確認。 る使用済燃料プールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員 10名による操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプ I)への燃料補給操作は別の重大事故等対応要員 2名による操作を想定している。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているが確認。 ③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 ③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。	確認する。						
操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タイプI)への燃料補給操作は別の重大事故等対応要員2名による操作を想定している。 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。	① 評価条件の不確かさによって、操作のタイミングが変動して	① 想定事故2においては、水位低下に伴う異常の認知を起点とした冷却機能喪失又は注水機能喪失を確認した時点で大容量送水ポンプ(タイプ I)によ					
 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 ② 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 ③ 本操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。 	も対策を講じることができるかを確認。	る使用済燃料プールへの代替注水操作に着手するが、この操作は運転員(中央制御室)1 名、運転員(現場)2 名及び重大事故等対応要員 10 名による					
 ② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ② 大容量送水ポンプ(タイプI)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミングが変動しても対処可能であることを確認した。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されているか確認。 		操作を想定しており、他の操作との重複もないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。なお、大容量送水ポンプ(タ					
前後の作業を考慮しても適切かを確認。 ングが変動しても対処可能であることを確認した。 ③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。		イプI)への燃料補給操作は別の重大事故等対応要員2名による操作を想定している。					
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作 現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。	② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	② 大容量送水ポンプ(タイプ I)による使用済燃料プールへの注水操作を行う要員は専任であり、前後の作業や作業の重複は無いことから、操作タイミ					
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている か確認。	前後の作業を考慮しても適切かを確認。	ングが変動しても対処可能であることを確認した。					
か確認。	③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であることを確認した。					
	現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されている						
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価	か確認。						
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価							
	2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響評価						
1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさによる操作条件の 1)操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、使用済燃料プールへの注水の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、実際には注水	1)解析上の操作開始時間、操作所要時間等の不確かさによる操作条件の	1) 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響について、使用済燃料プールへの注水の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、実際には注水					
変動が <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。 機能喪失を確認した時点で準備を開始し、事象発生から 10 時間後には注水が可能となる。このため、水位回復が早まり、評価項目に対する余裕は大き	変動が <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	機能喪失を確認した時点で準備を開始し、事象発生から 10 時間後には注水が可能となる。このため、水位回復が早まり、評価項目に対する余裕は大き					
くなることを確認した。		くなることを確認した。					

(3) 操作時間余裕の把握

確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 重大事故等対処設備の作動条件 f. 燃料損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す 1. 操作時間余裕の評価について 1) 操作の時間余裕は把握されているか。 (i) 大容量送水ポンプ(タイプI) 等による燃料プールへの注水が遅れた場合の影響について、以下のとおり確認した。 (i) 操作時間が遅れた場合の影響や操作までの時間余裕を確認する。 (想定事故2の場合) ① 使用済燃料プールへの注水の開始時間は事象発生から 13 時間後としているが、実際には、注水機能喪失を確認した時点で準備を開始し、事象発生か ① 放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達する時間と漏えい ら 10 時間後には注水が可能となる。このため、水位回復が早まり、評価項目に対する余裕は大きくなる。また、注水が遅れた場合でも、使用済燃料 筒所の隔離操作が開始できる時間から時間余裕を確認。 プールの水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位 (通常水位-約1.3m) に到達するのは事象発生から約18時間後であり、十分な時間余裕があるこ とを確認した。また、大容量送水ポンプ(タイプ I)による使用済燃料プールへの注水を開始する時間は、事象発生から 13 時間後である。これに対 し、使用済燃料プール水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位(通常水位-約1.3m)まで低下する時間は、事象発生から約18時間後であるため、 十分な時間余裕があることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、使用済燃料貯蔵槽の水位が回復し、水位	
及び温度が安定した状態に導かれる時点までを評価する。(少なく	
とも外部支援がないものとして7日間評価する。ただし、7日間より	
短い期間で安定状態に至った場合は、その状態を維持できることを	
示すこと。)	
1. 要員及び燃料等の評価の妥当性について	
1)要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていることを	(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。
確認する。	
① 本事故シーケンスグループにおける対策に必要な要員数と重	
大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であることを確認	故等対応要員等は 28 名であり対応が可能であることを確認した。
する。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の使用済燃料プールへ	
の対応を考慮しても作業が成立するか確認。	炉の重大事故等への対処と 1 号炉及び 3 号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
(ii) 想定する事故に係る対策に必要な電力供給量は、外部電源の喪	(ii) 電源供給量の充足性について、以下のとおり確認した。
失を仮定しても供給量は十分大きいことを確認する。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電装	│ │① 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)による注水は、電源の供給を必要としない。計装設備等に対して非常用ディーゼル発電機による電源供給を想定した│
置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を上	場合においても、2 号炉において重大事故等対策時に必要な負荷は、非常用ディーゼル発電機負荷に含まれることから、非常用ディーゼル発電機によ
回っているか確認する。	る電源供給が可能であることを確認した。
(iii)使用済燃料貯蔵槽を安定した状態まで導くために必要な水源が	(iii) 水源の充足性について、以下のとおり確認した。
確保されているか確認する。	
① 想定事故 2 における対策に必要な水源と保有水量から、安定	
状態まで移行できることを確認する。	して、淡水貯水槽に約 10,000m³の水を保有しており、対応が可能であることを確認した。
保されているか確認する。	日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 735kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)を 7 日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約 32kL、外部
	電源喪失に伴い自動起動するガスタービン発電機について緊急用電気品建屋に 24 時間給電を想定した場合に必要となる軽油量は約 25kL であり、合計
	約 792kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 755kL、ガスタービン発電設備用軽油タンクに約 300kL、合計約 1, 055kL の軽油を備蓄しており、
	対応が可能であることを確認した。水源の充足性については上記(iii)で確認している。
	<u> </u>

5. 結論

崩壊熱除去機能喪失

1. 事故シーケンスグループの特徴、燃料損傷防止対策	5. 1–2
(1)事故シーケンスグループ内の事故シーケンス	5. 1 <i>-</i> 2
(2) 事故シーケンスグループの特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方	5. 1–4
(3) 燃料損傷防止対策	5. 1–5
2. 燃料損傷防止対策の有効性評価	5. 1–12
(1) 有効性評価の方法	5. 1–12
(2) 有効性評価の条件	
(3) 有効性評価の結果	5. 1–17
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	5. 1–19
(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価	5. 1–21
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	5. 1–22
a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件	5. 1–22
b.操作条件	5. 1–23
(3) 操作時間余裕の把握	
4. 必要な要員及び資源の評価	5. 1–25
5. 結論	5 1-26

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価:崩壊熱除去機能喪失)

- 1. 事故シーケンスグループの特徴、燃料損傷防止対策
- (1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの妥当性について	
1) 運転停止中事故シーケンスグループ内の事故シーケンスは、「I 事故	1) 運転停止中事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」における事故シーケンスは、以下の2つであり、PRA側の評価結果と一致していることを確認
シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について」にお	した。
いてに示されている各事故シーケンスと一致していることを確認す	① 崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗
る。	② 外部電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の	
選定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	

(添付書類十 追補 2 I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 3-3 表 重要事故シーケンス(運転停止中)の選定について」)

事故シーケンスグループ	事故シーケンス (⑥は選定した重要事故シーケンス)	重大事故等対処設備等 (下線は有効性を確認する主な対策)			重要	夏事故シーケンスの選定の考え方(審査ガイドの着眼点に対応)	選定した重要事故シーケンスと選定理由		
970-9	(回は選定した里安争成ンーケンへ)	燃料損傷防止に必要な機能	対策設備	а		c 備考 (a:余裕時間, b:設備容量, c:代表性)			
	①崩壊熱除去機能喪失	崩壊熱除去機能 ^{※1}		ф	а ф	_高 <a, bの観点=""></a,>			
	+崩壊熱除去・炉心冷却失敗	原子炉への注水機能	・待機中の残留熱除去系・低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)		,	や必要な注水量の観点で比較的厳しくなる	着眼点a, b, cの評価結果より, ①の事故シーケンスが最も「高」と「中」が多いことから, ①「崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却		
崩壊熱除去 機能喪失		原子炉への注水に必要な 交流電源の復旧	• 常設代替交流電源設備			た。 <cの観点> 事故シーケンスグループの中で最もCDFの高 い事故シーケンスについて,「高」とし</cの観点>	· ②「外部電源喪失+崩壊熱除去· 炉心冷却失敗」		
	②外部電源喪失 +崩壊熱除去·炉心冷却失敗	崩壊熱除去機能※1	<u>*</u> *1	中	中	最もCDFの高い事故シーケンスのCDFに対し 低 て10%以上の事故シーケンスについて,	については、対応する時間余裕については、①の事故シーケンスと同等である。外部電源喪失を起因とするシーケンスについては、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」において評価する。		
		原子炉への注水機能	・待機中の残留熱除去系・低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)						

^{※1} 停止時において崩壊熱除去機能が喪失した場合であっても、原子炉注水を実施する事で燃料損傷を防止できる。 (原子炉建屋(原子炉開放時)や格納容器(原子炉未開放時)へ崩壊熱を逃がすことで燃料損傷を防止し、その後長期的な安定状態の確保の為に残留熱除去系等を復旧する)

(2) 事故シーケンスグループの特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性	
について	
1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとな	1)
っているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな	(i) 本運転停止中事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、 <mark>残留熱除去系の故障に伴う崩壊熱除去機能の喪失に起因して、原子炉圧力容器内</mark>
る対策の観点から、運転停止中事故シーケンスグループ全体の特徴	の保有水が炉心崩壊熱により継続的に蒸発して減少し、運転停止中の原子炉内燃料体の損傷に至ることを確認した。具体的には、原子炉の運転停止
を代表していることを確認するとともに、対策を講じない場合の燃	中に残留熱除去系の故障により崩壊熱除去機能が喪失するため、燃料の崩壊熱により原子炉冷却材が蒸発することから、緩和措置がとられない場合
料損傷に至る事象進展を確認する。	には、原子炉水位の低下により燃料が露出し、燃料損傷に至るものであり、運転停止中事故シーケンスグループ全体の特徴を代表したものとなって
	いることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、運転停止中事故シーケンスグループの	(ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、運転停止中原子炉内燃料体の露出及び損傷を防止するためには、原子炉圧力容器への注水手段を確保し、
特徴を踏まえて必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安	原子炉水位を回復する必要がある。さらに、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送を確保し、原子炉内燃料体からの除熱を継続的に実施する必要がある
定状態に向けた対策を分けているか確認する。	ことを確認した。本運転停止中事故シーケンスグループの特徴を踏まえた必要な機能として、炉心へ注水する機能を挙げており、具体的には、初期の
	対策として、待機している残留熱除去系(低圧注水モード)を用いて炉心注水を行うことにより燃料の損傷を防止する必要があることを確認した。安
	定状態に向けた対策としては、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉水位の回復後、中央制御室にて残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)
	へ切り替えることにより、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送を行い、原子炉圧力容器からの除熱を実施する必要があることを確認した。

(3) 燃料損傷防止対策

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ全体における対策(設備及び手順)の網羅性及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について 1) 重要事故シーケンス及びその他の事故シーケンスでの対策も含めて、手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基準への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。 (i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知するまでの時間遅れ等を考慮していることを確認。	1) (i) 本運転停止中事故シーケンスグループでは、残留熱除去機能の喪失を判別する必要があるが、これを判別するための計装設備として、「第7.4.1-1表 「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策について」において、残留熱除去系ポンプ出口流量及び原子炉圧力容器温度が挙げられていることを確認し た。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発生から10分間としていることを確認した。
(ii)初期の燃料損傷防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii) 本運転停止中事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴を踏まえ、初期の燃料損傷防止対策として、逃がし安全弁の開操作により原子炉を低圧状態に維持した後、特機している残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水を開始し、原子炉水位を回復する。このため、軽油タンクを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、逃がし安全弁(自動減圧機能)、残留熱除去系(低圧注水モード)、サプレッションチェンバ及び非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の燃料損傷防止対策である待機している残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水は、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」で整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タンクローリ、逃がし安全弁(自動減圧機能)、残留熱除去系(低圧注水モード)、サプレッションチェンバ及び非常用ディーゼル発電機が挙げられていることを確認した。対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第7.4.1-1表「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策について」において、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水で用いる重大事故等対処設備として、残留熱除去系(低圧注水モード)が挙げられていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
(iii)安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、 <mark>残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉水位の回復後、中央制御室にて残留熱除去系(原子炉停 止時冷却モード)へ切り替えることにより、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送を行い、原子炉圧力容器からの除熱を実施する。このため、軽油タンクを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)及び非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。</mark>
① 燃料の損傷を回避した後、原子炉を安定状態へ導くための対策が整備されていることを確認。	② 安定状態に向けた対策である残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による最終的な熱の逃がし場への熱の輸送については、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事故等対処設備として、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、非常用ディーゼル発電機及び軽油タンクが挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第 7.4.1-1表「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
② 燃料の冷却状態が長期的に維持されるものであることを確認。最終ヒートシンクへの熱の輸送手段が整備されていることを確認。③ さらなる対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定状態を維持するための手順や方針が示されていることを確認。	 ② 炉心の冷却状態の長期維持については①に示すとおり、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を実施することで最終ヒートシンクに熱を逃がせることから、炉心の冷却を長期的に維持できることを確認した。 ③ 補足説明資料(添付資料 5.1.5 安定状態について)において、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)により原子炉圧力容器からの除熱を行うことにより、安定状態の維持が可能となることが示されている。
	補足説明資料(添付資料 5.1.5 安定状態について)において、本重要事故シーケンスにおける安定状態は、「炉心冠水が維持でき、また、冷却のための

設備がその後も機能維持できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合」としてい

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
	ることが示されている。
(iv) 初期の燃料損傷防止対策設備及び安定状態に向けた対策設備を稼働するための状態監視ができることを確認する。 (崩壊熱除去機能喪失の場合)	 (iv) 「第7.4.1-1表「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策について」より、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
① 原子炉の注水に係る計装設備を確認。	① 残留熱除去系(低圧注水モード)に係る計装設備として原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(SA 広帯域)、残留熱除去系ポンプ出口流量及び圧力抑制室水 位が挙げられていることを確認した。
② 原子炉の冷却に係る計装設備を確認。	② 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)に係る計装設備として、原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(SA広帯域)、残留熱除去系ポンプ出口流量、残留 熱除去系熱交換器入口温度及び原子炉圧力容器温度が挙げられていることを確認した。
v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確に示しているか確認する。 (崩壊熱除去機能喪失の場合)	
① 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	① 残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉水位の回復後、中央制御室にて残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)へ切り替えることにより、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送を行い、原子炉圧力容器からの除熱を実施することによって、原子炉水温は低下することが示されており、初期の対策から安定状態に向けた対策への切り替える条件が明確となっていることを確認した。
① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。	 ① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。 ・ 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)故障による崩壊熱除去機能喪失を確認 ・ 運転していた残留熱除去系の復旧操作 ・ 待機していた残留熱除去系ポンプ以外による原子炉注水 ・ 原子炉補機冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)以外による崩壊熱除去
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的 に含めていることを確認。	② 原子炉圧力容器への注水に係る手順については、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」に、事故対応に必要となる監視計測に係る手順については、「技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等」において整備されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と整合していることを確認した。
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。	③ 上記①に示すとおり、有効性評価上は期待しないが、実際には行う操作として、残留熱除去系復旧が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本運転停止中事故シーケンスグループに おける手順及びその着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大 の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」と整合 していることを確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本運転停止中事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1 「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第 7.4.1-1 表「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。

	(M) MINET ALL TELL TELL TELL TELL TELL TELL TEL
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(設置許可基準規則第 37 条 解釈)	
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)	
(炉心の著しい損傷の防止)	
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の	
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。	
2) 対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	2)※「運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、要求されていない。
3)対策の概略系統図は整理されているか。	3)
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	(i) 待機している残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水に関連する設備として、残留熱除去系(低圧注水モード)及びこれら
弁が明示されているか確認する。	を接続する配管や弁を含め概略系統図に示されていることを確認した。また、安定状態に向けた対策のうち、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード) 及びこれらを接続する配管や弁が概略系統図に示されていることを確認した。
記載要領(例)	
 ・ 有効性評価で期待する系統や設備等は太字で記載。	
・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。な	
お、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で	
点線囲みされていなくてもよい。	
	4)
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判	(i) 対応手順の概要フローについて、以下のとおり確認した。
断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。	「第 7.4.1-3 図「崩壊熱除去機能喪失」の対応手順の概要」において、想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操
① 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな	作確認項目等が示されていること、解析上は期待しない操作も含めて対応手順の概要が整理されていることを確認した。
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていること	
を確認。	
記載要領(例)	
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上	
の設定と解析上の設定がわかるように記載。	
・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ	
いても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価	
上は考慮しないことが明確であるように記載。	
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていることを	(ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり「第 7.4.1-3 図「崩壊熱除去機能喪失」
確認する。	の対応手順の概要」及び「7.4.1.1(3) 燃料損傷防止対策」において明確にされていることを確認した。
① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	

残留熱除去系(低圧注水モード)から残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)への切替え判断:運転員が、残留熱除去系(低圧注水モード)による

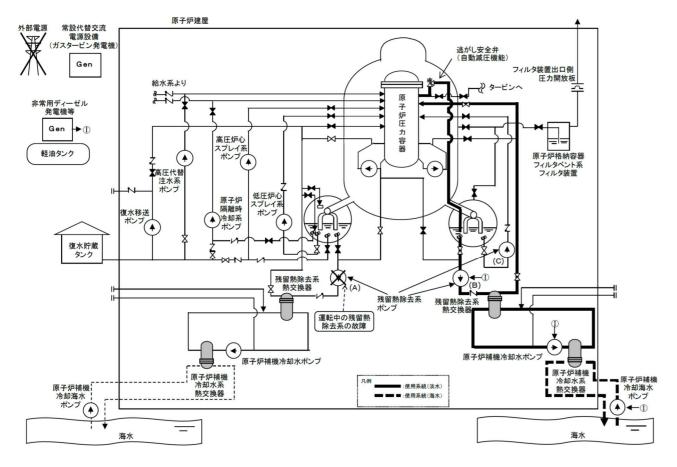
機能喪失と判断する。

え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的

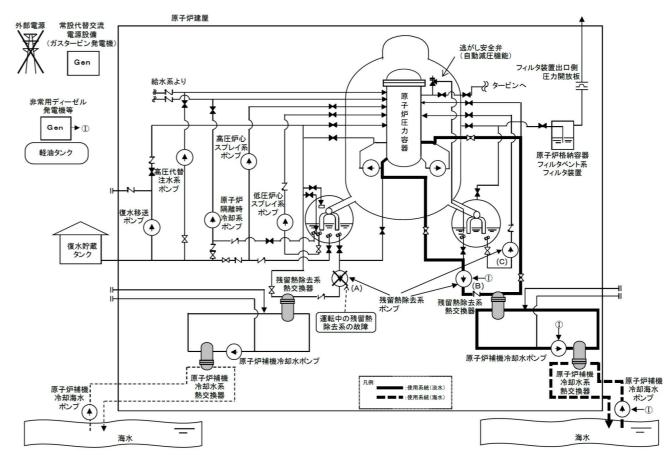
に含めていることを確認。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)						
	原子炉水位回復を確認後、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)へ切替えを行う。						
5) 本運転停止中事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの対応に必	5)						
要な要員について整理されているか。							
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.3 原子炉冷却材バウンダリを減圧するための手順等」、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発						
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	電用原子炉を冷却するための手順等」、「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」及び「技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等」を踏まえ、以下の通り整理されていることを確認した。						
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的に	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。						
整理されていることを確認。							
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と整	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.3 原子炉冷却材バウンダリを減圧するための手順等」、「技術的能力 1.4						
合していることを確認。	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「技術的能力 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」						
	と整合していることを確認した。						
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待していな	③ 残留熱除去系復旧操作(実際には行うが)、解析では期待しない操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上されていることを確認した。						
い作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。							
④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕	④ 本運転停止中事故シーケンスグループの対応各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であ						
等)を確認。	り、実現性があることを確認した。						
⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。	⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において、考え方が整理されていることを確認した。						
記載要領(例)	(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)						
・ 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。	6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定						
タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を 含んでいること。	事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。						
	(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。						
	a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。						
	b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運 転員は手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な 時間に基づき設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。						
	c. 現場で実施する操作については,個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお,有効性評価における解析の条件設定においては,操作場所 までのアクセスルートの状況,操作場所の作業環境等を踏まえて,現場操作に必要な時間を設定する。						
	(2) 有効性評価における操作時間は、「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で示している操作時間と						

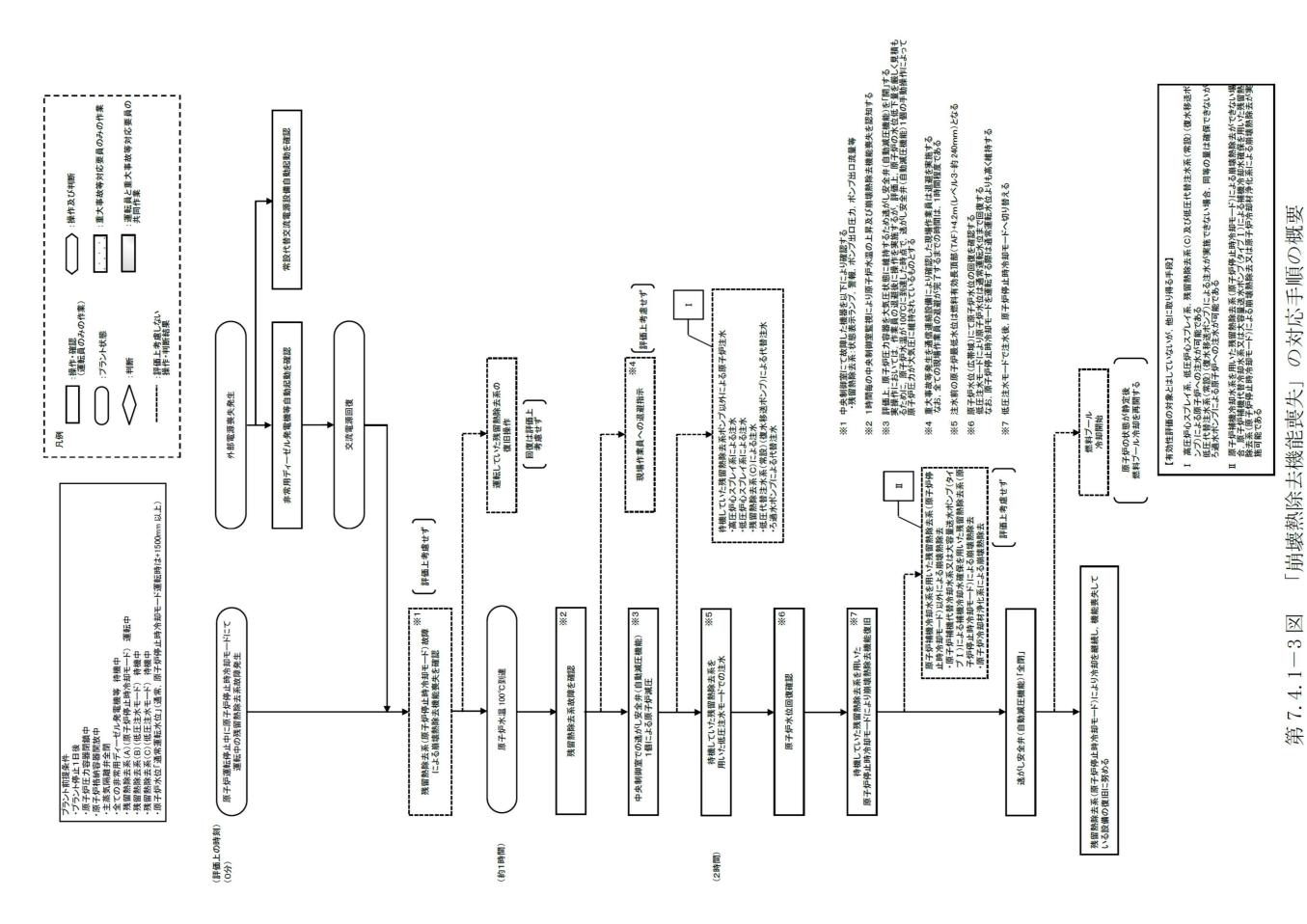
同一若しくは時間余裕を踏まえて設定する。



第7.4.1-1図 「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (1/2) (原子炉停止時冷却失敗,原子炉減圧及び原子炉注水)



第7.4.1-2 図 「崩壊熱除去機能喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (2/2) (原子炉停止時冷却)



5. 1-10

						相	過時間(分)							経過時間(時	間)				備考
		必要な要員	と作業項目		I	10m 20m	30m	40m 50n	n	1h 2	2h 3	3h	4h	5h	6h	10h	11h	12h	I
		実施箇所・必要人員数			 ▽事象発生 					: ▽約1時間原子炉水温10 逃がし安全弁	: 0℃到達 (自動滅圧機能)による原子	炉減圧			((
	責任者	発電課長	1 人 運転操作指揮 発電所対策本部連絡			▽約10分 ブラント状況判断					: ▽2時間 原子炉注水開始								
作業項目	補佐	発電副長	1 運転操作指揮	作業の内容															
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	6 人 初動での指揮 中央制御室連絡 発電所外部連絡																
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	重大事故等対応要員																
				·外部電源喪失確認															
状況判断	2人	_	_	・非常用ディーゼル発電機等自動起動確認	10分														
1A 20.1-1 E	A,B			·常設代替交流電源設備自動起動確認	103														
				・残留熱除去系(運転側) 原子炉停止時冷却モード停止確認(評価上考慮せず)															
作業員への退避指示 (評価上考慮しない)	E	=	7 2	・発電課長による作業員への退避指示						60分以内に退避完了									中央制御室で発電課長が指示する
原子炉減圧操作	1人 [A]	_	1-1	・逃がし安全弁(自動滅圧機能) 1個 手動開放操作						5分									
原子炉水位回復作業	1人 [A]	-	-	・残留熱除去系(待機側) 低圧注水モード 起動/停止操作							通常運転水位まで回復	後停止							残留熱除去系ポンプ(B)
残留熱除去系復旧操作 (回復は評価上考慮せず)	J	2人 [B]C	1	·残留熱除去系 機能回復		適宜実施													
		-	-	・残留熱除去系(待機側) 原子炉停止時冷却モード準備							60分								残留熱除去系ポンプ(B)
残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) 運転	1人 [A]	-	-	・残留熱除去系(待機側) 原子炉停止時冷却モード 起動操作								30分							残留熱除去系ポンプ(B)
		-	-	・残留熱除去系原子炉停止時冷却モード運転による原子炉状態監視									適宜実施						残留熱除去系ポンプ(B)
燃料ブール冷却 再開	1人	_	-	・スキマサージタンク水位調整										30分					燃料プール水温「65℃」以下維持 要員を確保して対応する
(評価上考慮せず)	[A]	-	7	・燃料ブール冷却浄化系 系統構成・再起動										11	0分				燃料プール水温「65℃」以下維持 要員を確保して対応する

	運転員	5
重大事故等対策要員	重大事故等対応要員	0
	発電所対策本部要員	6
合計	11	

発電所常駐要員 28

2. 燃料損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川 2 号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.3 運転停止中事故シーケンスグループの主要解析条件等	
運転停止中事故シーケンスグループごとに、燃料損傷に至る重要	
な事故シーケンス(以下「重要事故シーケンス」という。)を選定	
し、評価対象とする。重要事故シーケンス選定の着眼点は以下とす	
る。	
a. 燃料損傷防止対策の実施に対する余裕時間が短い。	
b. 燃料損傷回避に必要な設備容量(流量等)が大きい。	
c. 運転停止中事故シーケンスグループ内のシーケンスの特徴を代表	
している。	
1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について	
1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス	1)
が適切に選定されているか。	
	(i) 重要事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。
を選定した理由を確認する。	
① 重要事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重	① 選定された重要事故シーケンスは PRA で選定されたシーケンスと同一であることを確認した。
要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も	
厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して	
いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確	
認。 ② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選	② 本運転停止中事故シーケンスグループの重要事故シーケンスは、「崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」を選定する。対策の実施に対する
定されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故	
シーケンス選定の妥当性を確認している。	の保有水量が少なく、保有水が炉心崩壊熱により継続的に蒸発して減少する状態として、原子炉格納容器蓋は開放、原子炉圧力容器は未開放の状態と
ノーノス点にの女当はと唯心している。	する「崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」を重要事故シーケンスとすることを確認した。
2) 使用する解析コードは適切か。(→解析コード審査確認事項へ)	2)
(i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。	(i) 該当なし。燃料の崩壊熱により原子炉冷却材が蒸発することから、原子炉の水位が低下する。原子炉圧力容器が未開放状態では、放射線の遮蔽に対す
	る判断の目安である原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h (※) に対応した原子炉水位は、燃料有効長頂部の約 2.0m 上である。原子炉水位が燃料有効長
	頂部の約 2. 0m 上に到達するまでの時間及び冠水維持に必要な注水流量を評価し、原子炉水位が燃料有効長頂部の約 2. 0m 上に到達する前に蒸発量を上
	回る流量で注水を開始できることを確認することを確認した。
/ :: 〉 体田士を紹せっている。 ませい といっの手悪が現象を知せ	
(ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析 する能力があることを確認する。	() 該当なし。上記() こめるとおり、原于炉水位が燃料有効長頂部約 2.0m 上に到達するまじの時间及び超水維持に必要な注水流量を評価し、運転員か 警報により異常な状態を検知し、原子炉水位が燃料有効長頂部約 2.0m 上に到達する前に蒸発量を上回る流量で注水を行うための余裕時間を評価する
り 心形 コル める こ こ で 唯 応 り る。	言報により異常な状態を検知し、原子炉水位が燃料有効長頂部約 2.000 上に到達する前に蒸発量を上凹る流量で注水を行うための余裕時间を評価する。 ことを確認した。
	ことが推診した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては、最適評価手法を適用し、「3.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.3運転停止中事故シーケンスグループ	
の主要解析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及	
び条件の適用を否定するものではない。	
3) 有効性評価ガイド 3.1(1)の要求事項を踏まえ、解析条件の持つ不確	 3) 解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本重要事故シーケンスにおける運転員等操の作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える
かさが与える影響を評価する方針であるか。	影響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、
	「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員等の操作時間に与える影響を評価する方針が示されていること
	を確認した。
	2.000

(2) 有効性評価の条件

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 3.3 運転停止中事故シーケンスグループの主要解析条件等 (1) BWR a. 崩壊熱除去機能喪失 (RHR の故障による停止時冷却機能喪失) (a) 重要事故シーケンスの例 i. 運転中のRHR 又は補機冷却系(補機冷却海水系を含む。)の故障 によって、崩壊熱除去機能が喪失し、燃料損傷に至る。 (b) 主要解析条件(「3.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目 を除く。) i. 運転中のRHR 又は補機冷却系(補機冷却海水系を含む。)の機能 喪失を想定する。 (c) 対策例(対策の可否は原子炉の状態及び緩和設備の待機状態に依 存する。以下同様。) i. 待機中のRHR 等による崩壊熱除去機能の確保 ii. 代替UHSS による崩壊熱除去機能の確保(補機冷却機能が喪失し ている場合) iii. 待機中のECCS 又は代替注水設備による崩壊熱除去機能の確保 1. 主要解析条件の設定の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i) 外部電源の有無を確認する。 ① 外部電源はないものとして評価を行うことを確認した。これは、非常用ディーゼル発電機にて残留熱除去系への給電が可能であることから外部電源が ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する |ある場合と事象進展は同等となるが、非常用ディーゼル発電機への燃料補給が必要になることから、必要な要員及び燃料等の観点では、厳しい設定と | 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること なることを確認した。 を確認 (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。 (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。 ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 ① 起因事象として、運転中の残留熱除去系の故障によって、崩壊熱除去機能を喪失するものとする。 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。 ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている ② 「第7.4.1-2表 主要評価条件(崩壊熱除去機能喪失)」において、初期条件、事故条件、安全機能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方

> が全体的に整理されており、初期条件として、本評価では、原子炉格納容器蓋は開放、原子炉圧力容器は未開放の状態であり、運転中の残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) 1 系統のほかに、残留熱除去系(低圧注水モード) 1 系統が待機状態とする。原子炉停止後の炉心の崩壊熱は、原子炉水位 の低下を厳しく評価するために、評価期間を通して原子炉停止1日後の崩壊熱の値(約14MW)を用いる。この崩壊熱に相当する原子炉圧力容器内の蒸

かを確認。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) |発量は約 24m³/h である。事象発生前の原子炉水位は通常運転水位とし、また、水温は、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)にて原子炉が冷却さ れているため、設計値である52℃とすることを確認した。 (運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (1) 原子炉の運転停止中の期間 原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動 の過程における主発電機の併列までを、原子炉の運転停止中の期間 とする。ただし、全燃料が使用済燃料貯蔵槽に取り出され、原子炉 に燃料がない場合は除く。なお、原子炉の運転停止中の期間を、原 子炉の圧力、温度、水位及び作業状況等に応じて適切に区分するこ ہ ع (2) 原子炉内の状態等 原子炉内の炉心流量及び崩壊熱等については、設計値等に基づく 現実的な値を用いる。 (3) 安全施設の適用条件 a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場 合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等につ いて計装上の誤差は考慮しない。 b. 故障又は待機除外を仮定した設備を除き、設備の機能を期待する ことの妥当性(設備の待機状態、原子炉の圧力、温度及び水位 等)が示された場合には、その機能を期待できる。 c. 故障又は待機除外を仮定した設備の復旧には期待しない。 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。 (i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な (i)機器条件として、以下のとおり確認した。 設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その 際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され ていることを確認する。

- (BWR 崩壊熱除去機能喪失の場合)
- ・残留熱除去系(低圧注水モード)の使用台数及び原子炉注水量 の確認

使用している場合には、その考え方を確認。

- ・残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の使用台数及び熱交 換器の伝熱容量の確認
- ① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を 1 「第 7.4.1-2 表 主要評価条件(崩壊熱除去機能喪失)」より、本重要事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとお りであることを確認した。
 - ・残留熱除去系(低圧注水モード):残留熱除去系1系列1台で、原子炉圧力容器への注水流量は、1,136㎡/hとする。これは、原子炉停止1日後の崩 壊熱に相当する蒸発量である約 24m³/h を上回る流量であることを確認した。
 - ・残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード): 残留熱除去系1系列1台で、伝熱容量は、熱交換器1基あたり約8.8MW(原子炉冷却材温度52℃、海水温 度 26℃において) とすることを確認した。

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 安全施設の適用条件 b. 故障又は待機除外を仮定した設備を除き、設備の機能を期待する ことの妥当性(設備の待機状態、原子炉の圧力、温度及び水位 等)が示された場合には、その機能を期待できる。 c. 故障又は待機除外を仮定した設備の復旧には期待しない。 (ii) 本重要事故シーケンスの起因事象及び安全機能の喪失を仮定している残留熱除去系について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考 (ii) 有効性評価ガイド 3.2(3) c. にしたがって、解析上、故障又は 慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待 待機除外を仮定した設備の復旧には期待していないことを確認す 機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。) る。 3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件(残留熱除去系低圧注水モ | (i) 重大事故等対策に関連する操作条件は以下のとおりであることを確認した。 ードの開始時間等)を確認する。 ① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接 ① 本重要事故シーケンスにおける操作の成立性について、以下のとおり確認した。なお、技術的能力における「作業の成立性」で示されたタイムチャート 近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*に よる時間内であることを確認。 ※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資 料」により確認する。 原子炉減圧操作:原子炉水温が 100℃に到達後、原子炉圧力を低圧状態に維持するために、逃がし安全弁(自動減圧機能)1 個を開操作する。本操作に

- 操作を必要とするもの等) については、その操作余裕時間を 確認。
- ③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異 なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ の理由が妥当なものであることを確認。

と有効性評価におけるタイムチャートは、要員の並行作業等で異なる場合があるため、操作時間が異なる場合は技術的能力の添付資料を参照した。 本重要事故シーケンスにおける重大事故等対策のうち、原子炉減圧操作、待機中の残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水(原 子炉水位回復作業)及び残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)については中央制御室による操作であり、現場操作はない。

係る要員は、運転員(中央制御室)1名であり、有効性評価のタイムチャートにおいても作業内容と作業時間が整理されていることを確認した。 待機していた残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水:運転していた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)故障に伴う崩

壊熱除去機能喪失確認を考慮し、事象発生から約2時間後に原子炉圧力容器への注水を実施する。「技術的能力1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧 時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において、原子炉運転停止中における本操作に係る要員は、運転員(中央制御室)1名であり、有効性評価の タイムチャートにおいても上記の作業内容が整理されていることを確認した。

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉からの除熱:残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉水位回復後に実施する。「技術的能 カ 1.4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において、原子炉運転停止中における本操作に係る要員は、運転 員(中央制御室)1名であり、有効性評価のタイムチャートにおいても上記の作業内容が整理されていることを確認した。

- ② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場|② |残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水の開始時間は、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の故障に伴う崩壊熱除去機 |能喪失の確認に要する時間を考慮して、事象発生から2時間後とする||ことを確認した。また、原子炉水位回復から約60分後、残留熱除去系(原子炉停 止時冷却モード)へ切り替え、原子炉からの除熱を開始することを確認した。操作余裕時間の評価については、「3.(3)操作時間余裕の把握」で確認す
 - ③ 残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水の開始時間は、事象の認知及び注水開始までの一連の操作に要する時間を考慮し、事 象発生から2時間後に操作開始するとしているが、実際には準備が完了次第、注水することを確認した。また、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モー ド) へ切替えは、一連の操作に要する時間を考慮し、原子炉水位回復から約60分後としているが、実態の操作開始時間は早まることを確認した。

(3) 有効性評価の結果

ード) 対策の効果:

· 原子炉水位

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止) (炉心の著しい損傷の防止) 4-2 第4項に規定する「運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防 止するために必要な措置を講じたもの」とは、想定する運転停止中 事故シーケンスグループに対して、以下の評価項目を満足すること を確認したものをいう。 (a) 燃料有効長頂部が冠水していること。 (b) 放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。 (c) 未臨界を確保すること (ただし、通常の運転操作における臨界、 又は燃料の健全性に影響を与えない一時的かつ僅かな出力上昇を伴 う臨界は除く。)。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解釈 1) における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から燃料損傷防止対策とその効果 │(i) 事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡応答 が適切であるかを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 ① 「7.4.1.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、燃料損傷の恐れに至るプロセス、初期の燃料損傷防止対策とその効果につい て時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.4.1-5 図より、崩壊熱による原子炉水温の上昇後、蒸発により原子炉水位が低下していることを確認した。 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 補足説明資料(添付資料 5.1.2)では、原子炉圧力容器内が大気圧条件で維持されている場合には、事象発生から約1時間後に原子炉水温が100℃に到 達することが示されている。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙 | ③ 第 7.4.1-5 図より、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水の開始後、原子炉水位が回復していることを確認した。その後、 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の切替えによる原子炉水位に変動がないことを確認した。 動を確認。 ④ 第7.4.1-5 図より、機器条件で設定したとおり、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水量が原子炉水の蒸発量に比べて多い ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 (注水流量:1,136m³/h、原子炉停止1日後の崩壊熱に相当する蒸発量:約 24m³/h) ことから、短時間で原子炉水位が事象発生前の通常運転水位に回復し (崩壊熱除去機能喪失) ていることを確認した。その後、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による崩壊熱除去を実施し、原子炉水位の変動がないことを確認した。 起因事象に関連するパラメータ: 原子炉水温 · 原子炉水位 動的機器の作動状況: • 残留熱除去系系統流量(低圧注水モード、原子炉停止時冷却モ

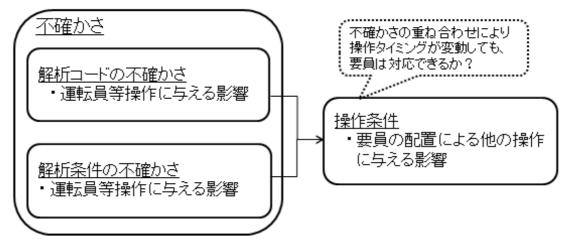
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
記載要領(例) ・ トレンド図の変曲点については、説明を加えること	
(ii) 評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。 ① 原子炉水位(燃料有効長頂部の冠水、遮蔽が維持される水位)	(ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては以下のとおり。 事象発生後、原子炉圧力容器内の水温が上昇し、事象発生から約1時間後に、沸騰することにより原子炉水位は低下し始める。事象発生から2時間後の原子炉圧力容器への注水の開始により、原子炉水位は回復する。この過程において、原子炉水位は約0.9m低下して、燃料有効長頂部の約4.2m上となるが、冠水は維持されることを確認した。 原子炉格納容器蓋は開放、原子炉圧力容器は未開放の状態では、原子炉水位が燃料有効長頂部の約4.2m上に低下しても、原子炉建屋内の空間線量率は、放射線の遮蔽に対する判断の目安である原子炉建屋内の空間線量率10mSv/hを上回ることはないことを確認した。補足説明資料(添付資料5.1.7)において、遮蔽維持に必要な原子炉水位が示されている。 (*)原子炉建屋燃料取替床での作業及び退避の時間は3.5時間以内であり、運転員及び重大事故等対応要員の被ばく量は最大でも35mSvとなるため、緊急作業時における被ばく限度の100mSvに対して余裕がある値。
② 未臨界の確保	② 本重要事故シーケンスにおいて、全制御棒全挿入状態が維持されていることを確認した。
(iii) 初期の燃料防止対策により、燃料の著しい損傷を防止できていることを確認する。	(iii) 上記(ii)にあるとおり、解析結果は運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の評価項目を満足していることを確認した。具体的には、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水により、原子炉圧力容器内の水位は評価期間を通じて、燃料有効長頂部以上であり、原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h を上回ることはなく放射線の遮蔽を維持できていること及び全制御棒全挿入状態が維持されているため、未臨界の確保はできていることを確認した。
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.1 有効性評価の手法及び範囲 (2) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定状態に導かれる時点までを評価する。 2. 評価期間の妥当性について 1) 評価期間は、有効性評価ガイド 3.1(2)を踏まえたものとなっているか。 (i)原子炉が安定状態になるまで評価していることを確認する。 ① 低温停止状態まで解析を実施していない場合には、燃料有効長頂部の冠水、遮蔽が維持される水位が確保される解析結果を示した上で、その後低温停止状態まで導くための対策が整備されていることを確認。	1) (i) 安定状態になるまでの評価について、第7.4.1-5 図にあるとおり、事象発生から2時間後に残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水を開始し、短時間で原子炉水位は回復していることを確認した。その後、第7.4.1-5 図に示す事象発生から3時間15分後に、原子炉水位が回復後、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉圧力容器からの除熱を実施することで、安定状態に移行することができることを確認した。

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。このため、「3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3. (1) 解析コードの不確かさ、3. (2) a. 解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3. (2) b. 操作条件にて確認する。加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3. (3) 操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針	
1) <u>解析コード及び解析条件</u> の不確かさの影響評価 <u>方針</u> は妥当か。	1)
(i) 不確かさを考慮すると、解析結果が非保守的となる場合は感度 解析等により考察する方針としているか確認する。	(i)解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。 解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び 解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、 運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。なお、操作に係 る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員 等操作時間に与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.1.4 有効性評価における解析条件の設定」において、「解析条件の不確か さが大きい場合には、影響評価において感度解析等を行うことを前提に設定する」としていることを確認した。
	参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行うとしている。以下参照。
	(参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針)
	6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとする。
	不確かさの影響確認は,評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり,重畳する影響因子がな
	いと考えられる等,影響が容易に把握できる場合は,選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く,現象が複雑
	である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより、影響を受ける運転 員等操作が特定されているか確認する。	
① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受ける影響を確認。	① 本重要事故シーケンスにおいては、残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水操作の起点が、崩壊熱除去系機能喪失による異常の認知であるため、評価条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1)解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響の内容は妥	1)
当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさとその傾向が挙げら	(i) 運転停止中事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」では、解析コードを用いた評価は実施していない。
れているか確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較により、その傾向が把握されているか確	
認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け	
る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を	
確認。	
※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」	
においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す	
る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー	
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響	
1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	(i) 運転停止中事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失」では、解析コードを用いた評価は実施していない。
響を確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較によりその傾向が把握されているか確 	
② タボー ドギナナス手両用のの不効かとだ 気圧を見したる	
②解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる	
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)に	
ついて確認。	

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉の圧力、温度及び水位等) が示された場合には、その機能を	
期待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>運転員等の操作時間</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i) 設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような
いる条件が抽出され、その違いが運転員等の操作時間に与える影	設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる炉心崩壊熱について影響評価を行うことを確認した。
響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	
(崩壊熱除去機能喪失の場合)	
① 炉心崩壊熱が変動した場合について、運転員等操作への感度	① 解析条件の燃料の崩壊熱、初期水温及び初期水位の変動を考慮した場合、原子炉水温上昇速度及び水位低下速度は変動するが、原子炉圧力容器への注
を確認。	水操作の開始は、崩壊熱除去機能喪失の確認を起点とするため、運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。
り <i>細毛を出って</i> ないさい言語は女田によって影響	
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件の意味を関したるると数の中容は必要な	
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	/:) 柳七冬州が河内付用にヒニフ見郷はいてのしかけったカフェレナで到した
	(i) 解析条件が評価結果に与える影響は以下のとおりであることを確認した。
いる条件が抽出され、その違いが評価結果に与える影響(余裕が大きんなる)ななる、ななると	
きくなる/小さくなる)を確認する。	
(崩壊熱除去機能喪失の場合) ① 炉心崩壊熱が変動した場合について、評価結果への感度を確	① 解析条件の燃料の崩壊熱(原子炉停止1日後)及び初期水温(52°C)より厳しい原子炉停止7時間後の崩壊熱及び水温 100°Cとして評価した結果、
び 炉心朋塚然が変動した場合に りいて、計画和米への窓及を確認。	原子炉水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するのは事象発生から約2.2時間後となるが、原子炉圧力容器への注水は、事象発生か
ந் ட் ல	原子炉水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するのは事家発生がら約2.2 時間後となるが、原子炉圧力容器への注水は、事家発生が ら 2 時間後に開始することが可能であるため、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。また、解析条件の初期水位(通常運転水位)に
	対して最確条件は通常運転水位以上であり、原子炉水位が燃料有効長頂部まで低下する時間は長くなることから、評価項目となるパラメータに対
	対して販催来件は週帯連転が位以上であり、原子炉が位が燃料有効支頂部まで低下する時間は長くなることがら、計画項目となるバファーダに対 する余裕が大きくなることを確認した。
	タ の 示性 か 八 こ \ な 句 こ こ で 唯 応 し た 。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	1)
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違に	
より、操作タイミングが変動しても <u>要員は対応可能</u> か。また、 <u>要員の</u>	
<u>配置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i)操作条件の不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミ	① 原子炉圧力容器への注水操作開始時間を事象発生から2時間後としているが、原子炉水位低下時に原子炉注水の必要性を確認し操作を実施することは
ングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	容易であり、実際の注水開始時間は早くなることから、原子炉水位の回復が早くなることにより、評価項目に対する余裕が大きくなる。また、注水操
	作を開始するまでの時間は事象発生から2時間後としているが、原子炉水位が放射線の遮蔽が維持される水位まで低下するのは事象発生から約4時間
	後であることから、注水操作の準備時間が確保できるため、時間余裕があることを確認した。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	② 残留熱除去系(低圧注水モード)の原子炉圧力容器への注水操作については、一連の操作が中央制御室で実施され、他の操作との重複もないことから、
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	要員の配置による他の操作に与える影響はないことを確認した。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい	
るか確認。	
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が評価結果	1) 操作条件の待機中の残留熱除去系(低圧注水モード)の原子炉圧力容器への注水操作は、実際に見込まれる操作開始時間は早くなる。運転員等の操作時
に与える影響の内容は妥当か。	間に与える影響として、注水開始が早くなる場合は原子炉水位の低下が抑制され、評価項目となるパラメータに対する余裕は大きくなることを確認した。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価の妥当性について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i) 残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水操作が遅れた場合の影響について、以下のとおり確認した。
(崩壊熱除去機能喪失の場合)	
① 残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注	① 待機中の残留熱除去系(低圧注水モード)の原子炉圧力容器への注水操作について、通常運転水位から放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達
水操作の開始時間余裕を確認。	するまでの時間は事象発生から約4時間後であり、これに対して、異常を認知して注水を開始するまでの時間は事象発生から2時間であることか
	ら、準備時間が確保できることを確認した。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(設置許可基準規則第37条 解釈、有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定状	
態に導かれる時点までを評価する。	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 本運転停止中事故シーケンスグループにおける対策に必要	① 本重要事故シーケンスの対応及び復旧作業に必要な要員は、11 名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等対
な要員数と重大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であ	応要員は28名であり対応が可能であることを確認した。
ることを確認する。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉及び3 号炉の運転員等も対処可能であることから、2 号炉
慮しても作業が成立するか確認。	の重大事故等への対処と 1 号炉及び 3 号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
(ii) 本運転停止中事故シーケンスグループにおける対策に必要な	(ii) 電源供給量の充足性について、以下のとおり確認した。
電力供給量は、外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きい	
ことを確認する。	
① 外部電源以外からの給電装置等による給電量は、負荷の合計	① 重大事故等対処設備全体に必要な電力供給量に対して、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの電力供給量が十分大
値及び負荷のピーク値を上回っているか確認する。	きいため、対応が可能であることを確認した。
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認	/iii) 水海の本見州について、以下のともは疎辺した
(三) 女に小忍よし等くために必要な小鳥が確保されているが確認する。	(川) 小派の元を任に づいて、以下のと 85 9 唯心 した。
	1
な水源と保有水量から、安定状態まで移行できることを確認	環させることから、水源が枯渇することはないため、対応が可能であることを確認した。
する。	THE CONTRACTOR STATE CO
(iv) 発災から7日間は外部からの支援に期待せず、水源、燃料が確	(iv) 発災から 7 日間の水源の充足性については上記 (iii) のとおり。資源の充足性については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼ
保されているか確認する。	ル発電機を最大負荷で7日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約735kL、外部電源喪失に伴い自動起動する常設代替交流電源設備について緊急
	 用電気品建屋に 24 時間給電を想定した場合に必要となる軽油は約 25kL であり、合計 760kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 755kL、ガス
	タービン発電設備用軽油タンクに約 300kL、合計約 1,055kL の軽油を備蓄しており、対応が可能であることを確認した。

5. 結論

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

記載要領(例)

- 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。
- ・ 具体的には、運転停止中事故シーケンスグループの特徴、特徴を踏ま えた燃料損傷防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさ を踏まえても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点 から燃料損傷防止対策は有効であることの概要が示されていること。

運転停止中事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)」に対して、申請者が運転停止中原子炉 内燃料体の損傷防止対策として計画している待機中の残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水及び残留熱除去系(原子炉停止時 冷却モード)への切替えによる炉心の冷却が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。

重要事故シーケンス「崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」において、待機中の残留熱除去系(低圧注水モード)による原子炉圧力容器への注水を行い、さらに、原子炉を安定状態へ導くために、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉圧力容器からの除熱を行った場合に対する申請者の解析結果は、運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策の評価項目をいずれも満足している。解析条件の不確かさを考慮しても、解析結果が評価項目を満足することに変わりがないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(残留熱除去系の1系統)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策となり得る。

さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

重要事故シーケンス「崩壊熱除去機能喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」における対策の有効性を確認したことにより、その対策が本事故シーケンス グループに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、事故シーケンスグループ「崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)」に対して申請者が計画している運転 停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策は、有効なものであると判断した。

全交流動力電源喪失

	5. 2–
(1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス	5. 2–
(2) 事故シーケンスグループの特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方	5. 2-
(3) 燃料損傷防止対策	5. 2–
	5. 2–1
	5. 2–1
	5. 2–1
	5. 2–1
3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価	5. 2–2
	5. 2–2
(2) 解析条件の不確かさの影響評価	5. 2–2
	5. 2–2
	5. 2–2
	5. 2–2
4. 必要な要員及び資源の評価	5. 2–2
5. 結論	5. 2–2

女川原子力発電所2号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価:全交流動力電源喪失)

- 1. 事故シーケンスグループの特徴、燃料損傷防止対策
- (1) 事故シーケンスグループ内の事故シーケンス

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)			
1. 事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの妥当性について				
1) 運転停止中事故シーケンスグループ内の事故シーケンスは、「I 事故	1) 事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」における事故シーケンスは、以下の4つであり、PRA側の評価結果と一致していることを確認した。			
シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について」にお				
いてに示されている各事故シーケンスと一致していることを確認す	・外部電源喪失+直流電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗			
る。	・外部電源喪失+交流電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗			
(注:本項は、「事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選	· 外部電源喪失+直流電源喪失			
定について」と対策の有効性評価をリンクさせるためのもの。)	· 外部電源喪失+交流電源喪失			

(添付書類十 追補 2 I 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について「第 3-3 表 重要事故シーケンス(運転停止中)の選定について」)

事故シーケンス	事故シーケンス	重大事故等対処設備等 (下線は有効性を確認する主な対策)		重要事故シーケンスの選定の考え方(審査ガイドの着眼点に対応)		ノーケンスの選定の考え方 (審査ガイドの着眼点に対応)	選定した重要事故シーケンスと選定理由
グループ	(◎は選定した重要事故シーケンス)	燃料損傷防止に必要な機能	対策設備	a b	c	備考 (a:余裕時間, b:設備容量, c:代表性)	
		原子炉への注水,崩壊熱 除去に必要な交流電源の 復旧	· 常設代替交流電源設備				
	①外部電源喪失 +直流電源喪失	原子炉への注水,崩壊熱 除去に必要な直流電源の 復旧(D/G起動等の為)	• 可搬型代替直流電源設備	ф ф	低		
	+崩壊熱除去・炉心冷却失敗	崩壊熱除去機能*1	• 原子炉補機代替冷却水系				
		原子炉への注水機能	・低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) ・大容量送水ポンプ (タイプ I)				
		原子炉への注水に必要な交流電源の復旧	• 常設代替交流電源設備		崩シ	開環無量を除去する必要があり、宗俗時間や必要な注水量の観点で比較的厳しくなると考えられることから、「中」と設定した。また、崩壊熱除去・炉心冷却失敗を含まないシーケンスはPOS-Sを含まず、崩壊熱量は最大でもPOS-A2の約9.9MWtとPOS-Sの約半分であるため「低」とした。 <cの観点> 事故シーケンスグループの中で最もCDFの高い事故シーケンスについて、「高」とした。また、事故シーケンスグループのうち。また、事故シーケンスグループのうち。また、事故シーケンスのCDEに対した。また、事故シーケンスのCDEに対した。また、事故シーケンスのCDEに対した。また、事故シーケンスのCDEに対した。すると考えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対しているのでは、場合に対し、一方と考えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対しているのでは、場合に対し、一方と考えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対し、一方と考えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対しているのでは、場合に対し、一方と表えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対し、一方と表えられる主な炉心損傷防止対策に差異に対している。</cの観点>	着眼点a, b, cの評価結果より, ①と②の事故シー
全交流動力電源喪失	②外部電源喪失 ・ + 交流電源喪失+崩壊熱除 去・炉心冷却失敗	崩壊熱除去機能*1	原子炉補機代替冷却水系	中中	低と		点から相対的に②の方が①より頻度が高いことか ら,
		原子炉への注水機能	・低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) ・大容量送水ポンプ (タイプ I)		ま 量		炉心冷却失敗」
	③外部電源喪失 +直流電源喪失	原子炉への注水,崩壊熱 除去に必要な交流電源の 復旧	• 常設代替交流電源設備		事		【重要事故シーケンスの包絡性】 ・①③については、選定したシーケンスにおいて直 流電源復旧操作の有効性を確認することで重要事故
		原子炉への注水,崩壊熱 除去に必要な直流電源の 復旧(D/G起動等の為)	• 可搬型代替直流電源設備	低低声	た 最		シーケンスに包絡されると考えられる。 ・有効と考えられる主な炉心損傷防止対策に差異が ないため、起因事象発生後の事象進展が早い②の事
		崩壊熱除去機能※1	・原子炉補機代替冷却水系	EL EL			
		原子炉への注水機能	・低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) ・大容量送水ポンプ (タイプ I)				
		原子炉への注水,崩壊熱 除去に必要な交流電源の 復旧	· 常設代替交流電源設備				
	④外部電源喪失 +交流電源喪失	崩壊熱除去機能※1	• 原子炉補機代替冷却水系	低低	中		
		原子炉への注水機能	・低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) ・大容量送水ポンプ (タイプ I)				

^{※1} 停止時において崩壊熱除去機能が喪失した場合であっても、原子炉注水を実施する事で燃料損傷を防止できる。

⁽原子炉建屋(原子炉開放時)や格納容器(原子炉未開放時)へ崩壊熱を逃がすことで燃料損傷を防止し、その後長期的な安定状態の確保の為に残留熱除去系等を復旧する)

(2) 事故シーケンスグループの特徴及び燃料損傷防止対策の基本的考え方

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループの事象進展及び対策の基本的考え方の妥当性	
について	
1) 事象進展の概要は、対策の必要性としての論点を明確にするものとな	1)
っているか。	
(i) 想定する起因事象、喪失する機能が、事象の進展及び必要とな	(i)本事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴は、外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失に起
る対策の観点から、運転停止中事故シーケンスグループ全体の特徴	因して、残留熱除去系等の炉心注水機能が喪失し、さらに、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の機能喪失に起因する残留熱除去系
を代表していることを確認するとともに、対策を講じない場合の燃	の崩壊熱除去機能喪失により、原子炉圧力容器内の保有水が炉心崩壊熱により継続的に蒸発して減少することで、運転停止中の原子炉内燃料体の損傷
料損傷に至る事象進展を確認する。	に至ることを確認した。具体的には、原子炉の運転停止中に全交流動力電源が喪失することにより、原子炉の注水機能及び除熱機能が喪失することを
	想定する。このため、燃料の崩壊熱により原子炉冷却材が蒸発することから、緩和措置がとられない場合には、原子炉水位の低下により燃料が露出し、
	燃料損傷に至るものであり、運転停止中事故シーケンスグループ全体の特徴を代表したものとなっていることを確認した。
(ii) 対策の基本的な考えが、運転停止中事故シーケンスグループの	(ii)上記(i)の事象進展の概要・特徴を踏まえ、運転停止中原子炉内燃料体の露出及び損傷を防止するためには、代替交流動力電源を確保するとともに、
特徴を踏まえて必要な機能を明確に示しているか、初期の対策と安	原子炉圧力容器への注水手段を確保し、原子炉水位を回復する必要がある。さらに、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送を確保し、原子炉内燃料体の
定状態に向けた対策を分けているか確認する。	除熱を継続的に実施する必要があることを確認した。本運転停止中事故シーケンスグループの特徴を踏まえた必要な機能として、原子炉圧力容器への
	注水する機能を挙げており、具体的な初期の対策として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を行うことにより
	燃料の損傷を防止する必要があることを確認した。また、安定状態に向けた対策としては、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停
	止時冷却モード)による最終的な熱の逃がし場へ熱の輸送を行うことにより原子炉を除熱する必要があることを確認した。

(3) 燃料損傷防止対策	
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 事故シーケンスグループ全体における対策(設備及び手順)の網羅性	
及び事象進展を踏まえた手順の前後関係等の妥当性について	
1) 重要事故シーケンス及びその他の事故シーケンスでの対策も含めて、	1)
手順については技術的能力基準への適合、設備については設置許可基	
準への適合との関係を踏まえ対策を網羅的に明示しているか。	
(i)判断に必要な計装設備が準備され、計装設備が事象を検知する	(i) 本運転停止中事故シーケンスグループでは、全交流動力電源喪失を判別する必要があるが、これを判別するための計装設備は、外部電源が喪失し、非
までの時間遅れ等を考慮していることを確認。	常用ディーゼル発電機等からの受電失敗及びすべての非常用母線からの給電に失敗することにより残留熱除去系の原子炉圧力容器への注水機能が喪
	失することから、「第 7.4.2-1 表「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策について」において、残留熱除去系ポンプ出口流量が挙げられていること
	を確認した。なお、タイムチャートにおいて、プラントの状況判断を事象発生から 10 分間としていることを確認した。
(ii) 初期の燃料損傷防止対策とその設備及び手順を確認する。	(ii)本運転停止中事故シーケンスグループの事象進展の概要・特徴を踏まえ、初期の燃料損傷防止対策として、ガスタービン発電機による給電を開始した
	後、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を開始し、原子炉水位を回復する。このため、125V 蓄電池 2A、125V 蓄
	電池 2B、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、
	逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ及び復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。初期の燃料損傷防止対策
	である低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水は「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するため
	の手順等」で、復水移送ポンプ駆動用の電源の確保については「技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等」で整備されていることを確認した。また、
	対策に必要な常設設備、可搬設備及びこれらに関連する計装設備が記載されている「第7.4.2-1表「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策について」
	において、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水で用いる重大事故等対処設備として、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電
	池 2B、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タンクローリ、逃がし安全弁(自動減圧機能)、復水移送ポンプ及び復水
	貯蔵タンクが挙げられていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。
	補足説明資料(添付資料 5.2.3 7日間における水源、燃料、電源負荷評価結果について)において、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による
	原子炉圧力容器への注水の運用に対する検討結果が示されている。
(iii) 安定状態に向けた対策とその設備を確認する。	(iii) 安定状態に向けた対策とその設備について、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による炉心の冷却を実施す
	る。なお、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)ポンプの軸受等の冷却は、原子炉補機代替冷却水系で実施する。このため、原子炉補機代替冷却
	水系、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を重大事故等対処設備として位置付けることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 燃料の損傷を回避した後、原子炉を安定状態へ導くための対	① 安定状態に向けた対策である原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による炉心の冷却については、「技術的能力 1.4
策が整備されていることを確認。	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において整備されていることを確認した。また、当該対策で用いる重大事
	故等対処設備として、原子炉補機代替冷却水系、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、タンクローリ及び残留熱除去系
	/로그는는 Let A to 는 그의 오픈 CO C C 그는 그는 그는 그는 그 등 한 바이를 중심하다. 그는

- ③ さらなる対策として、喪失した安全機能の復旧も含め、安定 状態を維持するための手順や方針が示されていることを確
- (原子炉停止時冷却モード)が挙げられていることを確認した。これらの設備以外の常設設備、可搬設備及び関連する計装設備は「第7.4.2-1表「全交
- ② 燃料の冷却状態が長期的に維持されるものであることを確 2 炉心の冷却状態の長期維持については、①に示すとおり、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を実施することで 最終ヒートシンクに熱を逃がせることから、炉心の冷却を長期的に維持できることを確認した。

流動力電源喪失」の重大事故等対策について」において、整理されていることを確認した。なお、計装設備については(iv)で確認する。

③ 補足説明資料 (添付資料 5.2.1 安定状態について) には、原子炉代替補機冷却水系を介した残留熱除去系機能 (原子炉停止時冷却モード) により原子 炉圧力容器からの除熱を行うことにより、安定状態のさらなる除熱機能の確保及び維持が可能となることが示されている。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
認。	補足説明資料(添付資料 5.2.1 安定状態について)には、本重要事故シーケンスにおける安定状態は、「事象発生後、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備を用いた炉心冷却により、炉心冠水が維持でき、また、冷却のための設備がその後も機能維持できると判断され、かつ、必要な要員の不足や資源の枯渇等のあらかじめ想定される事象悪化のおそれがない場合」であることが示されている。
(iv) 初期の燃料損傷防止対策設備及び安定状態に向けた対策設備 を稼働するための状態監視ができることを確認する。 (全交流動力電源喪失の場合)	(iv)「第 7.4.2−1 表「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策について」より、以下の状態監視に係る設備を挙げていることを確認した。
① 原子炉圧力容器への注水に係る計装設備を確認。	① 原子炉圧力容器への注水に係る計装設備として、原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(SA 広帯域)、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッド スプレイライン洗浄流量)及び復水貯蔵タンク水位が挙げられていることを確認した。
② 炉心の冷却に係る計装設備を確認。	② 原子炉の冷却に係る計装設備として、残留熱除去系ポンプ出口流量、残留熱除去系熱交換器入口温度及び原子炉圧力容器温度が挙げられていることを 確認した。
(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り換える条件を明確に示しているか確認する。 (全交流動力電源喪失の場合)	(v) 初期の対策から安定状態に向けた対策に切り替える条件は以下のとおりであることを確認した。
① 最終ヒートシンクへの熱の輸送を開始できる条件を確認。	① 原子炉水位が回復後、原子炉補機代替冷却水系の準備完了を確認し、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉圧力容器からの除熱を実施することが示されており、初期対策から安定状態に向けた対策への条件が明確となっていることを確認した。
(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している項目を確認する。	(vi) 有効性評価上は期待していないが、実際の対策として整備している以下の対策を確認した。
① 有効性評価においては期待していないものの、実際には行う対策が網羅的に記載されていることを確認。	 ① 有効性評価上は期待しないが実手順としては、以下を整備していることを確認した。 ・低圧代替注水系(可搬型)による代替注水 ・ろ過水ポンプによる代替注水 ・低圧炉心スプレイ系による原子炉注水 ・原子炉補機冷却水系/原子炉補機冷却海水系の復旧操作
② 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、 「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的 に含めていることを確認。	② 有効性評価上は期待しないが、低圧代替注水系(可搬型)及びろ過水ポンプによる代替注水については、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダ リ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」において整備されており、有効性評価で挙げられている手順は技術的能力で整備されている手順と 整合していることを確認した。
③ 手順上、安全機能等の機能喪失の判断後、その機能の回復操作を実施することになっている場合には、回復操作も含めていることを確認。	③ 上記①に示すとおり、有効性評価上は期待しないが、実際に行う操作として原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系の回復操作が含まれていることを確認した。
(vii) 上記の対策も含めて本運転停止中事故シーケンスグループに おける手順及びその着手の判断基準が「重大事故の発生及び拡大 の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」と整合 していることを確認する。	(vii) 上記(vi)で確認したとおり、本運転停止中事故シーケンスグループにおける手順及びその着手の判断基準は、追補 1「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の内容と整合が図られていることを確認した。また、その手順を踏まえて、使用する重大事故等対処設備(常設、可搬、計装)については、「第7.4.2-1表「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策について」で明確にされていることを確認した。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)							
(設置許可基準規則第37条 解釈)								
第37条 (重大事故等の拡大の防止等)								
(炉心の著しい損傷の防止)								
1-4 上記1-2(a)の「十分な対策が計画されており」とは、国内外の								
先進的な対策と同等のものが講じられていることをいう。								
2)対策について、国内外の先進的な対策と同等なものであるか。	2)※「運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価」においては、要求されていない。							
3) 対策の概略系統図は整理されているか。	3)							
(i) 対策の概略系統図において、対策に関係する主要機器・配管・	 (i) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水に関連する設備として、復水移送ポンプ、復水貯蔵タンク及びこれらを接続する配管や							
弁が明示されているか確認する。	弁が概略系統図に示されていることを確認した。また、安定状態に向けた対策のうち、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)及び原子炉補機代替冷却水系に関連する設備として残留熱除去系ポンプ、熱交換器ユニット等が概略系統図に示されていることを確認した。							
記載要領(例)								
・ 設計基準事故対処設備から追加した設備や機器は点線囲みで記載。な								
お、技術的能力や設備側で確認できれば、有効性評価の概略系統図で								
点線囲みされていなくてもよい。								
4)対応手順の概要は整理されているか。	4)							
(i) 対応手順の概要のフローチャートで、想定される事象進展や判案は集策にの関係するは、明確にされていることを確認する。								
断基準等との関係も含め、明確にされていることを確認する。 対応手順の概要フロー等において、運転員等が判断に迷わな 	いて確認した。 ① 「第7.4.2-3 図「全交流動力電源喪失」の対応手順の概要」において、想定される事象進展が明確にされるとともに事象進展に沿った判断項目、操作							
いように、その手順着手の判断基準が明確にされていること	・							
を確認。	確認項目等が小されていること、解析工は効特しない条件も含めて対心于順の似安が登壁されていることを確認した。 							
で、 単臣 向心 。								
記載要領(例)								
・ 事故シーケンスの対応手順の概要(フロー)について、実際の手順上								
の設定と解析上の設定がわかるように記載。								
・ 評価上、期待するもののみならず、回復操作や期待しない操作等につ								
いても記載。この際、回復操作や期待しない操作等については、評価								
上は考慮しないことが明確であるように記載。								
(ii) 事象進展の判断基準・確認項目等が明確に示されていることを	(ii) 事象進展の判断基準等(手順着手の判断基準、有効性評価上期待しないもの含む)について、以下のとおり明確にされていることを確認した。							
確認する。								
① 対策については、有効性評価上期待している対策だけでなく、	① 運転停止中事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」に係る判断基準・確認項目等							
「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」との整合を踏ま	<u>全交流動力電源喪失の判断</u> :中央制御室にて各機器の機能喪失を以下により確認する。							
え、自主対策設備による手順も含めて実施する対策を網羅的	・原子炉補機冷却水系:状態表示ランプ、警報、原子炉補機冷却水供給圧力等							

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
に含めていることを確認。	・原子炉補機冷却海水系:状態表示ランプ、警報、ポンプ出口圧力等
	<u>早期の電源回復不能</u> :中央制御室にて外部電源受電及び非常用ディーゼル発電機の起動が実施できず非常用高圧母線 (6.9kV) の電源回復ができない場
	合、早期の電源回復に失敗と判断する。
	<u>原子炉安定状態確認</u> :原子炉水位維持及び原子炉水位回復後は蒸発量に応じた注水を実施する。
	残留熱除去(原子炉停止時冷却モード)への切替え判断:原子炉補機代替冷却水系の準備が完了後、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の起動
	操作を実施する。
5) 本運転停止中事故シーケンスグループ内の事故シーケンスの対応に	5)
必要な要員について整理されているか。	
(i) 個別の手順を踏まえたタイムチャートにおいて、作業項目、時	(i) タイムチャートは、「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」等を踏まえ、以下の通り整理され
系列も含めて全体的に整理されていることを確認する。	ていることを確認した。
① タイムチャートにおいて、作業項目、時系列も含めて全体的	① タイムチャートは具体的な作業項目、事象進展と経過時間、要員の配置について全体的に整理されていることを確認した。
に整理されていることを確認。	
② 個別の手順は「重大事故等防止技術的能力基準説明資料」と	② (3)1)(ii)、(iii)及び(vi)②で確認したとおり、個別の手順は「技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための
整合していることを確認。	手順等」等と整合していることを確認した。
③ その際、有効性評価で期待している作業に加え、期待してい	③ 外部電源の復旧操作等(実際には行うが)、解析では期待しない操作も含めてタイムチャートに必要人員が計上されていることを確認した。
ない作業に対しても必要な要員数を含めていることを確認。	

④ 異なる作業を連続して行う場合には、その実現性(時間余裕|④ 本運転停止中事故シーケンスグループの対応各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間等を考慮した想定時間であ

記載要領(例)

等)を確認。

· 要員が異なる作業を連続して行う場合には、要員の移動先を記載。 タイムチャートに示されている時間は放射線防護具等の着用時間を 含んでいること。

⑤ 運転員の操作時間に関する考え方を確認。

(参考:運転員等の操作時間に対する仮定)

り、実現性があることを確認した。

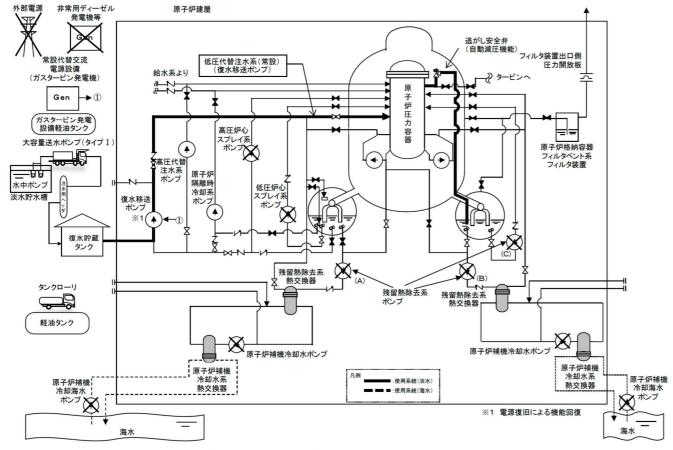
6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定

事故に対処するために必要な運転員等の手動操作については、原則として、中央制御室での警報発信又は監視パラメータが操作開始条件に達したことを起点として、確実な実施のための時間余裕を含め、以下に示す時間で実施するものとして考慮する。

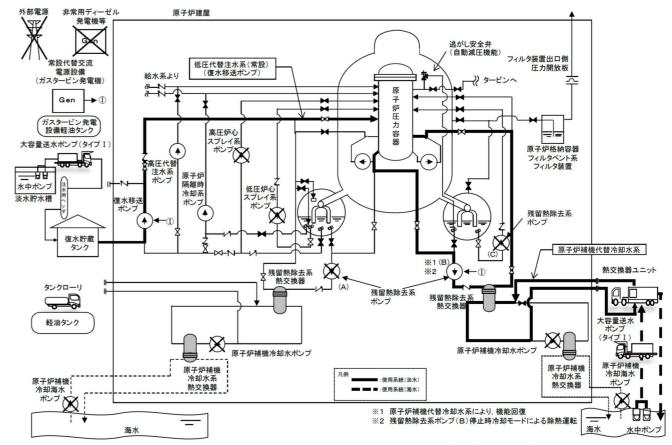
(1) 有効性評価における解析で仮定した運転員等の操作時間余裕は、実際の操作に要する時間の不確定性を考慮し、以下の考え方に基づき設定する。

⑤ 要員の操作時間については、「6.3.5 運転員等の操作時間に対する仮定」において、考え方が整理されていることを確認した。

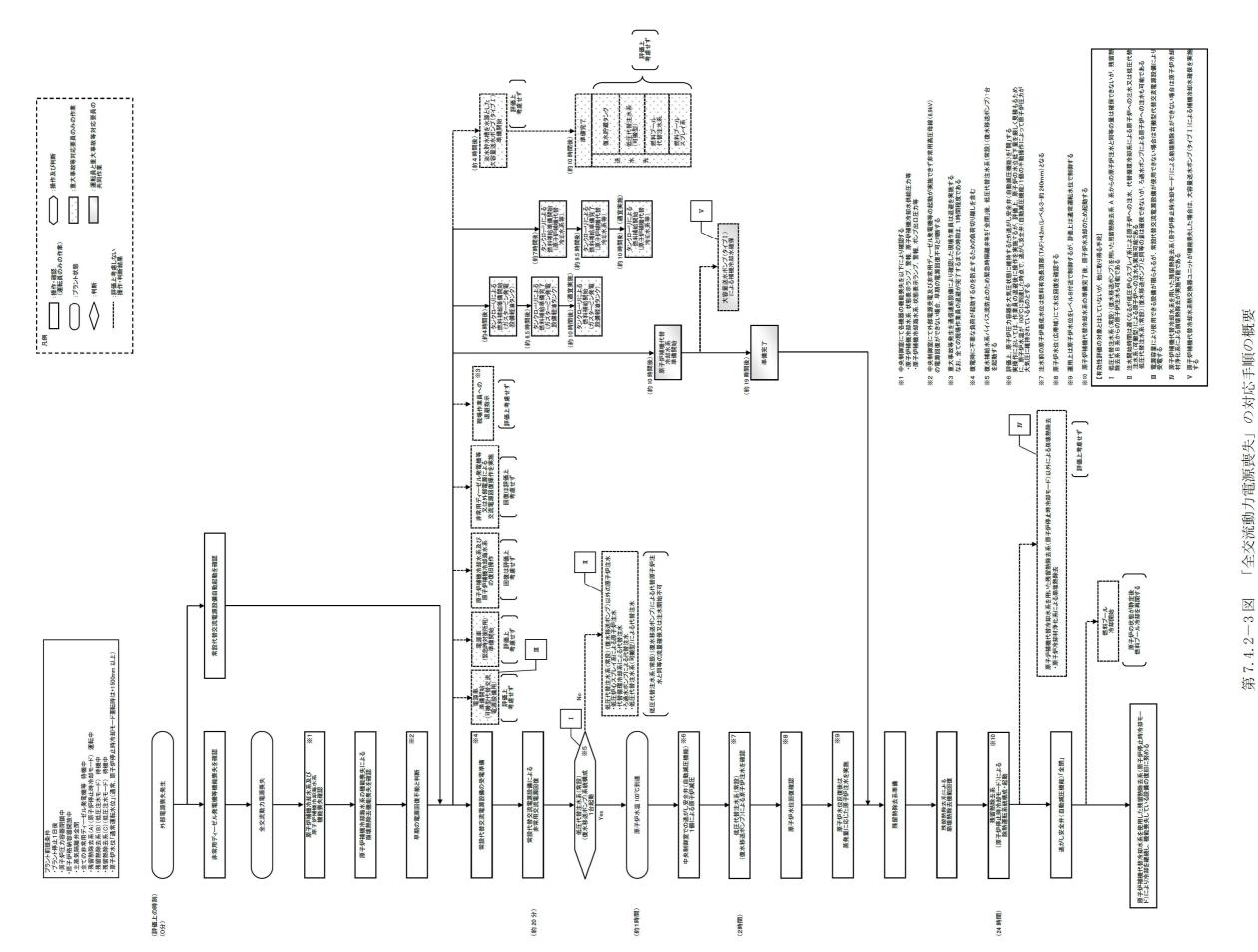
- a. 中央制御室で警報発信等を起点として実施する操作については、事象発生後の状況の把握や他のパラメータの確認等を考慮して開始するものとする。
- b. 上記操作に引き続き中央制御室で実施する操作については、速やかに操作を開始するものとし、個別の運転操作に必要な時間を考慮する。運 転員は手順書に従い、各操作条件を満たせば順次操作を実施するものとし、有効性評価における解析の条件設定においては、各操作に必要な 時間に基づき設定する。なお、事象発生直後の輻輳している状態においては操作を開始するまでの時間余裕を考慮する。
- c. 現場で実施する操作については、個別の現場操作に必要な時間を考慮する。なお、有効性評価における解析の条件設定においては、操作場所 までのアクセスルートの状況、操作場所の作業環境等を踏まえて、現場操作に必要な時間を設定する。
- (2) 有効性評価における操作時間は、「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で示している操作時間と同一若しくは時間余裕を踏まえて設定する。



第7.4.2-1図 「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (1/2) (原子炉減圧及び原子炉注水)



第7.4.2-2 図 「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策の概略系統図 (2/2) (原子炉停止時冷却及び原子炉注水)



5. 2-10

		必要な要素	と作業項目		-	10m	新生 20m	時間(分) 30m 4f	lm s	50m	1h	3h	5h	7h ai		116	13h	経過時間(時間)	17h	19h	23h	246	9	5h	26h	27h	備考
					▽事象発生	I I	20m	30m 40			<u> </u>	an I)		1			I I	1/11	<u> </u>	2311	241		1	20h	1	-
		実施箇所・必要人員数		_	7 4 8 2 1	† ▽約10分プラント状況	現判断				▽約1時間原子	炉水温100°C到速								型約19時間 原子炉補	機代替冷却水系革命	完了					1
	責任者	免電課長	1 中央監視 運転操作指揮 免電所対策本部連約	1			▽約20分常設代替3	交流電源設備より受電	7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												▽約23時間 月	原子炉補機代替冷却	0水系起動				
作業項目	補佐	発電副長	1 運転操作指揮	作業の内容							∇2	時間 原子炉注水開始			▽約10時間:	: 大容量送水ポンプ(タイプ I) i 腹水貯蔵タンク補絵開始	: 集備完了					₩24	時間 崩壊熱除去機能回 残留熱除去系(原	{ 回復 (子炉停止時冷却モード)!	こよる除熟運転		
	通報連絡者等	発電所対策本部要員	6 人 初動での指揮 中央制御室連絡 発電所外部連絡																								
	運転員 (中央制御室)	運転員 (現場)	重大事故等対応要員						2 2 3 3 4 4 4 5 6 7 7																		
				- 外部電源喪失確認					2 7 8 9 9 9 9																		
				・非常用ディーゼル発電機等機能喪失確認					2 2 3 5 6 6 7 7 8																		
状況判断	2人 AB	-	-	·常設代替交流電源設備自動起動確認	10分																						
				 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却滴水系 機能喪失確認 																							
				・早期の電源回復不能判断					7 2 3 3 4 6 8 8																		
員への追避指示 E上考慮しない)		-	_	・発電課長による作業員への退避指示				60分以内に退避完	7.	:																	中央制御室で発電課長が指示する
セスルート確保	-	-	6.K.N~Q ☐	・アクセスルート復旧(復旧が必要な場合)		-			4時間																		・作業時間が最大となるルートを設定 ・復旧が不要な場合は以降の作業の余裕時 ・要風N~Pは事象発生約55分後までルート し、その後電源率(緊急時対策所用)設置を め、作業の重複はない。
· 雷语回传操作				・非常用ディーゼル発電機等 機能回復		適宜実施						'	•			•			,						•	· ·	
電源回復操作 西上考慮せず)	_	2.A [B]C	_	·外部電源 回復		適宜実施				***************************************																	
- 炉補機冷却水系及び原子炉補機 海水系回復操作 西上考慮せず)		1010		・原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系 機能回復		適宜実施																					
時対策所(評価上考慮せず)	-	-	3人 [N~P] ←	·電源車(緊急時対策所用)設置							45分																
(確保(評価上考慮せず)	-	2.A [B,C]	3A [0~0]	·電源車設置(可搬型代替交流電源設備用)									2時間														
代替交流電源設備 準備・受電操作	1人 [A]	-	-	·非常用交流電源受電準備 ·非常用交流電源受電操作		10分																					
代替注水系 役)(復水移送ポンプ)準備操作	IA [A]	-	-	・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)系統構成 ・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)起動/運転確認			59																				
代替注水系 股)(復水移送ポンプ)注水操作	1.A. [A]	-	-	・低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による水位制御					5 5 6 7 8 9 9 9 9 9			: 原子炉水位回復後、蒸発量に応じ	た注水			.1	i	1	-1					1			
- 炉滅圧操作	1.K [A]	-	-	・逃がし安全弁(自動滅圧機能) 1個 手動開放操作							5分																評価上、原子炉圧力を大気圧状態に維持す し安全弁(自動減圧機能)を「開」する
注水等確保	-	-	9.人 A~i	・可搬型設備保管場所への移動 ・大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設、接続									380	.i													復水貯蔵タンクの管理値までは余裕時間を
価上考慮せず〉	-	-	→ 1人 [A]	・大容量送水ポンプ(タイプ I)監視							***************				以降監視		······································							······································			
P量送水ポンプ(タイプ I)による淡 P水槽から復水貯蔵タンクへの補給 価上考慮せず)	-	1-1	→ 2人 [B,C]	・復水貯蔵タンク補給											適宜実施												復水貯蔵タンクの残量に応じて適宜補給を
皇上号景区97	1.A. [A]	1-	-	·原子炉補機冷却水系 系統構成					2 2 3 5 6 6 7 7 8						10分				***************************************								
F 炉補機代替冷却水系 間操作	-	-	→ 6A [0~I]	- 可搬型設備保管場所への移動 - 原子呼情機に替冷却水系卓濃 (航交換器ユニット及び大容量透水ポンプ(タイプ I)の 設置 ホース数投 接続)													9時間										
	_	→ 2人 [B,C]	-	 原子炉補機代替冷却水系接続後の原子炉補機冷却水系 空気抜き 															50	9							
炉補機代替冷却水系	_	-	→ 2人 [GH]	・熱交換器ユニットの起動、監視					5 6 9 9 9 9												以降監視			1		•	
************************************	1.1	1-1	-	・残留熱除去系 原子炉停止時冷却モード 準備																	6053						
F炉停止時冷却モード) 運転	[A]	-	-	・残留熱除去系 原子炉停止時冷却モード 起動																		30分					
プール冷却再開 西上考慮せず)	IA [A]	-	-	・スキマサージタンク水位調整 ・燃料ブール冷却浄化系 系統構成・再起動																					30分		燃料ブール水温「65°C」以下維持 要員を確保して対応する 燃料ブール水温「65°C」以下維持 要員を確保して対応する
代替交流電源設備 ************************************	_	→ 2Å	-	·交流電源負荷切離し(現場)																					45分	- i	安員を解除して対応する 27時間以内に実施
印制操作 複給準備	_	[B,C]	F 2Å LM	・可能型設備保管場所への移動									135分						1								タンクローリ残量に応じて適宜軽油タンクか
補給	-	7-1	2Å [OP] 4	・経油タンクからタンクローリへの移送 (ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給準備) ・ガスタービン発電設備経油タンクへの輸油					 						適宜実施	1											
補給準備	_	-	→ 2人	・可能型設備保管場所への移動										135分													タンクローリ残量に応じて適宜経油タンクが
over a control of the	-	_	[L,M]	・観点シンクからウンクローリへの移送 (原子が結婚性勢力加水系等への結約準備) ・大容量送水ポンプ(タイプ I) へ給油 (評価上考慮せず)											適宜実施	1	I	1	1								
補給		_	2Å [LM]	(評価上考慮せず) ・原子炉補機代替冷却水系への給油											eaxs.					適宜実施							
		3A \~C	17人 A~Q			1		1		1			4	1		1	1	1	*								1

第7.4.2-4 図 「全交流動力電源喪失」の作業と所要時間

2. 燃料損傷防止対策の有効性評価

(1) 有効性評価の方法

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.3 運転停止中事故シーケンスグループの主要解析条件等 運転停止中事故シーケンスグループごとに、燃料損傷に至る重要 な事故シーケンス(以下「重要事故シーケンス」という。)を選定 し、評価対象とする。重要事故シーケンス選定の着眼点は以下とす a. 燃料損傷防止対策の実施に対する余裕時間が短い。 b. 燃料損傷回避に必要な設備容量(流量等)が大きい。 c. 運転停止中事故シーケンスグループ内のシーケンスの特徴を代表 している。 1. 解析を実施するにあたっての方針の明確化について 1)解析を実施する上で、PRAの結果等を踏まえ、重要事故シーケンス | 1) が適切に選定されているか。 (i) 運転停止中事故シーケンスグループから、重要事故シーケンス | (i) 重要事故シーケンスの選定プロセスについて、以下のとおり確認した。 を選定した理由を確認する。 ① 重要事故シーケンスは、「I 事故シーケンスグループ及び重 | ① 選定された重要事故シーケンスは PRA で選定された最も厳しい事故シーケンスと同一であることを確認した。 要事故シーケンス等の選定について」により選定された最も 厳しい事故シーケンスと一致していることを確認。一致して いない場合は、保守的な理由が明確にされていることを確 ② 重要事故シーケンスはガイドに示された着眼点に沿って選 ② 本運転停止中事故シーケンスグループの重要事故シーケンスは、外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が機能 |喪失する「外部電源喪失+交流電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」を選定する。PRA の手法により抽出され、運転停止中原子炉内燃料体の損傷防 定されていることを確認。 ← PRA の評価において重要事故 止対策の有効性を確認する必要があるとされた事故シーケンスは上記のとおりであるが、ここでは原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含 シーケンス選定の妥当性を確認している。 む。)の機能喪失の重畳を考慮することを確認した。対策実施の余裕時間及び燃料損傷回避に必要な設備容量を厳しく評価する観点から、プラント状態 については、崩壊熱が高く、原子炉圧力容器内の冷却材の保有水量が少なく、保有水が炉心崩壊熱により継続的に蒸発して減少する原子炉格納容器蓋 は開放及び原子炉圧力容器は未開放の状態を選定する。 「第 7.4.2-5 図 原子炉水位の推移」において、全交流動力電源喪失時の運転停止中のプラント状態での水位の影響について、燃料の冠水、放射線 の遮蔽、未臨界の確保の観点から検討した結果が示されていることを確認した。 2) 使用する解析コードは適切か。(→解析コードの確認ポイント資料へ) 2) (i) 評価対象の事故シーケンスの重要な現象を確認する。 (i)該当なし。※運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価「崩壊熱除去機能喪失」において確認した。 (ii) 使用する解析コードが、事故シーケンスの重要な現象を解析 | (ii) 該当なし。※運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価「崩壊熱除去機能喪失」において確認した。 する能力があることを確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(1) 有効性評価にあたっては、最適評価手法を適用し、「3.2 有効性	
評価の共通解析条件」及び「3.3運転停止中事故シーケンスグループ	
の主要解析条件等」の解析条件を適用する。ただし、保守的な仮定及	
び条件の適用を否定するものではない。	
3) 有効性評価ガイド 3.1(1)の要求事項を踏まえ、解析条件の持つ不確	③ 解析条件の不確かさの影響評価の範囲として、本重要事故シーケンスにおける運転員等の操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影
かさが与える影響を評価する方針であるか。	響及び操作時間余裕を評価する方針が示されていることを確認した。また、操作に係る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、「他
	の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員等の操作時間に与える影響を評価する方針が示されていることを確
	認した。

(2) 有効性評価の条件

確認結果(女川2号) 審査の視点及び確認事項 (運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (4) 外部電源 外部電源の有無の影響を考慮する。 3.3 運転停止中事故シーケンスグループの主要解析条件等 (1) BWR b. 全交流動力電源喪失 (a) 重要事故シーケンスの例 i. 全交流動力電源が喪失し、RHR 等による崩壊熱除去機能が喪失 し、燃料損傷に至る。 (b) 主要解析条件(3.2 有効性の評価の共通解析条件に記載の項目を 除く。) i. 送電系統の故障等によって、外部電源が喪失するとともに、非常 用所内電源系統の機能喪失を想定する。 ii. 直流電源は、負荷切り離し(原子炉制御室又は隣接する電気室等 において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。) を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16 時間の合計24 時間にわたり、事故の対応に必要な設備に電気の 供給を行えるものとする。 (ただし、3.2 (3) b を適切に考慮す ること。) (c) 対策例 i. 代替電源設備による崩壊熱除去機能(RHR(原子炉停止時冷却モー ド)、燃料プール冷却浄化系及び原子炉冷却材浄化系)の確保 1. 主要解析条件の設定の根拠の妥当性について 1) 起因事象、安全機能の喪失の仮定、外部電源の有無等を含めて事故条 1) 件の設定は妥当か。 (i) 外部電源の有無とその理由について、以下のとおり確認した。 (i)外部電源の有無を確認する。 ① 解析条件として外部電源の有無について、評価項目に関する 1 ① 以下(ii)に示すとおり、本重要事故シーケンスでは、起因事象として外部電源喪失を想定していることを確認した。 解析結果が厳しくなるなどその理由を明確にしていること を確認

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

- (ii) 初期条件や起因事象、安全機能喪失の仮定を確認する。
 - ① 選定した重要事故シーケンスを踏まえて、初期条件や起因事 象、安全機能の喪失の想定を明確にしていることを確認。
 - かを確認。
- (ii) 起因事象及び安全機能の喪失の仮定について、以下のとおり確認した。
- 全交流動力電源喪失により残留熱除去系の炉心注水機能が喪失し、さらに、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の機能喪失により残 |留熱除去系の崩壊熱除去機能が喪失するものとする|ことを確認した。具体的には、起因事象として外部電源喪失を、安全機能の喪失に対する仮定とし て全ての非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、これにより従属的に発生する原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の機能の喪失を想 定していることを確認した。
- ② 解析結果に影響を与える初期条件、事故条件が示されている | ② 「第 7.4.2-2 表 主要評価条件(全交流動力電源喪失)」において、初期条件、事故条件、安全機能の喪失の仮定等、解析で設定した条件とその考え方 が全体的に整理されており、初期条件として、原子炉格納容器蓋は開放及び原子炉圧力容器は未開放の状態であり、原子炉停止時冷却モード運転中の 残留熱除去系1系列のほかに、残りの残留熱除去系が待機状態とする。原子炉水位の低下を厳しく評価するために、評価期間を通して原子炉停止1日 後の崩壊熱の値(約 14MW)を用いる。この崩壊熱に相当する原子炉圧力容器内の蒸発量は約 24m³/h である。事象発生前の原子炉水位は通常運転水位と し、水温は、原子炉は残留熱除去系の原子炉停止時冷却モードにて冷却されているため、設計温度である52℃とすることを確認した。

(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)

- 3.2 有効性評価の共通解析条件
- (1) 原子炉の運転停止中の期間

原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動 の過程における主発電機の併列までを、原子炉の運転停止中の期間 とする。ただし、全燃料が使用済燃料貯蔵槽に取り出され、原子炉 に燃料がない場合は除く。なお、原子炉の運転停止中の期間を、原 子炉の圧力、温度、水位及び作業状況等に応じて適切に区分するこ

(2) 原子炉内の状態等

原子炉内の炉心流量及び崩壊熱等については、設計値等に基づく現 実的な値を用いる。

- (3) 安全施設の適用条件
- a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場 合は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等につ いて計装上の誤差は考慮しない。
- b. 故障又は待機除外を仮定した設備を除き、設備の機能を期待する ことの妥当性(設備の待機状態、原子炉の圧力、温度及び水位 等)が示された場合には、その機能を期待できる。
- c. 故障又は待機除外を仮定した設備の復旧には期待しない。
- 2) 重大事故等対策に関連する機器条件は妥当か。
 - (i) 使用する機器に関する解析条件(容量等)について、具体的な | (i) 機器条件として、以下のとおり確認した。 設定値又は設定の考え方が整理されていることを確認する。その 際、保守的な仮定及び条件を適用する場合はその理由が記載され ていることを確認する。

① 機器に関する解析条件として設計値(添付八)と異なる値を □ 「第 7.4.2-2 表 主要評価条件(全交流動力電源喪失)」より、本重要事故シーケンスの評価で用いる機器条件と設定理由については、以下に示すとお

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
使用している場合には、その考え方を確認。 (全交流動力電源喪失の場合) ・低圧代替注水系の流量とその理由を確認。	りであることを確認した。 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水流量は設計値の 100m³/h とする。 原子炉補機代替冷却水系の伝熱容量は原子炉冷却材温度 154°C、海水温度 26°Cにおける設計値の約 16MW とする。
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド) 3.2 有効性評価の共通解析条件 (3) 安全施設の適用条件 b. 故障又は待機除外を仮定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性(設備の待機状態、原子炉の圧力、温度及び水位等)が示された場合には、その機能を期待できる。 c. 故障又は待機除外を仮定した設備の復旧には期待しない。 (ii) 有効性評価ガイド 3.2(3) c. にしたがって、解析上、故障又は待機除外を仮定した設備の復旧には期待していないことを確認する。	(ii) 本重要事故シーケンスの起因事象及び安全機能の喪失を仮定している外部電源、非常用所内交流動力電源及び原子炉補機冷却機能について、機器条件として設定されていないことから、復旧を考慮せずに解析が実施されていることを確認した。(なお、申請者は「6.3.2 安全機能の喪失に対する仮定」において、機能喪失の要因として故障又は待機除外を想定した設備の復旧には期待しないことを宣言している。)
3) 重大事故等対策に関連する操作条件の設定は妥当か。 (i) 重大事故等対策に関連する操作条件(低圧代替注水系の開始時間等)を確認する。 ① 現場操作を伴う対策について、その操作条件は、現場への接近時間や操作に係る所用時間等を含めて、操作の成立性*による時間内であることを確認。 ※ 操作の成立性については、「重大事故等防止技術的能力説明資料」により確認する。	
② 主要な対策(炉心損傷防止を図る上で必要な対策。特に現場操作を必要とするもの等)については、その操作余裕時間を確認。	
③ 操作条件として、手順上の設定時間と解析上の設定時間が異	③ 常設代替交流電源設備から給電し、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水の開始時間は、事象発生から2時間後と

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
なる場合には、操作余裕を見込んでいるための相違など、そ	する。
の理由が妥当なものであることを確認。	常設代替交流電源設備からの受電操作及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水操作について、実態の操作開始時間は、評価上
	の想定よりも短いため、運転員等操作時間に対する余裕は大きくなることを確認した。

(3) 有効性評価の結果

審査の視点及び確認事項 確認結果(女川2号) (設置許可基準規則第37条解釈) 第37条 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止) (炉心の著しい損傷の防止) 4-2 第4項に規定する「運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防 止するために必要な措置を講じたもの」とは、想定する運転停止中 事故シーケンスグループに対して、以下の評価項目を満足すること を確認したものをいう。 (a) 燃料有効長頂部が冠水していること。 (b) 放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。 (c) 未臨界を確保すること(ただし、通常の運転操作における臨界、 又は燃料の健全性に影響を与えない一時的かつ僅かな出力上昇を伴 う臨界は除く。)。 1. 解析結果の妥当性について 1)解析結果における挙動の説明は妥当か。また、設置許可基準規則解釈 1) における評価項目に対する基準を満足しているか。 (i) 事象進展の説明は事象の発生から燃料損傷防止対策とその効果 │(i) 事象進展やプラントの過渡応答が適切であるかについて、以下のとおり確認した。 等が整理されていることを確認するとともに、プラントの過渡応答 が適切であるかを確認する。 ① 事象進展の説明は時系列的に整理されているかを確認。 ① 「7.4.2.2(3) 有効性評価の結果」より、事象進展の説明は、事象の発生、燃料損傷の恐れに至るプロセス、初期の燃料損傷防止対策とその効果につい て時系列的に整理されていることを確認した。 ② 第7.4.2-5 図より、事象の発生後、1 時間経過で原子炉水温が 100°Cに到達し、より原子炉水位が下降傾向を示していることから、全交流動力電源喪 ② 起因事象に関連するパラメータの挙動を確認。 失により残留熱除去機能が喪失していることを確認した。 ③ 重大事故等に対処する機器・設備に関連するパラメータの挙|③ 第 7.4.2-5 図より、機器条件で設定したとおりの低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) による原子炉注水流量(約 100㎡/h)が確保されているこ とを確認した。 動を確認。 ④ 第7.4.2-5 図により、原子炉水位回復後は、原子炉補機代替冷却水系の準備が完了する事象発生から24時間後まで原子炉冷却材の蒸発量に相当する ④ 重大事故等対策の効果を確認できるパラメータを確認。 水量を原子炉圧力容器に注水することを確認した。原子炉水位は燃料有効長頂部以上を確保できていることから、燃料損傷防止対策が有効に機能して (崩壊熱除去機能喪失) いることを確認した。 動的機器の作動状況: ・ 注入流量 対策の効果: · 原子炉水位 記載要領(例)

・ トレンド図の変曲点については、説明を加えること

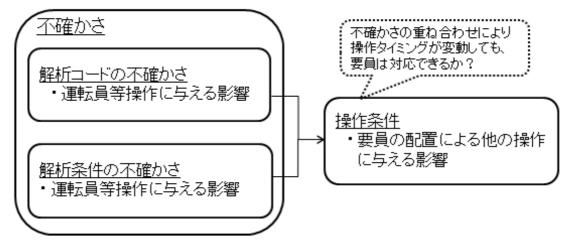
審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(ii) 評価項目となるパラメータが基準を満足しているか確認する。	(ii) 上記(i)の事象進展やプラントの過渡応答を踏まえ、評価項目となるパラメータについては、事象発生後、原子炉圧力容器内の水温が上昇する。約 1
	時間後に沸騰し原子炉水位は低下し始める。事象発生から2時間後の低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水により、
	原子炉水位は回復する。この過程において、原子炉水位は、燃料有効長頂部の約 4.2m 上までの低下にとどまり、冠水は維持される。原子炉格納容器蓋
	は開放、原子炉圧力容器は未開放の状態であり、原子炉水位が燃料有効長頂部の約 4.2m 上まで低下しても、原子炉建屋内の線量率は、放射線の遮蔽に
	対する判断の目安である原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h を上回ることはないことを確認した。
① 原子炉圧力容器水位 (燃料有効長頂部の冠水、遮蔽が維持さ	① 第7.4.2-5 図にあるとおり、原子炉水位は評価期間を通じて燃料有効長頂部以上を確保していることを確認した。原子炉水位は評価期間を通じて燃料
れる水位)	有効長頂部以上を確保していることに加え、原子炉圧力容器ふたは閉止されている状態であり、炉心上部の遮蔽物等により放射線の遮蔽に対する判断
	の目安である原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h を上回ることはなく、放射線の遮蔽を維持できることを確認した。
② 未臨界の確保(制御棒全挿入状態維持)	② 全制御棒全挿入状態が維持されているため、未臨界は維持されることを確認した。
/:::〉 切世の歴めはよせがにより、歴めの苦しい程度を吐むてもでい	/;;;\ L=7/;;\L+7,L+1, 씨년살用나목된''(L+L+L+)나가싸워무佐만 나삭♡소판(표현 모 # #
(iii) 初期の燃料防止対策により、燃料の著しい損傷を防止できてい	
ることを確認する。	(常設)(復水移送ポンプ) による原子炉圧力容器への注水により、原子炉水位は評価期間を通じて燃料有効長頂部以上を確保できていること、放射線の 遊苑に対する判断の日安である原子炉建中の空間線景変 10mSv/b を 10m 3 ことはなく、放射線の遊苑が維持できていることを発生後ま、制御技
	遮蔽に対する判断の目安である原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h を上回ることはなく、放射線の遮蔽が維持できていること及び事象発生後も、制御棒 がほう維持されてむり、表際思ち確保できていることを確認した。
	が挿入維持されており、未臨界を確保できていることを確認した。
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定	
状態に導かれる時点までを評価する。	
2. 評価期間の妥当性について	
1) 評価期間は、有効性評価ガイド3.1(2)を踏まえたものとなってい	1)
るか。	
(i) 原子炉が安定状態になるまで評価していることを確認する。	(i) 安定状態になるまでの評価について、原子炉水位が回復後、事象発生から 24 時間後に原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時
	冷却モード)による原子炉圧力容器からの除熱を実施することで、安定状態に移行することができることを確認した。具体的な確認結果は以下のとおり。
① 低温停止状態まで解析を実施していない場合には、燃料有効	① 事象発生から 24 時間以降、原子炉補機代替冷却水系及び残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を運転することで、原子炉水温が低下し、原子炉は
長頂部の冠水、遮蔽が維持される水位が確保される解析結果	安定状態を維持できていることを確認した。
を示した上で、その後低温停止状態まで導くための対策が整	
備されていることを確認。	

3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価

確認内容の概要:

重大事故等対策の有効性評価においては、「不確かさ」を考慮しても解析結果が評価項目を概ね満足することに変わりが無いことを確認する必要がある。

「不確かさ」の要因には、解析コードのモデルに起因するもの(以下「解析コードの不確かさ」という。)と初期条件や機器条件、事故条件に設計や実手順と異なる条件(保守性や標準値)を用いたことに起因するもの(以下「解析条件の不確かさ」という。)がある。これらの「不確かさ」によって、運転員等の要員による操作(以下「運転員等操作」という。)のトリガとなるタイミングの変動や評価結果が影響を受ける可能性がある。このため、「3. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」においては、3. (1) 解析コードの不確かさ、3. (2) a. 解析条件の不確かさについて、それぞれ、運転員等操作に与える影響、評価結果に与える影響を確認するとともに、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさを重ね合わせた場合の運転員等操作時間に与える影響、評価結果に与える影響を 3. (2) b. 操作条件にて確認する。加えて、操作が遅れた場合の影響を把握する観点から、対策の有効性が確認できる範囲内で 3. (3) 操作時間余裕を確認する。



※ 評価結果に与える影響については、解析コードの不確かさ、解析条件の不確かさ及び操作条件においてそれぞれ確認する。

操作時間余裕の把握

上記の結果を踏まえ、操作タイミングが変動した場合の操作時間余裕の概略を評価し、不確かさを考慮した評価結果の余裕を確認する。

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針	#EDDの作品 (スパーと・3)
1)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針は妥当か。	1)
(i) 不確かさを考慮すると、解析結果が非保守的となる場合は感度	'' (i)解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針について、以下のとおり確認した。
解析等により考察する方針としているか確認する。	解析条件の不確かさの影響評価方針は、「6.7 解析コード及び 解析条件の不確かさの影響評価方針」を踏まえ、不確かさの影響評価の範囲として、
	運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を評価するものとしていることを確認した。なお、操作に係
	る不確かさを「認知」、「要員配置」、「移動」、「操作所用時間」、「他の並列操作有無」及び「操作の確実さ」の6要因に分類し、これらの要因が、運転員
	等操作時間に与える影響を評価するものとしていることを確認した。また、「6.1.4 有効性評価における解析条件の設定」において、「解析条件の不確か
	さが大きい場合には、影響評価において感度解析等を行うことを前提に設定する」としていることを確認した。
	 参考:「6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針」において、不確かさ等の影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小
	さくなる場合に恋反所が手を11プとしている。以下参照。
	(参考:6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針)
	6.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
	解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価の範囲として,運転員等操作時間に与える影響,評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕を
	評価するものとする。
	不確かさの影響確認は、評価項目となるパラメータに対する余裕が小さくなる場合に感度解析等を行う。事象推移が緩やかであり、重畳する影響因子が
	ないと考えられる等,影響が容易に把握できる場合は,選定している重要事故シーケンス等の解析結果等を用いて影響を確認する。事象推移が早く,現象が
	複雑である等、影響が容易に把握できない場合は、事象の特徴に応じて解析条件を変更した感度解析によりその影響を確認する。
(ii) 解析コード及び解析条件の不確かさにより	│ │ │(ⅱ)不確かさにより影響を受ける運転員等操作は以下のとおりであることを確認した。
員等操作が特定されているか確認する。	
① 運転員等操作の起点となる事象によって運転員等操作が受	① 本重要事故シーケンスの重大事故等対策である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水操作は、事象の発生を起点に
ける影響を確認。	行うため、不確かさが運転員等の操作時間に与える影響はないことを確認した。

(1) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1)解析コードの不確かさが運転員等の操作時間に与える影響の内容は妥	1)
当か。	
(i) 解析コードが有する重要現象*の不確かさとその傾向が挙げら	(i)解析コードを用いた評価は実施していない。
れているか確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較により、その傾向が把握されているか確	
認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさにより、影響を受け	
る運転員操作とその影響(操作開始が遅くなる/早くなる)を	
確認。	
※ 解析コードで考慮すべき物理現象は、「Ⅲ 重大事故等対策の	
有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」	
においてランク付けされており、ランク H、ランク M に該当す	
る物理現象が重要現象として抽出されている。また、解析コー	
ドの重要現象に対する不確かさについても、「Ⅲ 重大事故等	
対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードにつ	
いて」において整理されている。	
2. 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響	
1) 解析コードの不確かさが評価結果に与える影響の内容は妥当か。	1)
(i) 解析コードが有する重要現象の不確かさが評価結果に与える影	(i)解析コードを用いた評価は実施していない。
響を確認する。	
① 解析コードが有する重要現象の不確かさが抽出され、実験や	
他コード等との比較によりその傾向が把握されているか確	
認。	
② 解析コードが有する重要現象の不確かさが、評価項目となる	
パラメータに与える影響(余裕が大きくなる/小さくなる)に	
ついて確認。	

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

a. 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価の共通解析条件	
(3) 設計基準事故対処設備の適用条件	
a. 設備の容量は設計値を使用する。設計値と異なる値を使用する場合	
は、その根拠と妥当性が示されていること。作動設定点等について計	
装上の誤差は考慮しない。	
b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性	
(原子炉圧力、温度及び水位等) が示された場合には、その機能を期	
待できる。	
1. 解析条件の不確かさが運転員等の操作時間に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが運転員等の操作時間に与える影響の内容は妥当か。	
(i)設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	(i) 初期条件、事故条件及び重大事故等対策に関連する機器条件に関する解析条件の設定にあたっては、原則、評価項目に対する余裕が小さくなるような
いる条件が抽出され、その違いが運転員等の操作時間に与える影	設定としていることから、その中で事象進展に有意な影響を与えると考えられる炉心崩壊熱について影響評価を行うとしていることを確認した。解析条
響(操作開始が遅くなる/早くなる)を確認する。	件が運転員等操作に与える影響は以下のとおりであることを確認した。
(全交流動力電源喪失の場合)	
① 炉心崩壊熱が変動した場合について、運転員等操作への感度	① 本重要事故シーケンスの重大事故等対策である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水操作は、事象の発生を起点に
を確認。	行うため、解析条件の不確かさによって運転員等の操作時間に影響がないことを確認した。
② 外部水源タンク等の保有水量が変動した場合について、運転	② 該当なし。
員等操作への感度を確認。	
2. 解析条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1) 初期条件、事故条件及び機器条件における解析条件の設定と最確条件	1)
の違いが <u>評価結果</u> に与える影響の内容は妥当か。	
(i)設計値と異なる値(標準値(代表プラントの値)等)を用いて	 (i)解析条件が評価結果に与える影響は以下のとおりであることを確認した。
いる条件が抽出され、その違いが評価結果に与える影響(余裕が大	
きくなる/小さくなる)を確認する。	
(全交流動力電源喪失の場合)	
① 炉心崩壊熱が変動した場合について、評価結果への感度を確	↑ ① 解析条件の燃料の崩壊熱(原子炉停止1日後)及び初期水温(52°C)より厳しい原子炉停止7時間後の崩壊熱及び水温 100°Cとして評価した結果、原
認。	子炉水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するのは事象発生から約2.2時間後となるが、原子炉圧力容器への注水は、事象発生から25分
	後に開始することが可能であるため、評価項目となるパラメータに与える影響は小さい。また、解析条件の初期水位(通常運転水位)に対して最確条
	件は通常運転水位以上であり、原子炉水位が燃料有効長頂部まで低下する時間は長くなることから、評価項目となるパラメータに対する余裕が大きく
	なることを確認した。
② 外部水源タンク等の保有水量が変動した場合について、評価	② 該当なし。

(2) 解析条件の不確かさの影響評価

b. 操作条件

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
1. 操作条件の不確かさが対策の実施に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさが運転員等操作に与える影響並び	
に解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間の相違に	
より、操作タイミングが変動しても要員は対応可能か。また、要員の	
<u>配置</u> は前後の操作を考慮しても適切か。	
(i) 運転員操作の場所、対策の実施内容と対策の実施に対する影響	(i)不確かさにより操作タイミングが変動した場合の要員の対処可能性、要員の配置について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 解析コード及び解析条件の不確かさによって、操作のタイミ	① 本重要事故シーケンスにおいては、全交流動力電源喪失後、ガスタービン発電機から給電し、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水準
ングが変動しても対策を講じることができるかを確認。	備操作を終了する時間は、事象発生から 25 分後であるが、本操作が遅れた場合でも通常運転水位から放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する
	までの時間は、事象発生から約4時間後であることから、十分な時間余裕があることを確認した。
② 作業と所要時間(タイムチャート)を踏まえ、要員の配置は	② 原子炉補機冷却水系の系統構成は、常設代替交流電源設備受電操作及び低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水操作
前後の作業を考慮しても適切かを確認。	と同じ運転員が行うが、操作に関する時間的な重複は無いことから要員の配置は適切であることを確認した。
③ 要員の現場までの移動時間や解析上の操作開始時間は、操作	③ 各操作及び作業における所要時間は、現場への移動時間、作業環境、作業時間、訓練実績等を考慮した想定時間であることを確認した。
現場の環境を踏まえた訓練実績等に基づいて設定されてい	
るか確認。	
2. 操作条件の不確かさが評価結果に与える影響	
1)解析コード及び解析条件の不確かさによる操作条件の変動が <u>評価結果</u>	1) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水については、解析上の操作開始時間に対して実際に見込まれる操作開始時間は
に与える影響の内容は妥当か。	早くなる(解析上は事象発生2時間後より開始するが、実際には準備完了した段階で実施)。このように操作開始が早くなる場合には、炉心へ注水するタ
	イミングが早くなるため、原子炉圧力容器内保有水量の減少が抑制されることから、評価項目に対する余裕は大きくなることを確認した。

(3) 操作時間余裕の把握

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価ガイド)	
3.2 有効性評価の共通解析条件	
(5) 重大事故等対処設備の作動条件	
f. 炉心損傷防止対策に関連する操作手順の妥当性を示す	
1. 操作時間余裕の評価の妥当性について	
1) 操作の時間余裕は把握されているか。	1)
(i) 感度解析等により、操作時間が遅れた場合の影響を確認する。	(i) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水操作が遅れた場合の影響について、以下のとおり確認した。
(全交流動力電源喪失の場合)	
① 代替炉心注水の開始時間余裕を確認。	① 第7.4.1-5図に示すとおり、事象発生後2時間後に低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による注水がされるのに対して、通常運転水位から放射
	線の遮蔽が維持される最低水位に到達するまでの時間は事象発生から約4時間であり、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容
	器への注水の開始時間余裕を確保できることを確認した。
	補足説明資料(添付資料 5.2.2 表 2 運転員等操作時間に与える影響、評価項目となるパラメータに与える影響及び操作時間余裕(運転停止中 全交流
	動力電源喪失)において、操作遅れ等を考慮した当該操作の操作時間余裕について検討した結果が示されている。

4. 必要な要員及び資源の評価

審査の視点及び確認事項	確認結果(女川2号)
(設置許可基準規則第37条 解釈、有効性評価ガイド)	
3.1 有効性評価の手法及び範囲	
(2) 有効性評価においては、原則として事故が収束し、原子炉が安定状	
態に導かれる時点までを評価する。	
1. 要員及び資源の評価の妥当性について	
1) 要員数、水源の保有水量、保有燃料量及び電源の評価内容は妥当か。	1)
(i) 重大事故等に対処する要員数が必要以上確保されていること	(i) 重大事故に対処するための要員数の充足性について、以下のとおり確認した。
を確認する。	
① 本運転停止中事故シーケンスグループにおける対策に必要	① 本重要事故シーケンスの対応及び復旧作業に必要な要員は、28 名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等対
な要員数と重大事故等対策要員数を確認し、対応が可能であ	応要員は28名であり対応が可能である。ことを確認した。
ることを確認する。	
② 複数号機同時発災の場合や未申請号炉の SFP への対応を考	② 上記①で確認したとおり、重大事故等対策に必要な要員を確保できていることに加え、1 号炉及び3 号炉の運転員等も対処可能であることから、2 号炉
慮しても作業が成立するか確認。	の重大事故等への対処と1号炉及び3号炉の SFP への対処が同時に必要となっても対応可能であることを確認した。
(ii) 本運転停止中事故シーケンスグループにおける対策に必要な	(ii)
電力供給量は、外部電源の喪失を仮定しても供給量は十分大きい	
ことを確認する。	
① 外部電源あるいは非常用ディーゼル発電機以外からの給電	
装置等による給電量は、負荷の合計値及び負荷のピーク値を	応が可能であることを確認した。
上回っているか確認する。	
/***\ 古中小华十一第74 4 1 2 至 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/**:> **********************************
(iii) 安定状態まで導くために必要な水源が確保されているか確認	(iii) 水源の充足性について、以下のとおり確認した。
する。	 ① 初期対策である低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による炉心注水の水源は復水貯蔵タンクであり、原子炉水位回復に必要な水量が確保されて
な水源と保有水量から、安定状態まで移行できることを確認	
する。	いることを推訟した。
9 ৩ ়	
確保されているか確認する。	る水は、約 534m³である。これに対して、復水貯蔵タンクに約 1, 192m³の水を保有しており、対応が可能である。
	ガスタービン発電機を7日間運転継続した場合に必要となる軽油量は約414kL、原子炉補機代替冷却水系用の大容量送水ポンプ(タイプ I)を7日間運
	転継続した場合に必要となる軽油量は約 42kL、大容量送水ポンプ(タイプ I)により復水貯蔵タンクへ 7 日間給水した場合に必要となる軽油量は約 32kL
	であり、合計約 488kL 必要である。これに対して、軽油タンクに約 755kL、ガスタービン発電設備軽油タンクに約 300kL、合計約 1, 055kL の軽油を備蓄
	しており、対応が可能であることを確認した。

5. 結論

審査の視点及び確認事項

確認結果(女川2号)

記載要領(例)

- 1. ~4. の記載内容のサマリを記載。
- ・ 具体的には、運転停止中事故シーケンスグループの特徴、特徴を踏ま えた燃料損傷防止対策、安定状態に向けた対策、評価結果、不確かさ を踏まえても評価結果が基準を満足すること及び要員と資源の観点 から燃料損傷防止対策は有効であることの概要が示されていること。

運転停止中事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」に対して、申請者が運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策として計画しているガスタービン発電機による給電、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水及び原子炉補機代替冷却水系による炉心冷却が、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。

重要事故シーケンス「外部電源喪失+交流電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」において、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水を行い、さらに、原子炉を安定状態へ導くために、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による炉心の冷却を行った場合に対する申請者の解析結果は、運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策の評価項目をいずれも満足しており、さらに解析条件の不確かさを考慮しても、解析結果が評価項目を満足することに変わりがないことを確認した。なお、申請者が行った解析では、より厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(非常用ディーゼル発電機等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策となり得る。

さらに、対策及び復旧作業に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

重要事故シーケンス「外部電源喪失+交流電源喪失+崩壊熱除去・炉心冷却失敗」における対策の有効性を確認したことにより、その対策が本事故シ ─ケンスグループに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」に対して申請者が計画している運転停止中原子炉内燃料体の損傷防止対策は、有効な ものであると判断した。